

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成21年 3 月 3 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
7 野原恵子            8 増田武夫            9 牧野茂敏
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成20年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 6 発議第 1 号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書
- 日程第 7 議案第 1 号 平成21年度幕別町一般会計予算
- 日程第 8 議案第 2 号 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 3 号 平成21年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第10 議案第 4 号 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第 5 号 平成21年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第 6 号 平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第13 議案第 7 号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第14 議案第 8 号 平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第 9 号 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 平成21年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第12号 平成20年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第19 議案第13号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第14号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第21 議案第15号 平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第22 議案第16号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第23 議案第17号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第18号 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第25 議案第19号 平成20年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第26 議案第20号 平成20年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第27 議案第21号 幕別町介護保険臨時特例基金条例
- 日程第28 議案第30号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第22号 幕別町地域福祉計画策定委員会条例
- 日程第30 議案第23号 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例
- 日程第31 陳情第 1 号 「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第32 陳情第 2 号 「雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書」の提出

を求める陳情書

- 日程第33 陳情第3号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書
- 日程第34 陳情第4号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第35 陳情第5号 障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第36 陳情第6号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情
- 日程第37 陳情第7号 農水省の「農地改革プラン」でなく農業再生に役立つ農地制度を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第38 陳情第8号 パークゴルフ場「エルムコース」の復元について

# 会議録

平成21年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年3月3日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月3日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      14 永井繁樹      16 大野和政  
17 杉坂達男      18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教 育 委 員 長 林 郁男      代 表 監 査 委 員 柏本和成  
農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満      会 計 管 理 者 菅 好弘  
総 務 部 長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
民 生 部 長 新屋敷清志      企 画 室 長 佐藤昌親  
建 設 部 長 高橋政雄      忠 類 総 合 支 所 長 川島廣美  
札 内 支 所 長 久保雅昭      教 育 部 長 米川伸宣  
総 務 課 長 川瀬俊彦      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長谷 繁      保 健 課 長 羽磨知成  
こ だ も 課 長 森 範康      町 民 課 長 田村修一  
商 工 観 光 課 長 八代芳雄      都 市 計 画 課 長 田中光夫  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      学 校 教 育 課 長 伊藤博明  
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦      児 童 福 祉 係 長 亀田貴仁  
財 政 係 長 山岸伸雄      幕 別 消 防 署 長 稻上 隆雄  
消 防 課 庶 務 係 長 佐藤 繁
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏

# 議事の経過

(平成21年3月3日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成21年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、7番野原議員、8番、増田議員、9番牧野議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（古川 稔） この際、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査及び地方自治法第199条第9項の規定による、定期監査、及び、行政監査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。  
次に、去る、2月25日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成21年度十勝町村議会議長会の事業計画が、別紙のとおり決まりましたので、配布してございます。  
後刻ごらんいただきたいと思います。  
これで諸般の報告は終わります。

## [行政執行方針]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。  
岡田町長。  
○町長（岡田和夫） 平成21年第1回町議会定例議会が開催されるにあたり、町政執行への初心の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解、ご協力をお願いするものであります。私は、一昨年4月に町政執行の責任を担わせていただきまして以来、早くも任期の折り返しを迎えようとしております。  
また、合併から3年が経ちましたが、「第5期総合計画」に基づき、新たなまちづくりが順調に進みつつあることを実感し、大変うれしく思うところであります。この場をお借りして、心より感謝とお礼を申し上げます。  
地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、今後とも町民の皆さんの期待

をしっかりと受け止め、豊かで個性あるまちづくりに全力を傾注いたしてまいりたいと考えております。

さて、町民の皆さんと行政とのパートナーシップ、協働のまちづくりの推進につきましては、いつも申し上げているところではありますが、私の変わらぬ基本姿勢であります。

行政だけでは解決できないこと、また町民だけでは解決できないことについて、ともに協力して互いの不足を補い合う工夫を重ねていくことが、地域の活力を高めていく上で大変重要なものと考えているところであります。

協働のまちづくり支援事業につきましては、これまでも多くのご利用をいただいているところでありますが、今後も、多くの方の要望を取り入れながら、事業メニューの拡充を図るなど、対応してまいりたいと考えております。

また、まちづくりに関する研修会などへの公区役員の参加支援にも継続して取り組み、協働によるまちづくりの一層の進展と地域リーダーの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

合併4年目を迎え、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」など、第5期総合計画の基本目標の実現に向け、各種施策の実施に取り組んでまいっている所存であります。

今後とも議員各位並びに町民の皆さんとの深い信頼関係を大切にし、町政の執行に全力で取り組んでまいっている所存でありますので、特段のご指導、ご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。

次に、地方財政対策について申し上げます。

平成21年度における国の予算は、いわゆる「骨太の方針」により、歳出経費全般について徹底した節減合理化を行うこととされたところではありますが、景気後退等に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中、公債費は依然として高水準であることや社会保障関係経費の自然増など財源不足額が拡大されるものと見込まれているところであります。

このような背景により、まとめられた地方財政対策としましては、給与関係経費や地方単独事業費の抑制を図ることなどを基本としながらも、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することとされたところであり、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえ、特に要望の強い一般財源の確保という観点から、「雇用創出」や「地域の元気回復」のための措置を、地方交付税の特別枠による加算として1兆円を増額するとされたところであります。さらに、国と地方が折半して財源不足を補填することとした臨時財政対策債を増額するなど、平成11年以来、10年ぶりとなる一般財源の大幅な増加を見込んだところであります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

平成21年度の予算につきましては、国における地方財政対策では一般財源の増加を見込んでいるものの、本町では町税の伸びが期待できないこと、また地方交付税につきましても過去の投資的事業に対する交付税措置の算入期間の終了に伴う減額など、大きな増額が見込めない状況であることから一般財源の確保に苦慮したところであります。しかしながら、こうした状況の下とはいえ、多様な住民要望に応えるため、生活関連の社会資本整備や農業・商業などの産業振興、また、保健福祉の充実や教育環境整備など、限られた財源の中できめ細やかな予算編成に配慮したところであります。

この結果、一般会計予算は、125億6,049万円で、20年度当初予算との対比で8億1,574万9,000円、6.1%の減となっております。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など9特別会計と水道事業会計を合わせた10会計で総額85億4,389万2,000円となり、平成20年度当初予算との対比では1億6,893万7,000円、2.0%の増で、これら一般会計と特別会計等の総額では、211億438万2,000円、20年度当初予算との対比で6億4,681万2,000円、3.0%の減となっております。

それでは、一般会計の歳出について申し上げます。

まず、投資的経費についてであります。総体で12億5,887万4,000円で、20年度対比で2億9,384万2,000円、18.9%の減となっておりますが、これは土木費の単独事業の減が主なものであります。また、経常経費につきましては総体で5億2,190万7,000円、4.4%の減で、公共下水道特別会計への繰出金の減などによるものであります。

次に、財源措置である歳入についてであります。まず町税の町民税においては、依然として厳しい経済状況を反映して、20年度より減収が予想されることから町税全体では、2.6%の減で計上したところであります。また、固定資産税においては、3年ごとに見直す「評価替え」があったものの、土地評価額の下落や家屋の経年減価の落ち込みが著しく、前年並みの税収が見込めない状況であります。

主要財源である地方交付税につきましては、前段申し上げましたとおり、国の地方財政対策や地方財政計画の状況をベースに推計したものに事業費補正などを加味し、さらには20年度の交付実績などを勘案し、1.8%の減で計上したところであります。

次に、基金からの繰入についてであります。新年度の予算編成においては、約5億6,000万円の一般財源の不足をきたしたことから、限られた財源の有効活用を念頭におき、継続事業や新たな施策の実施など、より多くの行政需要に応えるため、財政調整基金から3億7,000万円、まちづくり基金から1億円を繰入れ、収支のバランスを図ったところであります。なお、減債基金から9,300万円を繰り入れておりますが、これは、過去に交付税措置された起債の償還分に財源充当するものや、公的資金繰上げ償還分に充当するため、繰り入れるものであります。

また、地方債の借入れにつきましては、約9億円を見込んでおりますが、内訳としましては、交付税の振り替え分である臨時財政対策債が約4億9,000万円、普通建設事業充当分が約4億1,000万円となっております。しかしながら、地方債の活用については、後年次の財政運営に支障をきたすことのないよう、財政健全化推進プランや公債費負担適正化計画に基づいて、慎重に対処していかねればものと考えております。

以上、予算概要について申し上げましたが、引き続き厳しい財政運営が予想されますことから、事務事業の見直しや経常経費の節減に努めるとともに「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治の基本理念のもと、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、「第5期総合計画」に掲げる5つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

住民参加のまちづくりについてであります。町民の皆さんと行政のパートナーシップによる協働のまちづくりの推進は、先ほども述べさせていただきましたが、私の基本姿勢でもあり、まちづくりを進める上で、大変重要なものと考えております。

協働のまちづくり支援事業の一つとして、公区が主体となった防災に対する取り組みが、徐々にではありますが広がりつつあり、「コミュニティが希薄化している現代」といわれる中であって、災害時に助け合う、こうした動きに注目するとともに、今後も、さらなる広がりを期待し、支援を行ってまいりたいと考えております。

忠類地区においては、公区の連携をめざした協議会設立の動きもあるところですが、地域や住民同士が互いに支えあう「自助、共助、公助」の仕組みの再生に向け、情報の提供と住民自治意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

住民にわかりやすい行政の推進についてであります。さまざまな制度が複雑化する中、より住民にわかりやすい情報の提供が求められております。このため、新年度に住民参加による広報紙のモニター制度の導入に取り組んでまいりたいと考えております。

効率的で健全な行財政の運営についてであります。地方自治体が将来にわたり自立した地域として活力を維持していくためには、何よりも安定的な財政基盤を確立することが重要であります。このため、これまでも町民の皆さんの深い理解のもと、「財政健全化推進プラン」や「第3次行政改革大綱推進計画」を着実に実行し、自主財源の確保、歳出の抑制をはじめ、自治体としての運営基盤の安定を図ってきたところであり、今後も引き続き、これら計画の達成に取り組んでまいります。

効果的な広域行政の推進についてであります。平成18年6月に、消防法が改正され、市町村消防の広域化推進に関する規定が設けられたところであり、市町村は平成24年までに広域化を目指すこと

となったところであります。

十勝圏における火災等の消防事象は年によって変動はあるものの、救急件数は増加の一途をたどっております。さらに、近年、台風や地震などの自然災害が毎年のように発生し、広域かつ甚大な被害に見舞われるなど、あらゆる危険に備えた地域防災体制の充実が求められております。

このようなことから、新年度に十勝圏複合事務組合の中に「消防広域推進室」を設置し、広域化の実現を目指していくこととなっております。

定住施策の推進についてであります。これまでも東京や大阪などの大都市を中心に宣伝活動を行ってきたところであり、平成20年度には、「移住のお試し事業」にも取り組み始めたところであります。平成21年9月に、ねんりんピックでのパークゴルフ競技が本町で開催されることに伴い、道外からの多くの訪問者も期待されることから、旅行会社とタイアップした移住体験事業を実施することとしております。

次に、基本目標の第2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」、産業の振興についてであります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く情勢は、原油価格や穀物相場が乱高下する中、世界的な肥料の原料の需要増大などにより、農業生産資材の価格高騰を招き、農業経営に深刻な影響を及ぼしております。

また、国際情勢においては、WTO農業交渉や日豪EPA交渉が先行き不透明であり、我が国の農業にとって厳しい状況が続くなど、なお予断を許さないものと考えております。

こうした不安定な状況下にあつて、本町におきましては、昨年策定した「幕別町農業・農村振興計画」を基本に、「幕別町担い手育成総合支援協議会」と連携を図りながら、より安定的で持続可能な農業経営の確立に向けた取組みを推進するとともに、既存の「ふるさと土づくり支援事業」の拡充を行い、化学肥料の低減によるコスト削減に向けた取組みを支援してまいります。

加えて、農業生産資材価格の高騰に伴う農業者負担を軽減し、再生産の確保と農業経営の安定を図るため、農業者が借り入れた農業経営緊急対策資金に対する利子補給事業を実施してまいります。

また、忠類地域に微気象観測機器（マメダス）の設置を行い、気象情報システムの充実を図り、忠類地域の農業者の方にも的確な気象情報を提供してまいります。

さらに、幕別町農業振興公社で実施しております「まくべつ農村アカデミー」をはじめとする各事業につきましても、農協等関係機関と一体となって推進し、担い手の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、畜産・酪農振興についてであります。忠類地区での「畜産担い手育成総合整備事業」を引き続き実施するほか、酪農・畜産農家に対する緊急支援対策として、20年度より実施しております、飼料用とうもろこしの作付の維持・拡大に係る種子購入に対する助成事業、町営牧場の入牧料の軽減措置につきましても、引き続き実施してまいります。

また、平成21年度以降の生乳増産に資することを目的として、平成20年度に実施いたしました乳牛の導入・保留に係る借入資金に対する利子補給事業を1年延長するとともに、後継牛としての育成牛の増頭を図るため、雌雄判別精液の購入に対する助成事業を新たに実施したいと考えております。

次に土地改良事業につきましては、道営畑総事業が4地区、道営一般農道整備事業が1地区、団体営事業が新規着工となる中里地区の合計6地区で事業を実施してまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、昨年同様、12の活動組織が、約1万2,500ヘクタールの農地の保全に取り組む予定となっております。

次に、林業の振興についてであります。

輸出産業の景気悪化に伴うカラマツ材の需要減など、林業を取り巻く環境は厳しい状況に直面しております。しかしながら、地球温暖化が叫ばれる中で、森林の有する多面的機能を十分に発揮させる必要性から、国や道、あるいは森林組合と連携を図りながら、民有林の振興や町有林の適期施策を推進してまいります。

また、森林が持つ機能や効果についての理解促進の場として取り組んでおります「まくべつ元気の森植樹事業」につきましては、学校教育との連携を深めながら、引き続き実施してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

昨年秋に始まった世界的な経済危機の影響で、本町の商工業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

このため、地域の商工業の健全な発展に大きな役割を果たしている商工会との連携を図りながら、経営改善普及事業をはじめ、各種の活性化事業に対し必要な支援を行ないますとともに、新たに、中心市街地商店街の空き店舗対策として、商工会、商店会などの団体や個人が、指定区域内の空き店舗を活用し、新規出店をする場合、建物の改修費や賃貸料の一部を補助する制度を実施するほか、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資制度につきましても、金融機関、商工会との連携のもとに商工業者の資金需要に応じた迅速な対応と、保証料助成、利子補給を引き続き、行なっております。

加えて、新規創業者を支援するため、北海道などが貸し付けしている創業資金の利用者に対する保証料及び利子の補給制度を創設いたします。

次に、企業誘致対策についてであります。「帯広十勝地域産業活性化協議会」が策定しました基本計画が、国の同意を得たことから、企業立地促進法に基づく国の支援などを活用し、十勝の特性を活かした産業の集積と活性化を図るため、地域が一体となって企業誘致に取り組んでまいります。

また、消費者対策につきましては、消費者協会をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供や啓発活動、消費生活相談業務など、今後も消費者が安全で安心して暮らせるよう、被害の防止に努めてまいります。

次に、雇用対策についてであります。企業誘致による雇用の創出に努めますとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化、通年雇用促進支援事業による取組みや雇用情勢に即応した緊急雇用対策を推進してまいります。

また、新卒者の未就職者に対する雇用対策事業や、季節労働者対策として町単独で実施してきた市街地通学路の除雪、主要街路の清掃や町道支障木伐採業務を引き続き実施してまいります。

次に、観光振興についてであります。豊かな自然に育まれた多様な地域資源を活用した地域性あふれる観光地づくりを、観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、高速道路網の整備に合わせ、広域的な連携・協力による観光客誘致活動や「十勝・幕別」のPR活動を推進し、点在する観光資源を多元的に連動して観光客誘致を進め、「夏フェスタ」「ナウマン全道そり大会」など季節感あふれるイベントの拡充や交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

はじめに、少子化対策、子育て支援について申し上げます。

平成17年3月に策定いたしました「幕別町次世代育成支援行動計画」の前期計画が平成21年度をもちまして計画期間を終了いたしますことから、平成22年度から平成26年度までの後期計画の基礎資料とするため、本年2月に町内780世帯の児童の保護者に対し、子育てに関する生活実態や意見・要望などにつきまして、アンケート調査表を配布したところであります。

この調査結果を集計・分析をいたしましたうえで、今定例会に条例提案させていただきました「幕別町次世代育成支援対策地域協議会」におきまして、後期計画の策定をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、「子どもの権利条例」の策定に向けた進捗状況についてであります。

昨年の第2回定例会一般質問におきまして、「平成21年3月議会提案を目標としたい」と、お答えさせていただいたところでありますが、まずは、子どもの権利とは何かという内容につきまして周知を図ることが必要と考え、本年1月の広報誌におきまして「子どもの権利条約」等について、ご紹介させていただきました。

また、今後は、本町に相応しい子どもの権利に関する内容につきまして、町民のみなさんとともに



検討を進めていくことが重要なことであると考えておりますことから、21年度におきましては、アンケート調査を行うほか、「次世代育成支援対策地域協議会」を主体とする検討、さらには小中学生からの意見集約を図るなど、条例策定に向けた具体的な作業を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、札内青葉保育所の平成22年度指定管理業務に向けた「引継保育及び施設改修」についてであります。

引継保育につきましては、新年度におきまして1年間実施することとしており、町職員と指定管理者職員との合同保育により、児童及びその保護者のみなさんに安心、信頼を確保するように努めてまいりたいと考えております。

また、施設改修につきましては、1室を改修して定員4名の病後児保育室を設置するほか、ボイラー更新、屋根の断熱工事、保育室の壁クロスの補修などを行うことといたしております。

これら、「引継保育及び施設改修」に要する経費につきましては、本定例会補正予算及び平成21年度予算に計上させていただいているところでありますが、保育業務に支障をきたすことなく、かつ安全に行われるよう細心の注意を払い実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、学童保育所の入所状況についてであります。

2月20日現在の平成21年度入所申込み児童数は、幕別南コミセン併設の「はぐるま学童保育所」につきましては26人で、昨年の4月1日に比べ2人減、白人小学校下の「あすなろ学童保育所」は43人で同じく3人減、札内北コミセン併設の「やまびこ学童保育所」は72人で11人増、札内南コミセン併設の「つくし学童保育所」につきましては98人で23人増、「忠類学童保育所」につきましては、18人で1人減となり、特に、やまびこ及びつくし学童保育所につきましては、前年度当初を大幅に超える増加となったところであります。

このため、新年度におきましては、札内北及び札内南コミセンの利用団体のご理解をいただいたうえで、コミセン大集会室の活用を図り、児童の安全な遊び場の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

今後におきましては、平成22年度以降の入所推計数を見直したうえで、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、妊婦健診についてであります。現在、無料で実施いたしております年5回の健診を、新年度からは14回に増やしますとともに、2万円を限度といたします本町独自の健診費用の一部助成につきましても、引き続き実施し、安心して子どもを産むことができる環境の整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

本年9月5日から開催される、第22回全国健康福祉祭、通称 ねんりんピック2009北海道・札幌大会、パークゴルフ交流大会について申し上げます。ねんりんピックの開催に向けては、昨年4月に幕別町実行委員会を設立し、9月にはプレ大会を開催するなど実施準備を整えてきたところであります。本年は、いよいよ開催の年を迎えますことから、実行委員会を中心に関係各団体の協力のもと、全国から来町される選手の皆さんを歓迎し、大会を無事成功させたいと考えているところであります。

次に、障がいのある方の福祉の推進であります。

第2期幕別町障害福祉計画策定に向け、障害者福祉計画策定委員会に諮問いたしまして、現在ご協議をいただいているところであります。第2期計画の策定にあたりましては、障害を持った方を始め広くご意見をいただきながら策定作業を進めており、この3月中旬頃に策定委員会より答申をいただくこととなっております。

本年度は、計画に基づき、障害者の方々に必要な福祉サービスを提供し、地域で安心して暮らせるよう施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

はじめに、地域福祉計画の策定についてであります。

平成20年度中の策定を予定しておりましたが、本計画に関連する第4期高齢者保健福祉計画及び介

護保険事業計画並びに第2期障害福祉計画が平成21年3月中に策定される見込みであることから、これらの計画との整合性を図り、策定することが望ましいものと考えております。

このため、新年度におきまして、これらの計画と整合性を図るとともに広く住民の皆さんにご参加をいただき、地域で助け合い、支え合う、誰もがその人らしい生活を送れるような仕組みを作る計画を策定いたしたいと考えております。

なお、今定例会に地域福祉計画策定に係る委員会を設置する条例を提案させていただいているところであります。

次に、福祉灯油引換券の交付状況についてであります。2月末現在で助成の対象となります1,237世帯のうち、78.74%にあたる974世帯から申請があり、引換券の交付をいたしたところであります。

次に、幕別地域水道料金助成についてであります。

助成件数につきましては、毎月多少の増減はありますが、直近の本年1月末現在は297件となっております。助成額につきましては、改定前の料金と改定後の差額分を助成するものであります。昨年6月分から本年1月分の8カ月の合計で83万1,672円、件数では延べ2,159件となっております。

新年度におきましても引き続き随時受付を行ない、助成いたしたいと考えております。

次に、介護保険について申し上げます。

平成21年度から23年度までの3年を期間といたします「第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定につきまして、介護保険運営等協議会に諮問をさせていただき、先月の19日に答申をいただいたところであります。

計画の主な内容につきましては、高齢者の積極的な社会参加、健康づくり・介護予防事業の推進、地域ケア体制の推進、介護保険事業の円滑な運営を施策の体系といたしまして、個別事業の施策の方向を定めたものであります。

具体的には、介護保険の円滑な運営につきましては、幕別地区に認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した事業所の参入を図るほか、忠類地区においては、地域密着型サービスの整備を検討すること、幕別地区、札内地区に認知症対応型通所介護事業所の参入を促進することなど、介護サービスの基盤整備を図ることといたしております。

また、介護保険料につきましては、介護サービス量の増加や介護報酬の引き上げを見込む一方で、介護給付費準備基金の取り崩しや国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の充当によりまして、現行の基準月額保険料3,350円から500円アップの3,850円とするものであります。

なお、平成18年度から平成20年度まで実施してきました税制改正に伴う激変緩和措置が終了したことに伴い、保険料が上昇する方への影響を考慮し、引き続き保険料の負担を軽減する措置を設けるとともに、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな所得段階数と保険料率を設定するため、現行の6段階から8段階9区分にするものであります。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、老人保健制度に代わり平成20年4月にスタートいたしました。

制度開始早々から「制度が複雑である」などの理由により全国的に混乱を招き、既にいくつかの制度見直しが実施されており、21年度以降につきましても、さらに見直しが予定されているところであります。

このため、新年度から事務体制の強化を行ない、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、円滑な事業運営を目指すとともに、対象者の皆様が、健康で安心して生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、保健・医療についてであります。平成20年度から始めました特定健診につきましては、当初目標の25%をほぼ達成できる見込みとなっております。

新年度につきましては、受診率35%が目標値となりますが、目標達成に向けまして、個別通知や広報紙等を通して健康意識の醸成を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、幕別町葬斎場の整備について申し上げます。

幕別町葬斎場につきましては、昭和 61 年 11 月に供用を開始して以来、22 年が経過いたしております。

施設の状況であります。これまで、火葬炉及び機械類につきましては、年次計画により順次、補修整備を行ってきたところであります。

なお、遺族待合室やトイレにつきましては、建築当時のままであり、葬儀の形態が変わってきたことなどから、手狭になってきたというご意見を伺っておりました。

このため、新年度において、遺族待合室の拡張や女子トイレの増設等、内部改修を実施し、遺族の皆様にご不便をおかけすることのないようにいたしたいと考えております。

次に、基本目標の第 4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

新たな知識・技術を習得する学習の場や機会を拡充することが求められており、これらの成果を社会や毎日の暮らしの中で活用することは、生きがいや励みにもつながります。

学校や教育機関、家庭、地域がより一層連携を深め、学ぶ意欲を高めるための、より良い教育環境づくりを進めていくことが大切であると考えております。教育委員会との連携のもと、教育施設整備をはじめ、生涯学習の振興に、一層意を用いてまいります。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第 5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」について申し上げます。

はじめに、道路、交通環境の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、全計画区間 80 キロメートルの内、帯広ジャンクションから昨年 11 月に供用開始されました幸福・中札内間 6 キロメートルを含め 36 キロメートルが供用されております。本町の忠類地区を通ります中札内・大樹間の事業区間 23 キロメートルにつきましては地権者協議等を進めており、今年度、一部本体工事に着手すると伺っておりますが、今後も早期建設と共に大樹・広尾間の事業区間への採択につきましても関係市町村と連携を図り要請活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、道道整備についてであります。幕別と札内で整備を進めております立体交差事業は、昨年 12 月に共に開通しておりますが、すべての事業完了は幕別地区が新年度、札内地区が平成 22 年度と伺っているところであります。

なお、懸案であります帯広圏域環状線のみずほ通以東の整備につきましては、立体交差事業期間内での新規着手は難しいと伺っておりますが、立体交差事業の完了も見えてきておりますので早期着手に向けて要請活動を続けてまいりたいと考えております。

また、道道幕別大樹線の五位・中里間の約 2.5 キロメートルと忠類地域の道道生花大樹線につきましても整備が進められると伺っております。

次に、町道の整備についてであります。

現在、町道延長 883.1 キロメートルに対しまして、改良率 68.4%、舗装率 57.5%という状況であります。各公区より要望の多い生活道路の整備にあたりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、新年度事業といたしましては、国の 2 次補正であります「地域活性化・生活対策臨時交付金」対象事業を含めまして、継続事業として札内鉄南大通、元忠類線など 10 路線、新規路線として軍岡 22 号線など 4 路線の整備を予定しております。

街路事業では、北栄土地区画整理事業区域から国道 38 号へアクセスする北栄大通の 6 号交差点の新年度完了を予定しており、北栄西通 3 線交差点は平成 22 年度の完了に向けて、用地買収、物件補償等を進めてまいりたいと考えております。

また、町道における除排雪、草刈、砂利敷きなど道路維持管理につきましては、これまで同様パトロールの充実ときめ細かな対応に心がけ、安全で快適な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備について申し上げます。

昨年3月より整備を進められておりました道営あかしや南団地1号棟、2号棟の全面的改善工事が昨年末に完了し、新たに入居することとなった8世帯を含め全世帯40世帯が本年2月より入居したところであり、新年度は引き続き3号棟、4号棟の全面的改善工事が行われると伺っているところであります。

全面的改善工事では、エレベーターの設置や居室内の段差の解消などユニバーサルデザインの視点にたった改善がなされ、高齢者や障害者の方も安心して入居していただけるものと考えております。

一方、町営住宅につきましては、「公営住宅ストック総合活用計画」により、新年度は札内桂町東団地4棟16戸と、忠類白銀町団地4棟16戸、合わせて8棟32戸の全面的改善工事を進めるための耐力度調査及び実施設計を行い、平成22年度より工事を進め、平成25年度の完了予定としているところであります。

次に、公園、緑地の整備について申し上げます。

新年度は、札内西近隣公園の整備を予定しており、「札内西緑化重点地区」で計画しておりました公園・緑地の整備がすべて完了することとなります。

今後は、既設の公園を含め、誰もが利用しやすく、親しみの持てる公園とするよう、協働のまちづくり事業や公園里親制度の推進と合わせて、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道整備につきましては、高い安全性と安定した水道水の供給に努め、新年度は配水管の新設6路線を予定いたしております。

また、簡易水道事業では、忠類東部地区の道営畑総営農用水事業及び関連事業であります町施行分の整備を生活対策臨時交付金の対象事業として整備を進めるほか、幕別地区では幕別簡水送水ポンプ場等の整備を進め、安定的な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

新年度事業といたしましては、幕別町浄化センター電気設備更新工事のほか、汚水管新設1路線、雨水管新設2路線の整備を進める一方、公共施設2カ所を含め20戸の合併浄化槽を整備する予定であります。

次に、土地利用について申し上げます。

札内北栄土地区画整理事業につきましては、現在、換地処理事務が進められており、新年度より平成23年度までの清算業務に入ると伺っております。

なお、全体保留地区画数221区画のうち、60区画の代行引渡し分を含め171区画がすでに販売済みで、率にして77.4%と伺っており、今後の販売がより促進されるよう、期待したいと考えております。

以上、第1回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたが、今後も行政需要が多様化、複雑化していく中、厳しい財政状況ではありますが、少しでも町民の皆さんの期待に応えられるよう、また、住んで良かったと思われるまちづくりに向けて、職員ともども全力を尽くす決意であります。

議員の皆様並びに町民の皆様の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、執行方針を結ばさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

林教育委員長。

○教育委員長（林 郁男） 平成21年第1回幕別町議会定例会の開会にあたり、平成21年度の教育行政執行方針について申し上げます。

変革の時代、混迷の時代、そして国際競争の時代といわれる今日、次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育む教育環境のもとで、確かな学力を身に付け、健やかに成長することは、すべての町民の

願いであります。

教育の地方分権が進展する中で、国の教育改革の舞台は各地域の教育委員会や学校現場へと移り、地域住民、保護者の多様な価値観を学んだ意向を踏まえながら、教育、文化、スポーツを一体的に推進する教育委員会の役割と責任は、ますます大きくなってきております。

こうした中、幼稚園教育要領はこの4月から全面実施され、小・中学校では新しい学習指導要領の移行措置が開始されるなど、本年度は、教育改革案が学校現場で実行される年にあたり、地方の教育行政を担う立場にある私どもにとっては、これまで以上に信頼される学校づくりや、活気のある地域社会づくりに主体的に取り組み、その状況や成果を保護者や地域に向けて、責任をもって発信していくことに、さらなる努力を惜しんではならないと考えております。

また、「第5期幕別町総合計画」の策定を受け、計画年次の途中ではありますが、平成21年3月に「第4次幕別町生涯学習中期計画」を策定し、生涯学習の理念に基づき、町民ニーズの変化や課題に対応した学習環境の整備と向上に努めてまいります。

以下、「第5期幕別町総合計画」の基本目標、「(4)文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、「生涯にわたる学習社会の形成」についてであります。

生涯学習は、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが、必要に応じて自分に適した手段と方法を選んで自由に学習に取り組み、その成果を適切に活かすこととされています。

ライフスタイルの多様化に対応し、利用者の立場に立った生涯学習機会の提供を図るため、百年記念ホールをはじめ、図書館、各資料館、まなびや、また、各種スポーツ施設などの生涯学習施設をより利用しやすく、魅力ある学習の場となるよう努めてまいります。

また、学習の成果を評価し、ボランティア活動などに活かすことのできる仕組みづくりを進めるため、その具現化の一つとして、昨年から実施しております「学校支援地域本部事業」の推進を図り、学習の成果を活かす場の開拓に努めるとともに、生涯学習の理念に基づき、学習機会の拡充と学習情報の提供に努め、指導者の確保・育成と各種団体やサークルへの支援策を講じてまいります。

二つ目は、「健やかな子どもを育てる学校教育の推進」であります。

はじめに、幼児教育の充実についてであります。

今日、都市化や核家族化、少子化の進行などにより、家庭や地域社会が持っていた教育力が低下してきていると言われる中、小学校就学前の教育と保育に対する期待や要請は、ますます大きなものとなっています。

本年度におきましても、異年齢保育、満3歳児就園、預かり保育、保育相談等を通じて、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」と「健やかなからだ」の育成に努めるとともに、小学校との連携を図り、発達や学びが小学校生活に滑らかにつながるよう、より細かな支援に努めてまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

学校教育につきましては、学習指導要領に基づき、その理念である「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、個に応じたきめ細やかな指導に努め、基礎、基本の確実な習得に努めてまいります。

また、ふるさとの歴史や風土、文化を学び、時代の新しい課題に対応する能力を持って、自ら考えて行動できる子どもを育てるため、地域の特性を生かし、創造性に富んだ、特色ある学校づくりの推進に向けて取り組んでまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

昨年の3月に新しい学習指導要領が告示され、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されますが、その移行措置として、本年度から新しい教育課程に関して可能なものについては、先行実施をしてまいります。

小学校の5年生及び6年生に取り入れられる外国語活動については、本年度から、各校の計画に基づき移行措置期の対応をスムーズに展開できるよう、2名の「国際交流員」の勤務時間の拡大を図り、ネイティブ・スピーカーの活用の充実に努めてまいります。

算数・数学と理科については、移行措置期間中から新課程の内容の一部を先行して実施することとされており、理科においては、観察・実験の充実にいかかわって理科備品の充実に努めてまいります。

また、これまでも各中学校において教育活動の一環として、生徒の自主的な参加と教職員の熱意により行なわれ、輝かしい成果を上げてまいりました、いわゆる「部活動」につきましては、新学習指導要領の中で重要な教育活動として位置付けられたことから、教育委員会といたしましても、責任感、連帯感の涵養などに資する部活動の教育的効果に鑑み、一層の推進を図る観点から、助成を拡大いたします。

昨年度から配置いたしました「学校教育推進員」につきましては、新学習指導要領にかかる学校への対応や特別支援教育の充実はじめ、学校における教育課程及び学習指導など専門的事項の指導についての活用を図り、スクールカウンセラーとの連携により、いじめや不登校といった問題に対しても適切な取り組みに努めてまいります。

次に、特別支援教育の充実についてであります。

子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、通常の学級に在籍する学習障害などの児童生徒も含めて適切な教育的支援を行なうため、昨年度から、各学校の実情に応じて「特別支援教育支援員」を配置いたしました。今年度は小中学校8校に11名を配置し、校長の裁量の中で柔軟かつ弾力的に活用をいただくよう支援に努めてまいります。

学校図書館の充実について申し上げます。

小中学校におきましては、「読書活動の推進」を重点目標に掲げ、「朝読書」の推進などに積極的に取り組んでおりますが、今年度も引き続き、豊かな感性や創造力を育む読書活動を一層推進するため、学校図書標準の蔵書達成率の低い小学校に対し重点的に予算を配分し、図書標準の達成に向け取り組んでまいります。

次に、開かれた学校の推進について申し上げます。

学校、家庭、そして地域が一体となって子どもたちを見守り、育んでいくことを目指して、毎月19日を「まくべつ教育の日」として位置付け、地域に開かれた学校づくりに取り組んでまいりました。

今後とも、学校運営協議会のご協力をいただきながら、学校運営にかかる目標の自己評価と外部評価の一層の推進に取り組み、保護者や地域の方々への積極的な情報提供に努め、地域の方々から信頼される真に開かれた学校づくりを進めてまいります。

各学校においては、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食べ物を通して生命の尊さや素晴らしさを感じる心を育むため、給食の時間や家庭科、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて、食育の推進に取り組んでおります。

本年度から、学校給食費の額を改定するにあたり、町内3農協の協力の下に、これまで以上に地元食材を多く使った新鮮で美味しい、安心・安全な給食の提供に努めるとともに、学校栄養職員の計画的な学校訪問等により、地場産食材についての理解を深める指導を行い、給食を生きた教材として活用した一層の食育の充実に努めてまいります。

次に、学校教育施設の整備についてであります。

学校施設の耐震化につきましては、平成20年度に札内中学校校舎の耐震化工事に着手いたしました。現在、昭和56年以前の建物8校19棟の耐震診断を実施しておりますので、調査結果が明らかになった時点で、緊急度等を勘案し、補強工事の実施計画を策定してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」であります。

近年、子どもたちを取り巻く環境は、社会環境や価値観の変化等によって従来の家庭環境とは大きな異なりを見せ、生命を大切にする心や思いやりの心、基本的な規範意識や公共心などを育成することが課題となっていることから、学校・家庭・地域が十分な連携を図りながら、豊かな心を育てい

くことが求められております。

同時に、少子化、核家族化の進展や、経済的豊かさのみを重視する風潮の中で、家庭における教育力の低下が懸念されており、子育てを地域全体で応援し支えていくことが必要となっております。

このような状況の下、家庭教育は、すべての教育の原点であるとの視点で、保護者に対する家庭教育の重要性や問題意識を強く訴えるとともに、幼児期からの基本的な生活習慣や食習慣の形成、情操の育成などが十分図られるよう、PTA、青少年問題協議会、児童生徒連絡協議会等との連携を図り、情報交換や学習機会の提供に努めてまいります。

また、昨年から、夏・冬休みに学習支援として実施してきた「学び隊」の活動など、さまざまな体験活動やふるさと学習などを通して、子どもたちが地域住民と交流する機会を設けるとともに、公区や子ども会、スポーツ少年団など、地域の自主的な活動への支援によって「いじめ」や犯罪などの危険から守り、地域と一体となって青少年が健全に育成される環境づくりを目指してまいります。

四つ目は、「優れた芸術・文化活動の推進」であります。

優れた芸術・文化に接することは、心に豊かさや潤いを与え、生きる喜びを見出す上できわめて重要であり、特に、青少年の情操教育には欠くことのできない大切なものであります。対象者に配慮した講座内容の充実はもちろんのこと、地元の芸術家や文化を愛する人たちの交流やネットワークづくりを支援し、生涯学習の自主的な活動の促進に努めます。

また、文化協会や町民芸術劇場と連携し、後継者となる若い世代の確保に努め、芸術鑑賞会や発表会など各種芸術活動への支援を行なうとともに、百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどが芸術・文化活動の中核施設となるよう、その活用を進めてまいります。

特に、百年記念ホールは、指定管理者による運営となってから2年目を迎えますことから、生涯学習施設の拠点施設としてさらなる活動が展開されるよう、連携と協力に努めてまいります。

五つ目は、「歴史的文化の継承」であります。

郷土の歴史・文化の正しい理解と啓蒙を図るため、忠類ナウマン象記念館や蝦夷文化考古館、ふるさと館が持つそれぞれの個性と特徴を活かしながら、重要なふるさと遺産として、郷土への誇りや愛着を育てるための活用を進めてまいります。

また、「幕別町郷土文化研究員」を配置し、来館者への説明と郷土の歴史・文化に関する調査・研究体制を整えるとともに、ふるさと館事業委員会との連携を深め、地域文化の保存と継承活動を支援するなど、郷土の歴史・文化を後世に伝えていく取り組みを推進します。

平成21年度は、昭和44年にナウマン象の化石骨が発見されてから40周年となりますことから、北海道開拓記念館のご協力をいただき、特別展示などの記念事業を展開するとともに、ナウマン象記念館の防水工事と3面マルチ映像システムの機器更新を行い、より良い学習環境の整備に努めます。

最後に、「健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進」であります。

スポーツ・レクリエーション活動の推進は、健康と体力の維持・増進だけではなく、心身の活力を高め豊かな人間性を育む原動力となります。

このため、スポーツへの関心と意欲を高め、すべての町民が健康で明るい生活を営むことができるよう、世代を超えてスポーツを楽しめる環境の整備を図るとともに、幼年期や成年期、あるいは壮年期など、その時々に適したスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。

社会体育施設の整備においては、札内南プールのトイレの水洗化、札内武道館トップライト補修工事、札内スポーツセンターのフロアウレタン塗装工事など、環境整備に努めるとともに、トレーニング指導員による運動プログラムの充実を図り、各種運動講座や体力づくり教室の拡充に努めるほか、体育連盟及び体育指導委員会と連携して、総合型地域スポーツクラブなど、地域に根ざしたスポーツ団体の育成と団体間の交流を推進してまいります。

以上、平成21年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し述べましたが、社会のあらゆるシステムが大きく変わり、教育もまたその渦中にあります。

教育の成果は、一朝一夕にあらわれるものではありませんが、21世紀の社会の発展を担う人材の育

成は、学校だけではなく家庭や地域との一体となった営みとしての課題であり、教育行政や地域社会、学校、家庭が持つ、それぞれの役割を果たすことによって可能となるものと考えます。

学校教育はもちろん、家庭や地域社会が、ふれあい、かかわり合いのきずなをさらに強め、「すべては子どもたちのために」の視点から教育改革に一体となって取り組み、着実に前進の成果を挙げるよう、さらなる努力に汗を流さねばとの思いを新たにします。

議員の皆さま、ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成 21 年度の所信といたします。

○議長（古川 稔） これで、行政執行方針は、終わりました。

この際、11 時 20 分まで休憩いたします。

(11:07 休憩)

(11:20 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 4、報告第 1 号から、日程第 6、発議第 1 号の 3 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、報告第 1 号から日程第 6、発議第 1 号の 3 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 4、報告第 1 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第 1 号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

専決処分第 1 号になりますが、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 21 年 1 月 21 日付けで専決処分を行ったものであります。

本報告につきましては、平成 20 年 12 月 29 日午後 4 時 30 分ころ、幕別町忠類栄町 259 番地の忠類農業協同組合駐車場におきまして、公用車を後退させた際に、後方に駐車しておりました自家用乗用車に接触し、相手方の車両のボンネット前部に物的損害が生じたものでありまして、相手方に対しまして、その損害を賠償し、和解するものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町忠類古里 93 番地、梅津定信氏であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として梅津氏に支払う額は、車両修復費 21 万 2,000 円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公用車を運転しておりました職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところではありますが、今後、慎重な運転を心がけるとともに安全運転の励行に努めるよう指導したところであります。



以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、報告のとおりといたします。

日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成20年度幕別町一般会計補正予算であり、平成21年1月27日付けで行ったものであります。

本専決処分につきましては、除雪経費に係る予算でございますが、除雪経費につきましては、当初予算において除排雪機械借上料として、新雪除雪4回、2次除雪2回等について4,378万6,000円、また、町道管理委託料として夏季・冬季含め9,429万円予算計上を行っております。

しかしながら、12月22日の降雪により一斉出動を行なった以降1月27日まで3回の一斉出動と、吹雪等吹き込み処理3回の実施など、予算現額に不足をきたす恐れがありますことから、例年の降雪量及び今年の降雪状況等を勘案し、1月27日以降5回の一斉除雪等を見込み、4,750万円を補正するものであります。

それでは、専決処分いたしました予算についてご説明いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町一般会計補正予算 第8号であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,788万2,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから4ページにございます「第1表歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明いたします。

6ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費 4,750万円の追加でございます。

13節委託料 町道管理委託料でございますが、町道の管理については、年間を通して委託を行なっているところでありますが、冬期間の町道除雪及び砂まき等の管理経費が、当初の設計金額を越える恐れがありますことから、今後の降雪等を勘案し所要の補正を行なったものでございます。

14節使用料及び賃借料 除排雪機械借上料でございますが、本節におきましても、今後の降雪等を勘案しまして5回分の除雪経費について補正を行なったものでございます。

16節原材料でございますが、道路のスリップ対策等に対します砂の購入でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

5ページにお戻り願います。

1款町税、1項町民税、1目個人 3,361万9,000円の追加でございます。

現年課税分及び滞納繰越分の追加でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金 739万4,000円の追加ござい

ます。

平成 20 年度地方特例交付金の確定に伴います追加でございます。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 648 万 7,000 円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 6、発議第 1 号、平成 21 年度酪農畜産政策、価格対策に関する意見書を議題といたします。

○議員（大野和政） 発議第 1 号、平成 21 年 3 月 3 日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員大野和政。

賛成者、幕別町議会議員乾邦廣、同じく中橋友子議員であります。

平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）。

本道の酪農畜産は、ここ数年に及ぶ配合飼料等の価格高騰や販売価格の低迷等の影響により、厳しい経営を余儀なくされている。

その結果、経営収支の悪化による負債の累積や担い手の減少等が顕在化し、将来にわたる畜産物の安定的な供給体制が危惧される状況にある。

そのような中、国は食料自給率を概ね 10 年後に 50%へ引き上げる目標を示しており、また、先の内閣府の世論調査においても、「食料自給率を高めるべき」との意見が約 93%に上っている。

今後の農業政策の展開にあたって、食料自給率の向上を図っていくことは、極めて重要な基本方針であるが、その目標を確実に実現していくため、政府一体となった中で、地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要がある。

については、食料自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を有している多様な担い手の育成・確保とともに、生産者が将来展望を持ち、安心して営農に携わることができる政策の確立に向けて、下記の要旨について実現を図るよう強く要望する。

記。

1、食料自給率目標の実現に向けた政策を強力に推進するとともに、それらを実現しうる万全な予算を確保すること。

2、WTO 農業交渉対策においては、適切な国境措置の確保に向け、毅然とした姿勢で交渉に臨むこと。

3、加工原料乳生産者補給金単価は現行水準以上とするとともに、限度数量は現行水準を基本に適切に決定すること。

4、乳用種等の肉用子牛保証基準価格は現行水準以上とするとともに、乳用種等の肉用牛育成経営の安定に資するよう、生産性向上等の取組みに対する支援対策を措置すること。

5、乳用種等の肉用牛肥育経営の再生産の確保と経営安定が図られるよう、物財費割れの部分（4割相当）に対する経営支援対策を措置すること。

6、養豚経営の安定に資するよう、各種事業の充実強化を図ること。

7、畜産物への適切な価格転嫁を図るための環境整備に向けた国の強力な支援と、消費拡大対策の充実強化を図ること。

8、自給飼料生産基盤の強化に向けた各種事業の充実強化と十分な予算を確保すること。

9、BSE 関連対策の円滑な推進と十分な予算の確保を図ること。

10、負債償還圧の軽減に資するよう金利緩和措置の継続とあわせ、スーパーL資金等の予算枠を確保すること。

11、家畜排せつ物利活用促進事業における2分の1補助付リース事業においては、地域の実態を踏まえた要件緩和と十分な予算の確保を図ること。

12、海外悪性伝染病の万全な侵入防止対策とともに、家畜伝染病の発生農家の経営再建に向け、家畜防疫互助事業による支援対策の充実強化等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月3日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第1号 平成21年度幕別町一般会計予算から、日程第17、議案11号、平成21年度幕別町水道事業会計予算までの11議案を一括議案といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第11号までの11議案については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第7条第1の規定により議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第18、議案第12号から、日程第26、議案第20号までの9議案については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第12号から日程第26、議案20号までの9議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 18、議案第 12 号 平成 20 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。  
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 12 号、平成 20 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 7,305 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144 億 5,093 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業 4 億 2,921 万 7,000 円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、国の 2 次補正予算により地域活性化等に資する事業を行うため、地方公共団体が作成した地域活性化・生活対策実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国の交付金をもって事業を行うものであります。

本事業を行うにあたり本町に交付されます交付金の額につきましては、3 億 5,178 万 8,000 円が交付されることとなりましたことから、本町においては、本交付金の趣旨に沿って地域活性化に資すべくインフラ整備等を中心に事業を選択し、総額で 4 億 2,921 万 7,000 円の事業を実施すべく本補正予算に計上したところであります。

なお、国からの交付金と本町の事業費総額との差 7,742 万 9,000 円のうち 1,260 万円につきましては、国庫補助金をもって行なう事業に対する補助金、また、国庫補助金を除く 6,430 万円につきましては、今回の交付金事業を行うにあたり地方の一般財源を措置するため補正予算債の発行が認められ、さらに合併市町村においては補正予算債として合併特例債の発行が認められますことから、合併特例債該当事業について地方債の発行を行なうべく 6,430 万円を計上し、残り一般財源 52 万 9,000 円をもって各事業を実施しようとするものでございます。

また、本事業実施にあたり事業が冬期間に及ぶこと、さらに工期が十分に確保されないこと等から事業費の全額繰越をして行なうものであります。

次に、定額給付金・子育て応援特別手当等事業 4 億 3,288 万円を繰り越すものであります。

本事業につきましても、国の 2 次補正予算により事業を実施するものでございます。

定額給付金につきましては、平成 21 年 2 月 1 日現在本町に住居基本台帳及び外国人登録現票に登録されている町民に対し、1 万 2,000 円を給付し、18 歳以下及び 65 歳以上の方については、8,000 円を加算し給付を行なうものであります。

また、子育て応援特別手当事業につきましては、3 歳以上 18 歳以下の子供が 2 人以上おり、かつ第 2 子以降である就学前 3 学年の子について、住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている方に、対象となる子供 1 人につき 3 万 6,000 円を特別手当として給付を行なうものでありますが、本繰越におきましてはその事務費についてのみ繰越すものでございます。

なお、定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、給付事務に係りますシステム導入の遅れ及び申請期限が申請受付開始日から 6 カ月の期間において申請を受け付け給付等を行ないますことから、その所要額及び事務経費について繰越を行うものでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業、1,476 万円を繰越すものであります。

先の繰越でご説明いたしました、子育て応援特別手当の給付に係る給付費部分の繰越でございます。

6 款農林業費、1 項農業費、美川道営畑総事業負担金 40 万円及び古舞道営畑総事業負担金 1,344 万円を繰越すものでございます。

美川及び古舞地区の道営畑総事業につきましては、北海道において当初事業に追加して予算が確保

されましたことから、事業の進捗を図るため事業を前倒しで実施していましたが、工期が冬期間となりましたことから、翌年度に繰越し事業を実施することとなり、その事業に係る町負担金について繰越ししますのでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、橋梁簡易点検事業 450 万円を繰越ししますのでございます。

本事業につきましては、国の2次補正予算の成立を受けまして、本町の15メートル以上の道路橋78橋に係る簡易点検について、平成21年2月5日付けで道路局所管補助金の交付決定を受けたところであります。

本点検業務につきましては6カ月程度を要することから、年度内での完了が見込めないことから、この度繰越しを行うものでございます。

8款土木費、3項都市計画費、北栄大通外3住宅市街地盤整備事業、4,853万2,000円を繰越しのものであります。

本事業につきましては、北栄西通の整備に必要な道路用地を確保するため、用地買収及び物件移転補償に係る交渉を関係地権者と進めていましたが、一部の地権者において、移転先の選定などにより日数を要したことから、契約が冬期となり、本年度内に移転の完了が困難となったため、翌年度へ繰越しのものであります。

12款職員費、1項職員給与費、時間外勤務手当、282万9,000円を繰越ししますのでございます。

この繰越し事業につきましても、先にご説明いたしました定額給付金・子育て応援特別手当等事業に係る職員の時間外手当について、申請期間が翌年度にまたがることから、その事務に係ります職員の時間外勤務手当について繰越ししますのでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。

追加でございますが、家屋評価システム借上料について期間を平成21年度から平成25年度の5カ年間限度額226万円を債務負担するものでございます。

本システムにつきましては、平成11年度に導入した家屋評価システムについて、平成20年度で5年間の賃貸借期間が終了することから、新たに平成21年度から平成25年度の5年間について賃貸借契約を締結することから、その契約期間に係る賃借料について債務負担行為を行うものであります。

次に、幕別町立札内青葉保育所引継保育業務委託料について、期間平成21年度、限度額1,636万7,000円について債務負担を行なうものでございます。

町立青葉保育所につきましては、平成22年度から指定管理者により保育業務を実施するところですが、平成21年度につきましては円滑な保育業務の引継ぎを行うべく町と指定管理者との引継ぎ保育期間として、指定管理者と協力し保育を行なうことしているところであります。

このことから、その引継ぎ保育に係る準備行為を早期に実施すべく債務負担を行なうものであります。

次に、農業経営基盤強化資金に係る利子補給についてであります。期間、平成21年度から平成45年度、限度額4,152万円について債務負担行為を行うものであります。

農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が2分の1、道と町が4分の1ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、新農政推進対策資金に係る利子補給であります。期間、平成21年度から平成25年度、限度額17万7,000円について債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、町内の農業者が安定的な農業経営を行なうため、農業経営基盤強化資金を除く制度資金により農地を購入した場合において、その金利の一部を利子補給するものでございます。

次に、農業経営緊急対策資金に係る利子補給であります。期間、平成21年度から平成25年度、限度額606万4,000円について債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、今般の肥料等農業生産資材の高騰に伴う緊急対策として、再生産

の確保と農業経営の安定を図るため、町内の農業者が平成 20 年 12 月から平成 21 年 3 月までに農業協同組合から資金を借入れた場合において、その金利の一部を利子補給するものであります。

次に、生乳生産基盤確保支援資金に係る利子補給についてであります。期間、平成 21 年度から平成 24 年度、限度額 149 万円について債務負担行為を行なうものであります。

生乳の増産のための乳牛の導入及び保留に係る資金について、融資機関が利子を軽減するとともに、町が年 1 %の利子補給を実施しようとするものであります。

次に、第 4 表地方債補正でございます。

追加でございますが、先ほどご説明いたしました地域活性化・生活対策臨時交付金事業に対し、6,430 万円を追加するものでございます。

次に、猿別川西線地方特定道路整備事業に対し、限度額 170 万円を追加するものでございます。

本事業につきましては、事業実施に際し地方債の発行が認められましたことからこの度追加するものでございます。

次に、給食センター設備機能強化事業に対し、1,270 万円を追加するものでございます。

本事業につきましては、幕別及び忠類給食センターにおいて厨房機器等の導入を行なったところであります。給食の配食区域の見直し及び町立幼稚園・へきち保育所への給食提供などにより給食機器類の整備を行なったところであります。本事業実施にあたり合併特例債の発行が認められることとなったことから、この度追加するものであります。

次に、変更でございますが、戸籍電算化事業以下 31 事業につきましては、事業確定に伴う起債の借入額について変更を行なうものでございます。

それでは、最初に、歳出からご説明いたします。

19 ページをお開きいただきたいと思えます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 242 万 1,000 円の減額でございます。報酬外職員手当等、共済費の執行残でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、408 万 3,000 円の減額でございます。

臨時職員賃金等執行残でございます。

5 目一般財産管理費、1,065 万円の減額でございます。

忠類テレビ中継局デジタル化工事でございますが、設備機器単価の減等に伴います執行残でございます。

なお、デジタル放送の本放送開始につきましては、3 月 25 日を予定しているところであります。

20 ページでございます。

9 目町有林管理費、310 万 7,000 円の減額でございます。

工事請負費でございますが、道々生花大樹線の工事に伴う伐採工事が北海道で直接実施されることとなったことによる工事費の減等による減額でございます。

10 目町有林造成費、350 万 7,000 円の減でございます。

町有林皆伐工事でございますが、伐採木の減による工事費の減等でございます。

15 目交通防災費、33 万円の減でございます。

委託料でございますが、執行残でございます。

16 目諸費、47 万円の減でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、帯広幕別線が、北海道補助路線となったことによる町補助金の減でございます。

17 目基金管理費、752 万 9,000 円の追加でございます。

25 節積立金及び 28 節繰出金でございますが、各基金運用に伴います利子収入の増及び寄付金等の増に伴います積立金の増でございます。

21 ページでございますが、18 目電算管理費、150 万 4,000 円の減でございます。

13 節委託料、施設予約サービスシステム委託料でございますが、本年度より導入を行なうべく各種

準備を行なってきましたが、より簡易なシステムにより運用を行なうことといたしましたことから、その所要額に係る減額でございます。

電算システム運用委託料につきましては、執行残でございます。

19 目協働のまちづくり支援費 51 万 1,000 円の追加でございます。

協働のまちづくり支援事業の申請件数及び事業件数の増に伴います追加でございます。

21 目地域活性化・生活対策臨時交付金事業費、4 億 2,921 万 7,000 円の追加でございます。

繰越明許費でもご説明いたしました、国の 2 次補正に伴います各種事業実施に伴う追加でございます。

13 節委託料でございますが、新規に行ないます中里地区ふるさと農道整備調査設計委託料ほか 5 路線に係る調査設計委託料でございます。

22 ページでございますが、15 節工事請負費、近隣センター改修工事ほか 15 事業について、各種工事に係る追加でございます。

近隣センター改修工事につきましては、地域人口の増加等から手狭になっております新北町近隣センターの増築を行うほか新川・南勢近隣センターの改修等にかかる事業でございます。

なお、新北町近隣センターにつきましては、交付金とは別に国の補助事業をもって行う事業でございます。

青葉保育所改修工事につきましては、指定管理者移行に伴い保育環境の整備を実施すべく、内部改修及び屋根の改修等を実施するものでございます。

地域微気象観測機器整備工事につきましては、忠類地域に気象観測機器 2 機を設置するものでございます。

アルコ 236 改修工事につきましては、屋根改修等、味覚工房改修工事につきましては内部改修等でございます。

幕別札内線道路整備工事ほか 7 路線につきましては、道路整備に係ります事業の実施でございますが、幕別札内線・猿別川西線・新北町 22 号通・旭町 11 条通につきましては、事業の進捗等をはかり整備完了を目指すものでございます。

ナウマン象記念館及び農業者トレーニングセンターにつきましては屋根改修等、百年記念ホール整備につきましては、非常用設備改修等の工事を行なうものでございます。

18 節備品購入費でございますが、低公害車の購入及び防災広報車の購入でございますが、防災広報車につきましては、災害時等の広報車両及び避難車両等としての活用を図るなどを目的に購入を行なうものでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、東十勝消防事務組合分担金でございます。

事業内容といたしましては東十勝消防事務組合幕別署において忠類支署に配置いたします水槽付ポンプ車購入、札内支署に配置します高規格救急車購入等 6 事業について実施するものでございます。

なお、事業財源といたしましては、町が東十勝消防事務組合で実施します事業に対して分担金として支出いたしますが、その財源として交付金を活用するものでございます。

28 節繰出金、簡易水道特別会計への繰出金でございますが、忠類東部地区簡易水道整備工事でございます。

以上の事業について、町といたしましては地域活性化・生活対策臨時交付金として新目を設置し、事業を行うことといたしましたが、本目全てが繰越して行なうこととなりますことから、交付金の財源を満度に活用すべく新たに目を設置するものであります。

次に、22 目定額給付金・子育て応援特別手当等事業費、4 億 3,551 万 8,000 円の追加でございます。

この目につきましても、新目を設置し、国の 2 次補正による定額給付金及び子育て応援特別手当に關します事務費及び定額給付金の給付金に係る補正でございます。

4 節共済費以下次のページになりますが 14 節使用料及び賃借料につきましては、定額給付金及び子育て応援特別手当の給付に係ります事務費でございます。

19 節負担金及び交付金につきましては定額給付金でございます。

なお、事務費につきましては、後ほど説明いたします 12 款に職員費に時間外勤務手当が別途計上されております。

また、本目の予算計上額のうち、4 億 3,288 万円につきましては翌年度に繰越となるものでございます。

2 項徴税费、1 目税務総務費、25 万 3,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、滞納整理にかかる十勝圏複合事務組合負担金の追加でございますが、同様の負担金が国保特会においてもございます。

本負担金につきましては滞納整理機構において町税と国保税との滞納税額の引継ぎ総額の割合に応じて負担金が確定されることから、この度一般会計で追加補正、国保特会では一般会計と同額が減額されるものでございます。

2 目賦課徴収費、79 万 4,000 円の減額でございます。

13 節委託料につきましては、執行残でございます。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、252 万円の減額でございます。

18 節備品購入費でございますが、執行残でございます。

5 項統計調査費、1 目統計調査費、42 万 9,000 円の減額でございます。

各種統計調査における執行残でございます。

26 ページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、100 万 8,000 円の追加でございます。

20 節扶助費、水道料扶助でございますが、対象世帯数の減による減額でございます。

28 節繰出金は国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

3 目障害者福祉費、289 万 9,000 円の減額でございます。

13 節委託料でございますが、平成 21 年 4 月障害者自立支援法が改正されますことから、障害福祉サービスの支給決定等を管理していますシステムの改修が必要となりますことからその所要額について補正を行なうものでございます。

なお、財源措置につきましては、平成 21 年度国庫補助で 10 分の 10 が措置されるものでございます。

12 節、19 節、20 節につきましては、利用者数減等に伴います減額でございます。

5 目福祉医療費、1,600 万円の減額でございます。

20 節扶助費でございますが、対象者数の減に伴います減額でございます。

6 目老人福祉費、1,070 万 6,000 円の追加でございます。

11 節需用費でございますが、車両の修繕に伴います増、19 節負担金補助及び交付金につきましては、小規模福祉施設所謂グループホームに設置しますスプリンクラー等整備費補助金でございます。

現在町内に 7 カ所のグループホームが設置されておりますが、その内 3 箇所について今年度スプリンクラーを設置することとなりましたことから、それら設置費用等について補助を行なうものでございます。

なお、本事業につきましては、平成 23 年度末まで実施されるものであり、国 10 分の 10 の補助事業でございます。

また、13 節委託料、高齢者食の自立支援サービス委託料でございますが、給食数の減に伴います減額補正でございます。

8 節につきましては執行残、次のページになりますが 20 節扶助費につきましては養護老人ホーム入居者減に伴います執行残、28 節繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金の追加でございます。

8 目後期高齢者医療費 633 万 9,000 円の減額でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

9 目介護支援費、88 万 6,000 円の減額でございます。



13 節委託料につきましては、執行残でございます。

12 目保健センター管理費、88 万 6,000 円の減額でございます。

13 節委託料につきましては、都市計画管理費における公園清掃管理委託料において一括発注したことに伴います執行残でございます。

13 目老人福祉センター管理費、32 万 5,000 円の追加でございます。

11 節需用費でございますが、利用者増に伴います、燃料費の補正でございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1,117 万 5,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、国の 2 次補正によります子育て応援特別手当でございます。

20 節扶助費、児童手当でございますが、支給対象児童数の減によります減額補正でございます。

30 ページでございます。

2 目児童医療費、900 万円の減額でございます。

20 節扶助費、乳幼児等医療費扶助でございますが、対象者数の減に伴います減額でございます。

3 目常設保育所費、2,456 万 6,000 円の減額でございます。

22 節補償補填及び賠償金でございますが、北栄町で実施しています土地区画整理事業に係る清算業務の遅れから今年度予定していました換地処分の特種補償金の支出が出来なくなりましたことから、全額減額するものでございます。

なお、本換地処分の特種補償金につきましては、平成 21 年度予算に計上しているところでございます。

4 目へき地保育所費、253 万 3,000 円の減額でございます。

4 節及び 7 節につきましては執行残でございます。

○議長（古川 稔） 説明の途中でありますが、この際、13 時まで休憩いたします。

（12：02 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

補正予算の説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 一般会計の補正予算第 9 号の説明を引き続き行います。

31 ページからになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、248 万 6,000 円の減額でございます。

13 節委託料 妊婦一般健康診査委託料及び超音波健康診査委託料につきましては、受診者数の減による執行残でございます。

32 ページでございます。

2 目予防費、15 万円の追加でございます。

13 節委託料でございますが、インフルエンザの流行により当初 2,800 人で計上しましたが、実績において 3,500 人に程度となることが見込まれますことから、その増加分について所要の補正を行なうものでございます。

4 目診療所費、109 万 7,000 円の減額でございます。

巡回診療日数減に伴います所要額の減額でございます。

5 目環境衛生費、1,182 万 2,000 円の減額でございます。

個別排水処理特別会計への繰出金の減額でございます。

6 目水道費、1,834 万 3,000 円の減額でございます。

19 節負担金補助及び交付金 十勝中部広域水道企業団補助金でございますが、企業団におきまして公的資金の借換えを行い利息軽減が図られたことから、その軽減効果額について補助金が減額となったものであります。

24 節投資及び出資金 81 万 2,000 円の追加でございますが、公的資金の借換えにより、元利均等償還

から元金均等償還となったことに伴い、一時的に元金償還分が増加することから、その増加分について追加し出資するものでございます。

28 節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金の減額でございます。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、34 万 4,000 円の減額でございます。

12 節役務費でございますが、公共施設等でのごみ処理量減に伴う減額でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、十勝環境複合事務組合負担金の増額でございますが、ごみ処理量の総体量の増加に伴う各自治体負担割合に応じた負担金の増額でございます。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費、149 万 8,000 円の追加でございます。

1 月から実施しています緊急雇用対策について、当初 2 月末を目処としていたところではありますが、引き続き雇用環境の悪化から事業期間を 3 月末まで延長することいたしましたことから、それら所要額について追加するものでございます。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費、926 万 6,000 円の減額でございます。

19 節負担金補助及び交付金 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金でございますが、貸付額確定に伴います利子補給費の追加でございます。

21 節貸付金 農業ゆとりみらい総合資金貸付金でございますが、貸付額確定に伴います減額でございます。

34 ページでございます。

6 目畜産担い手育成総合整備事業費、518 万 8,000 円の追加でございます。

今年度事業費確定に伴う所要額の補正でございます。

7 目町営牧場費、457 万 3,000 円の減額でございます。

4 節共済費以下執行残でございます。

8 目農地費、601 万 8,000 円の減額でございます。

14 節、19 節とも事業確定等に伴います執行残でございます。

28 節農業集落排水特別会計への繰出金の減額でございます。

9 目土地改良事業費、1,244 万 7,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、土地改良連合会技術職員出向負担金でございますが、現在 1 名の職員を受入れています、連合会から受け入れを行なっています各市町村の負担調整を行なった結果負担金が増額となったものであります。

美川及び古舞道営畑総事業負担金につきましては、繰越明許費でもご説明いたしましたが、北海道において事業の進捗を図るため、繰越明許としたことから、その所要額について補正するものでございます。

36 ページでございます。

2 項林業費、1 目林業総務費、117 万 8,000 円の減額でございます。

工事単価の減等に伴う、事業費確定に伴う減額でございます。

2 目育苗センター管理費、97 万 5,000 円の減額でございます。

13 委託料以下執行残でございます。

次に 7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費、280 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、中小企業融資保証料補助金につきましては、当初融資予定額を過去の実績等を勘案し、47 件 2 億円としてその保証料について計上したところではありますが、今年度の融資実績が 59 件 2 億 5800 万円となる見込でありますことから、その保証料について追加し補正を行なうものであります。

中小企業融資利子補給費補助金につきましても、過去の融資総額を勘案し、当初 240 件 6 億円利子補給率 1.15%としその利子補給費を計上したところではありますが、実績見込で件数につきましては、221 件と 19 件の減と見込んでいますが、融資総額で約 6 億 7,300 万円程度と 7,300 万円程度増額となるとともに、利子補給率につきましても 1.26%となることを見込まれますことから、それら融資増加

分等について所要額の補正を行なうものでございます。

4目スキー場管理費、8万3,000円の追加でございます。

リフト管理委託料の追加でございます。

5目企業誘致対策費、344万8,000円の減額でございます。

企業開発促進補助金の額確定に伴います減額でございます。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、3,048万7,000円の追加でございます。

13節委託料及び14節使用料及び賃借料でございますが、除排雪に対します追加でございます。

承認第1号でご承認をいただき、1月27日付け専決処分いたしました、平成20年度幕別町一般会計補正予算第8号でご説明しました除雪経費につきましては、1月27日以降5回程度の除雪経費について補正を行なったところであります。

しかしながら、1月27日以降2月8日に一斉出動、2月13日の大雪で一斉出動を1.5回、2月20日の大雪と翌日の吹雪により一斉出動を1.5回実施し、加えて2月21日に吹き込み除雪を行なったところであります。

このような状況から、1月27日付けで専決いたしました除雪経費につきましては、2月21日時点において残り1回程度の一斉出動分を残す程度となっておりますが、今後の除雪作業に支障をきたす点及び交通安全の確保を図る点から、排雪作業を2月24日～26日にかけて3日間実施したことなどから、1月27日に専決いたしました除雪経費4,750万円がほぼ支消したところであります。

このことから、今後の降雪に備え、委託料で800万円、除排雪機械借上料で2,300万円を追加し補正を行なうものであります。

なお、本補正により今後2回程度の一斉除雪が確保されるとともに、1回程度の部分排雪が確保されるものであります。

18節備品購入費でございますが、執行残でございます。

2目地籍調査費、71万4,000円の減額でございます。

執行残でございます。

38ページでございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、381万1,000円の減額でございます。

13節委託料以下、事業確定に伴います執行残でございます。

41ページでございます。

4目橋梁維持費、67万5,000円の減額でございます。

事業確定に伴います、負担金の減額でございます。

42ページをお開きください。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、406万1,000円の減額でございます。

公共下水道特別会計への繰出金の減額でございます。

2目都市環境管理費、31万6,000円の減額でございます。

13節委託料につきましては、執行残でございます。

3目街路事業費、23万円の追加でございます。

本目につきましても、繰越明許費でご説明いたしましたが、北栄西通の整備に必要な道路用地を確保するため用地買収等を進めてまいりましたが、追加し用地の取得を図る必要が生じたため、その所要額について追加するものでございます。

4目公園建設費、47万6,000円の減額でございます。

執行残でございます。

4項住宅費、1目住宅総務費、54万3,000円の減額でございます。

執行残でございます。

2目住宅管理費、751万6,000円の減額でございます。

執行残でございます。

44 ページでございます。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、57 万 5,000 円の追加でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金の追加でございますが、修繕にかかる補正でございます。

2 目非常備消防費、107 万 5,000 円の減額でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金の減額でございますが、消防団費用弁償等の減額が主なものでございます。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、60 万円の追加でございます。

11 節需用費、公用車修繕の追加でございます。

3 項教育財産費、59 万 5,000 円の追加でございます。

11 節需用費でございますが、修繕料につきましては教員住宅及び学校のボイラー等の修繕に係りませぬ追加でございます。

13 節委託料につきましては、執行残でございますが、9 月の第 3 回定例議会で補正をいただき、法改正によるアスベストの再調査を忠類小、忠類中、糠内中、古舞小で実施しましたが、全ての調査学校において法改正により追加された 3 種類のアスベストが検出されませんでしたことから、検出された場合実施します定量分析について執行残となったものでございます。

4 目スクールバス管理費、180 万円の追加でございます。

13 節委託料、スクールバス運行委託料でございますが、学校行事運行回数の増及び各種部活動の全道大会参加に係る管外運行回数の増加に伴い追加するものでございます。

6 目学校給食センター管理費、14 万 1,000 円の減額でございます。

11 節需用費、給食材料費につきましては職員等の給食数減等に伴う減額、13 節委託料、給食費プログラム改修委託料につきましては、平成 21 年度から給食費の納期を現状 10 期から 11 期に変更することに伴う、追加でございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、16 万 2,000 円の追加でございます。

7 節賃金につきましては、糠中養護教諭及び札内東中教諭の長期欠勤に伴う、特別支援教育支援員賃金の追加でございます。

13 節委託料につきましては、執行残でございます。

2 目教育振興費、35 万円の追加でございます。

20 節扶助費、教育費扶助でございますが、就学援助の認定者数が当初予算に比べ、15 人増となったことに伴う追加でございます。

修学旅行費扶助につきましては、中学 3 年生の対象者数が少なかったことによる執行残でございます。

46 ページでございます。

3 目札内中学校大規模改造事業費、8 万 4,000 円の減額でございます。

執行残でございます。

4 項幼稚園費、2 目教育振興費、60 万円の減額でございます。

20 節扶助費、就園奨励費扶助でございますが、当初に比べ 18 人減となりましたことから、予算を減額するものでございます。

5 項社会教育費、3 目保健体育費、35 万円の減額でございます。

8 節報償費、全道・全国大会参加奨励金でございますが、幕中卓球部全国大会出場等に係る追加でございます。

15 節工事請負費につきましては、執行残でございます。

6 目郷土館費、48 万 9,000 円の減額でございます。

執行残でございます。

8 目スポーツセンター管理費、131 万 1,000 円の減額でございます。

7 節賃金につきましては、嘱託職員が年度途中で退職したことに伴う賃金の減、48 ページでござい

ますが、11 節需用費、修繕でございますが、スポーツセンターバスケットゴール修繕の追加でございます。

10 目百年記念ホール管理費、345 万 5,000 円の追加でございます。

13 節委託料でございますが、公演回数増加に伴います舞台装置等操作委託料の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、芸術鑑賞事業補助金でございますが、先に実施しました東京アンサンブル等の事業に対しまして、北海道市町村振興協会から「いきいきふるさと推進事業助成金」が決定されましたことから、それら事業の公演主催団体に交付するものであります。

11 款公債費、1 項公債費、2 目利子、1,448 万 9,000 円の減額でございます。

町債の発行金利について、当初予算時の 2.1% で金利を設定いたしましたが、実行金利として 1.1% ~ 2.08% で借入れすることができましたことから、それら金利の差額分について減額するものでございます。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 551 万 9,000 円の追加でございます。

定額給付金・子育て応援特別手当の支給に関します職員の時間外勤務手当の追加でございます。

なお、時間外勤務手当のうち、事業が翌年度に繰越して実施されるますことから、282 万 9,000 円を翌年度に繰越すものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたします。

9 ページまでお戻りいただきたいと思えます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、67 万 3,000 円の追加であります。

現年分の追加でございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、1,576 万 6,000 円の追加でございます。

美川及び古舞道管絃総事業の繰越事業に伴います分担金の追加でございます。

2 項負担金、1 目民生費負担金、87 万 5,000 円の減額でございます。

歳出でご説明いたしました養護老人ホーム入居者減に伴う負担金の減でございます。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林業使用料、53 万 4,000 円の減額でございます。

入牧牛の途中下牧頭数の増等から減額となるものでございます。

10 ページでございます。

2 項手数料、3 目衛生手数料、136 万円の減額でございます。

ごみ処理手数料の減でございます。

4 目土木手数料、162 万 4,000 円の追加でございます。

各種手数料の増でございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、1,451 万 4,000 円の追加でございます。

社会福祉費負担金でございますが、それぞれ事業確定等に伴います補正でございますが、障害者自立支援給付費国庫負担金につきましては、平成 19 年度事業精算に伴います国庫負担金が主なものでございます。

児童福祉費負担金につきましては、児童手当の被用者区分の変更に伴う、国の負担区分の増減でございます。

2 項国庫補助金、2 目総務費補助金、7 億 9,571 万 2,000 円の追加でございます。

細節 5、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金でございますが、国の 1 次補正に伴います交付金の追加でございます。

本交付金につきましては、本町に 3,000 万円を限度に交付されるものでございますが、国における緊急経済対策等を踏まえ、地方で実施する地域活性化事業に要する費用について、国が交付金をもって支援するものでございます。

また、本交付金につきましては地方単独事業にあつては、8 月 31 日以降に実施する事業に対し交付金を充当できますことから、本町といたしましては街路除雪委託、町道環境整備委託等 11 本の事業に

対し、交付金を財源充当し実施したものでございます。

細節7、地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、国の2次補正に伴います交付金の追加でございます。

本町におきましては、歳出でもご説明いたしました34事業について実施するものであり、事業費総額として4億2,921万7,000円の事業を実施するものでございます。なお、本事業に係る交付金につきましては、全て繰越し財源となるものでございます。

細節8及び9につきましては、定額給付金に係る給付費及び事務費の国庫補助金でございます。

細節10、11まちづくり交付金につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金事業のうち近隣センター改修工事の一部及び札内鉄道北沿線通道路整備工事につきましては、国庫補助事業として事業を実施いたしますことから、それら事業に係るまちづくり交付金の追加でございます。

3目民生費補助金、3,252万3,000円の追加でございます。

1節社会福祉費補助金でございますが、歳出でご説明いたしましたグループホーム等におけるスプリングラー設置に対します国10分の10の補助金でございます。

2節児童福祉費補助金でございますが、子育て応援特別手当に係る給付費及び事務費が主なものでございます。

3目土木費補助金、27万7,000円の減額でございます。

各節とも事業費確定等に伴います補正でございます。

12ページでございます。

4目教育費補助金、2,298万5,000円の追加でございます。

各節とも事業費確定等に伴います補正でございますが、札内中学校大規模改造事業国庫補助金につきましては、国庫補助率が当初3分の1から2分の1に引き上げられたことによる増でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、21万6,000円の減額でございます。

1節社会福祉費負担金でございますが、事業確定等に伴います補正2節児童福祉費負担金につきましては、国と同様児童手当の被用者区分の変更に伴う、道の負担区分の増減でございます。

3目土木費負担金、21万3,000円の減額でございます。

事業確定に伴います補正でございます。

2項道補助金、1目総務費補助金、132万4,000円の追加でございます。

細節2、地域政策補助金でございますが、戸籍電算化事業等合併特例債事業の一般財源分の北海道支援分でございます。

2目民生費補助金、308万5,000円の減額でございます。

事業費確定等に伴います減額でございますが、社会福祉費補助金細節15につきましては、福祉灯油事業に対します地域政策総合補助金でございます。

3目農林業費補助金、204万5,000円の減額でございます。

各種事業確定等に伴います補正でございます。

4目教育費補助金、1,012万4,000円の追加でございます。

地域政策補助金のうち札中大規模改造及び給食センター設備機能強化については合併特例債支援分、歴史の散歩道については事業費補助でございます。

6目土木費補助金、480万円の追加でございます。

地域政策補助金につきましては、合併特例債支援分でございます。

14ページでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金、42万9,000円の減額でございます。

事業確定に伴います減額でございます。

3目土木費委託金、32万6,000円の追加でございます。

都市計画関連許可等事務費道委託金につきましては、都市計画法に基づきます、開発行為等に対します道委託金の追加でございます。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、285 万 1,000 円の追加でございます。  
各種基金運用収入でございます。

当該利子につきましては、各基金に積立てるものでございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、3,606 万 9,000 円の追加でございます。

1 節その他不動産売払収入でございますが、除間伐及び皆伐材の売り払い収入の増減、2 節土地売払収入 3,769 万円につきましては、旧札内西町南公園の売り払い収入でございます。

18 款寄付金、1 項寄付金、2 目総務費寄付金、250 万円の追加でございます。

まちづくり基金寄付金の歳入でございますが、同基金に積み立てを行なうものでございます。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、1 億 5,000 万円の減額でございます。  
財政調整基金に繰り戻しを行なうものでございます。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入、494 万 1,000 円の追加でございます。

農業ゆとりみらい総合資金貸付金の元金収入でございます。

4 項受託事業収入、1 目農林業費受託事業収入、507 万 4,000 円の追加でございます。

事業進捗に伴います受託事業収入の増でございます。

16 ページでございます。

2 目民生費受託事業収入、46 万 8,000 円の追加でございます。

広域保育入所者受入児童数増に伴います追加でございます。

5 項雑入、4 目雑入、1,089 万 9,000 円の減額でございます。

各種事業に対します歳入の増減であります。6 節国保会計負担金、184 万 3,000 円につきましては、本来、国保会計で実施します予防業務、広報費用等を一般会計にお願いをしていることから、一般会計における予防費等に係ります国保会計からの負担金でございます。

7 節後期高齢者医療特会負担金に付きましても広報費用分として後期高齢者医療特別会計からの負担金でございます。

これら負担金の措置について、各会計において道の調整交付金を受ける際の要件となっておりますことから、このような仕組みで行なうものでございます。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債、5,500 万円の追加でございます。

各種事業費確定に伴います減でございますが、細節 3 地域活性化・生活対策臨時交付金事業債につきましては、同事業を行なう際の地方一般財源分を措置するものであり、合併市町村においては合併特例債の発行をもって行なうものでございます。

なお、通常合併特例債につきましては起債対象事業費の 95%が充当となりますが、地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、100%の充当となるものであります。

2 目農林業債、200 万円の減額でございます。

美川道営負担金事業の今年度事業費確定に伴います減額でございます。

3 目土木債、3,850 万円の減額でございます。

17 ページから 18 ページの各事業につきましては、事業確定に伴います町債の減額でございます。

18 ページでございます。

4 目教育債、2,430 万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

5 目臨時財政対策債、51 万 5,000 円の追加でございます。

普通交付税の振替債でございますが臨時財政対策の発行額確定に伴います追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○議員（中橋友子） 歳出でいえば、21 ページの地域活性化、生活対策臨時交付金、これに関わりまして、事業の全体像をしっかりと把握したいという思いも含めまして、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、まず、総額で3億5,000万の第2次補正によって、うちの町に予算がついたということなのですが、この金額は、十勝管内の中でも非常に大きいといえますか、帯広に次いで、帯広とほとんど変わらないような予算でありました。

目的が、地域活性化、生活対策臨時交付金というわけでありますから、当然、地域の活性化生活対策ということに当てられるというふうに考えます。

国の示された目的を見ましても、きめ細やかなインフラ整備などを行うことが大事だというようなことが書かれておりまして、この事業がそういうところに充てられるのだというふうに思っております。

たくさんの事業が、実は、24日の日ですか、協議会の時にも資料もいただきまして、事業を見たわけですけれども、詳細な内訳がわからなかったことと併せまして、これが、なんというのでしょうか、整備事業もたくさんあったのですけれども、物品の購入、備品の購入などもありまして、事業を組立てる時にどんな考え方で組み立てられていったのかなという疑問を率直に抱きました。

それでまず、これらの事業を実施するにあたっての基本的な考え方がどうであったのか、伺いたいと思います。

事業も予定していなかったお金ですから、有効に活用することは非常に大事だというふうに思うのです。

うちの町は事業をやっていきますうちに、必ず、ローリングといえますか、3カ年計画などに事業を盛り込まれて順々にやっていくというやり方をしておりましたよね。

これの活用は、それらなども参考にされて組み立てていかれたのかどうかということでもあります。

それと、ちょっとずれるかもしれないのですが、補正予算の中に、2次補正とは別にふるさと雇用再生特別交付金というのもありましたね。

それから、もう一つ、緊急雇用総室事業交付金、これらの事業も今回国が合わせて、これは、ちょっと早かったのですけれども、そういうものも創設されて、各市町村、多くは都道府県、道なのですが、道で基金をつくって、市町村の方にも活用ができるような仕組みもお金も一緒に、一緒にといいますか、同時につくられていった経過があると思うのですが、これらはどんなふうにこの中に反映されているのか、見えてこないものですから、その辺の説明もお願いしたいと思います。

それと、地域活性化、今、景気浮揚策として出されたわけですから、一番地元の業者への仕事、あるいは雇用の拡大ということに力点が置かれるべきものだというふうに思うのですが、この事業によって、一体どのくらいの、例えば雇用の創出だったらどのくらいあるのか。

地方にそれぞれの業者に対する支援というのは一体、どれほどのものがいくのかということなどもわかる範囲でお答えいただきたいというふうに思います。

ごめんなさい。もう一つ。

それと、これとは別に、子育て応援特別手当の方なのですが、給付金と併せて出たもので、まず、対象が非常に限定されてくるといえますか、子どもさんが3人、しかも上の子はだめだというようなことで、把握も難しかったのではないか思うのですが、対象はどのぐらいになって、本来であれば、子育て支援というふうになれば、子どもを育てている家庭に支給されるものというふうには思うのですけれども、実際にはそうならない。

その辺の整理の仕方なども含めて、改めてこの事業の中身と対象についてもお伺いしたいと思います。

それから、定額給付金の方なのですが、ご説明では、申請期間6カ月というような説明であったかと思えます。

これも、協議会の席で、増田議員がお尋ねしたのですけれども、住所等明確な人たちはスムーズにいくだろうけれども、そうではないところに対する対応はどうするのだということで、お尋ねした経



過がありました。

限られた期間の中で事務作業をするのも大変だというふうに思うのですが、こういった色々な難しい状況を考えますと、果たしてその6カ月の期間の中で、きちっとした対応が可能なのかどうかということと、可能で、もし、それが漏れた場合には、何かその救済するような手立てがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず、事業の選定にあたりましての基本的な考え方についてご説明させていただきます。

国の方での2次補正の根本的な目的につきましては、議員がおっしゃっていましたように、生活対策関係の経費ということが、主たる目的であります。

それに合わせまして、本町といたしましても、町民の皆さんの生活対策に寄与して、そしてそれが地域の活性化につながるような事業を、まずは選定しなければならないということを、まず基本に考えて事業の選択にあたりました。

具体的には、町の総合計画の中で、平成21年度以降に位置付けされている事業、そういうものをまずは拾い上げて、そして、国の方で示しております生活対策の9項目、それと地方再生戦略では28項目を示しております。

それらの項目に合致する事業を、その中から今度はまた、さらに狭めていったというか、まずは選んでいったということでありまして。

そして、それらの合致する事業の中から、次に優先度の高いもの。

そして、事業効果がなるべく早期に表れてくるような事業。

そういうようなものをさらに絞り込んでいったということでありまして、それらにつきまして、今回補正予算として組ませていただいて、前倒しの形で事業を進めていきたいという形で、基本的に事業を選択してきたということでありまして。

続きまして、地元の業者への雇用の創出とか、そういうことのお尋ねでありましたけれども、これにつきましては、あくまでも事業の発注ということになりますので、それによって地元で雇用がどれくらいいくのかということにつきましては、ちょっと数字的なものを拾うのは難しいかなと思っております。

それと、定額給付金のことでもありますけれども、これは、スケジュール的には、3月の下旬に町の方では、名簿リスト作成をいたしまして、そして、対象者に世帯毎にまずは申請関係の書類を送らせていただこうと思っております。

それが送られてきた後に、各町民の皆さんは、申請をしていただくということになりますが、その申請を受けてから給付につきましては、おっしゃっておられたように、9月末までの6カ月間で行いたいと思っております。

こちら側から、住民票に記載されている住所に基づきまして発送するわけですが、その中には住所不明とか宛名所に尋ねあたりの無いということで戻ってくる物もいくつか考えられるわけでありまして。

それらにつきましては、町としましてもできるだけいろいろな方策を考えながら、できるだけ本人に渡るような形で努力して、皆さんに届くように努めてまいりたいと思っております。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 子育て応援特別手当の関係でございますけれども、手当で支給の目的として、多子世帯の幼児教育の負担に配慮する観点と生活対策の一環から、国が制度として設けられたものでございまして、本町における対象の世帯数及び児童数につきましては、2月1日現在におきまして、388世帯、対象児童412人と見込んでいるところであります。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 補正によります新たな雇用ということでございますけれども、砂袋を詰めると軽作業につきましては、7名の方にお勤めいただきました。

それから、支障木の伐採に、相談いただいた方4名を加えて21名を実施をいたしたところでありませす。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ふるさと雇用再生、あるいは緊急雇用推進事業の関係でございますけれども、これにつきましては、今年度国から都道府県の方に交付金がまいりまして、都道府県が基金を増設すると。

21年度において、市町村段階での事業を行う予定となっておりますので、我が町としましては、事業要望について、今、提出をさせていただいているところであります。

これにつきましては、事業要件ありまして、人件費割合が7割以上、そして新規雇用される失業者の割合が4分の3以上ということで、雇用創出に主眼を置いた事業であります。

したがって、先ほどの臨時交付金はどちらかといいますと、雇用創出というよりは地域活性化、あるいは生活対策の観点からなくなりますけれども、こちらはまさしく雇用創出に主眼を置いた事業実施するというので、今、お話においても21年度において考えているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○議員（中橋友子） お尋ねした順番、あちこちいってしまっ整理しないでお尋ねして申しわけなかったのですが、最後のふるさと雇用再生特別交付金あるいは緊急雇用創出事業交付金につきましては、21年度から、期間も3カ年ということでもありますので、その中でお示しいただけるものというふうに思います。

いずれにしても人件費の割合が、今、お話ありましたように、相当な分が人件費ということでもありますので、雇用の喪失に活かされること、期待したいというふうに思います。

それで、地域活性化政策対策臨時交付金の方に戻るのでありますが、そういうことであれば、直接雇用ということには見えてこない。

これは、全体の事業としてはそういうことになるだろうというふうに思うのです。

結局、予定していなかったお金ですよ。それが補正組まれて3億5,000万円の予算を使えることになったという場合に、今、お金の事業の選び方のご説明をいただいたのですが、総合計画に基づいて優先度の高いもの整理していったということではありますが、私見ていまして、いろいろなインフラ整備にずいぶん当てられたというふうに思うのですが、この中で例えば、低公害車の購入であるとか、防災広報車購入だとか、バスだとか教職員用のパソコンとかってあるのですよね。

総額でこれは4,780万ということなのですが、これも、当然、2次補正がなかったら来年度の予算の中できっと、予算の中に含まれていったものなのかなというふうに思うのですが、しかし、少なくとも地域の活性化のために、前倒ししてでもやれる、そういった枠がつけられたという点を考えれば、この3億5,000万を投資することによって、直接地域に波及出ることを期待したいのですよね。

そうすると、事業であれば、そこで工事を発注して業者が仕事があり、働く人がそこで仕事をもらいということ活きてくると。

物品の購入の場合には、これも非常に大事なものだというふうには思うのですが、例えば、うちの町の中で購入されるものであれば、これは、またそこで生きていくと。地域が本当に、そのお金で潤っていくというふうに思うのですが、必ずしもこのものは、我が町で調達できるようなものでもありませんし、そうすると、前倒しでこれを使うというふうになれば、もっと別なものを使って、そして、こういうものは、普通の予算の中で組んでいく性質のものではないのかなというふうに率直に思ったわけです。

その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたこの交付金、3億5,000万円あたりがついた。

一つは、合併効果で帯広にひけをとらない、音更を遥かに上回る額をついた、大変こうありがたい

ことだな、私どもにしたらお年玉があたったみたいなきもちでしたのですけども、ただ、決まって事業計画を出して決定を受けるまでの期間があまりなかったものですから、本来ですと、私ども、総合計画の実施計画もそうですけども、各課、各係におろして、そこで十分課内、部内の協議をして、事業を挙げてこいというような方法が、今回はとれなかったわけであります。

そうしたことから、先ほど言いましたように、すでに調整に入っておりました3カ年の実施計画にあげられた事業の中から、あるいは新年度予算の要求のあったものの中から、そういった中から今回の事業の選択に当たったということであります。

それと、もう一つ、これは、お前たちの勝手ではないかといわれるかもしれませんが、今回は10割補助ということになりますと、中々補助のつきづらい、つかないもの、そして細部にいたる経費。

例えば、道路をつくるとか、建物を建てる、新築なんかの場合は、いろんな補助制度がありますけども、これを改善、改修するとなると、まず、ほとんど財源の道が無い。

今回そういう意味では、保育所の改修から何々の改修、百年ホールの改修あるいは消防庁舎の改修、こういった普段は財源措置のないようなものにも、全て行き届いた配慮があるのだというようなことで、今回かなり、そういう部分では修繕費から工事費にあがるようなものの救済したというようなものもあります。

あるいは、消防自動車、救急車なんかも予算組ましていただいたのですけども、これらも通常でいきますと、ほとんど財源の見通しが無いわけでありまして、何とかそういった日ごろ、普段財源調整の難しいようなもの。

今お話ししました公用車なんかそうなのですけども、そういったものをぜひこの機会に、ある程度予算あげていただくことによって、整備できるのではないかと。

そしてもう一つは、公共事業であります。

建設業協会なんかとお話を聞きますと、なかなか昨年並みの事業費の確保が難しい、先ほど執行方針で申し上げましたように、今、12%くらい新年度予算でおちるわけでありますけども、今の財政状況から行きますと、なかなか期待に応えられるようなことができない。

それを何とか今回この中で前倒しでやることによって、何とか14億から15億の一連の公共事業を確保することがどうなのか。

そういった観点などを合わせながら、今回4億近い、4億余りの予算を組ましていただいたということで、おっしゃられるような、十分でない面もあるのかもしれませんが、なんとかご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○議員（中橋友子） 理解していないわけではないのです。

有功に、本当に活きた形で使われるのが大事だというふうに思うものですからお尋ねしました。率直にお尋ねしました。

その物品購入などが、10割補助ということになれば、当然、我慢していたものも、この際というようなことになるのであろうというふうに思います。

私たちはやはり、こういうふうに出された資料やなんかで判断していくものですから、例えば、これも、期間が短かったから仕方がなかったのだなというふうには思うのですけれども、近隣センターの改修などというのが並べられると、なぜここが、今、増築なのだとか。なぜ、ここが改修なのだと。地元の人にお伺いしたら、えっ、改修されるのですか、知りませんよというようなことなんかもありまして、そういうことなども、どんなふうに反映されたのかなというふうに思いました。

保育所などを見ましても、青葉保育所は、今回、指定管理ということもあって、手を加えられたということも思うのですが、保育所自体は、青葉よりも建設年度の古いところもありますよね。

そういうようなところがおかれて、こっちにいくのだなとかいうふうに、書類上そういうふうに判断していくものですから、整理の仕方が、きちっとお尋ねしておきたかったわけです。

この3億5,000万がそういうふうになれば、結局、今後の予算の中で、先に前倒ししてやる、使え

るわけですから、当然通常の予算が残っていくといえますか、ゆとりが出るというふうにも思いますので、その辺でぜひ、そういった疑問に答えていただけるような活用のあり方も十分生きた形でやっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 4億2,000万円余りの予算を組んだ。

このことは、今言った国からの交付金、10割の交付金があったことによるのは間違いはないのですが、ただ、そうかといって、この分が、いわゆる新年度予算ですべてみていたものが前倒しになって、これだけの予算が組めたかとなると、なかなかそうはならないわけでありまして。

新年度は、新年度予算の厳しい中を、それを補てんするような形で、今回の予算組みになったのだらうと思いますので、私どもとしましては、平成21年度予算プラスこれだけの予算という言い方が、本来的にいくと、だいたい今までの1年間の通常予算とだいたい同じくらいの規模になっていくのかな。

先ほどの新年度予算の説明で申し上げましたように、120数億ですから、今の4億2,000万を足して、それでも、まだ、なおかつ20年度の予算には達しないぐらいの財政状況なものですから、確かにやらせていただく、10割の補助もらってやらしていただくような形のものもたくさんありますので、そういったもので活かされたものを有効に次の新年度の予算の中で、町の財源を活かしていくということは、当然必要だと思っておりますし、そのように努力もこれからもしてまいりますけれども、なかなか厳しい中での、今回の事業の選択であったというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに。質疑。

前川議員。

○議員（前川雅志） 関連しまして、臨時交付金のところについてお伺いをしたいと思います。

今ほどの町長のご答弁で、概ね理解させていただいているところと、それと、今回の臨時補助金には大きな期待をしているのは、同じ気持ちでいるところであります。

2点だけ、確認をさせていただきたいと思うのですが、町長のご答弁の中にも消防車、救急車は、普段財源が中々無いというお話がありました。

5期総の3カ年計画の中に、21年度の中で、忠類の方になるでしょうか、消防車、消防ポンプ自動車の更新ということで、計画を立てられていたようであります。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、その消防ポンプ自動車を、この臨時交付金が無かったときに、どういった財源をあてにしながら、その事業を組んでいこうとしていたのかということと、今回の臨時交付金は、10分の10の補助だと、先ほどから町長おっしゃいますが、ほかの財源というか、補助が無い事業に充てるとすれば、10分の10の補助ということになると思うのですが、例えば、補助のあるものですとか、地方債など使えるものであると、町の手出しのというものが変わってくるのかなというふうに思います。

それで、今回の消防車、救急車等は、臨時交付金事業債が当てられているのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それと、町長の執行方針にもありました。忠類村と合併して4年目を迎えるにあたって、今からそういう話をするのもおかしいのでありますが、忠類に遊びに行くと、合併してもいいことないよねというような声がよく聞こえてくるわけであります。

そういった中で、今回のこの臨時交付金は、分けて計算することもおかしいのですが、旧忠類村と旧幕別町との比率というか、そういったものがどのくらいになっているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 消防車の更新につきましては、これは、忠類地区の消防関係ということでの導入を考えております。

ですから、もし、この今回の交付金を使えないといたしますと、通常国の補助金のメニューにはあ

りませんので、過疎債を充当することになろうかなというふうに思います。

続きまして、札内消防の方に配置予定しております救急車につきましては、これまた、国庫補助とのメニューがなかなか見当たりません。

これにつきましては、合併特例債を充てるということに、もし仮に、交付金が該当なければ、合併特例債を充当することになろうかというふうに思っております。

続きまして、今回の4億2,000万の事業費の中での、地区別での配分割合ということでもありますけれども、全部で33事業ということでもありますけれども、そのうち、忠類地区につきましては、9事業ということになります。

事業費ベースで約1億1,200万円程度、その残りが幕別地区ということになろうかと思えます。

ですから、忠類地区の、事業費別でいきますと、33%位ということになろうかと思えます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 忠類村が存在したとして、今回、臨時交付金が幾らもらえたのかなということは、なかなか私どもにはわからないところなのですが、33%ということは、かなり大きな金額が忠類地域の振興に使われていると私は思いますが、こういったところは、やはり忠類振興に対しての配慮があったのかなというふうに思われますが、そういったところはどうなのか、確認をさせていただきたいというのと、消防車、救急車のところでは、それぞれ過疎債、特例債なりに、利用しながらということになったのかもしれないということなのですが、過疎債にしても特例債にしても、交付税措置が、大きな交付税措置があって、実際幕別町が支払うお金というのは、例えば3,000万であれば、3分の1ぐらいの支払い、10分の3の支払いになってくるのかなと思うのですが、今回は、ほかの起債などの利用はされたのかどうかかわからないのですが、これは、町、要するに、交付金としてもらったお金を町単費として、真水の全て支出して購入するという理解でよろしでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 議員がおっしゃられるように、確かに起債をもし使った場合につきましては、例えば過疎債でありますと80%、合併特別債であれば70%の交付税措置があるということで、大変有用な起債だとは思っております。

それで、確かに有用な起債なのですが、ただ、財政運営上の考えますと、今回の交付金を使うことによって起債を抑制するというのも、また、財政運営上は、意義のあることだと、まずは思っております。

そういうようなことで、なかなか補助メニューのない、先ほど町長がおっしゃっていたように、補助メニューがなかなかない事業についても、今回この交付金を有効に活用したいというのが、一つ大きなねらいとしてあります。

それと、忠類地域につきましては、事業費ベースで33%程の配分、比率になったことにつきましては、これは合併のときから申し上げていますように、両地域の均衡ある発展に努めるというようなことでの考え方もその中には含まれているということでもあります。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩をとりたいと思います。

14時10分まで、休憩させていただきたいと思えます。

(13:56 休憩)

(14:10 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第19、議案第13号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から、日程第26、議案第20号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)までの8議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第13号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,447万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、86万7,000円の追加でございます。

11節需用費 消耗品費でございますが被保険者証の購入、印刷製本費につきましては制度改正に伴うパンフレット印刷等に係るものでございます。

12節役務費、郵便料でございますが制度改正に伴います高齢者受給者証等の郵送代でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、45万4,000円の追加でございます。

13節委託料、国民健康保険システム改修委託料でございますが、平成20年10月後期高齢者医療保険料の徴収と合わせて、国民健康保険税についても、65歳以上のみの被保険者世帯で世帯主が年金受給者の場合、年金からの特別徴収を行なっていましたが、平成21年4月から本人の希望により普通徴収ができることとなりますことから、それらに対応すべくシステムの改修を行なうものでございます。

なお、財源措置として国における特別調整交付金において措置されるものでございます。

19節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金につきましては、一般会計でもご説明いたしました引継ぎ額の変更に伴い一般会計との負担率変更に伴う減額でございます。

国健康保険特別会計負担金につきましては、一般会計でご説明いたしました国保会計から一般会計への負担金でございます。

8ページでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、8万9,000円を減額するものでございます。

支援金の額確定に伴う減額でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、37万2,000円の減額でございます。

納付金の額確定に伴う減額でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、411万5,000円の減額でございます。

拠出金の額確定に伴う減額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、41万7,000円の減額でございます。

納付金の額確定に伴う減額でございます。

10ページでございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、133 万 9,000 円の減額でございます。

拠出金の額確定に伴う減額でございます。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、278 万 5,000 円の追加でございます。

拠出金の額確定に伴う追加でございます。

8 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保険衛生普及費、183 万 6,000 円の追加でございます。

一般会計でご説明いたしました、国保会計から一般会計に対する予防費及び受診勧奨等に伴います負担金の支出でございます。

次に歳入をご説明いたします。

4 ページにお戻りください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、284 万 4,000 円の減額でございます。

現年課税分の減額でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、135 万 2,000 円の減額でございます。

各納付金等額確定に伴う国庫負担金でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、33 万 5,000 円の減額でございます。

拠出金確定に伴います国庫負担金でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、70 万 7,000 円の追加でございます。

2 節特別調整交付金でございますが、歳出でご説明いたしました、税徴収方法の改正に伴いますシステム改修費等に対する調整交付金の追加でございます。

2 目高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金、22 万円の追加でございます。

70 歳から 74 歳の高齢受給者の 2 割負担の凍結延長に伴います、受給者証の再発行経費等に対する国 10 分の 10 の補助金でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、101 万 6,000 円の減額でございます。

療養給付費等交付金の減額でございます。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、33 万 5,000 円の減額でございます。

拠出金確定に伴います道負担金でございます。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、76 万 9,000 円の追加でございます。

北海道特別調整交付金でございますが、歳出でご説明いたしました国保会計から一般会計への負担金及び十勝圏複合事務組合における滞納整理機構に対する負担金につきましては、北海道の調整交付金の対象となりますことから、それら所要額について補正を行なうものでございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、379 万 6,000 円の追加でございます。

負担割合に応じた一般会計からの繰入金の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第 3 号の説明を終わります。

次に、議案第 14 号、平成 20 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 3,253 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,084 万 6,000 円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正後の款項等の区分につきましては、12 ページから 13 ページに記載しております「第 1 表、歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに歳出からご説明いたします。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、181 万 6,000 円の追加でございます。

11 節及び 12 節につきましては、後期高齢者医療保険料についても国民健康保険税同様特別徴収から普通徴収に切替ができることとなりましたことから、それら対象者に対します案内の通知等に係る経費について追加するものでございます。

13 節後期高齢者医療システム改修委託料につきましては、保険料の負担軽減措置拡大に対するシステム改修に要する補正でございませう。

19 節につきましては、国保会計同様一般会計に対する広報費用分について負担するものでございませう。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、3,435 万 3,000 円の減額でございませう。

保険料の特別軽減策による保険料減に伴う所要額の補正でございませう。

次に歳入をご説明いたします。

14 ページにお戻り願ひませう。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料、2,801 万 4,000 円の減額でございませう。

主に保険料の特別軽減策に伴ひませう減額でございませう。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、633 万 9,000 円の減額でございませう。

1 節事務費等繰入金でございませうが、広域連合における共通経費の減に伴ひませう減額でございませう。

2 節保険安定基盤繰入金でございませうが、確定額に伴ひませう減額でございませう。

5 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、2 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、21 万 6,000 円の追加でございませう。

歳出でございませう説明いたしました、徴収方法変更等に関する周知及び一般会計に対する広報費用の負担金について、全額財源措置されるものでございませう。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費補助金、160 万円の追加でございませう。

保険料の特別対策による軽減措置拡大に伴ひませうシステム改修に対し全額財源措置されるものでございませう。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号の説明を終わひませう。

次に、議案第 15 号、平成 20 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

17 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,541 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 9,230 万円と定めるものでございませう。

補正後の款項等の区分につきましては、18 ページから 19 ページに記載してございませう「第 1 表、歳入歳出予算補正」を参照いただひませうたいと思ひませうひませう。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

24 ページをお開きいただひませうたいと思ひませうひませう。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、232 万 1,000 を追加するものでございませう。

13 節委託料、介護報酬改定システム改修委託料でございませうが、平成 21 年度の介護報酬改定に伴ひませうシステムの改修でございませう。

また、介護報酬の改定に伴ひませう町単独で保険料軽減を行なひませうてございませう部分の改修も必要となりませうことから合わせ、介護保険システムの改修についても実施するものでございませう。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、6 万 4,000 円の追加でございませう。

3 節職員手当等、時間外勤務手当の追加でございませう。

2 目認定調査等費、52 万 6,000 円の減額でございませう。

4 節共済費以下執行残でございませう。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、580 万円の追加でございませう。



19 節負担金補助及び交付金でございますが、通所介護に係る利用件数増に伴います給付費の補正でございます。

26 ページをお開きください。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、270 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、認知症対応型共同生活介護給付費につきましては、グループホーム等入所者増に伴います給付費の追加でございます。

3 目施設介護サービス給付費、570 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム入居者の増に伴う追加でございます。

4 目居宅介護サービス計画給付費、60 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費でございますが、要介護認定者数の増及び通所介護利用者数増に伴う介護プラン作成数の増に伴う追加でございます。

28 ページでございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、350 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費でございますが、主に養護老人ホーム等特定施設入所者における生活介護の増に伴います追加でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、70 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費でございますが、高額介護を受ける支給対象者の増に伴います給付費の追加でございます。

30 ページをお開きください。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費、150 万円の追加でございます。

施設利用者で低所得者の方の食費・居住費の自己負担に対する補足給付費でございますが、支給対象者の増に伴います給付費の追加でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、1,331 万円の追加でございます。

細節 1 介護給付費準備基金積立金でございますが、基金運用に伴います運用益について積み立てるものでございます。

細節 2 介護保険臨時特例基金積立金でございますが、国の 2 次補正予算において財源措置され、地方自治体において平成 21 年度の介護報酬改定に伴う激変緩和を図るため、国から交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金化するものでございます。

本基金の設置に伴います条例の制定につきましては、議案 21 号においてご審議いただくものでございますが、基金制定時におきまして当該基金に積み立てを行なおうとするものでございます。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費、25 万 2,000 円の減額でございます。

執行残でございます。

次に歳入でございます。

20 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、688 万円の追加でございます。保険料の現年分でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、11 万 2,000 円の減額でございます。

東十勝介護認定審査会共同設置負担金の負担区分に応じた減額でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、374 万円の追加でございます。

居宅介護、地域密着型、施設介護等保険給付に係ります国の負担金でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、109 万 6,000 円の追加でございます。

介護等保険給付に対します調整交付金でございます。

2目地域支援事業交付金、6万3,000円の減額でございます。

介護予防高齢者施策事業費の減に伴います補助金の減額でございます。

3目介護保険事業補助金、62万5,000円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました、介護報酬の改定に伴いますシステム改修に係る補助金の追加でございます。

4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、1,319万円の追加でございます。

介護保険臨時特例基金に積み立てます、国からの交付金でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、635万5,000円の追加でございます。

介護給付費等に係ります支払基金の負担割合に応じた追加でございます。

2目地域支援事業支払基金交付金 7万8,000円の減額でございます。

介護予防事業に係ります支払基金の負担割合に応じた減額でございます。

22ページでございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、292万2,000円の追加でございます。

居宅介護、地域密着型、施設介護等保険給付に係ります道の負担金でございます。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、3万1,000円の減額でございます。

介護予防高齢者施策事業費の減に伴います道補助金の減額でございます。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、12万円の追加でございます。

介護給付費準備基金の運用に伴います利子収入でございますが、同額を介護給付費準備基金に積み立てを行なうものでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、367万6,000円の追加でございます。

一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金につきましては、各給付金等における町の負担割合に応じた補正でございます。

4節その他一般会計繰入金につきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修及び町単独の介護保険システム改修等に伴い一般会計から繰入するものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1,084万円の減額でございます。

本来給付費に充当すべく保険料の不足分を補てんするための基金でございますが、当初予算及び年度内の補正予算につきましては、保険料が未確定な点等から、会計内の財源調整を行なうべく基金を持って実施してきたところでありますが、保険料の納入状況及び事業費の決算見込みが立ちましたことから、前年度からの繰越金を充当するとともに各給付費について保険料での負担分を充当し、基金につきましては戻し入れを行なうものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、793万7,000円の追加でございます。

前年度繰越金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

次に、議案第16号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

32ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,691万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,580万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、33ページから34ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

35ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

1款水道費、1項水道事業費、忠類東部地区道管畑総事業負担金、1,567万5,000円を繰越すものでございます。

本事業につきましては、北海道において追加して予算が確保されましたことから、事業の進捗を図るため事業を前倒して実施していましたが、工期が冬期間となりましたことから、翌年度に繰越して事業を実施することとなり、その事業に係る町負担金について繰越すものでございます。

次に、忠類東部地区簡水整備事業 4,000 万円を繰越すものでございます。

本事業につきましては、国の 2 次補正予算において実施されます地域活性化・生活対策臨時交付金を財源に実施するものでございます。

忠類東部地区簡易水道の整備につきましては、現在北海道の畑総事業において整備を実施しているところでございますが、本事業については、町の整備区間について実施するものでございます。

その財源措置として、一般会計において交付金を財源として簡易水道特別会計に繰出し事業を実施するものでございますが、事業実施が冬期間に及ぶこと等から、全額繰越を行うものでございます。

次に第 3 表 地方債補正でございます。

変更でございますが、幕別簡水整備事業ほか 3 事業につきまして事業費確定に伴います地方債の変更でございます。

なお、幕別簡水整備事業及び新和、忠類簡水整備事業につきましては事業費確定に伴います変更、忠類東部地区道営事業につきましては現年事業費の確定及び繰越に伴います変更でございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

38 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、4,691 万 1,000 円の減額でございます。

13 節委託料以下執行残でございますが、19 節負担金補助及び交付金でございますが、忠類東部地区道営畑事業負担金につきましては、北海道が事業主体として実施していますが、本年度事業量の減に伴います町負担金の減額でございます。

23 節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時 2.3%として予算計上いたしましたが、実行金利が 1.3%~2.2%となりましたことから、利息減分について補正を行なうものでございます。

次に歳入でございます。

36 ページにお戻りください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2,243 万 1,000 円の追加でございます。

一般会計からの繰入金でございますが、2 次補正による忠類東部地区簡水整備事業の実施に伴います、繰入の増によるものでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、248 万 2,000 円の追加でございます。

繰越金でございます。

5 款諸収入、1 項消費税還付金、1 目消費税還付金、827 万 6,000 円の追加でございます。

消費税確定に伴う還付金でございます。

6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、8,010 万円の減額でございます。

事業費確定に伴います補正でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第 4 号の説明を終わります。

次に、議案第 17 号、平成 20 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

39 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,692 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 8,372 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、40 ページから 41 ページに記載しております「第 1 表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

42 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為でございます。

公共下水道事業、期間平成 21 年度、限度額 2,000 万円でございます。

本債務負担行為につきましては、国庫債務負担行為により設定するものであり、事業の早期発注により円滑に事業を実施すべく債務負担行為を行なうものでございます。第 3 表、地方債補正でございます。

変更でございますが、公共下水道事業及び流域下水道事業、下水道事業の特別措置分につきまして、事業費確定及び許可額確定に伴います変更でございます。

公営企業借換債につきましては、借換額総体につきましては変更はございませんが、当初旧公営企業金融公庫現在の地方公営企業等金融機構の資金を活用した借換えを予定しておりましたが、一部の企業債借換えについて金利が有利な民間資金による借換えを行なうことといたしましたことから、公営企業借換債について減額変更するものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

45 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、139 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、十勝環境複合事務組合負担金につきましては、負担割合変更に伴います追加でございます。

27 節公課費、消費税でございますが、当初 800 万円の納付を見込んでおりましたが、決算により消費税確定額として 807 万 4,000 円の納付となりますことから、その不足額について追加するものでございます。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、1,670 万 5,000 円の減額でございます。

13 節委託料以下事業等確定に伴います減額でございます。

46 ページをお開きください。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、440 万 9,000 円の追加でございます。

12 節役務費及び 13 節委託料につきましては、汚泥の発生が当初予算時に比べ多く発生いたしましたことから、所要の補正を行なうものでございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、38 万 3,000 円の追加でございます。

23 節償還金利子及び割引料 起債償還元金でございますが先ほどご説明いたしました、一部企業債の借換えを旧公営企業金融公庫から民間資金に変更したことに伴い、旧公営企業金融公庫では元利均等償還による償還でございましたが、民間資金では元金均等償還となりますことから、一時的に元金の償還が元利均等償還より多くなりますことから、償還方法変更に伴います元金分の追加補正でございます。

2 目利子、640 万 6,000 円の減額でございます。

23 節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時 2.3%として予算計上いたしました、実行金利が 1.23%~2.4%となりましたことから、利息減分について補正を行なうものでございます。

次に歳入をご説明いたします。

43 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、17 万 2,000 円を追加するものでございます。

受益者負担金でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、390 万円を減額するものでございます。

事業費確定に伴います補助金の減額でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、406 万 1,000 円の減額でございます。

一般会計からの繰入金減額でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、739 万 1,000 円の追加でございます。

繰越金でございます。

44 ページでございます。

6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、153 万 1,000 円の減額でございます。

1 節雑入でございますが、簡易水道及び上水道の監視装置を下水処理場で一括監視することといたしました。その電気代について各会計に負担をお願いしていたところではありますが、当初設計時より電気代がかからなかったことに伴う減額でございます。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、1,470 万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

3 目下水道事業債、特別措置分、30 万円の減額でございます。

発行可能額確定に伴う減額でございます。

4 目借換債、補正額はございませんが、旧公営企業金融公庫から借入れを予定していました 5,410 万円について、民間資金を活用することとなりましたことから同額公的資金借換債として借換えるものでございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第 3 号の説明を終わります。

次に、議案第 18 号、平成 20 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

48 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,980 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,614 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49 ページから 50 ページに記載しております「第 1 表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

51 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正でございます。

変更でございますが、事業費確定に伴います減額でございます。

歳出からご説明いたします。

54 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、2,663 万円の減額でございます。

執行残でございますが、15 節工事請負費につきましては、設置基数及び事業費減に伴います減額でございます。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、252 万 7,000 円の減額でございます。

12 節役務費につきましては、発生汚泥の増加に伴います追加でございます。

13 節委託料につきましては、入札減に伴います執行残でございます。

55 ページでございます。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、65 万円の減額でございます。

23 節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還利子につきましては、新発債の発行利息を当初予算時 2.3%として予算計上いたしましたが、実行金利が 2.1%となりましたことから、利息減分について補正を行なうものでございます。

次に歳入をご説明いたします。

52 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、74 万円の減額でございます。

設置基数の減に伴います分担金の減額でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,182 万 2,000 円の減額でございます。

一般会計繰入金の減額でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、147 万 1,000 円の追加でございます。

繰越金でございます。

5 款諸収入、2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、68 万 4,000 円の追加でございます。  
消費税確定に伴います追加でございます。

53 ページでございます。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、1,940 万円の減額でございます。  
設置基数の減等事業費確定による減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

次に、議案第 19 号、平成 20 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

56 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,747 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、57 ページから 58 ページに記載しております「第 1 表、歳入歳出予算補正」を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明いたします。

60 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、17 万 6,000 円の追加でございます。

25 節積立金、農業集落排水事業償還基金積立金でございますが、基金運用に伴います利子を積み立てるものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

59 ページにお戻りください。

2 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、84 万 1,000 円の減額でございます。  
一般会計繰入金の減額でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、84 万 1,000 円の追加でございます。  
繰越金でございます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、17 万 6,000 円の追加でございます。  
農業集落排水事業償還基金の運用に伴います、利子収入でございますが、同額を基金に積み立てを行なうものでございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

次に、議案第 20 号、平成 20 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

61 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、4 条予算に係ります資本的収入及び支出の補正でございます。

第 1 款資本的収入、既決予定額 1 億 3,820 万円から補正予定額、1,432 万 1,000 円を減額し、1 億 2,387 万 9,000 円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、第 1 款資本的支出 既決予定額、3 億 867 万 1,000 円から補正予定額 2,073 万 2,000 円を減額し、2 億 8,793 万 9,000 円と定めるものでございます。

なお、本補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんし、その額を 1 億 6,406 万円に改めるものでございます。

62 ページをお開き願います。

企業債の変更でございますが、当初予算 5 条で定めた配水管布設整備事業債 5,390 万円について、1,600 万円減額し 3,790 万円に改めるものでございます。なお、起債の方法、利息、償還方法につきましては変更がございません。

64 ページでございます。

資本的支出からご説明いたします。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、1,314 万 3,000 円の減額でございます。

執行残でございます。

2目営業設備費、758万9,000円の減額でございます。

20節材料費以下執行残でございます。

次に資本的収入でございます。

63ページにお戻りください。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1,600万円の減額でございます。

事業費確定に伴う企業債の減額でございます。

6項負担金、1目負担金、167万9,000円の追加でございます。

北海道の道路事業実施に伴います水道管移設工事負担金の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、発議案について、一括して質疑を受けたいと思います。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第13号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第17号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、原案の通り決する

ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 19 号、平成 20 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 20 号、平成 20 年度幕別町水道事業会計補正予算(第 3 号)は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### [一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第 27、議案第 21 号、幕別町介護保険臨時特例基金条例および日程第 30 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

日程第 27、議案第 21 号幕別町介護保健臨時特例基金条例及び日程第 30 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 21 号、幕別町介護保険臨時特例基金条例並びに議案第 30 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 21 号、幕別町介護保険臨時特例基金条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

介護従事者の処遇改善を図ることなどを目的に、平成 21 年度の介護報酬の改定がプラス 3%になったことに伴う保険料の急激な上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るため、幕別町介護保険臨時特例基金を設置する条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、基金の設置目的を定めるものであります。

第 2 条につきましては、基金の積立額を規定するものであり、その額は国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするものであります。

第 3 条につきましては、基金の管理について規定するものであります。

第 4 条につきましては、基金の運用益について、介護保険特別会計予算に計上して基金に繰り入れることを規定するものであります。

第 5 条につきましては、繰替運用について規定するものであります。

第 6 条につきましては、基金の処分について規定するものであり、平成 21 年度の介護報酬の改定に伴う保険料の増加分を軽減するための財源及びこの軽減に係る広報啓発や電算処理システムの改修などの財源に充てる場合に限り、処分することができるものであります。

議案書の 4 ページをご覧ください。



第7条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行期日を、公布の日からと定めるとともに、この保険料軽減対策は平成23年度をもって終了することから、この条例は平成24年3月31日に効力を失い、基金に残額がある場合は、国庫に返還する旨を規定するものであります。

続いて、議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、15ページ、議案説明資料は、14ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、平成21年度から平成23年度の3年間の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の介護保険料率の見直しを行うものであります。

また、平成18年度から平成20年度まで実施してきました税制改正に伴う激変緩和措置が終了したことに伴い、保険料が上昇する方への影響を考慮し、引き続き保険料の負担を軽減する措置を設けるとともに、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな所得段階数と保険料率を設定するため、現行の6段階から8段階9区分にするものであります。

議案説明資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

所得段階と保険料の設定について、介護保険料所得段階別比較表で説明をさせていただきます。

右の第4期事業計画の欄をご覧くださいと思います。

基準保険料についてであります。平成21年度から平成23年度における標準給付額から算出した月額では、4,038円となりましたが、介護給付費準備基金の一部と介護報酬の改定に伴う保険料の上昇分を抑制するための特別対策として設置する介護保険臨時特例基金を取り崩しまして、基準保険料の月額を現行の3,350円より500円増の3,850円とするものであります。

保険料の所得段階につきましては、激変緩和措置の終了による保険料の上昇を配慮して、第4段階の対象者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方について、平成21年度から平成23年度までの保険料率の特例を設け、現行の算定基準1.0を0.9に軽減し、第5段階といたしまして、合計所得金額が125万円未満の方は、現行の算定基準1.25を1.15に軽減するものであります。また、所得に応じた負担を求めていく観点から、第8段階といたしまして、合計所得金額が500万円以上の方は、現行の算定基準1.5を1.75として、新たな所得段階を追加するものです。

この結果、年間の保険料率につきましては、第1段階及び第2段階に該当する方は現行の2万100円より3,000円増の2万3,100円、第3段階に該当する方は現行の3万100円より4,500円増の3万4,600円、第4段階の特例に該当する方は、現行の4万200円より1,300円増の4万1,500円、第4段階の特例に該当しない方は現行の4万200円より6,000円増の4万6,200円、第5段階に該当する方は現行の5万200円より2,900円増の5万3,100円、第6段階に該当する方は現行の5万200円より7,500円増の5万7,700円、第7段階に該当する方は現行の6万300円より9,000円増の6万9,300円、第8段階に該当する方は現行の6万300円より2万500円増の8万800円とするものであります。

議案説明資料の14ページをお戻りいただきたいと思います。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第7条の保険料率であります。先ほど説明いたしました内容に改めるものであります。

議案説明資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

第9条第3項につきましては、第7条の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第13条は、文言の整理による改正であります。

議案説明資料の16ページをご覧ください。

附則第6条は、文言の整理による改正であります。

附則第7条は、保険料率の特例についての規定であります。先ほど説明いたしました第4段階の特例規定であります。

附則第8条は、文言の整理による改正であります。

議案書に戻りまして、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 21 年 4 月 1 日からとし、改正後の第 7 条及び第 9 条の規定については、平成 21 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 20 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただ今、議題になっております 2 議案につきましては、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号および議案第 30 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 21 号、幕別町介護保健臨時特例基金条例及び議案第 30 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 28、議案第 22 号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 22 号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、幕別町地域福祉計画策定にむけた具体的な協議のため、策定委員会を設置することを目的に制定するものであります。

社会福祉法第 107 条に規定する市町村市域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべく課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量を明らかにし、それを確保、提供する体制を計画的に整備することを内容とするものであり、計画の策定にあたり、住民が参加した策定組織を設置するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが求められていることとあります。

なお、計画期間は、平成 22 年度から、平成 26 年度までの 5 年間とし、3 年でみなしをするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、策定委員会の設置目的を定めるものでございます。

第 2 条につきましては、策定委員会の所掌事務を定めるものであります。

第 3 条につきましては、策定委員会の組織を定めるものであります。

第 1 項では、委員の人数を、第 2 項では、委員の構成を、第 3 項では、任期を規定するものであります。

第 4 条につきましては、委員長および副委員長の設置を定め、その職務を規定するものであります。

第 5 条につきましては、会議規定を定めるものであります。

6 ページになりますが、第 6 条につきましては、策定委員会の庶務を担当する部署を民生部福祉課と定めるものであります。

第 7 条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を、公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第29、議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、幕別町次世代育成支援行動計画後期5カ年計画の策定及び子どもの権利に関する条例の策定に向けた具体的な協議を行うため、次世代育成支援対策地域協議会を設置することを目的に制定するものであります。

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定により、市町村は、5年ごとに、5年を1期とした次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとされており、本町では平成17年3月に、前期5カ年計画を策定したところであります。

平成21年度には、前期計画の見直しを行ったうえで、平成22年度からの後期5カ年計画を策定することとなりますが、国が示す改定後の行動計画策定指針では、後期計画の策定のほか、計画の推進・評価にあたって当該地域協議会を活用するなど住民の参画を促進することが求められているところであります。

この他、本町が取り組んでおります子どもの権利に関する条例の制定に向けた具体的な協議を進めるにあたり、先進地事例における取り組み状況を見ましても、町のほか、教育機関、地域住民及び保護者との連携は不可欠となっており、これらの体制づくりを構築する必要がありますことから、本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、地域協議会の設置目的を定めるものであります。

第2条につきましては、地域協議会の所掌事務を定めるものであります。

第3条につきましては、地域協議会の組織を定めるものであります。第1項では委員の人数を、第2項では委員の構成を、第3項では委員の任期を規定するものであります。

第4条につきましては、会長及び副会長の設置を定め、その職務を規定するものであります。

第5条につきましては、会議規程を定めるものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

第6条につきましては、地域協議会の庶務を担当する部署を「民生部こども課」と定めるものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を、平成21年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。  
議案第23号、幕別町次世代育成支援地域対策地域協議会条例は、民生常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（古川 稔） 日程第31号、陳情第1号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書から、日程第38、陳情第8号、パークゴルフ場エルムコースの復元についてを一括議題といたします。

ただ今、議題となっております陳情第1号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書及び陳情第3号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の採択についての陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第2号、雇用対策の充実、強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第6号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情、陳情7号 農水省の農地改革プランでなく農業再生に役立つ農地制度を求める意見書の提出を求める陳情及び第8号、パークゴルフ場エルムコースの復元については、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第4号、現行保育制度の堅持、拡充と保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書および陳情第5号、障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書の提出を求める陳情は、民生常任委員会に付託します。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明4日から10日での7日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月10日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月11日午前10時からであります。

（15：09 散会）

# 第 1 回 幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第 1 回 幕別町議会定例会  
(平成21年 3 月 11 日 10 時 00 分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第 11 条)

議事日程の報告 (会議規則第 21 条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

10 前川敏春      11 中野敏勝      12 乾 邦廣

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

# 会議録

平成21年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年3月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      14 永井繁樹      16 大野和政  
17 杉坂達男      18 助川順一
- 6 欠席議員 (0名)
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教育委員 長 林 郁男      代表監査委員 柏本和成  
会計管理者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 川島廣美      札 内 支 所 長 久保雅昭  
教 育 部 長 米川伸宣      総 務 課 長 川瀬俊彦  
税 務 課 長 姉崎二三男      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長谷 繁      福 祉 課 長 横山義嗣  
保 健 課 長 羽磨知成      町 民 課 長 田村修一  
商工観光課長 八代芳雄      土 木 課 長 角田和彦  
施 設 課 長 澤部紀博      地 域 振 興 課 長 佐藤和良  
保 健 福 祉 課 長 野坂正美      経 済 建 設 課 長 古川耕一  
学 校 教 育 課 長 伊藤博明      生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
10 前川敏春      11 中野敏勝      12 乾 邦廣

# 議事の経過

(平成21年3月11日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 14番永井議員より、本日、遅参する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告は終わります。

## [一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告のとおり質問をさせていただきます。

幕別町における移住促進の施策についてでございます。

幕別町第5期総合計画の第7節定住施策の推進の中で、人口の減少は産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、人口の維持または増加を視野に入れた施策が必要になっておりますとあり、施策の方向として、少子高齢者対策、住環境の整備や雇用の確保、そして移住の促進が挙げられています。

幕別町の人口は平成19年12月末で2万7,365人、平成20年12月末で2万7,316人となっており、1年間で約50人減少しています。

第5期総合計画における人口目標は平成29年度の人口を2万8,000人と想定しており、大変厳しい状況であることを確認しなければならぬと思っております。

そこで、人口増に向けたいろんな施策の中で、移住の促進についての取組みについてお伺いをいたします。

1、平成20年度中の首都圏や札幌での移住フェアへの職員派遣の成果と先進自治体への視察研修の有無についてお伺いいたします。

2、平成20年度の移住相談ワンストップ窓口への相談件数と成果についてお伺いいたします。

3、町職員と町民等による移住プロジェクトチーム等を立ち上げる必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

4、移住希望者への具体的な助成制度を盛り込んだ定住移住条例や奨励要綱等を制定し、移住促進について積極的に取り組む必要があると思っておりますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「移住促進の施策について」であります。

少子高齢社会の本格的な到来に加えまして、人口減少時代を迎えた中、さまざまな分野での需要縮小や地域活力の低下が懸念されております。

一方、退職を迎えた首都圏等の団塊の世代による「第2のふるさと探し」や自然豊かな地域での健康的で人間らしい生活を求める動きを捉えて、現在、多くの自治体が移住や定住の対策に取り組んでいるところであります。

本町におきましても、道内市町村で構成いたします「北海道移住促進協議会」に設立当初の平成17年から加盟し、移住促進に取り組んでいるところであります。

はじめに、「移住フェアへの職員派遣の成果と先進自治体への視察研修について」であります。

道内市町村が加盟する北海道移住促進協議会やJA、民間企業等で構成する「住んでみたい北海道推進会議」と北海道の共催による、「北海道暮らしフェア」が昨年11月に大阪と東京で開催され、その両方のイベントに職員を参加させたところであります。

結果といたしましては、大阪会場では27名、東京会場では35名の方と個別相談を実施し、本町での暮らしや生活情報を提供してまいりましたが、残念ながら、その後の進展はない状況であります。

しかしながら、相談を受けた縁を大事にし、幕別町や十勝における各種イベントなどの情報を提供するなどして、移住のきっかけづくりに取り組んでいるところであります。

また、先進自治体への視察研修につきましては、本町をはじめ、池田、浦幌、豊頃の4町で、移住と定住対策を積極的に推進している道東の標津町と大空町を訪問したところであります。

標津町での定住希望者に宅地を無償提供する取組みや、大空町での民間企業による移住のためのお試し住宅の建設など、今後の取組みへの参考とさせていただいたところであります。

ご質問の2点目、「ワンストップ窓口への相談件数と成果について」であります。

本町では、移住に関する問い合わせがあった場合に、迅速かつ有益な情報を提供するために、平成18年度から企画室に移住ワンストップ窓口を設け、移住希望の方々に対して、きめ細やかに対応しているところであります。

平成20年度中の移住相談につきましては、現在までに11件あり、内訳としては、道外8件、道内3件となっております。このうち、道外の方で3世帯5名の方々が、本年3月下旬に移住される予定と伺っております。

なお、このうち2世帯4名の方は、もともと幕別にゆかりのある方というふうに伺っております。

いずれにいたしましても、今後とも、本町での暮らしや生活がイメージできるような情報の提供に意を用い、移住につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町職員と町民によるプロジェクトチーム等の立ち上げについて」であります。

移住対策につきましては、これまで町のホームページでの情報発信やワンストップ窓口の設置のほか、首都圏での移住フェアでのPR活動に参加してまいりましたが、今後においては、移住・定住につながる本町の特色を生かした体験メニューの検討など、町職員ばかりでなく、住民や団体・民間企業等も連携し、地域ぐるみで移住者をサポートするような体制づくりが必要であるというふうに考えております。

先進事例なども十分研究してまいりたいというふうに思っております。

ご質問の4点目、「定住のための移住条例や要綱等の取組みについて」であります。

移住促進事業は、全国的にも取組まれ、自治体間での競争となっていることもあり、地域の特色を全面に打ち出し、他の自治体との差別化を図ることが必要であるというふうに考えております。

他の自治体では、移住者向けの分譲地の整備や住宅を建てる場合には、無償で土地を譲渡するなど



の奨励策を行ったり、旧忠類村で実施しておりました住宅建設等奨励金などを支給している自治体もあるところであります。

最近、本町も人口が減少しつつありますことから、移住の促進を含めた定住対策をさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

まず1点目の移住フェアへの職員の派遣とその成果ということであります。

去年3月に、中野議員からこの件につきまして質問がありまして、今回、町長の執行方針の中で、定住政策のことについて述べられてありました。

移住のお試し事業を20年から取組んでおられると。

あと、旅行会社とタイアップした移住体験事業を実施することになっています。

これは大変評価をしたいと思うことであります。

そういう意味では進めていらっしゃるのだなというふうな思いを持つところでもあります。

ご返答いただきましたように、何件かの相談があつて、残念ながら議件も具体的な成果が上がらなかつたということでもあります。

どうしてそういうふうな結果になっておるのだろうかという、そういう検証をされていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思うのでありますが、姿勢といたしましては、例えば、新冠町なんかは2年間で60人超の移住者がいる。年度内にあと28人と出ていますから、80人近いそういう成果が上がっております。

そのところを見ましたときに、熱心に積極的に町を挙げて、熱に思つて取組んでいらっしゃるという姿勢が伺えるわけですが、その辺の移住に対しての一つの町としての思いというものが、まだ少し力が足りないのではないかというふうに思いがするわけですが、その辺につきまして、どうして成果が上がらなかつたのかというふうなことについての検証につきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどご答弁させていただきましたように、フェアの参加あるいは職員の研修などを重ねながら、移住促進の対応をしているところでもありますけれども、なかなかその成果が上がらない。原因はいろいろあるのだろうというふうに思います。

特に北海道では、伊達が一番多いというようなことをよく言われます。

今言われました新冠なんかもそうなのですが、気候的にいくとどうしても噴火湾沿岸、胆振方面が多いというようなこともあるようでありまして、また、町自体の対応、取組みも今お話ありましたように、それぞれ町違ふのだろうというふうに思っております。

私どもの町も、どちらかという移住促進の地域的にはやはり、忠類地区あたりを対象としながら移住促進をしている。

さらに、この後の質問にもありますように、いわゆる町としての受入れ態勢の整備、こういったものにもいろいろな町村間の差があるのだろうというふうに思いますし、また、移住される皆さん方、移住を考えられていらっしゃる方々からすると、どういったものを求められ、そして、自分が求めることがその町で対応していただけるかどうか。

そういったところの考え方もいろいろあるのだろうというふうに思っております。

もちろん町としての熱意、それは具体的な施策にも跳ね返ってくるのだろうと思いますけれども、今後、そんなことも含めながら、さらに考えていかなければならない。対応していかなければならないものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 具体的なその熱意と申しますか、考え方としまして、北海道移住促進協議会、当

初から参加をしておるわけでありまして、その、例えばメニューを見ましても、例えば、住宅不動産等に関する助成制度につきましても、多くの自治体は何らかの形で、例えば、無償であるとか、助成金を出せだとか、あと、資産税の軽減について図るだとかいろいろな形で助成の制度を、メニューを設けておるのでありますが、幕別町は残念ながら、そのメニューが載せられていません。

一つありますのは、新規就農に関して一つメニューが盛り込まれていたのですが、どういうビジョンで、町長おっしゃいましたように、具体的にどういうアピールをしていくのかということをも具体的な形でやっぱり打ち出していく必要があるのではなかろうかなと思うわけですが、それは後の奨励要項等のことの際に、具体的に少し質問させていただきたいと思うわけがあります。

この2番目のワンストップ窓口への相談件数とその成果につきましてであります。

去年の中野議員のその質問に対しまして、18年度は8件あったと。

あと、19年度が13件であったと。

今回、20年度は11件、今までは11件という形になっていると。

そして、去年まででは、1世帯3人が移住をされてあった。それもそのご答弁の中では、幕別町のゆかりの方であったということだそうでありまして。

今回も、3世帯5名ということで増えているのでありますけれども、やはり2世帯4名の方は、幕別町ゆかりの方だということでもあります。

やはりここでも取組みの成果と申しますか、進んでいないのだなということが明らかになっておるのでなかろうかなと思うわけがあります。

お試し事業ということで、幕別町お試し暮らしということでホームページにも出されて、20年度から始められておろうかと思うのでありますが、その辺の具体的な内容と、そして、どういう今状況で進められてあるのか。

その辺のところも少しお伺いさせていただいて、今後、ワンストップ窓口を通しての、例えば、お試し暮らしであるとか、体験ツアーだとかということに関しての取組みについて、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） お試し事業についてであります。

私ども幕別町は、北海道自立促進協議会に、先ほども言いましたように、町長の方からご答弁させていただきまして、当初から加入させていただいております。

現在、促進協議会では、移住のお試し事業を行う町を、全てがやっているわけではございませんので、加入している団体の中で、そういう事業、お試し事業をやるよということを手を挙げている団体を集めまして、パンフレットをつくっております。

本日お持ちいたしましたけれども、一覧表の中に。

あるいは、促進協議会のホームページの中でももちろんそこにリンクされているという状況にあります。

現実には、そういうホームページを見、あるいは町のホームページを見て、促進協議会のホームページを見て、照会が来るといことがありまして、担当も私どもの方に来ていただきましたら、こういうようなログがありまして、安いお値段で泊ることもできますし、あるいは、搾乳体験ですとか、そば打ち等々の体験もできますというような、田舎の生活を楽しんでいただけるようなことを、その場で宣伝させていただいておりますし、実際に幕別に来られた場合、町の担当者が、町の公共施設も含めて、車でご案内するというようなこともしております。

そういうことで、今後とも、1回の縁でパシッと決まるということとはなかなかないものですから、実際にこの後来られたとき、あるいは、お手紙なんかでも幕別の様子をお示しするなどして、そういう縁をつないでいきたいというふうに思っております。

そういう状況に今あることをご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） お試し暮らしの、例えば、中に入って伺いするのでありますけれども、ホームページの中で、そのロッジの使用料であります、いろんな町のものを見てみましたら、1週間程度でしたら結構ご利用価格がいいのでありますけれども、1週間延びて、2週間、3週間になりますと、結構値段が高くなるということでないのかと。

3名の場合、一人2,600円、1日、大人であります、4名の場合は一人1,850円であります。

5名以上の場合は1,640円というような形で設置をされています。

こういう設定の仕方も、例えば、自治体によりましたら、一月、例えば、3万だ4万だとかという設定をしているところもありますし、幕別町よりも高いところもありますけれども、細かく設定するのは私はいいと思うのでありますけれども、例えば、2週目に入ったら3分の2にしますよだとか、3週目に入ったら3分の1にしますよだとかというような形で、ある程度体験しやすいような形の具体的なメニューづくりも取組む必要があるのではないかなと、こう思うわけであります。

一生懸命案内をされて、そして、いろんな、工房だとかそば打ちだとか、いろんな体験をしていただくということについてやっていらっしゃるということについては、それは伺いしておりますということだと思うのでありますけれども。

大変しやすいようなそういう具体的な保護策をもう少し練る必要があるのではないかなと思うのであります、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 確かに宿泊といましようか、受入れ施設につきましては、全道的にも管内的にもそうなのであります、例えば、もとの教員住宅を改装して、お試し住宅用にとということで、1週間単位ですとか一月単位ですとかということで、今お話ありましたように、3万円前後のところから、いろいろ一月単位ですね。そういうところもあるのも事実であります。

中には、もっとグレード高くてもいいから、きちっとした、極端な話でいいますと、一月10万でも十何万でもいいようなところもあれば紹介してくれというような、全道的にはそういう声も何かあるようには聞こえております。

いずれにいたしましても、管内状況もそういうことになりますし、今、まとめて1週間とか一月の場合については、もっと割引というようなお話でありますので、ちょっと管内的にも調べさせてもらいながら、その辺については検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） なるべく体験しやすいような形で内容をもう少し練っていただければなど、こう思うところでございます。

3番目の町職員と町民によるプロジェクトチームの立ち上げについてであります、自治体で移住促進について成功しているところは、やっぱり町民、あと、例えば、その商工会の方々、建設業界の方々だとか、具体的にそういう方々を協力をして取組んでいるところが結構成功をしている事例が多いようであります。

その辺に係る新冠町なんかは、町民12名によるチームをつくって、全国の企業をまわったり、あと、地下鉄の中に広告を出したりだとかという形で、積極的に町民参加という形で推進をしているところがあるようであります。

検討をされるようでありますけれども、例えば、先日に、池田町の方で移住促進協議会、商工会の方で立ち上げるのだという形で、町とタイアップしながら進めていらっしゃるというところがあります。

そういう具体的な一つの町民を含めた促進についての推進というものが、これからやっぱり一番大切になってくるのではなかろうかなと、こう思っております。

移住された方々の感想なんかをたくさんホームページなんかではされておまして、読ませていただいておりますけれども、やっぱりいろんな助成制度だとか、そういうこともあるのであります、やっぱり住んだところの人が優しいと。一生懸命コミュニティをとってくれて、そして、いろんな形

でサポートしてくれるということが一番移住をしてきて良かった。

そういう感想が多いようであります。

そういう意味で、町の施策もそうなのでありますが、そういう町民を交えた、いろんな機関を交えた促進の事業の進め方というものも、具体的にやはり早急に考える必要があるのではないかと、こう思うわけですがどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、町の活動プラス住民の皆さんの協力をいただく中で民間の力を。大変重要なことなのだろうというふうに思っております。

今の段階で具体的にこういうものということはまだありませんけれども、お話いただきましたようなことについて、十分内部で検討させていただき、あるいは、商工会等にもご相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ぜひ進めていただきたいと思います。

その中で、具体的な戦略を練り上げて進めていただければなと思います。

ゆったりと住める住環境だとか、安心性、また、利便性であるだとか、あと、仕事、週、楽しみがあるだとかというような、いろんな要素があるのだろうと思います。

そういう中で戦略を練り上げて進めていく必要があるのではなからうかなと思うところであります。

4点目の定住のための移住条例や要項等の取組みについてということでございます。

近くでは新得町で定住移住促進奨励事業というのがされてあります。

これは新築、菜園について補助していくということになっておりますが、自治体では定住促進条例を、旧忠類村がありましたような形で、条例を施行されているところもあります。

例えば、蘭越町なんかでは、やっぱり移住促進分譲地というふうな形で、一定のその分譲につきまして、移住促進の分譲地だというふうな打ち出し方をその条例の中で設定をして、今進めているところがあります。

積極的に取組むというふうな中で、戦略の中で、先ほど町長がご答弁ありましたが、忠類地区なんかは非常に委譲をしていただくのに、最適な環境のところではないのかと。

私もちょくちょく行かせていただくのでありますけれども、あそこに行きましたらゆったりするのですね。

どうもその時間が長く流れているような感じがして、非常に心地がよい感じがするところでありませぬ。

青空団地も9区画残っておるところ、そういうお伺いしております。

そこは平均しまして大体170坪以上の面積でありまして、そして、価格も坪単価が1万5,000円、1万2,500円から1万5,000円ぐらいの価格になっております。

非常にそういう意味では、低価格で広い面積で居住空間をつくることのできる。

そして、温泉もあれば、パーク場もあれば、少し走れば店もある。

そして、診療所もある。

いろんな意味で、コンパクトな形で、移住に適している地域などではないか。

そういうふうなところを、条例でなければそういう奨励要項というのは形で、特に移住について、特別重点地域というふうな形で、地域などを定めて、そして、具体的にそのメニューをもって、窓口であるだとかPRであるだとかというところと呼びかけていく。

そして、その地域の方々にもご協力をいただきながら、協働で進めていくというふうな形、そういうふうなことを、具体的に要望等でまとめていくということが非常に情報売る方にしましては、非常にいいのではないのかなと。興味を引いてくれるのではないのかというふうに思うわけですが、具体的にどのようなお考えで、その要綱等について、具体的にどういうふうな形で進めていこうとされていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、管内では新得町の事例ですとか、鹿追町、あるいは正式に条例との名のもとで進められているのは、中札内あたりは定住促進条例などがあります。

中身は大体、今、芳滝議員がおっしゃられたように、住宅地の分譲、あるいは、移住して村内、あるいは地域に住宅を建てた場合に、それに対する助成、支援。そういったことが多いわけでありまして、ただ、移住者の方から見ると、いろんなことが要件としてあるのだろうというふうに思います。

先ほどもちょっと申し上げましたように、例えば、十勝へ行くと雪がどのぐらい降って、冬はどんな寒さなのだろうか。

いわゆる気候条件がどうなのだろうか。

あるいは、我々までもうちょっと働きたいのだけでも、移住したらそういう働くような場所が少しでもあるのだろうか。

あるいは、先ほど言いましたように、170坪か300坪の土地があって、そこで自分たちで少しで野菜や何かをつくって、自給自足ができるようなことができるのだろうか。

いろんな条件が相手側からすればあるのだろうというふうに思います。

そういった中で、できる限り、そうした多くの人たちの条件に見合うような体制づくりを町としては求められてくるのだろうというふうに思います。

そういった意味では、具体的に、今、忠類の分譲の例もありましたですけども、そういったことがこれからまだ我が町にとってどんなことが可能であるのか。

住宅の問題もそうでありまして、開いている住宅に入ってもらえば、その家賃を補助するなんていうところの施策もあるようですけども、そういったことは忠類地区では難しいのかな。

そうすると、いわゆるやはり、住宅を建ててもらって住んでもらうことが一番望ましいのでしょうか、そういったことが全ての人に通じるのかどうか。

いろんな条件が移住促進の場合はあるのだろうと思いますけども、何とかできる限りのことを整備しながら、これからの対応をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 旧忠類村で、平成8年から18年まで、条例が、定住促進についての条例が定められてありまして、資料読ませていただきましたら、定住促進奨励金が31件、10年間であったというふうな、住宅建設等の奨励金については167件していらっしゃるということで、そういうことで、忠類村が人口移住について、けっこう頑張って、村を挙げて取組んでいらっしゃる様子が伺えるところであります。

そういう忠類村の前の取組みもあるようでありまして、そのままということにはならないと思うのでありますが、そのことも参考にされながら、具体的な一つの取組みをしていただければなとも思うところでございます。

移住ということにつきましては、例えば、個人的なことを申しますけれども、私も本州から移住をしてきたものであります。

十勝管内には30年前に入りまして、そして、幕別町には18年前からお世話になっております。

そのときは、本当に町の職員の方々に、非常にお世話になって、優しい対応をしていただいたことを覚えております。誠にありがたかったなと今でも感謝にたえないところであります。

また、いろんな町民の方々にも支援をしていただいて、何とか18年幕別町で生活をさせていただいているのだなという、私は実感を持たせていただいております。

そういう意味で、温かい対応、やはりその人を迎えていくというそのまごころと申しますか、そういう思いをやはり、移住施策の中で、町職員の方々もお持ちであろうかと思うのでありますが、そういうことも、一つ大切なこととして受け止めていただければなと思います。

施策もそうでありまして、ちょうど私は桂町の道営に入らせていただきまして、3年弱、そこで住

ませていただいております。

帯広では、仕事柄、多少管理職にあったものでありますから、所得が高かったということもありますし、その住宅の制度もありましたけれども、毎月18年前で4万円を超える家賃を払っておったのが非常に苦しかったというような思い出もあります。

今、そういうことがないのだろうと思うのでありますが、ある意味では移住しやすいような一つの持っていく方と申しますか、そういうことも今、町長がご答弁ありました中に、具体的な優しさを盛り込んだ形での具体的なものを進めていただければなど、こう思うところであります。

最後でありますけれども、積極的に取組むというところで、これから問題なのだと思うのでありますが、総務省が2009年度から離職者の地方移住支援、これは農業、介護、就労促す生活費に年200万から300万支援をするというふうな制度がこれからするのだということが、先日、新聞で報道されてあります。

これは交付税措置もされるというふうなことになっております。

こういう国からの一つの制度と申しますか、呼びかけがありまして、このことにつきましては、2、3年後には年1,000人規模に拡充したいというふうなそういう方向を持っているようでありますが、こういうその9年度からの新事業に対する町のこれからの取組み等について、最後にお伺いをしたいということでございます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段お話ありましたように、やはり移住者に対しても、あるいは企業誘致も、あるいは新規就農でもそうですけども、やはり接遇といいますか、窓口にお出でになった、相談に来られた方に対して、やはり親切に、親身になっていろいろ相談を受ける。

このことはやっぱり職員として大事なことなのだろうというふうに思います。

それと、もう一つ、移住の中で、先ほどもちらっといいましたけども、一つの支援策もさることながら、やはり、町全体がそれらを受けれる体制、町自体がそれなりの評価される町になっていかなければなかなか難しい面もあるのかなど。そういう意味では、これからもそうしたまちづくり全体の中で、そうした移住促進ということも含めて考えていかなければならないというふうに思います。

今お話ありましたのは、離職者の地方移住支援というふうなことで、先日、新聞に出ておりました。

これは具体的にまだまだ、市町村までは下りてきておりませんが、今後、これらが我が町でどのように活用できるのか。十分内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 総務省の積極的な呼びかけでありますから、ぜひ、一つ内部で検討していただいて、積極的に進めていただきたいと思うことでございます。

終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩いたします。

(10:38 休憩)

(10:50 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） 通告に従いまして、政策財務の活用と町税のあり方及び新たな財源確保についてお伺いをいたします。

2007年度から動き出した新しい地方財政の仕組み。

税源移譲の実施、新型交付税の導入、地方財政健全化法の制定など自治体はこれらの新制度とどう向き合って戦略を実施していくかが重要なポイントになってきます。

自治体財政が年々困窮化する構造にあり、今後、高齢化が急速に進む自治体にとって大きな脅威と

なってきます。

このように変化する地方財政に対して、政策形成のための財政戦略として「政策財務」が必要とされていますが、政策形成にあたり財務の視点を適切に組み込み、より良い政策をつくるとともに、健全財政の維持を図る財務技術であるいわゆる「政策財務」の活用についての考えをお伺いするものであります。

1点目に、自主的な独自政策に充当できる財源確保のための財政見直し、いわゆる財源推計について。

2点目、個別施策の立案にあたって、個々の施策ごとの行政コスト、いわゆる原価計算の明確化について。

3点目は、総合計画を予算編成につなげること、他方、現実の変化に柔軟に対応できる計画とするため、計画策定に準じる改定手続きを制度化することについて、いわゆる財務規律に関する条例、仮称で言うならば、「幕別町健全な財政に関する条例(案)」の今後の検討についてお伺いをいたします。

4点目は、財務情報の公開について。

5点目に、政策過程への住民参加について。

最後に、マニフェストについてお伺いをいたします。

次に、三位一体改革による税源移譲は、自治体にいろいろな課題が生まれています。

所得税が減り住民税が増えると、滞納するケースが増えている。

国の補助金に頼ったり、事業の廃止や削減で歳入を減らしたりすることばかり考えては地方は明るくなりません。

まず行政は、いかに自主財源を確保するかに目を向けるべきであり、滞納者からの徴収に力を入れなければ、きちんと義務を果たしてまっとうな納税者からの理解は得られないのではないのでしょうか。

そのためには、自治体の枠を超えて広域的な徴収ノウハウを共有することで、徴収カアアップを目差すべきであると私は考えます。

「徴税」の政策展開についての今後の考えをお伺いいたします。

一つ目、現在までの徴税政策と効果について。

二つ目に、今後の徴税政策の在り方について。

3点目に、滞納整理機構の成果について。

4点目は、全国組織「ゼイムネット21」への参加についてをお伺いいたします。

さらに、歳入が伸び悩む中、財源が足りないのであれば自治体自ら稼ぐという発想が必要になってくるのだと私は思いますが、新たな財源確保に向けた事業についての今後の考えも併せてお伺いいたします。

1点目に、今後における広告事業の推進について。

2点目に、税や公金などのクレジットカード決済の導入について。

3点目に、新税導入に関する将来構想についてをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

「政策財務の活用と徴税のあり方及び新たな財源確保について」であります。

ご質問の1点目、「政策財務の活用について」であります。

はじめに、「財源推計について」であります。現在、本町では、平成19年度に策定いたしました「幕別町財政健全化推進プラン」の中で示しております「財政状況の見直し」を基本として財政運営を進めておりますので、今後の財源推計につきましては、このプランに基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間における増減の概要を述べさせていただきます。

地方税につきましては、固定資産税の伸びなどを期待して7,100万円の増を見込み、地方交付税につきましては、経済状況の悪化に伴い、国の交付税総額ベースが減少することが危惧されることから3億8,600万円の減を見込んでいるところであります。

また、地方債につきましては、合併に伴う基金造成が平成 20 年度をもって計画達成するので、平成 21 年度以降に基金造成のための起債を繰り入れることはなくなることで、及び財政の健全化に向けて起債の抑制を図る観点から 3 億 8,000 万円の減を見込んでいます。

また、財源不足に対応するための基金からの繰り入れにつきましては、人件費、公債費、繰出金など歳出の減を図ることなどにより抑制することとし、4 億 6,700 万円の減を見込んでおります。

次に、「施策ごとの原価計算の明確化について」であります。今後、地方公共団体にも公会計制度が導入される方向であり、人口 3 万人未満の市町村につきましては、平成 23 年度中に平成 22 年度決算に基づいて財務諸表を作成することになる見込みであります。

この公会計制度を導入することにより、財務諸表、特に事業別行政コスト計算書を活用して行政評価の分析を行うことができることや、原価計算を活用して行政サービスの費用対効果を分析できることなどが考えられるところであります。

本町といたしましては、平成 20 年 10 月に公会計制度に関する職員研修を実施して、導入に向けての準備に取り組み始めたところであり、今後もさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「財務規律に関する条例の検討について」であります。本町の予算編成にあたり、歳出面におきましては、町の総合計画の基本計画に沿って具体的な施策を検討するとともに、各種団体等からの要望や公区など地域からの要望などにも充分配慮しつつ費用対効果も勘案しながら必要な予算を計上しているところであり、歳入面におきましては、的確な見積もり及び一般財源の確保に努めることとしているところでありまして、将来の財政運営に支障を来さないように留意しつつ予算計上いたしております。

投資的な事業に関しましては、投資的な事業に充当できる一般財源の枠内で総合計画の 3 年実施計画の中に各年度ごとに事業が位置付けられて、予算計上されることとなりますが、毎年、経済状況などの変化に応じて 3 年実施計画の見直しを行いながら柔軟に対応しているところであります。

また、投資的な事業以外の政策経費に関しましても、基本計画の施策の方向に沿いつつ多様化、高度化する住民要望に的確に応えられるよう予算計上に心掛けているところであります。

財務規律に関する条例の検討についてであります。先進事例といたしましては、岐阜県多治見市において平成 19 年 12 月に「多治見市健全な財政に関する条例」が制定されております。

この条例は、住民自治に基づく健全な財政運営に資することを目的に制定されたものでありまして、財政運営の原則や計画的な財政運営などに関することが規定されているところでありますが、その中で財政情報を住民と共有することや資産及び負債の管理に関することなど、一部の内容に関しましては、本町でも既に取組んでいることも見受けられるところでありまして、今後、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、「財務情報の公開について」であります。平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政状況を判断する指標として実質公債費比率や将来負担比率などが導入され、多角的な視点から財政状況を分析することが求められてきているとともに、平成 23 年度中には公会計制度の導入が見込まれており、本格的にコスト分析等にも取り組む方向性になっております。

また、住民の皆さんも地方公共団体の財政運営に関心が高くなってきておりますことから、行政と地域住民が、町の財務情報を共有することは大切なことと考えておりますので、今後とも町の広報紙やホームページなどを通して、情報提供に努めてまいりたいと思います。

次に、「政策過程への住民参加について」であります。

先の町行政執行方針でも述べさせていただきましたように、町民の皆さんと行政とのパートナーシップ、協働のまちづくり推進については、ますます重要となってくるものと思っております。

また、これからのまちづくりには、多様な考え方を活かしていくことが求められており、職員にも、町民をはじめ多くの方々の意見を適確に汲み取り、施策に反映させていくよう常日ごろ、指示をいたしているところであります。

現在、町民の皆さんの意思を反映する仕組みといたしましては、大きくは議会や審議会での審議を



はじめ、公区長会議、出前講座、さらに忠類地域においては住民会議など、さまざまな機会があるところでもあります。

しかしながら、審議会委員の一般公募におきましては、申し込みがやや低調になってきているほか、いろいろな会議での女性や若者の参加が望まれるところでもあります。

このようなことから、今後もより多くの住民参加を呼びかけるとともに、その内容を充実させることが必要であると考えているところでもあります。

また、新年度から取組む広報紙のモニター制度をはじめ、今後において町民に身近な施策の導入などにおいても、住民参加を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、「マニフェストについて」であります。

マニフェストは、有権者に政策本位の判断を促すことを目的に、候補者が当選後に実行する政策を明確に知らせるための「政策綱領」、「政策宣言」というふうに捉えております。

従来型の選挙公約と区別して、政策の目標数値・達成期限・財源・工程などが具体的に明示された選挙公約を指すものとされているところでもあります。

私は町長として3期目の出馬においては、「生活環境」、「産業」あるいは「福祉・保健・衛生」など五つの基本政策を示し、まちづくりの推進に取組むべき姿勢をパンフレットとしてお示しをしてきたところではありますが、そういう意味では、マニフェストというより選挙公約だったのかなというふうに認識いたしております。

ご承知のとおり、特に地方においては長引く景気の低迷により、自主財源の確保が厳しい状況にあることに加え、地方交付税制度の見直しなどの動きもあって、施策の目標数値・達成期限などを具体的に示すことはなかなか難しい面があったところでもあります。

しかしながら、第5期総合計画の策定においては、私の基本政策の実現と、町民アンケートなどから新たに浮かび上がってきた諸課題の解決にも取組むべく、施策の方向という形でまとめさせていただきました。

本計画は、計画期間の2年目に入ったばかりであり、ただいま申し上げたとおり、地方自治体を取り巻く状況は厳しい中にはありますが、多くの方々のご理解、ご支援をいただきながら、「幕別町に生まれてよかった」、「幕別町に住んでよかった」と思っただけけるよう、これからも町政の執行に全力で取組んでまいりたいと考えているところでもあります。

ご質問の2点目、「徴税の政策展開について」であります。

はじめに、「現在までの徴税政策と効果について」であります。平成13年度に収納率低下の現状を打開するため、徴収業務を担当する関係部署が相互に連携し、自主財源である税の確保と収納率の向上及び公平・公正な行政事務の推進を図るために、「町税及び使用料等収能率向上推進本部」を設置し、副町長を中心として徴収政策を展開しているところでもあります。

徴収体制といたしましては、休日及び夜間の納税相談窓口の定期的な開設や、口座振替制度の推進等を継続して実施しているほか、平成14年度に収納管理システムの導入、平成16年度から3年間町内の金融機関に対しての口座振替の加入勧誘依頼、平成18年度からコンビニ納税の導入、平成20年度にはインターネット公売に取組んできておりますが、今のところ動産の差し押えまでには至っていない状況であります。

また、町道民税の滞納者対策として、十勝支庁と共同による催告・臨戸訪問も実施しているところでもあります。

効果についてであります。所得の少ない方や納付するのが困難な方などの納税相談に応じるとともに、口座振替については課税件数の41%を超える方が利用されている状況となっております。

また、収納管理システムの導入により、世帯ごとの状況・履歴等の管理が容易となり、事務の能率向上に役立っておりますし、コンビニ納税については、平成19年度実績で1万5,000件、2億1,100万円を超える利用をいただいている状況であります。

次に、「今後の徴税の在り方について」であります。現在行っている手法を継続しながら、資力が

ありながら納税されない方あるいは納税相談に応じない方など、いわゆる悪質な滞納者に対しては、差し押さえなどの滞納処分も含め、納税についての理解をさらに求めてまいりたいと考えております。

次に、「滞納整理機構の成果について」であります。ご質問にありましたように、平成19年度に税源移譲があり、同じ年に広域連携による滞納整理機構を立ち上げたことはご承知のとおりであります。

滞納整理機構の成果については、機構を設立することによる波及効果、負担金と徴収金の比較による効果、機構への職員派遣と研修会の開催による効果、税務行政の信頼確保等が挙げられるものと考えております。

波及効果については、機構引継予告に係る効果として、平成19年度が引継予告44人、予告額4,958万7,000円に対し、完納が3人、25万9,000円で、一部収納が13人、185万6,000円、収入率で4.3%。

平成20年度が引継予告294人、予告額1億1,225万4,000円に対し、完納が23人、238万9,000円、一部収納が98人、1,250万9,000円、収入率で13.3%でありました。

また、負担金と徴収金の比較では、平成19年度で負担金が231万円であるのに対し、徴収金が446万円と対費用効果率が193.1%、平成20年度は現在のところ負担金が205万5,000円に対し、徴収金が328万7,000円と対費用効果率が160%という状況であり、職員の研修を含め、滞納整理機構の立ち上げによる成果は非常に大きいものがあるというふうに考えております。

次に、「全国組織『ゼイムネット21』への参加について」であります。この組織は自治体職員の自主的に設立されたものであり、平成17年にゼイムネット北海道21を結成、平成20年に全国組織ゼイムネット21に発展したとお聞きをいたしております。

活動内容については、情報交換・滞納税対策研修会の開催・会員間の交流を目的とされているようですが、組織自体があくまでも任意の組織でありますことから、また、組織として再編する動きもあるやに聞いております。有効性等も含め、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の3点目、「新たな財源確保に向けた事業について」であります。

はじめに、「今後における広告事業の推進について」であります。町が取組んでおります広告事業といたしましては、ホームページへのバナー広告があり、現在、10枠すべてをご利用いただいている状況にあり、大変ありがたく思っております。

このバナー広告のほか、広告として活用できるものとしたしましては、封筒や広報紙等への広告掲載なども考えられるわけですが、広報紙においては紙面の割り振り上、難しい面もあるため、現在、封筒への広告掲載の可能性を探っているところであります。

封筒の使用枚数の少ない町村ではなかなか宣伝効果が上がらないことから、希望する事業者は少ないと言われるところではありますが、まずは商工会をはじめ広告主として想定される企業などへ打診してまいりたいというふうに考えております。

次に、「税や公金などのクレジットカード決済の導入について」であります。町税や水道料金等の使用料につきましては、役場出納窓口もしくは金融機関窓口での直接納付、あるいは口座振替で納付いただくかの手法でありましたが、平成18年度からコンビニ納税を導入し、住民の利便性の向上と納付機会の拡大を図っております。

クレジットカードによる公金収納は、住民にとって事前に申込みにより現金がなくても支払い可能であり、分割払いやボーナス払いの活用や利用ポイントの活用などメリットがあるものと考えられます。

手数料は、口座振替1件10円、コンビニ納税1件60円と定額ですが、クレジットカードは納付額の約1%と定率であるため、納付額が高額になりますと手数料も高くなることとなります。加えて、電算システムの改修も必要となってまいりますことから、導入には相当の費用がかかるものと想定しております。

したがって、町税等の納付の利便性の向上を図るうえで、納付の選択肢が多いということにつ

きましては望ましいと承知いたしておりますが、費用対効果の検証も必要であると思っておりますので、他の自治体の導入状況について検討をさせていただき、導入が必要かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、「新税導入に関する将来構想について」であります。地方税法では、市町村が法定外普通税及び目的税を導入することができることとされておりますことから、平成20年4月1日現在で全国の11の市区町村におきまして、それぞれの地域の特徴や事情を反映した税目として、先進事例が見受けられるところであります。

本町におきましては、先に水道料や給食費の値上げをさせていただきましたことや、今後、施設使用料のあり方の見直しなどにも取組む予定となっておりますことから、当面は新税の導入は考えておりませんが、先進地の事例の調査・研究などは、引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） それでは、項目に沿って質問をさせていただきます。

三位一体改革の以後、町長も言われていますように、年々財政自体は困窮化傾向にあるというのは、どの自治体も漏れのないところだとは思っております。

特にこうした状況の中で、幕別町の総額収入と、いわゆる義務的経費の明確化による独自の政策。これに充当できる財源確保が今後、例えば、10年スパンで見た場合にどうなるのかという、ここが大きな今後問題になってくると私は考えています。

財政推計につきましては、現在のところにあっては、3年間程度の中で、幕別町財政健全化推進プラン、これに基いた中で、ある程度見通しを立てていくというふうになっておりますけれども、私の考えの中では、やはり10年以上の財政見通しを一応立てると。

正確に立てることは当然難しいわけですが、特に人権費や交際費などは、長期の推計というのは財務の方ではわかり易いことができるのではないかと私は考えております。

したがって、退職金を含む人権費や交際費、我が町を見ますと土地開発公社等の問題の明確化ですね。

それとかあと、小学校、中学校や公共施設の建て替え及び修繕、さらには道路改修経費などというのは、ある程度の先延ばしに対する困難性も出てきますし、高額経費の計画ということできちんと見込んでいかなければいけない。

さらには、他会計のための繰出金、町長もおっしゃっていますが、及び第3セクターの影響額などもあるわけですから、これらについては、やはり現在のような3年間見通しというよりは、見通しがきちっと可能なものについては、10年以上に渡っての財政状況を見通していくということは、私は非常に大事になってくるかと思いますが、これらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申ししたのは、今、推進プランによる3年間の見込みを申し上げました。

総体的には、総合計画なんかもつくる時にもそうでありますけれども、大体10年間の見込み。特に今は平成27年までの財政推計見込みは立てております。

ただ、一番大きく変わるのは、今、永井議員が言われたように、歳出の部分については、ある程度抑えていけるのですけれども、入ってくる歳入をそれに対してどう捉えていくというのは非常に抑えづらい。

例えば、交付税なんかも本当に右肩上がりなのか下がるのか、あるいは今の水準でいくのか。

あるいは、今回のように、突然交付税が1兆円も増えるというようなこと。

さらに、これらが市町村にどうやって影響を及ぼしてくるのかという財源見通しがかなり難しいものがあるのだろうというふうには思いますけれども、そうはいいながらも、今おっしゃいましたように、全く見通しのない中での財政運営ということは難しいわけですので、それらは今も10年間の見通しの中にあって、それを再度実施計画の策定のときに、3年間ごとのローリングをしていく。

そんな状況の中で、財政計画を進めている状況であります。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 2点目の施策別行政コスト計算、いわゆる原価計算でございますが、これらについては、答弁の中では、研修を実施しながら、公会計制度にかかわっての研修実施と準備を進めるということではっきり述べられていますので了承するところでありますが、この施策別行政コスト計算というのは、コストを踏まえての政策判断が可能になるという一方、その数値の一部はもちろん行政評価コストの指標に使えるということまでのメリットがあるようですので、この辺りはきちっと念頭に置いていただきたいと思います。

特に施設建設にあたっては、長期における維持管理コストを見込む必要がありますし、なお、原価償却に見込むに当たっては、建物や備品等の試算台帳を整備する必要があるということで、我が町ではバランスシート、これに作成にしているところでありますが、これにもかなり影響が出るということですので、このことについては、今後の適切な対応を期待するものであります。

次に、3点目の、ここで言う財務規律に関する条例の検討についてですが、私がここで一番言いたいのは、総合計画を出されている中で、その総合計画が予算編成にきちっとつながっていくかどうかということの懸念なのです。

総合計画はやっぱり三本柱で、どちらかという基本計画があって、そこに実施計画があるという。

こういう三層構造になっていますけれども、我が町の場合、具体的に知る余地ができるのはこの実施計画という構造の中なのです。

ですから、総合計画の基本計画を見ても、それが実際にではどういうふうに予算につながっていくのだということは、総合計画上はなかなかわかりづらいと。

これはほかの自治体でもそういうところがあると思うのですけれども、そのところを私は少し変えていく必要があるのではないかなという考え方があります。

要するに、計画から予算という手続きをさらに明確化する必要が、我が自治体ではあるのではないかとところで、答弁の中にも、この多治見町の総合計画にかかわってのモデル事業が答弁としてお答えになっておりますけれども、多治見町は、せっかく出ましたからお話しますが、私の調べたところによりますと、ここは過去はやはり健全な財政状況ではなかった町なのです。

平成8年には、岐阜県県下の14の市の中では、最悪の財政状況だと。

そのときに、多分当時の市長が財政緊急事態を宣言を発令したと。

その後、ここから大事なのですけれども、市職員を挙げての行政改革に取組み、平成13年には非常事態宣言も解除され、市職員全体には勤務時間外の自主的な研究会を維持して研究が続けられたと。

将来の少子高齢化と個人住民税頼みの歳入基盤の弱さを懸念して、職員内部の声として、いわゆる健全財政に関する条例の必要性が訴えられたという、ここに大きな、この多治見町の転換期があったわけですね。

私はここで思うのですが、国が定める、今定めている健全財政に対する法律というのは、ある一定の水準がくると、それを法律で押さえようとする法律なのです。

でも、ここでいう多治見町を例にとるモデルというのはそうではなくて、そういった既成概念をとることなく、現実の変化に柔軟している計画とするために、計画策定に対応できる制度化を柔軟につくり上げたということで、かなり弾力的なものがあると、そう聞いております。

私自身も、これは研究してまいりたいということですが、当然この情報はもう数年前から、今の総務もしくは企画の財務関係にかかわっている職員には情報が入っていると思うのですが、我が町でこういった自主的な研究会を積極的に推進していくような動きが今まであったのか。

そして、それが一つの小さい研究会に立ち上がって、今後に向けた可能性に秘められていくような期待感があるのか。

その流れというには、現状までどういう状況でしたか。

お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 総合計画から、それらが財政予算への流れというお話がありました。

幕別町の第5期の総合計画は、基本計画が前期、後期に分かれ、さらに四つの基本姿勢に五つの基本目標、それに加えて3年間の実施計画。そういうような形で今、実施計画、総合計画が進められているわけでありまして、その3カ年の実施計画の中から、予算に反映をしていく。そういうような手法をとっておりますので、先ほど、先般申し上げました行政執行方針も、五つのその基本目標に沿って、それぞれの町の事業について、お話をさせていただいたわけでありまして。

そういったことから、まちづくりの指針となる総合計画の重要性というのは、これは当然、職員も我々も大事にしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

ただ、今お話ありましたように、財政にかかわっての内部での研究会、これらについては、特に課、部を横断したようなものは今のところは持っておりませんし、現実には動きはないわけでありまして、ただ、いつも言われます職員の研修の機会の中に、いわゆる財務研修というようなものを行いながら、職員にも幕別町の現状の財政状況というようなこともいろいろ話をし、説明し、あるいは意見交換をする。

そういうような場は設けているところでありまして、今後それらをどういうふうに今後発展的に進めていくかと。

文字通り、内部で協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） ぜひ、これを機にというのはおこがましいですが、内部のこういった業務に携わっている職員の方にあっては、早急にこういった研究会を立ち上げられて、我が町の財政は我が町、職員で守っていくのだという姿勢のスタートに、ぜひしていただきたい。

節に要望するものです。

財務情報の公開についてであります。私はポイントそのものを単純化して、わかりやすく町民に説明する必要があるだろうというところが一つの大きなテーマです。

現在まで、広報誌ですとかバランスシート、いろいろ工夫されまして、かなり情報そのものを outsout と、もちろんインターネットのホームページもそうですが、出そうとしている傾向を私は評価はするところでありまして。

さらに、ここで一つ申し上げて確認をしておきたいのですが、私たち議員にもバランスシート、配布されておりますけれども、我が町のバランスシートのこのつくり方なのですけれども、私も知識が豊富ではありませんから、間違っていたら失礼をしますが、普通会計の決算統計などをもとにして、簡易に換算するもの、総務省方式というのがあると思うのですが。

それと、より実績を踏まえた本格的な積み上げ方式があるというふうに聞いております。

我が町のバランスシートは、これはどちらの方でやられているのか。

理想は積み上げ方式が優れているという手段に許可されているものですが、これらについて。

積み上げ方式は、資産台帳を整理して、個々の試算の積み上げとして、資産額を把握する方法であるという、きちっとした目的もありますし、資産台帳の整理が必要となるので、してはこれが施策別、行政コスト計算をする際にも使用できるメリットがあるというふうになってはいますが、現状はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） うちの町のバランスシートの内容についてでございますけれども、まさしく今、永井議員おっしゃられましたように、うちの町で作成をして、議会にもお示しをさせていただいております現状のバランスシートは、いわゆる総務省方式という方式に則りまして、表をつくってございまして。

中身、若干一例を申し上げますと、例えば、各公共施設、道路ですとか、あと箱物、こういった部分の原価をどういうふうに積算をしているかということになりますけれども、これにつきましては、そ

の建設した年、あるいは造成をした年の事業費、これがベースになっておりまして、例えば、道路であれば、何メートルを2,000万でつくったとなれば、その2,000万がその道路の事業費、これを積み上げていくというような方式になってございます。

もう一つ言われました積み上げ方式でありますけれども、これも方式としてはございますけれども、非常にこちらの方で積み上げるということになりますと、例えば、道路用地を寄付をしていただいたという部分を、では、その寄付をしていただいた道路の面積、土地の評価としてどういった算定をすることが必要なのかということがございまして、非常にこの分については時間もかかりますし、内容も非常に複雑であり難しいということから、うちの方の町としては、原価方式、いわゆる総務省方式で取得した時点での事業費をベースに、バランスシートを組み立てているという内容になってございます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

ただ、やはりこれ、いろいろな経済学者も言っておりますが、積み上げ方式の方がやはり優れて効果があるという結果が出ていますので、これらについて、やっぱり適切な時期に、検討実施に向けていくような、私は判断が必要になってくるだろうと。

さらには普通会計に限らず、全会計をトータル的に結んで、バランスシートをつくるという場合は、この方が、全体的な課題が非常に見えやすくなるというメリットもあるそうですから。

これは、あ、そうだなという言葉で終わることなく、やっぱりいい基礎的な自治体をつくっていくということからすれば、こういったところの手間はあまり省かない方がいいだろうと。

こちらの方に、一つの財政技術が発達していけば、うちの財政技術のレベルは上がるわけですから、当然避けて通る必要、私はないだろうと。

だから、その辺は今日の質問を機に、強く要望をしていきたいなと思っております。

次、5点目の政策過程の住民参加についてであります。これは我が町ではワークショップの設置が多いですね。

パブリックコメントという方法も確かにあるとは思いますが、実際に自治体にかかわって、その政策的に住民がその形成過程にかかわる機会が増えていることは評価をするところであります。

本来であれば、議会も総合計画等の策定計画の過程にあっては、何らかの形でかかわる手続きがあれば一番望ましいのですが、現況の中では、できた総合計画を審査するという現況にとどまっているのが少し寂しいところではございます。

そこで、将来の財政を、例えば、推計していく上で、考えられるのにちょっと一番ふさわしくないことは、収支が合わなくなってくると。10年、20年後していったら。

そうした現実を、町民とともに情報を共有していくというところに意味があるのですけれども、合わなくなることに対して、町民参加の場がきちっと確保できない。情報提供をする場合にですよ。

しかし、推計した結果、それが合わなくなるけどどうするのだというところまでの深い掘り下げの中での情報共有をすることに私は大きな意味があると思うのです。

今まで文章等やいろんな形の中で、そういう資料が情報公開されていることは承知しておりますが、実際に今までのやってきた経緯の中で、私はそこまでの共有状況にはないと思っておりますが、これらについてはどう判断されていますか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 財政の収入支出にかかわって、財源があどうい使用れ方されて、どういった経費の積み上げになるのだというようなことから、先ほど町長のご答弁でも、財政収支見通しを立てる際には、当然として、もちろん歳出を切り詰めたり工夫をしたりすることはもちろんありますけれども、歳入の見込みも立てるといことが非常に難しいという話も出ておりましたけれども、財源を充てるもとになる自主財源と、それから、依存財源という区分けがされますけれども、交付税なん

かもちろん依存財源でありまして、うちの町で独自に額を決定して収入できるというものではございません。

自主財源と言われるのが、一番大きいのは税金、町税であります。

それから、各種使用料ということになりますけども、これらは自分の町で、基本的には税法もありますけども、法律の範囲内で税率を決めて収入をしていく。

あるいは、使用料についても、各公共施設の使用料の単価を設定して、独自に収入をしていくというようなことになるのだろうというふうに思いますけども。

そういう意味では、その自主財源をいかに確保して、そして、言うなれば、臨時的な経費や投資的経費に幾らぐらいその自主財源をまわせるのかなというのが財政運営上のやりくりということになるのだろうと思います。

先ほど、永井議員からも義務的な経費、例えば、人件費、それから、交際費、それから、もう一つに扶助費と言われるものの話も若干出ておりましたけども、こういう義務的な経費は、どうしたって町としては予算を確保して、支出していかなければならない。

それ以外の、言うなれば自主財源で余剰になる財源を投資的経費に幾ら持っていけるのだろうということになるのだろうと思うのです。

ですから、そういう意味では、非常に財政養護も専門的になりますので、住民の方々にもお示しする資料としても、非常につくり方、それから、内容の精度、難しいものがあるのだろうなというふうには思っておりますけども、今まで広報誌等でも、各決算、あるいは予算を特集させていただいて、町民の方々にもよりわかりやすく見ていただけるような工夫もさせていただいておりますけども、さらに、より財政的な用語の説明なども加え、わかりやすいようなその財源というものの内容について、周知していくようなことも努力させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） そうですね。

私も今以上に、今、部長がおっしゃられたような高校生、特に今までのような情報公開のあり方よりも、さらに一歩進めた中での町民との情報共有、これはかなり出していく資料等も深くしなければいけない。

やはり庁舎内部に伏せておく時代ではもうないと思うのです。

我が町、10年後、20年後にもこうなるけど、町民の皆さんどうしようと。お金がなかったらどうしましょうかということになるわけですから。

この意識は今のうちから早く、情報として提供をしていかないと、町民自体もそういう感覚になっていかない。

やっぱり行政がしてくれるものだという絶対的な町民人口の割合が多いままでは、やはり住民自治にもつながっていかないという懸念がありますので、ぜひ積極的に対応を考えていただきたい。

それでは、次、マニフェストについてですが、町長の方から、町長がやられていることについては選挙公約であるという認識、これも私もそう思います。

実際にマニフェストの公約定義そのものは、答弁書にあるように、目標数値ですとか達成期限、財源、工程などが具体的に示された選挙公約。私もそう思っています。

そうであるから、最近全国で広まっているマニフェストというのは、財源、数値目標、期限を示すきちっとした公約になっているというところに価値があるのだと思いますけれども、極端に言うと、マニフェストというのは、我が幕別町で言えば、町民意見の全面的反映であるということが言えるのだと思いますけれども、問題は、町民意見を総合計画に反映をさせて政策を実行につなげるのですけれども、民意そのものに基く展開が、一つの流れをつくるのでありますけれども、その総合計画を、例えば、岡田町長が首長の任期に併せて、民意がある程度変化したり、現実的に対応しなければいけないものが発生した場合は、当然任期に合わせながら、本来はマニフェストというものを改訂工夫する必要があると言われております。私もそう思います。

ですから、その辺のマニフェスト戦略というのが、私は、では公約がマニフェストかということ、また、公約はちょっとまた具体的なものにも欠けますから、数値目標等を達成期限等が出てきませんので、これらについては現在の岡田町政のこともありますけども、今後何十年も続いていくその幕別町にあって、やはりマニフェストがあって、それが総合計画の中の首長の任期に併せて、ある程度改訂工夫していける可能性があるもの。

こういう形が望ましいと思うのですが。

将来的に考え方場合、町長どうそのことについては考えられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） マニフェストについては、先ほど答弁申し上げたとおりでありまして、私は町のマニフェスト、これはひとつの、先ほどからお話ありますように、住民の多くの意見をいただき、まさに英知を結集して総合計画ができ上がったわけでありまして、これらを実践していく、具現化していくことが我々に与えられた大きな責務であろうというふうに思います。

ただ、時代の変遷、あるいは時代社会経済が大きく変化する中で、必ずしも一度決めたことが全てであるかということになりますと、おっしゃられたように、当然のことながら、変動があり、変化がされていくのだろうというふうに思っておりますので、私はマニフェストを即、総合計画という言葉では申しませんが、総合計画に基いたまちづくりを的確に進めていくことは、住民のニーズを的確に捉えながら進めていくことが、何よりの私どもに与えられたことかな。そんなような思いで、これからも進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 以上、1点目については、政策財務の活用ということで、現況、幕別町にあっての財務技術はどういうふうになっているかということでご確認をさせていただきました。

先進地事例もかなりあるわけですが、ぜひ、そういったものを参考にされながら、主権である町民が、政策過程に深くかかわれるような、そういう時代の流れを組んでいただきたい。

さらには、財政危機に対しては、財政財務の活用を通して、政策形成を見直していくことということは大変になってきますし、それが町長が目指している住民自治のあり方そのものに問われることになっていくことにつながるというふうに考えますので、今回は確認が大きな目的でもありましたけれども、一層の財務技術の向上、これに労を費やしていただきたいと思います。期待をするところであります。

それでは、大きな2点目の問題ですけれども、ここでは町税にかかわって、大きく質問をしております。

現在までの町税のあり方についてですけれども、政策と効果についてですが、この答弁の中では、町の就農率向上推進本部の設置等の努力ももちろん認めるところでありますし、管理システムの導入ですとか、コンビニの納税導入、いろいろ対策は講じられているのですけれども、現実的に、数値的に、町税そのものの絶対数字は上がっているのでしょうか。

そのことがちょっとここには、額の推移がちょっとわからないので、実際に今まで幕別町でやられた町税政策が、こういう効果があってこういう実績があって伸びていますよというのかどうかをちょっと、まず最初にご説明いただけないでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 実は答弁に当たりまして、町税の数字も上げたいというところだったのでございますけれども、実は、平成18年の2月に合併をしたということで、率の算定がちょっと難しいなということもありまして、数字上の掲載を省略させていただいたところがございます。実質、合併後の数字につきましては、町税全体で平成18年で89.95%、それから、平成19年度で90.33%、これは現年度、あるいは滞納繰越分も合わせて、このような推移になっているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 時間がありませんので端折って質問します。



わかりました。

では、もう1点、細部に渡って聞きますが、住民税の問題ですけれども、この、国との問題でいろいろ変わった部分がありますが、特別徴収が原則であります、そうでない普通徴収にかかわっている小さい事業者もあるやに聞きますが、これらによってうちの住民税の徴収現状というのは、例えば、徴収率が下がっているとか上がっているとかという分析はどのようになっていますか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 住民税、町民税ということでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、町民税につきましては、現年分でいきますと、平成18年度が98.13%、これは全体でございますけれども。

それから、19年度が97.56%というふうになってございまして、若干平成19年度、永井議員さんのご指摘のとおり税源委譲に伴って、町民税が落ちてきているという状況でございます。

ただ、特別徴収と、それから、普通徴収と分けた収納率につきましては、ここに資料がございませんので、ちょっとわからないという状況でございます。

それから、町税につきましては、町税といいますか、町民税以外につきましては、平成18年度に対しまして、19年度につきましては、徴収率の上昇があるという内容になってございます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） もう時間がなくなりましたので、以後の質問については、答弁についてはある程度理解をしましたので、今後の行政内部の努力に期待をしておりますが、今の住民税にかかわりましても、自主財源を確保するという意味からいけば、当然特別徴収が望ましいわけですから、普通徴収をしているところについては、特別徴収の指示をしていくと。指導していくというのが当然必要になってくる。

そんなことも含めて、再度に渡って質問できなかった項目、特に広告事業、クレジットカード、新税導入については、答弁の中で十分考え方は理解できましたけれども、内部の検討を十分深めて、今後の自主財源の確保に協力に努めていただきたい。

それを期待して質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

（11：50 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり、2点について伺いたいと思います。

はじめに、雇用対策から定住促進について伺いたいと思います。

大きな夢と希望を抱き、道内外を問わず活躍してきた本町出身者だが、世界的不況により、Uターンする者が出てきました。

幕別町で育ち、町外で多くの経験を詰んできた有終な人材の雇用が確保できれば、Uターン者の定住を促進する大きなチャンスであります。

雇用を生み出すものの一つに企業誘致がありますが、厳しい経済状況の中、投資意欲も薄れていきます。

しかし、音更町には種豚の養牧場が決まり、夕張市には300人の雇用を創出する生花の工場進出が決まりました。

さらに、広尾町では、町大手の企業による工場建設が始まりました。

長年にわたる企業誘致活動がついに実を結んだ例もありますが、昨年秋から経済状況が急変した中、これまでとは違う視点から、誘致活動を行わないと無駄な努力に終わるのではないのでしょうか。

世界的不況をピンチと思わず、優秀な人材を雇用する千載一遇のチャンスと捉え、幕別町としての役割を考え直す機会ではないでしょうか。

また、働く意欲を持つ者が頑張れるような仕組みづくりや支援が必要であります。

特に住環境には、地域によって大きな格差があります。

先ほど申し上げた広尾町に進出する町大手企業は、進出に辺り、始めに調査したことは住環境だったそうであります。

医療の体勢はどうか。借家はあるのか。教育環境はどうか。本屋さんはどんな規模でどこにあるのかなど、詳細にわたっていたそうです。

幕別町だけではクリアしがたいものも多いのですが、本町地区や札内地区は帯広に近いということで、大方クリアできるのかなと思っております。

しかし、忠類地区は、先ほどの質問にもありましたが、温泉やパークゴルフ場、診療書などコンパクトにまとめられ、移住に適しているのかもしれませんが、賃貸の住宅は少なく、住むところを確保することができません。

働く意欲を持つものが力をつけるまで、行政が支援できないものでしょうか。

以下についてお伺いをしたいと思います。

1、幕別町、十勝管内のUターン者数と失業者・求職者数を伺います。

2、臨時的・恒久的雇用対策の考えを伺います。

3、昨年秋から経済状況が急変しました。これを受け、今後の企業誘致・起業支援への見解を伺います。

また、雇用を創出しようとする民間企業に対する支援策を伺います。

4、産業クラスター、リサーチ・アンド・ビジネスパーク構想や新たに農商工連携促進法案等、地域産業の競争力強化や新産業創出を目的とする概念や制度があります。見解をお伺いいたします。

5、以前より忠類地区では定住促進に力を入れています。農業者など民間企業において雇用を創出し頑張っていますが、住む所が無く町外から通っている現状で見受けられます。

忠類地区の公営住宅の考え方を伺いいたします。

6、Uターン者や離職者の中には経験豊かな優秀な人材がいます。

役場職員の中途採用はこれまでほとんどなかったようですが、今後の見解をお伺いしたいと思います。

次に、有害サイトから未成年者を救うためにということで質問をさせていただきます。

これまでも議会では、いじめ問題、不登校の問題などが議論されてきました。

これらの問題の要因として、近年では学校裏サイトを始めとする有害サイトへの書き込みがあります。

道内でも心無い書き込みによって、痛ましい事件が起こったことは皆さんの記憶に新しいことと思います。

私も先般、あることないことを書き込まれました。

見なければ気にもならないのですが、新設な友人が書かれているよとお知らせをくれました。

そうなると気になります。

私は皆さんご存知のとおり、かなりとぼけたタイプではありますが、意外と以上に堪えましたしへこみました。

ようやく少し立ち直りましたので、この質問をさせていただきたいと思います。

私の場合、新設な友人があちこち言いふらしてくれたおかげで、幾らか気分も楽になったのかなと思いますが、気にするとかあほしか見ていないからとなぐさめられても気分は晴れません。

これは書かれた者しかわからないと思います。

そして、当事者になって始めて心の痛みが想像以上だということがわかりました。

これが児童生徒を含む未成年者ならどうでしょうか。

サイトへの書き込みは実に簡単で、誹謗中傷何でもありです。

そして、誹謗中傷されたものは深く傷つき、みんながこのサイトを見ていると思い、学校にも行けず、誰にも相談できず、ただただ悩み、苦しみということになるのでしょうか。

もし誰かに相談しようものならちくつたとやられ、自分の正当性を訴え、書き込みなどしようものならさらに叩きのめされ、泥沼です。

書き込みは大変簡単ですが、スレッドという書き込まれたものを削除するのは容易ではなく、児童生徒個人の力では解決できないものが大半です。

そうなると、いつまでもパソコンや携帯から見ることができます。

また、アダルトサイトからワンクリック詐欺などの不正請求や、出会い系サイトなどインターネットが関係した事件事故が後を絶ちません。

インターネットは急速に発達し、大変便利なものではあります。使用方を誤ると凶器にもなるし、犯罪にもつながる場合があります。

有害サイトの問題は社会現象となりつつあります。

すでに社会現象なのかもしれませんが、一人でも多くの悩める未成年者を救うために、行政ができることを積極的に進めていかなければならないと思います。

そこで以下についてお伺いをいたします。

1、児童・生徒の現状と対応についてお伺いをしたいと思います。

2、パソコンなどの授業は、操作だけではなく、モラルを学ぶ必要性を感じます。

どのような取組みをされているのかお伺いします。

最後に、竹の子のように発生するアダルト、出会い系、ワンクリック詐欺、学校裏サイトなどの有害サイトから、未成年者を救うための取組み状況をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

「雇用対策から定住促進を」についてであります。

ご質問の1点目、「幕別町、十勝管内のUターン者数と失業者・求職者数について」であります。Uターン者数につきましては、幕別町、十勝管内ともに、実数を把握することはできませんが、年度末を迎え、本州における雇用調整の影響などにより、Uターンされる方もおられるものと思っております。

また、失業者数につきましては、国が実施している労働力調査の都道府県別推計値しか公表されているものが無く、これによりますと、12月末現在で北海道全体での失業者は12万1,000人、完全失業率は4.4%と推計されております。

同様に、求職者数につきましても、本町のデータはありませんが、管内での求職者数は、ハローワークの「十勝の雇用情勢」によりますと、1月末現在で5,646人となっております。

ご質問の2点目、「臨時的・恒久的な雇用対策について」であります。本町におきましては、緊急雇用対策といたしまして、事業主の都合により解雇された労働者を対象に、1月中旬から3月末までの間、道路散布用砂袋の作製作業を実施することとしているところであります。

また、新年度におきましても、国の「緊急雇用創出事業」を活用いたしまして、各種資料の電子化作業や明渠排水などの支障木伐採作業を実施する予定としているところであり、今後におきましても雇用状況を見極めながら、町としてできる限りの臨時的な雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

一方、恒久的な雇用対策といたしましては、十勝北西部通年雇用促進協議会の一員として、通年雇用に向けたさまざまな事業を行っているところであり、また、恒久的な雇用を支援する取組みといたしまして、新卒者で未内定者を就職が決まるまでの間、町の臨時職員として雇用しているところであります。今後におきましても、これら事業につきましては、必要な限り継続してまいりたいと考えております。

なお、事業主に対する奨励金の支給など国や道が行っているような対策につきましては、町村規模では難しいものと考えておりますので、これら支援制度の活用について、PR に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「今後の企業誘致・起業支援、雇用を創出しようとする民間企業に対する支援策について」であります。企業誘致につきましては、経済状況の悪化により、誘致交渉をしております企業が工業団地への立地を再考するなど、進展していない状況にあります。

今後におきましては、十勝の経済を下支えしているといわれております農業に関連する企業を重点に誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、起業支援につきましては、新規創業者を支援するため、北海道や日本政策金融公庫から貸し付けを受けた創業資金の利用者に対し、保証料及び利子の補給制度を平成21年度から実施いたしたく考えております。

次に、雇用を創出しようとする民間企業に対する支援策についてであります。町独自の支援策といたしましては、工業団地内において新規に進出される企業に対しまして、町民の新たな雇用一人につき20万円の補助金を支給する助成制度を昨年4月に創設したところであります。

また、既存企業につきましては、年長フリーターや採用内定を取り消された学生などを正規雇用する事業主が、一定期間毎に引き続き正規雇用した場合に奨励金が支給されます国の「若年者等正規雇用化特別奨励金」制度が、本年2月に創設されましたことから、制度の活用についてPRしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「地域産業の競争力強化や新産業創出を目的とする概念や制度について」であります。地域産業の競争力強化や新産業の創出、新商品の開発などを進めるうえで、参考にすべき概念や制度であると考えておりますが、試験研究機関から提供される成果や情報を実用化する開発意欲のある多様な業種の参加や、企業要望に応えうる高度な研究技術の集積があつて初めて円滑に機能するものと認識いたしております。

幕別町単独で取り組むことは難しいものと考えております。

したがしまして、町といたしましては、町内企業に対する研究成果等の情報提供に努めるとともに、産学連携や異業種連携の橋渡しができればと考えているところであります。

ご質問の5点目、「忠類地域の公営住宅の考え方について」であります。

本町が提供している住宅の種類としては、一つには、低所得者のセーフティネットとして位置付けられている公営住宅。

二つには、中間所得者層向けの特定公共賃貸住宅。

そして、三つ目には、町が単独で設置している町営住宅があります。

現在、忠類地域では、公営住宅169戸、特定公共賃貸住宅が33戸、町営住宅8戸、合わせて210戸の住宅を管理しているところでありますが、昨年策定いたしました「幕別町公営住宅ストック総合活用計画」において、既存の住宅について、「社会資源の有効活用、地球環境への配慮」の観点から、「住宅の躯体を残してリフォームする全面的改善」や「部分的に修繕をする個別改善」により取り組むこととしているところであります。

その中であつて、近年の忠類地域の公営住宅への応募倍率について申し上げますと、平成15年度は3.1倍の応募倍率でありましたが、その後倍率が下がり、平成20年4月から平成21年2月までの期間においては、0.7倍の倍率となっているところであります。

しかしながら、平成20年度の公募結果をみますと、町外から忠類地域に勤務していて公営住宅に入居できない方が2名。

さらに、公営住宅の申込みはしておりませんが、町外から通勤している方がいらっしゃるという状況であります。

その要因としては、空いている住宅はあるものの部屋数が足りない、住宅が老朽化している、公営住宅への入居要件として「入居収入基準」を満たさなければならないといったことが考えられるとこ

るであります。

「住むところがなく町外から忠類に通っている方への公営住宅の考えは」とのご質問であります。公営住宅の応募倍率が下がってきていること、既存の公営住宅を新築同様に改修する計画があること、また「幕別町公営住宅ストック総合活用計画」を策定して間もないことから、ただちに公営住宅による新たな対応は難しいところではありますが、忠類地域の活性化、定住促進の観点から、民間活力の導入も含め早急に協議を進めてまいりたいというふうと考えております。

ご質問の6点目、「Uターン者や離職者の役場職員への中途採用について」であります。今後の本町職員の採用につきましては、基本的には平成19年度に策定いたしました幕別町定員適正化計画に基づき、その年その年の退職者の状況、あるいは組織機構の見直しなど検討しながら採用する職員を決めていくことになると考えております。

現在、一般行政事務職員の採用につきましては、十勝町村会が実施する採用資格試験により採用資格候補者名簿に登録された者を対象として、本町独自の第2次試験を実施し、採用者を決定しております。

平成21年度採用の十勝町村会での一次試験においては、幅広く優秀な人材を確保すること及び受験機会の拡大を図るといった観点から、受験資格の年齢要件において、初級職では21歳以下で前年度と同様でしたが、上級職では年齢の上限を25歳以下から30歳以下に引き上げましたことから、受験者数も前年度の60人から146人と大幅に増加しております。この中にはUターン、Jターンさらには離職者の受験者も見受けられたことから、幅広い採用ということでは一定の効果があつたものと推察しているところであります。

しかしながら、「社会人枠」として独自の採用を行っている市町村もありますことから、その状況も分析し、また、逆に就職状況が厳しい大学、高校等の新卒者のことなども踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前川雅志議員のご質問にお答えをいたします。

「有害サイトから未成年者を救うために」ついてであります。

近年、「出会い系サイト」などの有害情報へのアクセスによって、未成年者が犯罪被害に巻き込まれる事件や、ネット上での書き込みに端を発したと思われる自殺など、携帯電話やインターネットの利用に関する深刻なトラブルが各地で発生しております。

急速に普及する携帯電話は、さまざまな情報を簡単に入手できるなどの利便性を持つ反面、インターネット犯罪、違法・有害情報と個人情報の流出、プライバシーの侵害といった、情報化の影の部分も存在し、ご質問にありますように、インターネット上の電子掲示板への書き込みによる誹謗中傷など、「新しい形のいじめ」の温床になっているとされる「学校裏サイト」の存在が社会問題化しており、幕別町にあつても決して例外ではなく、誠に憂慮すべき事態であると受け止めております。

ご質問の1点目、「児童・生徒の現状と対応について」であります。

はじめに、携帯電話の児童・生徒の保有状況であります。昨年4月に実施されました全国学力・学習状況調査において、「携帯電話を持っていない」と答えた幕別町の小学校6年生が79.1%、中学校3年生が50.2%という結果で、保有率は小学校6年生で20.9%、中学校3年生で49.8%と、いずれも全国・全道平均と比較いたしまして10ポイント程度低い状況となっております。

また、「携帯電話で通話やメールをしていますか」との問いには、「時々している」、「ほぼ毎日している」と答えた小学校6年生が15.8%、中学校3年生が48.7%と、こちらも全国・全道平均と比較して10ポイント程度低い割合でありました。

このような中、各学校におきましては、小学校では半数が、中学校では8割の学校が、学校への持参を原則禁止としており、やむを得ず携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などにおいては、登校時に学校で一時的に預かり、下校時に返却するなどの取扱方針を定め、児童・生徒並びに保

護者への周知を行なうとともに、保護者との協力体制の構築に努めております。

幕別町教育委員会といたしましては、本年1月に文部科学省から、また2月に北海道教育委員会から示されました「学校における携帯電話の取扱い等について」の趣旨を踏まえ、「小・中学校における携帯電話の取扱い等の基本的な指導方針」を定め、3月2日に学校長へ通知をいたしました。

通知にあたっては、「学ぶ場所である学校において基本的に携帯電話は不要である。」との考えのもと、持ち込みについては原則禁止としたうえで、例外的に持ち込みを認める場合には、学校での教育活動に支障がないよう十分配慮することとし、各学校としての指導方針を定め、児童・生徒への指導を行なうとともに、保護者への働きかけを一層推進いただくようお願いをしたところであります。

ご質問の2点目、「パソコン等の授業でモラルを学ぶ取り組みについて」であります。

コンピューターを活用した小学校の授業におきましては、高学年の調べ学習の中で、情報を収集・整理・発信し、問題の解決や探究活動に取り組むなど、情報が日常生活や社会に与える影響について考える学習を行なっております。

中学校におきましては、技術・家庭や総合的な学習の中で、ネットワーク上のルールやマナーと危険回避、個人情報とプライバシーの尊重、人権侵害や著作権に関する対応など、情報モラルの必要性や情報に対する責任について、子どもたちと一緒に考えて「情報モラル教育」に取り組んでいるところであります。

また、平成21年4月から先行実施されます小・中学校の新学習指導要領では、「総則」において、「各教科等における指導の中で情報モラルを身に付けること」が新たに明記されており、指導の充実を図ることとされております。

このため、文部科学省では、学校における情報モラル教育の充実のため、「教員向けガイドブック」、「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」の配付や、指導事例を紹介する「教員向けWebサイト」の作成・公開などに取り組んでおります。

今後とも、新学習指導要領に対応した情報モラルに関する指導例等の有効活用を図りながら、小学校から中学校への発達段階に応じて、ネット社会との健全な付き合い方を身に付けさせ、子どもたちが被害者、加害者になることのないよう、「情報モラル教育」の指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「有害サイトから未成年者を救うための取り組みについて」であります。

これまでも校長会議などにおいて、出会い系サイトへのアクセスをブロックする「フィルタリングサービスの推奨」や、携帯電話会社が実施している「出張授業の案内」、出会い系サイトから身を守るための「リーフレットの配布」などを通じて、児童・生徒や保護者への指導や働きかけを強くお願いをしてまいりました。

また、学校便り等を活用し、利用料金の制限など、家庭におけるルールづくりの必要性について周知徹底を図るとともに、日ごろから親子のコミュニケーションを深めることが大切であり、家庭が重要な役割を担っていることなどを繰り返しお伝えしているところであります。

このような中、幕別町PTA連合会では、昨年、小学校5年生と中学校2年生を対象に、携帯電話の保有状況やインターネットの使用実態などのアンケート調査を実施し、その結果を保護者の方々に報告したところでありますが、このように、保護者が主体的に家庭への情報モラルにかかわる啓発活動を展開されておりますことは、保護者の携帯電話をめぐる意識の高さを示すものと考えております。

有害サイトへのアクセスや学校裏サイトにおける「ネット上のいじめ」などは、学校外でも行なわれていることから、学校・家庭・地域が連携して、身近な大人が児童・生徒を見守る体制づくりを行っていくことが必要であります。

今後とも、PTA連合会や児童生徒健全育成推進委員会との連携を深めながら、さまざまな機会を捉えて保護者や地域への啓発活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 再度質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、雇用対策から定住促進について、再質問をさせていただきたいと思うのですが、年末にさまざま工夫をした中で、財政が非常に厳しいという中でありましたが、臨時の雇用対策を行っていたということは高く評価をさせていただきたいと思います。

しかしですね、臨時雇用は臨時でありますから、これからずっと恒久的に働き続けるようなこの仕組みづくりだとか、町としてのやっていかなければならないことがこれから出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、食があれば、今、戻ってこられている方も定住に結びついていくとも思われますし、また、これから、もしかしたら、田舎帰ったら仕事あるのだなと思う人が都会から返ってくるケースももしかしたらあるかもしれないということから、こういった質問させてもらいたいと思うのですが、移住の促進と併せまして、こういったことも同時に取組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

基幹産業であります農業をはじめとする、もともとの地場の企業なんかが、やっぱり元気がなければ雇用もなかなかうまれてこないかなと思うのですが、そういったところにつきましては、別の機会に質問させていただきたいと思います。

新たな雇用創出するものとして、企業誘致ですとか、起こす方の企業なのですが、企業があれば、また新たな雇用が生まれてくるのかなというふうに思っておりますし、厳しい厳しいという時代なのでありますが、ある意味人は戻ってきているわけでありまして、そういった人たちと仕事をできるいいチャンスなのでないかということで、お伺いしたいと思います。

そこで、一番最初にお話を、再質問させていただきたいのは、昨年からの企業誘致係ができて、企業誘致運動を約1年続けてこられたかと思うのですが、1年間、係としての実績をおうお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 昨年4月に休遊地担当というセクションを置きまして、休遊地に努めてきたところであります。

しかしながら、この社会経済情勢厳しい中で、成果といいますか、実際の誘致生活としては、わずか立地が1件あったのみでありました。

しかしながら、取組み、結果としては表れてはおりませんが、まずは我が町、いろんな優遇施策、特に去年4月から新たな施策、優遇策というものも設けさせていただきましたので、これらをまず、町内の金融機関、あるいは札幌の本社がある金融機関にお話をさせていただいて、そういう投資の話があれば、立地のお話があれば、うちの町でこういう施策をやっているの、どうか紹介をさせていただきたいと、そんなお願いをしてきたところであります。

それと、2点目としましては、これはやはり、今の社会経済情勢の中、農業関連、特に食品加工というものにターゲットを充てる必要があるだろうということが、農協に対しましても、今申し上げた優遇策の説明とともに、農協と日ごろからお付き合いのある企業に対しまして、我が町の紹介をお願いをしたところであります。

それと、独自に立地情報を入手するというケースがございました。

これについては、具体的な会社名はちょっとあげられませんが、5社ほど、今も含めて継続的に協議をさせていただいております。お誘いをさせていただいているところであります。

それとあと、もう一つの取組みとしましては、今申し上げました食品加工関連にやはり重点的に誘致をすべきだろうというようなことから、今、ダイレクトメールを出そうということで準備中でありまして。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 厳しい経済状況というところは、同じような認識を持たれて、企業誘致活動にまい進されているのかなというふうに思うのですが、今議会でも進出企業の固定資産税を減免する条例改正案ですとか、空き店舗対策として改修費や賃貸料の一部を助成する、議案だとか予算が計上され

ているようでありますが、そういった厳しい中のこの提案というのは、タイムリーな施策ということで、非常に評価をするものでありますが、町長の答弁の中にも、経済部長の答弁の中にもありましたが、食品加工を軸とする企業の誘致というお話がありました。

十勝管内中、見渡すと、どこの市町村も同じことを考えて、企業誘致を進めていこうというふうに考えているようであります。

そういった中で、幕別町として、特色を出したり、制度上の優位性があったりとか、そういった明らかに違いがあるようなところがなければ、なかなか誘致運動の競争に勝っていけないのかなというふうに思っております。

新年度において、これからどんなビジョンを描きながら取組んでいかれるのか、再度お伺いしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 厳しい社会経済情勢のある中で、企業誘致は実現させるというのは大変もう難しいことだというふうに思っておりますけれども、おかげさまで、今お話申し上げましたように、先般、担当者を置いて、それなりの活動はしてきているのだろうというふうに思っております。

そんな中で、例えば、小さいことですが、合同酒精がインカのめざめを活用して焼酎を製造した。

実は、今月またお出でいただくのですが、かなりの勢いで伸びているというようなこともお聞きしまして、大変ありがたいなというふうにも思っております。

あるいはまた、農協なんかも中心としながら、今、野菜ですとかそういった栽培にかかわっての関連工場といいますか、施設といいますか、そういったことが進められていければ、これもまた一本進むことになるのかな。

あるいは、ご案内のように、相川では放牧豚を飼っているいろいろなことをやっている。

先ほど音更の豚の話もありましたけども、そういったことも含めながら、農業関係で少しでも我が町に、いろんな企業に接触しながら、そうした効果が表れるように、これからも努めてまいりたいというふうに思いますし、もちろん空き店舗対策なんか、新規の事業ですから、これは商工会なんかのご協力をいただかなければならないものたくさんあると思いますけども、そうした商工会をはじめ、いろんなところとの連携も密にしながら、さらに対応を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 情報収集を徹底して頑張っていたいただきたいと思っておりますし、私なんかも、私と申す、議会の方ということになりましょうか。それぞれが情報があれば、一緒に取組んでいくということになるのかと思っておりますので、頑張ってもらいたいというふうに思います。

それと、起こす方の起業についてお伺いをしたいと思うのですが、北海道は一昨年くらいから1村1雇用創出事業というものを始めまして、今回の幕別町の空き店舗対策と併用して事業を起こしたとすれば、全体の事業費500万かかれば、町が改装費の100万円出していただいて、北海道から250万の補助をいただける。手出しが150万で500万の事業ができると。

わざわざ説明することもないですが、そこにさらに北海道としては、一人の雇用に対して30万円出していただけると。そういった事業があるということが、この町内の商工業者、皆さんが知っているのかどうかというところが非常に心配になってくるころなのですが、そういったところの周知の仕方なんかも、これからどういうふうに取り組んでまいられるのか、伺いたいと思っております。

ある町なのですが、今、話させてもらいました1村1雇用創出事業が出たときに、こんな制度出ただけどうだろうと、行政職員が企業まわりをして、制度の優位性なんかを説明して、投資意欲を煽るようなこういった行動をされたということなのですが、これが行政マンとして適正であるかどうかということは置いておいても、この町のために頑張るといふ行政マンの姿勢には感動を覚えたところであるのですが、そういった、そこまでするかどうかは別としましても、この町にとって、こういった制度、どうだ、北海道だ国だという制度がたくさんありますので、そういうのをよく、まず、行



政で熟知していただいて、商工業者にしっかりと間違いなく伝えて、こんな有意義なものもあるのだという話がされるのがいいのかなと思うのですが、これからどういった取り組み方をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもちょっと申し上げましたけども、そうした空き店舗対策、新たに起業を起こす方々に対する周知、なかなか相手が見えないだけに、直接、あなた企業を起こしますかというようなことにはならないのだろうと思います。

そういった意味では、商工会なんかを通じ、あるいは、本町でいえば金融機関等を通じながら、口こみで、あるいは、今おっしゃられたような職員がどういう場でどういうような説明をしていくことが大事なのか、今すぐには思い浮かびませんが、そういった姿勢をとりながら、やっぱり町の意向を、あるいは、国なり道なりのシステムというようなものをどんどん下へ流していく。

そして、広く住民に、あるいは商工業者の皆さん方に周知をして理解をしていただく中で、新たな企業が出てくると大変ありがたいというふうに思っておりますし、そうした方法については、十分内部でもこれから検討させていただきながら、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） こういった周知、ただこういうところがあるという、事業自体を周知するばかりではなくて、次の質問になるのですが、産業クラスターだとかR&B構想など、これまで各市町村見ている中で、なかなかうまくいったケースもなく、成功例も少ないわけではありますが、こういった産学官といわずとも、たくさんのいろいろな異業種の方々が集まって、制度上はこういうことがあるというのは行政として説明をしていただいて、町村側としては、さまざまなアイデアを出して、議論していくということは、悪いことではないと思いますし、多くの予算が発生することでもないと思いますので、そういった考えを持つ民間の方々と行政がかかわって、行政がコーディネーターしてという形になっていくのかなと思うのですが、さまざまな研究なりしていくことが必要なのかなというふうに思っております。

先ほど申し上げました商工の連系の事業であります、これもなかなかハードルが高いようであります、この事業に載せて補助をいただきたいという企業も、今まであるような仕事では、なかなか採択になっていかないと。

特に食品加工ということでは同じものでは採択要件にはなっていないということでもありますので、産業クラスターなりR&Bという考え方の中で、幕別なりのブランドですとか、特別なものだという位置付けを皆さんで相談していった中で、制度の活用ということが必要なのかなというふうに思っております。

それほどお金のかかることではありませんので、行政の皆さん、大変かもしれませんが、民間の皆さんを誘い合って、こういった産業クラスターなり組織、立ち上げて、みんなで語ろうというような呼びかけをしてみたらいかがかと思うのですが、どんなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 産業クラスター構想、あるいは、今言いましたR&Bの関係、さらには農商工、全道的な結果を見てもらいますと、十勝管内ではかろうじて帯広市が北大との連携ぐらいいだということ、なかなか幕別町規模ぐらいでは難しい問題もあるのかなという思いもしておりますので、私どもはさっきも答弁で申し上げましたように、そういうのはいろんな制度がある。いろんな手法があるということ、まずは情報収集しながら流していくというようなことが大事なのかなというふうにも思っております。

あるいはまた、逆にこういった問題があるけども、どうなのだというようなことは、町あるいは農協なんか窓口になっていろんなことを受けながら、また上部との接触をしながら、対応を考えていく。

そういったことも必要なのかなというふうな思いをしております。

いきなり私どもが即、例えば、畜産大学と連係して何をどうやるかというところまでは、一気にはなかなかいけない問題もあるのだらうと思いますけども、それらも踏まえながら、まずは情報収集や情報提供などに意を用いてまいればというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 基本的には町長おっしゃるとおりだと私も思っておりませんが、民間の方から相談があったときには対応をしていくような仕組みをつくっていただければというふうに思っております。

次、忠類の公営住宅というか、住宅対策ということで再度質問をさせていただきたいと思うのですが、忠類地区では民間のアパートもなかなか経営自体成り立たないということで、あまり数もないわけでありましたが、その入居希望の、公営住宅に対する入居の希望も落ち込んでいて、それほどないという状態ではありますが、これがきれいだったら増えるのかなと、そういうこともないわけでもありませんが、町長のご答弁の中でも、これから協議をしてくれるということなので、その協議の中に幾つか折り込んでいただきたいと思いますと思うのですが、公営住宅の家賃なんかよりも多少高くても、まず住んでいただいて、力をつけていただけるような住宅のあり方ですとか、先ほども町長、移住のところで町長お話されていましたが、住宅を建てていただくことが本来望ましいのかもしれませんが、働き始めて数年の実績がなければ、その住宅のローンも組めないですとか、いろいろありますので、そういったところの力をつけるまで、ちょっと住めるような住宅の手立てができないかということを入れてほしいのと、公営住宅がもし無理であるということであれば、民間企業がアパートを建てていくということに対して、行政が幾らかの支援ができないか。

建てることに対する支援、もしくは町誘致の提供ですとか、そういったところを検討の中に入れていっていただきたいと思いますと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、決して公営住宅に入る人がいないということでは、私はないと。

それなりに需要はあるのだと思います。

ただ、公営住宅に入るための要件に合致しない人が、結局はみ出てしまうから、よそから通うというようなことになる。

何とかそれらを解消するために、どんな方法があるのかと。

賃貸住宅がいいのか、あるいは町営住宅がいいのかと。

さらに、それらを建設するとすれば、今、前川雅志議員がおっしゃるように、民間活力、PFIの手法、こういったものがとれるのか。

あるいは、その場合にどの程度の家賃設定が忠類地域においては妥当な家賃になるのか。

いろんなことが考えられるわけでありまして、私どもはそういった民間活力の導入、公営住宅の今後のあり方、あるいは町営住宅の町営でやるのがいいのか、民間でやるのがいいのか。そういったことも含めながら、何とか住宅確保に向けて、これから対応型協議を進めていきたいというふうには思っておりますし、おっしゃられたように、建てていただければ一番ありがたいのですが、その建てるまでの問題、住宅確保ということも確かにあるのだらうと思います。

ですから、町誘致の提供ですとか、あるいは、定住促進にかかわっての家賃の政策補助だとか、いろんなことも考えられるというふうに思っておりますので、それらを含めた中で、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） ここで最後の質問なのですが、町の中途採用、役場の中途採用の件なのですが、雇用する人数というのも答弁の中にもありましたけど、誓約があって、社会人枠を増やして雇用する数を増やせということにもならないと思うし、私もそうしてはならないと思っておりますので、限られた数を雇用していく中で、どういった人材を雇用していくか、確保していくかということが望まれるのかなというふうに思っておりまして、この町の将来的にも、人材としての財産になるような人材の採

用ということに努めていきたいと思っておりますので、これ答弁いらないですけど、そういうところには、これまでどおり努めていっていただきたいというふうに思います。

次、有害サイトについての質問をさせていただきたいと思っております。

この質問の前に、教育委員会もかなり早い段階から、IT被害がないように努めていっていただいていたということ、冒頭評価をさせていただきたいと思うのですが、一つ目の質問で、児童生徒の現状をお伺いさせていただきました。

そうしたところ、携帯電話の現状と対応のお答えが返ってきました。質問が悪かったと思うのですが、携帯電話については、再質問でしようと思っていましたので、そのところは理解をさせていただくのですが、そもそもこの携帯電話やパソコンを使ったこのネット上でのいじめなどという問題が、町内で把握されているものがあるのかどうかということと、これらの対応については、教員はじめ、心の教室相談員ですとかスクールカウンセラーですとか、そういった方々で対応されていると思うのですが、そのいじめの現状がどうであるかということをお聞かせさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初に、質問の観点がちよっと違っているかということのご意見もありましたけれども、いわゆる有害サイトにかかわっては、パソコン、携帯については、ネット機能を日本の場合は持っておりますので、これら有害サイトにつながるのは、携帯が97%であります。

そんな観点から、携帯電話に係る禁止条項をもったということでもあります。

パソコンでも同じようなものでありますけれども、ウエイト非常に高いという観点でお答えを申し上げたつもりであります。

なお、こういった実態について把握されているのか。

正直申し上げます、ないわけではありません。把握はいたしておりますが、もともと性格上、きちっと把握することは難しいという性質のものであります。

そのことをご理解をいただきたいと思っておりますが、昨年もそれに関する部分として、1、2件ございました。

子どもはその実態を掴まえておりますけれども、ここでの公表は避けましても、まさにそういう環境に置かれているという認識は持っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 把握されている部分と把握されていない部分の中にはあるかもしれないということだと思います。

こういったことで、悩んでいる児童生徒がもしかしたらいるかもしれないということをやっぴり早めに察してあげなければいけないと思います。

それで、早めにさせてあげるとのことと、それと、僕もその被害者になって初めて思うのですが、いつまでもその掲示板に、見ても見ても悪口書いてあるようなサイトが残っているということが、やはり一番堪えますので、こういったものが児童生徒が幾ら削除の依頼をしたにしても、なかなか消えないわけでありまして。

そういうところは、相談、勇気を持って親なり教師なり、教育委員会なりに相談されたときには、大人が全力を挙げて、警察と力を合わせてでも、こういったサイトの削除を依頼するですとか、そういった取組みをしていただきたいと思いますと思うのですが、どんなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校には、いわゆるサイバーパトロールといいますか、そういう形で暗証番号をお教えしまして、一時的に、フィルタリングはかかっておりますので、学校のパソコン等につきましては。

それを解除してパトロールすることは可能でありますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に難しいということがあります。

一番有効な手段としては、個人から情報をもらうのが一番早い。

情報をもたらしたときには、当然個人が書き込んでおりますから、削除をしていただくように、親も含めてお願いをするわけですが、そこに至らない。このまま残すことは非常に危険であるというような場合については、プロバイダー責任制限法、あるいは、インターネット異性紹介事業を利用した児童を誘引する行為の規制等に関する法律、これに基きまして、プロバイダーの方に連絡を申し上げる。

それでも削除されない場合については、当然警察に通報するというような流れとなってまいります。

いずれにしても、それらの情報を得るといふことのできる環境が学校内部でも必要なのではないかなど。

それ以外から探るといふのは極めて難しいといふことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次に、学校の授業の中での指導ということで、再度質問をさせていただきたいのですが、授業とは別なのかもしれませんが、昨年、幕別中学校がITトラブルの回避ということで、PTAが主催となって、生徒と保護者集まっていたというところであります。やっているとありますが、こういうことも本当に素晴らしい取り組みだと思っていただいております。ほかの中学校、これは学校の問題なので、教育委員会とかわかりませんが、こういった指導だとか講習の予定なんかは考えてられるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど答弁も申し上げましたけれども、児童生徒健全育成連絡協議会、あるいはPTA連合会等々で実施をされているということでもありますけれども、学校、あるいは各単Pの中で実施されているところもあるやに聞いております。

今のところ、町教育委員会として、そういった研修会を持つという考えは持っておりませんが、あくまでも基本は授業の中によるモラル教育であり、そして、それを支えるPTAの研修会である。

それが集団化した連合PTA。

もっと別な観点でいえば、児童生徒健全育成推進委員会、これらが主体的に動いていくことの方が、むしろ、何と申しますか、行政が先行するということではなくて、そういう姿勢も大事ではないかと。

下から湧き上がってくるものを大事にしなければ、なかなか上からというのは、ある意味での抵抗感があります。

そんなことにも配慮しながら、あるべき姿について検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 最後に、この有害サイトから未成年者を救うための取り組みということで、帯広市の教育委員会は、割と早くから、先ほど教育長も言っていましたけど、ネットのパトロールなどを始めて、学校裏サイトなど明らかに子どもたちにとって有害であるというサイトの発見にある程度努めているわけですが、これも監視する目が限られているわけですから、なかなか全てに対応できないと思っております。

そして、そのサイト自体が日本だけでなく、世界中を開いてにしてパトロールしていかなければならないということなので、これを帯広市といわず、少なくともこの十勝管内の市町村など連携とりながら、一人でも多くの目で、少しずつでも監視しながら、何か異常があると早期に発見できるようそういった取り組みを、一つの町ということではなくて、多くの町とかかわりあいながら、協働の取り組みなんかを行ってみたいかがかなと思うのですが、教育長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほどから申し上げておりますけれども、非常に匿名性が高い、あるいは有効対策が見出せないというのは現状であるというそういう前提に立っての管内ベースのというご意見ですが、非常に、震災とか立ち上がる、時間差もあります。等々の中で、非常に難しいということでもありますから、いわゆる書き込まないということ、指導徹底をしていかなければならない。

書き込みますと、削除されても、インターネット上ではずっと残るわけですから。

そんなことをきちっと協力していくことが大事だろうというふうに思います。

今、管内的なそういった研修といいますか、チェック機能ですね。

それらについては、教委連の教育長部会などの中でも、ちょっとご提案を申し上げたいと思いますが、今のような堂々巡りのいたちごっここの世界の話になるのではないかと思います、ご提案はさせていただきますと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

（13：57 休憩）

（14：10 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

○3番（斉藤喜志雄） 通告に基きまして、大きく2点、一つには学習指導要領の改訂に伴って、必修化される小学校外国語活動の推進について。

そしてその二つには、防災の観点から安全安心のまちづくりについて質問をいたします。

最初に、改訂学習指導要領の完全実施を視野にした移行期の小学校外国語活動、いわゆる英語教育の推進にかかわってお尋ねをいたします。

周知のとおり、昨年3月28日に文部科学省が公示された新しい学習指導要領において、小学校の5～6年生を対象に、年間35単位時間、これは45分事業で言いますならば、週一コマに相当しますが、それを必修の外国語活動、具体的には英語教育を導入することが決められました。

この新学習指導要領が全面的に実施されるのは、2年先の平成23年からであります、その外国語活動においては、本年度から始まる移行期間中に、各小学校の裁量で授業時数を定めて実施することができるというふうに規定をしております。

その際、各学年で年間35単位時間までは、従来からあったところの総合的な学習の時間を充てることを認めた上で、各小学校に対して可能な限り移行期間中に一部を先行して実施するなどして、平成23年度からの英語活動を円滑かつ確実に実施するための準備を進めるように求めているところでもあります。

言い換えますと、文部科学省は、この2年間で助走機関とし、各小学校に積極的な試行の実施を期待しているものと受け取るめることができます。

一方、文部科学省がこれまで指定してきた研究開発校だとか、あるいは、英語活動拠点校、さらには、各都道府県教育委員会が定めた研究指定校として、ここ数年来、研究・実践を積み上げてきた小学校ならばともかくのこと、そのほかの多くの一般の小学校では、戸惑いや不安が非常に大きいというふうに聞くところでもあります。

とりわけ子どもたちの指導に直接携わる担任の間では、自分の英語力や発音が通用するの心配である。とする者も少なくないとも言われております。

私は、各小学校において英語教育が円滑に展開され、指導者である担任が自信を持って英語活動教育に取り組めるようにするための諸条件や環境整備が必要では考えているところであり、以下、何点かについてお伺いをいたします。

まず最初は、小学校における外国語、北海道の場合は英語ですが、英語活動を必修化の必要性や、その意義などについて、教育長としてどのように受け止められておられるか、見解をお伺いするものであります。

次に、ある資料によりますと、現在も全国の97%の小学校では、程度の差こそはあったにしても、英語活動が実施されているということになってございます。

しからは、町内の小学校の実態はどのようになっているか、お聞かせをいただきたいと思ひますし、併せて、平成21年度に前倒し実施予定の小学校数はどのようになっているかをお伺いをいたします。

質問の3点目は、前段にも申し上げましたとおり、初めて外国語活動、英語活動に携わる担任の先生方の心配や不安、これを解消し、自身を持って教員活動に取り組んでもらうためには、町教委として

の多様な支援策や施策が必要なものと私は考えるところでありますが、この辺りにつきまして、どのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

最後に、新たな取り組みだけに、小学校等の接続を踏まえた就学英語の方向性や、小中の連係が極めて大切だというふうに考えますが、この辺りをどのようにお進めになろうと考えているか、お伺いをいたします。

次に、2点目の安全安心のまちづくりについてお伺いをいたします。

昔から天災は忘れたころにやってくると言われておりますが、十勝沖・釧路沖や根室沖・釧路沖、そして、十勝平野断層帯と多くの震源地を抱える幕別町は、普段から大きな地震を想定した安全・安心のまちづくりが求められているものと思うところであります。

そこで忘れてならないのは、14年前に発生した「阪神・淡路大震災」であります。

ご存知のとおり、この震災では倒壊家屋10万戸以上、犠牲者にあつては実に6,400人余りに及びました。この地震がもたらした被害も甚大でしたが、しかし、私たちはこの経験から貴重な教訓も数多く得ることができました。

それは、災害が大きく広域になるほど、警察や消防といった行政の支援が遅れ、いわゆる公助であります。犠牲者や家屋焼失の被害が拡大すること。反面、町内会活動がしっかりしているところほど、その被害は軽微で済むということを知ったのであります。

つまり、私たちは、横の連係を活かし、情報を把握し、助け合う「共助」の大切さを学んだのであります。

常日ごろから言われておりますとおり、防災は、「公助」行政・「共助」町内会等々・「自助」家庭の三者が持つ機能がしっかりとかみ合ったときに、災害を最小限に食い止めることができると言われております。

以下、そういう観点から防災についてお伺いをいたします。

最初に、大規模災害発生時に地域住民が連携して防災活動を行うところの「自主防災組織」の本町の設置状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

次に、そういう自主防災組織の未設置の公区が組織できない要因をどのように押さえていらっしゃるか、お聞きをします。併せて、今後どのような手立てを講じて組織率を上げていこうと考えているかもお聞かせいただきます。

3点目に、普段、「自主防災組織」が行っている防災知識の啓発や、防災訓練実施の実態はどのようになっているかについて、お伺いをいたします。

最後に、自然災害の犠牲になりやすいお年寄りや子ども、そして、身体障害者など、いわゆる災害弱者に対する方が一に備えた町の支援策はどのようになっているかをお尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） はじめに、私の方からご質問の2点目、『安全・安心のまちづくり』について答弁をさせていただきます。

ご質問の要旨にありますように、平成7年1月に発生いたしました阪神淡路大震災の際には、6,400人余りの方々が尊い命を落とされたところであります。

一方、倒壊した家屋などから救出された3万人余りのうち、約7割が近隣住民に救助されたとも報告されております。

町、消防及び警察など防災関係機関の人員や車両・機材類の配置にはおのずと限界があり、災害の規模が大きく、広域化すればするほど、全ての被災現場に対応することは困難で、「助けたくても助けに行けない状況となる」ということも予想されるところであります。

このため、災害発生時の初期段階においては、自ら守る「自助」はもちろんのことでありますが、公区単位など地域の自主防災組織においてともに助け合うということ、「共助」が非常に重要なことであると考えているところであります。

ご質問の1点目、「自主防災組織の設置状況について」であります。本年2月末日現在で112公区の

うち、設置している公区は 10 公区であります。

ご質問の 2 点目、「未設置公区の要因と今後について」であります。

まず、未設置公区において組織できない要因についてであります。地域の皆さんとともに助け合うという「共助」の重要性に対する認識が、住民に浸透していないという状況の中であって、公区内で組織する機運が盛り上がっていないのではないかと考えられます。

また、公区のコミュニティ活動の活性化の度合いや公区内住民の年齢構成などにより、組織化として取組むまでには至っていない状況にあるものもあろうかと推測いたしております。

次に、組織率向上のための方策についてであります。町では、これまで「協働のまちづくり支援事業」において、公区防災計画の策定や防災用品の整備などに対し助成を行なうなど、公区の防災活動の支援とともに自主防災組織づくりを推進してきたところであり、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、出前講座における自主防災組織に関する説明のほか、公区防災計画の策定や防災訓練の実施などに関して支援をするとともに、自主防災組織の設置を要請してきたところであります。

昨年 8 月には、十勝支庁、東十勝消防事務組合などと協力し、西幕別地区の公区役員の方々を対象として、災害時の地域における対応などを的確に進めるための「災害図上訓練」を実施いたしまして、36 公区から 96 名の参加をいただいたところであります。平成 21 年度以降も順次、幕別地域、忠類地域において実施してまいりたいと考えております。

さらに、21 年度予算案におきまして、災害時の対処方法、避難収容施設、洪水ハザードマップ及び地震ゆれやすさマップなどを掲載した「防災のしおり」を作成し、全戸に配布する経費を計上いたしており、住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

このほか、機会を捉え、防災意識の向上について啓蒙活動を行うとともに、「共助」の重要性を訴えるとともに、自主防災組織の設置について要請してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「自主防災組織が行う啓発や訓練の実態について」であります。

1 点目のご質問に対してお答え申し上げたように、現在、自主防災組織を設置している公区は 10 公区あり、そのほか、組織化までは至ってはおりませんが、自主防災組織設置に向け防災計画を策定中の公区が 1 公区、防災用品を住民に配布している公区が 5 公区あります。

これら公区におきましては、公区の広報紙により防災に関する情報を周知するなど、防災意識の向上に努めていると伺っております。

なお、防災訓練につきましては、平成 20 年度に 5 公区が実施しておりますが、このうち 1 公区は自主防災組織の未設置公区であります。

ご質問の 4 点目、「災害弱者に対する支援策について」であります。

ご質問の要旨にありますように、児童、高齢者、障害者などの方々は、すばやく適切な行動をとりにくいことがあり、災害の犠牲になりやすいといわれているところであります。

阪神淡路大震災の犠牲者 6,400 人余りのうち半数が 65 歳以上の方であったと伺っております。

本町では、平成 19 年 8 月に「幕別町地域防災計画」を見直したところでありますが、新たな計画に「災害時要援護者対策計画」を盛り込み、この計画に基づいて災害弱者対策を進めているところであります。

本計画におきましては、一般の避難所のほかに、要援護者収容施設として、福祉避難所を設定したところであり、保健福祉サービスが必要な要援護者に対しては、保健福祉センターなど 13 カ所の公共施設を指定し、対応することとしております。

また、社会福祉施設等と協力して避難支援体制を整備することと定めており、平成 19 年 12 月に特別養護老人ホーム札幌内寮と、平成 20 年 10 月には老人保健施設あかしやと、いずれも、高齢者や介護を必要とする要援護者を災害時に一時的に収容していただく協定を結んだところであります。

また、本年 2 月には、江陵高校と校舎を災害時の避難所として提供していただく協定を結んだところでもあり、同校は、福祉コースを開設していることから、実習用として、介護ベッドや車椅子のほ

か介護用器具を備えており、要援護者の収容にも適しているものと考えております。

さらに、昨年4月に「災害時要援護者支援制度」を創設して、災害弱者の把握、地域での見守り及び避難の支援体制整備を進めているところであります。

本制度は、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、一定級以上の重い身体障害者手帳保持者、要介護認定3以上の在宅生活者などのほか、災害時に支援を希望する方を対象としているものであります。

公区及び関係機関への情報提供に同意していただいたうえ、支援を受けたい方と地域で支援していただける方を「災害時要援護者名簿」に登録していただくものであり、現在、登録希望を受け付けているところであります。

この名簿の情報を公区と町が共有し、地域において、日ごろから要援護者を見守り、災害時には、避難情報等の伝達、安否の確認、避難誘導などの支援を進めていこうとするもので、本年2月末日現在、58公区から156名の方が名簿登録の申請が出されたところであります。

今後も、順次、各公区と協議しながら、申請者や地域支援者の確認作業等を進めて、名簿を確定していく予定となっており、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

「小学校における『外国語（英語）活動』の推進について」であります。

東京オリンピックが開催されてから5年後、昭和44年の学習指導要領の改訂時に、英語の教科内容は「学習活動」からコミュニケーション重視の「言語活動」に改定され、その後、日本の国際化進展に伴い、平成4年、国は、研究開発学校を指定して小学校英語教育をスタートさせました。

現行の学習指導要領が実施された平成14年からは、「総合的な学習の時間」が組み込まれましたことから、国際理解教育の一環として英語にかかわる活動を取り入れる小学校が増えはじめ、幕別町におきましても国際交流員やJICAの外国青年などとのコミュニケーション活動を通じて、積極的に外国語でコミュニケーションを図ろうとする基盤が育ってきているものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「小学校における外国語活動必修化の必要性と意義について」であります。

このたびの改訂における小学校外国語活動の目標は、一つには、「言語や文化について体験的に理解を深める」ということ。

二つ目は「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」。

三つ目には「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養う」ということであり、決して中学校での学習を前倒しをした「言語スキルの習得」が目標ではないものと考えております。

一般的に、外国語の学習においては、年齢が高くなるほど知的発達と言語発達のギャップが大きくなるが、低年齢児に学習を開始すればこのギャップが解消されると言われております。

外国人を招いての外国語活動など、実際の体験活動を通じて「楽しさ」や「大切さ」を感じさせ、コミュニケーション能力を育成していくことが重要でありますので、英語という言語や文化に慣れ親しみ、体験的に理解を深めるための取組みを充実させることは、極めて意義深いものであると考えております。

その一方で、基本的には学級担任が主体的に授業を担うこととなるにもかかわらず、体系的に英語の指導法を学んだことのない小学校の教員にとっては、大きな負担となるのではないかと懸念をしており、その解消が肝要であると考えております。

ご質問の2点目、「町内小学校の外国語教育の実態と、平成21年度の実施予定について」であります。

現在、幕別町におきましては、10校のうち7校が国際理解教育に取り組んでおり、年に数時間から20時間程度と差異はありますが、JICAからの外国青年や町の国際交流員を招き、挨拶や自己紹介、簡単



な会話、単語カードを使ったゲームなどを通じ、外国の文化や言語を直接学ぶ機会を設けております。

新年度からの取組みについてであります。ご質問にありますように、移行措置期間においては「平成21年度から可能なものは先行して実施すること」が基本とされており、5・6年生の外国語活動は、学年ごとに35単位時間まで充てることができることとされております。

町内の各校におきましては、平成23年度からの実施に向けて円滑に移行できるよう、計画的に準備を進めており、平成21年度から全10校において外国語活動を実施することとしております。

ご質問の3点目、「担任教師の不安や心配を解消するための支援策について」であります。

学習指導要領では、「外国語活動においては、英語を取扱うことを原則」とし、「授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用を努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること」と定められております。

このことから、現在、主に中学校の英語の授業において発音指導などに携わっております2名の国際交流員の活用について、各学校からの要望を取りまとめた結果、平成21年度にあたっては、現状2名の国際交流員の勤務時間を週35時間から38時間45分に拡大をすることで対応が可能となることから、所要の予算を計上したところであります。

外国語活動は、学級担任がメインとなって指導計画を作成し、授業はチームティーチングで行われることが求められておりますので、初めて外国語活動に携わる担任教師の不安を解消するため、学級担任や外国語活動担当教諭との十分な連携を図り、これまで、中学校での英語活動において培ってきた国際交流員の技術を最大限生かすことができるよう、配慮を努めてまいりたいと考えております。

また、外国語活動の指導方策といたしましては、北海道教育委員会による「外国語活動教員研修会」や補助教材として「英語ノート」の活用を図るとともに、町教育研究所の協力をいただきながら先進事例の研究を進め、移行期間中において課題の抽出・検討に鋭意努力をまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「中学校英語の連携と小中学校の連携について」であります。

このたびの改訂における小学校の外国語活動の目標は「体験によってコミュニケーション能力の素地を養う」ことに主眼が置かれており、決して、文法といった言語技術の学習ではないことから、小学校において英語でコミュニケーションをする楽しさを感じ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てていくことによって、体系的に学ぶ中学校での英語学習に効果的に連携していくことができるのではないかと考えております。

そのためにも、これまで以上に小・中間の教師の交流機会を拡充し、お互いの理解を深めていくことができれば、中学校における外国語活動の目標である「言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」を、より強固なものとするのが可能となり、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーションの基礎を養う教育が結実するのではないかと期待を寄せております。

小学校における外国語活動が円滑に展開され、小・中の連携が効果的につながっていくためには、この移行措置期の2年間の取組みが、まさに重要であるものと認識をいたしております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） これから2、3、最初に私の英語の方から、先に言いましたので、そちらの方から質問していきたいというふうに思います。

急速なそのグローバル化の進展に伴って、私は英語を学ぶ機会が増えることを、必ずしも指定するものではなく、大変喜ばしいことだなというふうに思っているということで、まず、受け止めておいていただきたいと思うのですが、そこで、教育長もどこかでご指摘になっていると思いますけれども、実はその現場が非常に不安がっているというのは、普通、小学校の教員は大体全ての教科について、教員免許をとるときその指導を受ける強化教育法というのを、例えば、国語科教育法、算数教育法とかといって、単位をとってくる。

ところが、今、今年の春から導入される英語については、中学校英語の教員の免許と併せて両方とってきた人は別として、いわゆる英語科教育法というのをやってきていないのですよ。

人によってはもう間もなく終わるよという、教員生活大体4大出てくれば38年間でしょか。38年間ぐらいで大体定年退職となる。

もう30年も過ぎた人が、実はこの英語科教育に当らなければいけないという極めて厳しい状況の中で置かれているということを我々はしっかりやっぱり受け止めておくことが必要だと思うのですね。だから不安がっている。

何だ学校の先生なのに、そんなこともできないのか。たかが小学校の英語ぐらいがって、優しいことを優しくわかってもらえるように教えるくらい難しいことはない。

そこで、実はそういう観点から言うと、文科省のこの取組みについてはまり拙速に過ぎるのではないかということ、1点どうしても私は考えざるを得ない。

そして、その二つ目は、これもいろいろ問題があるといえばあるのだけれども、では、今現場でそうやって悩んでおられる先生方にどう応えていくかということで、文部省が今行っているのは、いわゆる各都道府県教育委員会から、指導主事集めていますよね。

指導主事を文部省へ集めて、1都1道2府47県ですか。そこのところから指導主事を集めて、そしてそれを、たった五日間、それも25時間、25時間指導して、そして、さあお前たち帰って、そして各都道府県で小学校の先生方を集めて、中核教員を集めて、各学校から1名集めて、その指導員やりなさい。

そして、4月から現場実践できるようにしなさい。

あまりにも乱暴で拙速に過ぎる。

これはご案内のとおり、隣の国の韓国、台湾が同じように、この国際化の時代を迎えて、外国語の小学校から導入するというシステムを取り入れてきていますが、むこう3年間もかかって、しっかりと現職教育を含めてやってきているのですよ。

そして、現場実践に移していつている。

したがって、それなりに教壇に立つ教師は自身と確信を持ちながら、子どもたちに優れた教材を提供しながら英語学習を進めてきている。

そういう意味で。

しかし、今こんなこと言ったってもう遅い。これは4月から試行しなさいとこう言っているわけだから、やむを得ないとしても、本格実施は向こう2年ですから教育長どうしょうか。

各学校に、せめて英語に堪能な教師を取り立てて1名程度、配置をする予算付けをするなり、人材配置をするなりのそういうものを求めていく必要があるのではと私は思っているのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） この導入に当って、拙速すぎるのではないかと。このことは総合学習が取り入れられましたときに、英語教育そのものが先延ばしになりました。

結果として総合学習の中で、平成14年以降ですが、英語教育を取り入れる学校が少しずつ増えてまいりました。実質は違いますけども、97%に至っている。

幕別町については10分の7校ということですが、一つには、その背景は、いわゆる国際化の流れというものがあるのだろうと。アジア諸国、あるいは韓国、中国におきましても、必須科にきております。

こういう中での日本の国家戦略といいますか、次世代を担う子どもたちが国際的理解を持つコミュニケーション能力を育成することは絶対必要であると。

もう一方では、いわゆる教育の機会均等であります。

中学校に入学する際には、学校格差があってはならないということが大原則であります。

当然入学するときには、共通基盤を持って入学させるということが義務教育の本質でありますので、

そのことを考えますと、格差があってはならないというようなことから、新学習指導要領の中で、いわゆる英語教育というものを導入したというふうに押さえております。

その前段の先延ばしになったときもそうでありましたけれども、いわゆる専門の教科の資格免許を持っていない学級担任制でありますから、非常に困難があるのではないかと。それには、長い研修と費用がかかるというようなこともありまして、先送りされたという経過があります。

その対応策としては、いわゆる少人数学級の実現を図ると。あるいは、専科の教員を、教員研修を改善していく中で張り付けていく必要がある。

それから、地域の人材活動とは言うけれども、財政的な裏づけが一つもない。

こんなような状況の中で、スタートするわけでありまして。

したがって、町村で行うことは限界がありますけれども、前段申し上げましたようなことについての共通認識は、十勝においても同じでありますので、何かの機会において、措置をしていただくように求めてまいりたいというふうに思っておりますし、仮に単費で措置をするということになりますと、かなり財政的に厳しい問題があるのだろうと。そんなことから、今回、国際交流員のお二方おりますけれども、その勤務時間数を延ばすことによって、35時間のうちの17.5時間、これが選択されても、10校が選択されてもいのように、その時間の確保に努めたところであります。

ただ、再来年度以降について、はっきり申し上げて、その活用の度合いにもよりますけれども、理論的には間に合わないということが予想されておりますので、今後時間をかけながら検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） お互いに財政の厳しい中であるということでもありますので、その中で、例えば、ALTOの勤務時間を延ばして、その対応をして図っていったという点では、大変評価されなければならないのではないかなと思います。

私は、基本的には国が導入するわけですから。

したがって、国に対して、道なり国に対して求めていくという必要があるだろうというふうに思っています。

そういう意味で、いわゆる、これ、英語の教員云々ということになれば、ちょっと時間的には余裕がないとしても、実は地域に、今おっしゃられたように地域にいっぱい人材いらっしゃるのですよ。

基本はチームティーチングですから。TTをあれして、いわゆる小学校というのは、コミュニケーションの素地を養うだから、そういう意味でいうと、結構結婚されて地域にいらっしゃる方だとか、あるいは退職教員だとか、そういった連中が結構いらっしゃるのです、そういう財政的な措置をひとつ、国が、仮に例えば要請が間に合わんとしたら、そういったものを、措置を講じていくことが必要だというふうに思っているのです、ぜひ一つ、その辺りは協力に働きかけていってほしいなと思う。

なぜなら、先ほど言いましたように、実は、小学校で、先ほども言いましたように、小学校と中学校、大体教育大系の出身の諸君だと、小学校の免許と必ず中学校の免許と両方持ってくるのですよ。

その中で、英語の免許を持っていて、その小学校に配置になっているという、道内の教職員といったらたった4%ですよ。たった4%しかいない。

ですから、これは絶対にいわゆるTTをやっていくとか云々とかといったって足りないのですよ。

そういう実態にあるわけですから。

これはやっぱり道教委がそこを何とかするだとか、あるいは、国が何とかするというところは、少なくとも私どもの国から見たら、経済力が劣るような国ですら、3年間もかけて、人材育成をやって投資をしているわけですから。

教育は未来への投資ですよ。

そういうスタンスでいうと、いかにも国のこの施策は貧困だと。そして、拙速すぎるということで、ぜひ、教育長頑張ってくださいなどと、こんなふうに考えるところであります。

個人的な見解で言わせてもらえば、国語教育審議会並びに中央教育審議会の中で、実は母国語、日

本語の乱れと、それから、語彙不足によるコミュニケーション能力が劣っている。

それが実は、もっとというと、読書なんか盛んに進められるというのは何のためかといったら、心を育んだり、あるいは人を思いやる心だとかそういうもので、いじめをなくすところにもつながるといってあれているのだけれども、そういうその母国語のコミュニケーション能力がないのにかかわらず、外国語のコミュニケーション能力の素地を築くなんていうのは、いささか条件整備がなっていないのではないですかといたいところだけど、これは個人的見解と申し上げましたとおりでございます。

そここのところはあれしておきたいと思います。

そこで、時間ないですね。

余分なこと長く話しすぎるから、時間がなくなってしまって大変申しわけないのですが、どうしても私は教育委員会をお願いしておきたいのは、夏冬休み、春休みの長期の休業中がありますが、そういったときに、教育委員会のどこか1室を貸していただいて、例えば、ALTの先生は、夏休み与えればいいのだけど、そこは少し頑張っていて、小学校の先生方を、担任される先生方を集めて、町独自としての例えば、現職研修を、それも参加者の課題研修をぜひやっていただきたい。

そうすることによって、安心して教壇に立てる先生がたくさん誕生してくるし、それは地域の信頼にもつながってくる。

そう思っているので、そんな方法も一つ、施行してみたいかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教育の専門からご案内ですから、私どもにお答えできるような範疇ではないのですが。

おっしゃっていることはよくわかります。

地域人材活用といいながら、国、道においての財源措置がございません。

そういうことから端を発して、いろんな意味で不都合が生じているということは事実であります。

最後の部分であります。

研修等にかかわって、いわゆる長期休業中の休暇を活用しながら、国際交流員等も活用しながらということもございますけれども、それでは来年追いつきません。

早急にやらなければならないということでもあります。

町の教育研究所のお知恵を借りながら、今、見込みを立てておりますのは、早い時期に二人の交流員をその担当学校別に分けまして、一度は共通的な流れを確認し合うと。そして、それが終われば、全員集まって研修会を開こうと。こんなような流れが、今、研究所の方でも一応考えられておるようですが、なお、長期休業中の活用については、十分活用させていただきたいというふうに思います。

まさに韓国では1,100時間だったのでしょうか。その事前研修を終えた方が教壇に立っているという仕組みがございます。

まさに寂しい限りだというふうに思っておりますので、機会あるごとに、今、斉藤議員がおっしゃるような思いも含めながら、要請していくところは要請していくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） ぜひ、そんな方向で、それぞれまだ試行期間で2年間の余裕があるわけですから、あるから本番に向けてしっかりした体制を確立していただければなど、こんなふうにも思うところでもあります。

もうすでに始まっているようですね。

機能、3月7日の、これは勝毎でしょうか。

小学生は楽しさ重視で、大樹で教諭対象に英語授業研修というのが、すでにもうこうやってスタートしてございます。4月からのですね。

そんなところも参考にされながら、ぜひ、実現していただければなど、こんなふうに思いま

す。

時間がありませんので、もう一つの方に移りたいと思いますが、112公区で10だけ設置されている。これも相当昔から自主防災組織というのは謳われていたような気がするのですが、依然として遅々として進んでいない。

実は私は旭町第2公区であります。総務部長やったときに、公区長からきつく言われまして、私のところはつくったと。212戸に簡条式の防災ファイルをあれて、状況が変わっていけば入れ替えていけるようにしてつくりました。

それ以降、毎年、今年も実は来ていただいて、防災知識の普及というか啓蒙というか、そういったところに、役場の皆さんに来ていただいて、取組んでおりました。

毎年これ以降、むこう3年間くらい取組んできておりますが、本当のところ、何が隘路になっていて、この自主防災組織が広がっていかないのか、今一度お聞かせいただけませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 幕別町、忠類含めて112公区のうち10公区ということになれば、非常に、1割にも満たないということになるのですけども、ただ、現実的に農村地域なんかの行政公区なんかは、改めてそうした組織をつくるということにはあまりならない。

どちらかという、やはり市街地の団地周辺といいたいでしょうか、そういうところが多いのだろうと思われました。

特に熱心なあかしや地区の一部なんかは、もうすでに十数年前から取組んで、毎年のように訓練なんかもやっていたらいい。

やはり、これはもう、その公区、その町内会の防災に対する意識の向上、モラルといえますか、防災意識の高まりが、その組織へつながっていく。

防災に対するお互いの助け合い、そして、防災に対して自ら参加する。

そういったところのやっぱり意識が一番の原因だろうと。

もちろん町として、行政としてやることも必要なわけでありまして、いろんなことをやっております。

10年前になりますか、町内五つに分けて、町が主催の防災訓練もやった経緯もあります。

そんなことを含めながら、先ほども言いましたように、これからも引き続き、公区長さんを中心に、いろんな機会に防災意識の向上を図りながら、何とかその思いを公区の皆さんに広げていただいて、自主的に組織をつくっていただくように、これからも努めてまいりたい。そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 私がつくったときには、非常に苦労したのは、一つはやっぱり個人情報保護の壁です。個人情報保護とのかかわりでのその壁がなかなかあって、例えば、電話一つでもなかなかあれしなかった。

それから、組織つくっていく上では、誰が誰をどう面倒見るという、いわゆる先ほども出ていた災害弱者の地域がきちっと把握していなかったら、これはまた、何にも意味なさいですね。

そういう意味での情報収集をするといったら、これはまたものすごい苦労します。

それから、もう一つは、公区加入率の減少と、それから、公区のあれに対する無関心。ここが私はつくるときに非常に苦労したという、なかなか大変でした。

もう一つは、私の、ご案内のとおり旭町第2公区というのは、私はもう60歳退職して、8年目を迎えておりますから68歳になっているのですけど、それでもまだ若者です。

本当に上ばかりです。

前川議員なんかは貴重な存在であります。

そういうふう、非常に高齢化しているのです。

そうすると、また、これがそこの中での地域活動というのは非常に大変。

本音で言わせていただくと、防災組織づくりを本当に広げていこうと考えるのだったら、どうやって魅力と潤いのある地域づくりを、行政と公区と、役員でもいいです。一体になってあれしていくかということが一つは必要。

それから、僕らのところみたいに、高齢化したところについては、今度は面倒くさいというのが出てくる。

つくってみたら結構あれまた大変なのですよ。

それなりにいろんなところに神経を使いながらやっていかなければいけないので、面倒くさいというの。

それから、もう一つは今度手順がよくわからないというのがある。

そこで、僕はやっぱり、そういったような、それぞれの地域が持つ、これは札内地区なんかの若い人たちになってもらったら、今度組織率が低いとかという、そういう、公区によってまた状況が違ってくるのだと思いますが、それぞれの地域の持つそういう隘路みたいなものをしっかり分析されるなり、把握されるなりをして、そして、公区役員や行政とか常に一体になりながら推し進めるという、そういったものが、僕は求められているのでないかなと思って、自分でやりながらそう思ったのですが。

この辺りは、あまりマニュアル化してしまって、こうやってつくるのだよというのは、これは味も素っ気もありませんから。

そうではなくて、例えば、公区の総会あるよといったら、例えば、こうやって公区長会議のときに呼びかけたのだよね。公区長さんも言っているよね。

だから、大変失礼だけど、呼ばれなかったけど、来たのだけでも、こんな手順ならできるのだよねという、大変かもしれないけれども、そういうような、いわゆる優しさと潤いみたいなものというところでのその地域力を育む行政と、それから、公区との一体感みたいなもの、醸成というか。

そんなところも含めて試行してみてもどんなものなのでしょうかということ。

いろんな会議の中で言われていることわかります。

僕も公区長から言われてやっとなら2年目に思い腰を上げてやりました。

1年目、やってみようと思って、面倒くさい。さっき言ったように、個人情報が集まらないし、もうあれだというのでやらなかった。

そしたら、また公区長言ってきて、総務部長、また言われましたよと言われて、これはうちの公区長熱心だから、応えなければいけないなと思って始めました。

ですから、僕はやっぱり、そういう行政としての努力、そんなものは考えられませんかということで投げかけます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この自主防災組織、もちろん行政のかかわりというのは大事なことは我々も十分承知していますけども、ただ、公区の実情というのはそれぞればらばらであります。

もちろん根っこには、今、札内方面なんか公区に加入する人が9割を切ってきてというような状況の中では、なかなかこれを一つにまとめて組織をつくるといっても難しい問題も確かにあるわけでありまして。

管内の状況なんか見たって、95%いつている町村もあれば、0%というところも現実にあるわけですから。

しかもそれを112公区に当てはめて、町内一律にということにはまず難しいのだろうと。

少なくとも我々としては、例えば、そのように先行しているのは、協働のまちづくり支援事業なんかにおいて、いろんな防災にかかわる支援も、町としては体制づくりはしている。

まずは行政に対して、あるいは、地域がどういうことをしてほしい、どういう相談に乗ってほしい、どうすべきか。

いろんなことの相談を連係しながら、組織づくりを進める。

このことについて、我々は何ら反対したり協力をしないなんていうことはもちろんないわけです。今一步進めて、行政側から公区への投げかけ、これは先ほどから言っておりますように、公区長会議がそうですし、今の弱者の名簿をつくっております。

これも各公区へ全部投げかけをしております。

こうした中で、少しでも行政とのかかわりの中で、一步先へ出るような方向に、協力をいただければ、もちろん私たちが飛んでいくような体制で、これからも協力をさせていただきたいし、ぜひ、設置率が上昇するように、行政としての努力もしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 若干余分なことを話したものですから、時間が足りなくなってしまうと、聞きたいこともまだあったのですが、いずれにいたしましても、8月の31日に西幕が開かれたときに、高橋副町長がおっしゃられておりましたので、いい言葉だなと思いながら拾ってきました。

いつ災害が起こっても対処できる心構えが大切だということをコメントされていたのを見まして、その通りだよなと思いながら、そういう行政と、それから、地域と各家庭が、まさに公助、自助。

一体となったところに、本当の意味での、いわゆる災害のない町に住んでよかった町がつけられる原点があるのかなと、そんなことを考えたものですから、ややしつこくなりましたけれども、申し上げまして、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、齊藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

（15：05 休憩）

（15：15 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基きまして、商店街の現状認識と今後の振興対策について、質問いたします。

100年に1度の金融不安、さらにアメリカ発の世界的な金融危機、日本も景気の先行きが見えてこない中で、国民生活や景気を下支えするため、2兆円規模の定額給付金を国民全体に支給されることになりました。

これに合わせて、全国多くの自治体が10%から20%のプレミアム付きの商品券や地域振興券などを発行し、地域に活力を与えるための努力をしています。

管内でも約半数の町村が商店街の支援策の手段の一つとして、プレミアム商品券を発行する予定と聞いています。

幕別町では発行しないのかという声まで聞こえてくるのです。

幕別町においても多くの町民が待ち望んでいる定額給付金です。

地元住民の生活を支援し、町内の商店を支援し、個人消費を喚起させ、地域に活力を与えることが最も必要なことと考えます。同時に我が町を見るとき、帯広への購買力の流れはもちろんのこと、大型店などに流れる消費購買は70%~80%とも言われている現状にあります。

このままであれば、近い将来、大型店以外の店舗はなくなっていくのではないかと危惧されます。

言うまでもなく、商店街は町の顔とも言われています。

また、高齢化社会を迎えるに当たり、生活の弱者対策などを考えるとき、最低限度の商店街は必要不可欠であり、現在の商店街を崩壊させないための施策、あるいは個店が経営持続可能な支援策が急がれると思いますが、次の3点についてお伺いいたします。

1、プレミアム商品券の効果と考え方について。

2、既存の商店街の振興対策について。

3、購買力流出を防ぐための持続的な支援策について。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「商店街の現状認識と今後の振興施策について」であります。

ご質問の1点目、「プレミアム商品券の効果と考え方について」であります。

地域限定の商品券は、購買力流出を防ぐ手段として有効であり、加えてプレミアムが付くことにより消費者の購買意欲を高め、地元商店街の振興に効果のあるものと認識しておりますが、一方で、その効果が一過性であることや、所得が減少傾向にある現状においては、売上の増加が見込めないなどの懸念も否定できないものであります。

十勝管内におきましては、今、14市町村で今回の定額給付金に連動する形でプレミアム商品券が発行される予定であるとの情報を得ておりますが、幕別町商工会においては、検討の結果、「大型店に集中し、地元商店での利用が少ない」ことや、「一過性の事業より、将来にわたり持続的に効果が得られる事業を実施すべき」とのことから、今回はプレミアム商品券の発行は見送ることとしたとお話を伺っているところであります。

ご質問の2点目、「既存の商店街、振興対策について」であります。

新年度から中心市街地商店街の空き店舗対策事業を実施する予定としております。

本事業は、個人または商工会、商店会などの団体が、指定区域内の空き店舗を活用し、新規出店する場合において、建物の改修費や賃貸料の一部を補助する制度であり、新規出店により、商店街活性化の一助になればと期待しているところであります。

また、商工会としては、商品券に代わる継続的な振興策について、この秋をめどに検討のうえ、町に対して支援を要請したいとの意向をお聞きしておりますので、今後、商工会と十分な連携・協議を行いながら、振興策を取りまとめをしまいたいと考えております。

ご質問の3点目、「購買力流出を防ぐための持続的な支援策について」であります。

購買力の流出を防ぐためには、消費者ニーズに応じた商業展開を図り、多くの消費者に地元の商店を利用してもらうことが重要であると認識いたしております。

消費者が求める要素といたしましては、食料品店を例にとっても、価格、品揃え、鮮度、店の雰囲気、店員の対応など多岐に及んでおります。

また、最近では、魅力ある自社商品の開発・販売や、インターネットを活用した事業展開など新たな手法も人気を呼んでいるところであります。

購買力の流出を防ぐためには、個々の商店が連携・協力して大型店に劣らない魅力ある商店街を形成することや、地元消費者の購買意欲を高めるための各種イベント、ポイント事業や、どさんこ・子育て特典制度などを活用した全町的な商業展開を図ることが重要であろうと認識いたしておりますことから、先に申し上げました振興策の中に、支援策についても盛り込んでまいりたいと考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） ただいま答弁にもありましたけれども、消費者の購買意欲を高め、地域商店街の振興に効果があると認めながらも、この幕別町商工会において検討されたこの大型店に集中して、地元商店の利用が少ないと。

そしてまた、一過性の事業よりも、将来にわたる持続的に効果が得られる事業を実施すべきだというようなことで、プレミアム商品券を見送ったということでもありますけれども、逆に、今であるからこそ、地元の商店の利用が少ないからこそ、こういうことをやろうとしているのではないかというふうに思うわけです。

行政がもっと積極的に携わって進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。



○町長（岡田和夫） プレミアム券につきましては、今回の国の補正予算の中、これらを活用して、先ほど言いましたように、管内の多くの市町村が実施すると。

当然、本町においても、これらについては商工会との協議をさせていただいたわけでありませけれども、やはり事業主体となるのは商工会であります。

やはり商工会が、自らそういった判断をなされたわけでありますので、私どもは行政が主導、あるいは、イニシアチブをとってやるというながらも、やはり商工会の意向を、それ以上無視して、町が行政の立場から、それをやれ、命令するようなことにはこれはならないのだろうというふうに思います。

協議をさせていただいた中で、商工会が下した判断は、やはり私どもはこれは尊重していかなければならない立場にあるのだろうというふうに思っております。

管内、実施する市町村が多いわけでありませけれども、中にはそれぞれの市町村の商工会の置かれている条件、あるいは、いろんな環境というのがあると思うわけでありませ。

そうした中で、商工会の皆さんがそういうような結論を出されたということについては、私は私でそれで一定の方向が出されたものというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 今、町長も言われておりましたけれども、管内で14市町村が行うと。

全国的に見ても、大体4割ほどですか、698市区町村で、このプレミアム商品券とか地域振興券、これを発行して、消費の拡大、それから、地域の活性化に努力をされているわけです。

地元の商店経営者などからも、どうして幕別やらないのだというような意見も出ているわけです。

前向きにもっと考えていただきたいというようなことで、我々もちょっと言われることがあるのですけれども、幕別町は支給開始が4月の下旬というふうに言われているのですが、それまで何かやろうと思ったら、この部分だけではなくても、何らかの方法でやれるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回の地域活性化、生活支援特別対策事業にかかわりましては、1月の20日過ぎぐらいでしたでしょうか、幕別町に3億六千数千万というような数字が出た。もうちょっと早かったですか。

1月の10日前後でしたか。

その数字が来て、それに合わせたような形で、幕別町としては事業の計画書を提出したわけでありませ。

それが仮に変更するようなことがあれば、2月の4日までに変更通知を出しなさいというようなことの通知がありました。

それで私どもも、商工会との協議の中では、一応、こういうような経過で事業が進んでいくので、今のプレミアム商品券についての協議を、2月の4日までには一定の方向を出さなければならないというようなことの協議であったものですから。

今これをまたさらに、定額給付金は4月の末だけでも、事業はまだ変更できるのかということにはならないというふうに押さえております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） なかなか難しいところもあると思いますけれども、振興対策、今、非常に急がれている部分ではないかというふうに感じているわけです。

2番目の質問に移りますけれども、既存の商店街の振興対策というところなわけなのですけれども、今、予算にも計上されまして、進められていることがたくさんあります。

工事費の半減の負担とか、あるいは、賃貸料の月額5万円程度の助成とか、そういうものをやろうとしております。

町の商工会によりますと、幕別地区では30店舗近くが空き店舗で、後継者もないというような現

状にあるようです。

空き店舗の情報というのは、ホームページ等を通じて発信するようになっておりますけれども、そのほか、どのような情報の提供をしていこうとされているのでしょうか。

また、募集などを行って、説明会を開くのだと。こういうことも考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 町内につきましては、人づてで十分伝わるかなと思っております。

一番はやはり、外から来て幕別町内で新たに店舗展開をしたいという方なのだと思います。

そこはやはり、今はホームページがインターネット上で情報を得ることが非常に主流になっておりますので、ネット上に情報を載せる、単に情報を載せるだけでなく、空き店舗が例えば10点あるとするならば、その1点をクリックすると、平面が出てきて、中の状況がどうだ、水まわりがどうだとか。

あるいは、家賃をどの程度希望するのかと。

いわゆる、今、ネット上でマンション情報ご存知かと思うのですが、全てそれを見ればわかるような、そういう情報を掲載して募りたいなと思っております。

なお、町内につきましては、今のネットと併せて、広報ですね。

あるいは、報道機関に情報を提供いたしまして、新聞紙上で紹介をしてもらいたいなということも考えているところであります。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 創業支援事業というのが、支援分で報道されている部分ですけれども。

この事業ですけれども、補給金は町内で、開業予定もしくは開業1年未満の人で、日本政策金融公庫、道の中小企業、総合振興資金の貸付、限度額3,000万というようなことでいろいろあるのですけれども、この利子補給の部分も補てんされるというか、支援されると思うのですけれども、これは日本政策金融公庫という形でとされるようになっていくのですけれども。

幕別町内の一般金融機関と。こういうところにはならないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 新規創業につきましては、やはり町外から広く来まして、創業するというケースが非常に多いわけでありまして。

そうした場合に、今の中小企業の融資制度と同じように、町内の3戸のみしか扱えないとなると非常に制度が活用されないという恐れがあります。

実態といたしまして、新規創業の8割が日本政策金融公庫の資金を利用しているというそういう実態もございますことから、制度を使う人が使い安い。資金として、日本政策金融公庫、それと北海道の資金を使っていただいて、そこに利子補給、あるいは保障料を補給させていただくというふうなところで、そういう観点から制度を考えたところであります。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） わかりました。

3点目の購買力の流出を防ぐためのこの持続的な支援策ということなのです。

非常に難しいことだと思います。

当然、来るお客さんを待っているだけでは、購買力というのは上がっていないのは当然でしょうけれども。

子育ての支援のための政策というか、こういうものをやっているところが最近出てきているのですけれども、4倍お徳なポイントカードですね。

つくって、子育て支援ポイントカード事業を始めようとしているこの自治体があるわけですね。

こういうことも、非常にいいことだと思うのです。

我が町、本町地区においても、ポイントカード組合ですか、こういうのもあったり、あるいは、忠

類はシール事業、それから、そういうものもやっているようです。

これらの事業にも、町として継続的に支援をして、購買力の流出を防ぐ一つ的手段として、協力に進めていってどうかというふうに思います。

この点について、お考えを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、購買力が流出しないためのいろんな努力を、商工会もいろんな手法を使いながら頑張っておられるわけであります。

私どもも行政の立場から、例えば、言葉は古いかもしれませんが、昔は愛鳥購買運動なんていうような言葉で言われて、地元で物を買いましょうというようなことがありました。

そして、今まで私ども、毎年、入札なんかが始まる時には、町内の指定業者の皆さんには、資材は、ぜひ町内で資材を賄っていただきたい。

町内で買っていただきたい。

そういうようなことのお願いもしてまいりました。

もちろん、町が発注し、購入するものについては、これはもう当然のことながら、町内からということはもちろんであります。そういったいろんなこと。行政としてやれることをもちろんやって、加えて、今言いましたように、商工会との連携しながらと、いろんなことをやっていかなければならないのだというふうに思います。

ポイントのこともありますし、いわゆる町辺りからの給付を商品券にすることによって、どうなのだというような課題、これは忠類の住民会議なんかでもご意見等も出ていますけども、そういったことも今後考えていかなければならない部分もあるのかもしれませんが。

いろんなことを考えながら、何とか、商工会との関係のもとに、流出を防ぐための努力をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 最後になりますけれども、一つの提案というか、そういうふうになると思いますけれども、高齢者の弱者対策というか、今、敬老祝い金というのがあるんですね。

この祝い金というのは、80歳になれば1万5,000円、そして88歳ですか、2万円。さらに、100歳は5万円というような形で支給され、約770万強のその予算というか、こういうのがあるわけですが。

こういうものを、現金でやって、もらった人は非常に喜んで、孫に小遣いがやれるとかってやると思うのですけれども、全額現金で渡すのではなくて、半分を地域振興券なりをつくって渡していくと。

そうすると、地元の商店で振興券を使っていけるのではないかとというふうに思うわけです。

そうしたことによって、少しでもほかの町に流出していかないというようなことも考えられるのではないかとというふうに思いますけれども、この点いかがでございますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどちょっとお話申し上げたのは、忠類地域なんかでは今までの例もあるので、そういったことの話し合いがなされているようであります。

ただ、今、幕別町内では、こういった町内だけに限定した商品券を発行するというような体制はないわけでありまして、これがすぐできるかとなると、まだまだ簡単ではないというふうにも聞いております。

それとやっぱりもう一つは、先ほど来のお話のプレミアム券もそうなのですけれども、住民の皆さんにとって、そういうことで本当に喜んでいただけるのか。

そして、それが、町内の商店街、例えば、大型店も含めてなのでしょうけども、この辺を、それでは、大型店は除外するのか。

大型店も同じ町内にあるのだから、それも含めての商品券なのか。

いろんな課題がきつとあるのだろうというふうに思います。

ですから、商工振興だ、商工会のことだけ考えればそれを、770万全部商品券でもいいのかという考えと、いや、そうではなくて、もらう人が本当に自分たちの近い勝手のいいように使わせてもらえるお祝いだとするならば、今の現金給付が喜ばれるという面もあるのでしょうか。

難しい面は確かにあるというふうには私も思っていますので、先ほど来申し上げておりますように、商工会が我々と関係協議しながら、いろんな振興策を考えていきたい。支援策をとというようなことの中で、これらも十分、相談協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） 私は、平成18年の2月に、旧忠類村と幕別町が合併しましてから、この3年間の忠類地域の状況の変化、そして、そのときに策定をいたしました新町の建設計画がどのように具体的に進められているか。

これについてお伺いをしたいと思います。

合併時におきましては、旧忠類村住民は、現状の深刻な財政状況から、将来にわたっても持続的な発展を願い、国の施策や方針等を見極めつつ、新町における健全財政を期待して合併を決断いたしました。

この3年間において、国は約束どおりに、特例等を含めた支援がなされておるか。

また、本町は特例債をどのように活用されているか等について、お伺いをいたします。

平成27年までの10年間の財政計画を、当時策定をいたしました。

今は新しい計画、また、新町建設計画も新しい動き、総合計画に引き継がれております。

これらの中身をそれぞれ検証する中で、本町の交際費の高比率等さまざまな要素がありますけれども、この推移からして、10年間の計画達成はできるのかということでもあります。

次には、現状の忠類地域の概要について、お伺いをしたいと思います。

それは、合併時、そして3年後の現在、人口世帯数、農業の算出額、商業の年間販売高であります。

また、新町建設計画を基本とした忠類地域の整備方針が懸案事項として具現化されていくか。

一つには、農業と観光の開発であります。

そしてまた、福祉の増進であります。

定住の促進であります。

道路交通網の整備、そして、忠類総合支所の職員の動態はどうなって、将来、当時、25年計画では、27名の支所職員が残るといような計画でございます。

これらについて、それぞれお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「新町建設計画の進捗状況と、今後の忠類地域の振興策について」であります。

平成18年2月6日に合併を成就して以来、早いもので本年、4年目を迎えることとなりました。

合併当時、新しいまちを創造していくための基本方針及びそれを実現していくための施策などについて、「新町まちづくり計画」を定め、調和のとれた新町建設を推進することにより、両地域の一体感のある町としての確立を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指すこととしたところであります。

その後、新町建設計画は、昨年3月に策定いたしました「第5期幕別町総合計画」に受け継がれ、幕別町の将来像である「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」を目指し、町民の皆さんとともに新たなまちづくりに努めているところであります。

ご質問の1点目、「交付税の特例等の国による財政支援、合併特例債の活用状況について」であります。

はじめに、普通交付税についてであります。住民サービスの水準等の調整などに必要となる臨時

的経費について包括的に措置される合併補正として、3年間で約1億4,000万円が算定されておりますことと、合併後の財政運営が円滑に行われるように、旧町村ごとに算定した額の合算額と新町として一本算定した額のどちらか高い方が採用されるという特例も制度のとおり算定されているところであります。

特別交付税につきましては、合併を機に行う新たなまちづくりなどに要する経費について包括的に算入される分として、計画どおり3年間で4億714万円が措置されております。

次に、合併特例債についてであります。

一つには、地域振興を図るための事業の財源確保を目的として、3年間でまちづくり基金に積み立てるものであります。その財源として10億6,590万円分の起債が許可され積み立てしているところであり、また、幕別、忠類両地域の均衡ある発展を早急に図るための建設事業などの財源として、平成20年度までの3年間で17事業に対し7億7,470万円が起債許可される見込みとなっております。

中でも、忠類地域における事業例としましては、忠類ナウマン公園整備事業に3,510万円、忠類北11線道路整備事業に980万円、消防ポンプ車整備事業に3,000万円の合併特例債が充当される見込みであります。

次に、合併補助金についてであります。新町建設計画に位置付けられた地域内の交流や連携などのために必要な事業について、補助金が交付されるものでありまして、光ファイバー敷設事業に約3,056万円、忠類地域振興計画策定事業に約190万円など、この3年間で24事業に対し1億6,283万円が補助金として交付決定されております。

この3年間における合併に伴う国からの財政支援の実績は、以上のとおりであります。基本的には制度の主旨に沿って財政支援されているものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「平成27年度までの財政計画の達成見込みについて」であります。この計画は、合併にあたり策定を義務付けられていること。

また、合併協議を進めている段階において、住民の皆さんに合併の意義に関する理解を深めていただくために作成したものでありまして、この中の財政計画に関しましては、平成15年度決算及び平成16年度予算を基準として、当時の税財政制度に基づき平成27年度までの推計を行ったものであります。

この財政計画の意義につきましては、合併しなかった場合と合併した場合の財政面での違いを理解していただくことにあり、この計画のベースとなる財政シミュレーションの中で合併による財政効果を説明させていただいたところであります。

ただ、この財政シミュレーションの策定時点におきましては、国の三位一体改革の内容が不透明であったことから、この改革に伴う地方税、国庫補助金、地方交付税などへの影響に関しては、推計値に反映されていないことや合併後に予想外の経済状況になったことなどにより、当初の推計値と現状においては、乖離が生じている状況にあるものと理解をしているところであります。

しかしながら、新町としての今後の財政運営を考えると、新たに策定した財政健全化推進プランなどに基づき、より健全な行財政運営に意を用いてまいらなければならないものと考えております。

ご質問の3点目、「合併前と比較した忠類地域の概要について」であります。

人口と世帯数につきましては、合併前の平成18年2月5日現在で1,854人、741世帯で、合併後の本年2月末現在では、1,751人、724世帯となっており、人口で103人の減、世帯数で17世帯の減となっております。

農業産出額と商業年間販売高につきましては、合併後は幕別町全体としての集計となっており、地域別での数値を把握することができませんので、幕別と忠類の合計額でしか申し上げられないわけですが、農業算出額は合併前の平成16年、これはピークの年ではあったですけども、241億円、合併後の平成18年は218億9,000万円となっており、22億1,000万円の減となっております。

また、商業年間販売高は合併前の平成16年が399億3,400万円、合併後の平成19年が394億1,500万円となっており、5億1,900万円の減となっております。

このように町全体の農業産出額と商業年間販売高がともに減少しておりますことから、忠類地域にも少なからずこの影響が及んでいることが予想されるところであります。

次に、「忠類地域の整備方針と懸案事項の具現化について」であります。

ご質問の1点目、「農業と観光開発について」であります。

最初に農業についてであります。現下の厳しい農業情勢の中にあつて、町といたしましては、基幹産業である農業を守る立場から、これまで、町独自のさまざまな施策を展開してきているところでもあります。

特に畜産関係におきましては、平成20年度から「生乳生産基盤確保支援資金利子補給事業」や、また「町営牧場の入牧料金の軽減措置」、「自給飼料基盤強化対策事業」などの畜産緊急支援対策を実施したところであり、平成21年度も引き続きこれらの事業を実施することとしております。

さらに、今後の生乳増産に向けて、平成21年度から新たに「雌雄判別精液の購入に対する補助制度」を創設させていただこうと考えております。

これらの施策は、主に忠類地域からの要望をもとに、全町的な畜産振興を図る上で有益なものとして判断し、施策として組み立てたものであり、忠類地域の地域特性が生かされたものであると考えております。

今後におきましても、忠類地域が幕別町の畜産振興の拠点としての役割を担うよう、農協など関係機関との連携を図りながら取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、観光については、道の駅を核にシーニックカフェやナウマン温泉アルコ236、白銀台スキー場、ナウマン象記念館、キャンプ場などの観光資源のルート化推進に加え、「忠類どんとこいむら祭り」や、「忠類ナウマン全道そり大会」などのイベントによる交流人口の招致を図ってまいりたいと考えております。

さらに、こうしたイベント等における地場農畜産物の販売や酪農教育ファームの拡大などにより、農業・観光両面での相乗効果も期待されますことから、町といたしましても関係機関等と十分連携、協議させていただきながら具体的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

また、雇用の場の確保につきましては、これまで特定の企業と交渉を進めた経緯がありますが、今後におきましても、忠類地域の特性を活かした業種の誘致に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「福祉の増進について」であります。

現在、忠類地域におきましては、ふれあいセンター福寿を中核施設として福祉事業を展開しているところではありますが、特別養護老人ホームなど施設への入所待機者の増加や、管内の施設整備の状況などを勘案いたしますと、忠類地域における施設整備のニーズは年々高まっているものと認識いたしております。

このため、このたび策定いたしました「第4期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」におきまして、「忠類地域については、ふれあいセンター福寿のあり方の検討と同時に、地域密着型サービスの整備を検討する」と明記し、忠類地域の介護基盤整備の方向性を明らかにしたところでもあります。

具体的には、現段階では、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームを整備すべく、計画期間中に検討を行ってまいりたいと考えております。

今後、北海道との協議や施設整備・運営の実施主体、介護人材の確保、さらには財源など多くの課題もありますが、なんとか努力をしてまいりたいと考えているところでもあります。

ご質問の3点目、「定住促進について」であります。

合併前と比較した忠類地域の人口、世帯数の推移は先ほど述べたとおりであります。定住促進のためには生活環境全般における整備はもちろんのこと、住宅や住宅用地の提供が不可欠であります。

現在、忠類地域には210戸の公営住宅のほかに、事業所等が持つ社宅などがありますが、一般の方々が住み替えまたは移住を前提とした民間借家はわずかであり、こうした需要に適宜応えることは難しい面もあるところでもあります。

町といたしましても、先ほど前川雅志議員の質問でも答弁させていただきましたとおり、「幕別町公営住

宅ストック総合活用計画」による住宅改善プランを計画的に進めることで公営住宅の環境整備を図るとともに、民間活力の導入も考え合わせながら検討してまいりたいと考えております。

また、今後もおおぞら団地など、町有団地用地の販売宣伝に努めますとともに、移住体験事業の実施などにつきましても、白銀台宿泊ロッジを活用するなどしてPRに努めてまいりたいと考えております。

定住対策は住宅を含めた生活環境の整備はもとより、地域の魅力をいかに伝えて行くかということも重要でありますことから、今後もさまざまな角度から定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「道路交通網の整備について」であります。

道道幕別大樹線の五位～中里間2.6キロメートルの整備についてであります。本路線は忠類地域と本町幕別地域を結ぶ唯一の連絡路線でありますことから、北海道に対し早期の整備要望を行ってきたところであり、平成19年度には本工事に着手し、現在、約200メートルが整備されたところであります。

平成20年度につきましては、残念ながら同路線整備であります幕別跨線橋との事業費の調整により、本工事は休止となったところであります。北海道としても本路線は重要路線として位置付けをしており、今後は予算も重点配分され、本年度は約440メートルの整備を予定されているというふうにお聞きしているところであります。

引き続き早期完成に向けて、要請活動を続けてまいりたいと思います。

ご質問の5点目、「忠類総合支所職員の動態について」であります。新町まちづくり計画」の中では、一般職の職員数に関しまして、新町の目標職員数を全体で235人と設定し、平成25年度に達成することとしておりますが、これは平成16年4月1日現在の273人から38人の減を見込んだ数値であり、このうち、忠類地域に配属される職員数につきましては、57人から27人と算出しているところであります。

ただし、その後、新町において、平成19年度に「幕別町定員適正化計画」を策定し、一般職の職員数につきましては、平成19年度から平成23年度までの4年間で全体で265人から246人に19人削減する計画といたしたところであります。

また、昨年4月に機構改革を行い、適正な職員数及び職員配置に取り組んでいるところであり、忠類地域につきましては、平成20年4月1日現在で40人配置しておりますが、平成23年4月1日では30人を配置予定しているところであります。

なお、平成24年度以降の職員定数のあり方につきましては、今後、職員の退職の状況などを勘案し、計画を見直すなど、適正な職員配置について検討してまいりたいと考えております。

また、忠類地域から幕別地域への転居の状況についてであります。現時点では11人の職員が忠類地域から移動している状況であります。

以上で、杉坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 何点かについてお伺いをしたいと思います。おおむね制度の趣旨に沿った国の約束がなされているということをお伺いしましたし、また、財政計画については非常に不透明さがたくさんありまして、それらがスムーズにいかないという部分も多分あるやに考えられますけども、それらがあまり乖離しないような財政運営の努力をお願いしたいと思います。

それから、合併以前と合併後の違いを今、お伺いいたしました。

地域構成の違いをお伺いいたしましたが、人口にしては100人余り、世帯数にしても17世帯の減であります。非常に後に出てきます定住促進にもかかわっている問題ではあります。旧忠類村は平成8年に、せせらぎ団地を造成いたしまして、分譲を始めました。

そのときに、その定住促進によって1,800人を割らないで推移して合併にまで至っていると。こういうような状況でありまして、前の前川議員からもご質問、あるいは提案がありましたように、定住促

進というのはやりようによっては、そういうふうな変化もいろいろとあるのだということをおも体験しているところであります。

それから、この定住促進の中では、今年度、移住体験事業というのを新しく実施されるというふうに、計画にもなっておりますが、この白銀台宿泊ロッジの活用の仕方について、お伺いをしたいと思います。

それから、併せて、もう1点、今、観光という面でも農業の振興と併せて、忠類地域に重要な振興のポストだということに認識しておりますが、我々承知するところでは、高規格道路が整備計画が実施されるようになりました。

出口、入口が仄聞でありますけれども、道の駅周辺だということをお聞いております。

本町としてもどれだけ招致をしておられるかということについては、私も理解していないところがありますけれども、それらがどのようなルートで出入りの位置が決まっているのか、決まっていないのか。

あるいは、もし我々が今まで仄聞しているとおりに、道の駅周辺にそれが、これもインターチェンジというのでしょうか。が設置された場合は、どういう変化があるのかということでもあります。

当然あそこには、苗場と設置しております。

そういうことも含めてどうなのかということも、まずこの二つ合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 移住定住の関係で、ロッジのご質問をいただきました。

先ほど、芳滝議員のご質問にも、ちょっと一部回答させていただいたところがありますけれども、今、平成20年度といたしまして、ロッジを利用した、ちょっと暮らしお試し事業というのを提供させていただいております。

これはホームページですとか、町のワンストップ相談窓口にご相談いただければ、どうぞここを利用して、比較的安く、幕別、あるいは近隣の町村も見てまわれますよということで、提案をさせていただいているところであります。

ホームページなんかでも見ましても、その部屋の様子が見れるような写真も掲載しているというところがございます。

これが20年度がそういう事業であります。

もちろん、この事業は継続させていただきますが、今、21年度におきましては、ねんりんピックに合わせまして、JTBさんと一緒にということなのですが、ねんりんピックが終わった直後に、幕別町で、例えば、道外から来る人もたくさんいるでしょうから、ツアーとして組みたいということで、これはねんりんピックを開催する道内市町村に呼びかけてはというところでもあります。

それで、私どもは、よその町はちょっとわかりませんが、私どもやりたいということで手を挙げさせていただきます。

参加人数等々については、これから決まるということがございますので、もちろんそういうことで起こしいただきました折には、今までもそうでありまして、丁寧な対応、あるいはいろんな情報の提供をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 今までのご質問ございました高規格道路の関係でございますが、実は、開発局と以前からルートにつきましては詰めてきております。

ただ、はっきりしたことは申し上げられませんが、現在の私どもが聞いている範囲では、北9線道路、今のベジタのところでもありますけれども、そこから森林組合の苗場の方に向かったところに、インターができるという方向に進めておまして、これは変更になったという話は聞いておりませんので、計画どおりに進んでいるものというふうに理解しております。

なお、今の中札内大樹間というような位置付けでございますから、今、企業を呼んでいるところでは、大樹町と忠類の町界、これが今の計画の中の最終地点の。



その先につきましては、広尾までにつきましては、まだ計画段階に至っておりませんから、今言えることは、まず忠類のインターチェンジは、道の駅の苗場寄りの方、この辺を想定していただければよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 我々が仄聞しておるとおりに、道の駅周辺がインターチェンジの場所になるというようにありますが、それに備える準備は必要はないのですか。

○議長（古川 稔） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 今の開発から聞いている範疇でございますけども、事業展開されるのがいつになるかということが一番心配なことであります。

それで、これから協議をしていかなければならないということは、実は、今、森林組合に委託しております苗場との事業関係でありますけども、これがエゾマツからトドマツに樹種の変更に今なってきております。

この4年先までについては種を下ろしておりますから、事業的な変更はございませんが、その先になると、まだ未確定なところがございます。

ただ、トドマツというのは、生苗になるまでに5年間かかるというような状況から、面積が高規格道路にとられますと。その部分の別の手当てをしなければならないということになりますと、今、町有地でもっております行動協のひまわりを植えているところ。それから、そば畑、それから、上尾会に貸付している雑木畑。

この辺のやりとりがどうなるか。

それから、森林組合に、今、他のところに貸付しております土地との調整。これらをそろそろ協議を進めていかなければならないというふうに考えております。

その中で、全体の構想をどうまとめるかということには、1年ぐらいの時間をかかる。

事業実施につきましては、私どもが聞いている範囲では、ひょっとすると以外と早くなるかもしれない。

更別よりも先に忠類の方から事業着手することがあるかもしれない。ということもお聞いておりますので、それらに間に合うように調整していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 次に、福祉の増進についてでありますけれども、これは町長の行政執行方針の中でも示されておりますように、第4期の計画というのは、平成21年から23年までの3年間をいっておられるわけであります。

この期間中に、我々忠類村時代から、これは悲願でもありました特老の設置を我々、当時の議会もあげて運動をしたり、勉強をしたり、研究をしたりしてまいりましたが、ついには忠類村時代の中では達成できなかったことであります。

したがって、地域としては、非常にありがたい。願いが叶うというようなことで、願望をしておったことであります。

これが、この3年間の間に検討をされていくわけですが、それが実施の段階になっていくというのは一体いつごろに向けられるのか。

当然、財政計画がありますから、これらを参酌しながらであります。

それからまた、併せて、ここではどういう介護をする方々の要因というのは必要なのか。どの程度の、これはまた地域でも責任のあることではないかなというふうにも思うものですから、一体その施設ができるとどの程度の介護人員の確保をしなければならないのか。

これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 施設の内容については、民生部長の方からありますけども、私の方から、今後の計画でありますけれども、まず、いつまでも申し上げてきましたように、特別養護老人ホームなどの

介護施設というのは、十勝圏全体の中で、総体の枠がありますから、それをいかに割り振りするか。

ただ、地域限定型というのは、忠類地域だけの施設というような、例を挙げれば更別にできた地域特定限定型。それに近いものだというふうに思います。

それで、何が一番大事かというのは、まず、その町の計画に載っていないければ、一切先は進まないということで、まず、今回の計画に載せた。

そして、今回の計画の中で、先ほども言いました財源だとか事業主体だとかいろんなことを進めながら、道と協議する中で、いつの時点から着手できる。実行できるかというところにこれから進めていくことになります。

少なくとも、3年間の間に一定の見通しはつけなければならないわけですし、早ければ、3年目なり4年目から着工できるということにも、可能性としてはあるわけですけども。

とりあえずは、まずは、我が町、それぞれの町の計画に載せると。

今の段階はその段階であります。

さらにこれから、内容についての詰めをやっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 今、特養の関係のご質問ございましたが、私の方から知りえる範囲でお答えを申し上げたいというふうに思っております。

今、29人方というなお話をしてございますけども、私どもが想定しておりますのは、サテライト型の施設を想定しております。

サテライト型ということになりますというと、例えば、事業所が忠類にできるというような施設でありまして、ですから、本家本元はどこか別なところにあって、そこから職員を送り込んでもらったり、例えば、中には施設長が兼務になったり、指導員が兼務になったりというようなことなのでありますけども、最小限、その施設だけでも私は20人にはなるだろうと。職員ですね。

20人になりまして、専門職が少なくとも半分以上は必要ですから、半分ぐらいは地元雇用ができるのではないかとこのように想定しております。

それに併せまして、先ほど、計画の中で、福寿の扱い方につきましても触れておりましたが、もしも今、福寿の中でデイサービス、それから、生活支援ハウスとございますけども、これを一体的に経営するようなことになりまして、さらに生活支援ハウスの使い方にもよりますけども、これが例えば発展的にグループホームとかということになりますと、グループホームで9人の1ユニットで、最低でも12人ぐらいが必要だというのは、新聞報道もありますので、そういたしますと、少なくとも30人からの、35、6人の従業員が必要なのかなと。

そういたしますと、先ほどから住宅施策についてのいろんなご意見ございましたけども、それらに併せて、これも住宅政策どうするかというのが非常に大きな問題でありまして、この2、3年先、どのような公営住宅のあり方がいいのか。

民間から支援していただいて、民間の賃貸住宅、あるいは、町営住宅。これらを総合的に考えていかなければならないことだと。現時点ではそのように考えております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） とりわけ今、この福祉計画については、当然町長のお話のように、町の計画としてそれがきちっと載っていないければならないという使命がありますから、今後、我々もそれに向けては一緒に頑張ってまいりたいと思います。

ここで私は、町長にお願いといたしますか、合併後、私個人としても、それから、当時、議会を代表する立場として、ほか、仲間の委員さんと一緒に合併協議に参加をさせていただきました中で、実は、この3年間、現在もおそうなのでありますが、実は自責の念にかられていることがございます。

それは、当然のことながら、忠類村の開村記念日というのは当然のように、これはなくなることであり、廃止されることで、合併の協議がされておりますのは当然でありまして、ただ、そこで我々としては、それに変わるべきものを残すべきであったというふうに反省をしているところであります。

忠類地域の住民の皆さんが口に出すか出さないかのところはその辺にもあろうかと思えます。

これはとりわけ、当時の理事者にも責任というか、そういう思いはあろうかと思えます。

当然、私どもも合併を協議する中で、どちらかという、均衡ある発展、あるいは、一体感の醸成、そういうことを先ず余りに、忠類村の丸山の下に鉾が下ろされて120年ではありますが、この間の大切なことをおろそかにしてしまったのではないかなという、そういう思いがございます。

毎年私どもは、8月20日が開村記念日でありましたから、この日には公式な記念日といたしまして、式典を催してまいりました。

そして、住民がさらにきょうだいを高め、そして、先駆者の皆さんへの敬愛と感謝の気持ちを表してまいりました。

そういう思いがずっと忠類の地域を発展をさせていった大きな礎にもなったのであろうと、いまさらながら思うところであります。

私はこういった重要な部分を、あの合併協議の中で協議をしなかったという、協議を不備といえますか、協議不足といえますか、そういうことは当然私どもの方からその協議を持ち出すべきことであつたはずであります。

それから3年、いろんな思いをずっと引きずってきているわけでありましてけれども、行政においても、合併した地域の開拓の歴史や、あるいは、先ほど申し上げました忠類地域の先人への敬愛や感謝の思いを表すような祭事がとり行えないものかと考えるところであります。

私はこういったことが、幸いにして8月20日をふるさと忠類の日として決めていただいておりますから、これは行政の上でもきちんと位置付けされておりますわけですから、ここにその記念式典のような形のを掲載されて、地域にあつては運動会と称して、地域各地から集まってくる。

このときを帰して、また、新たな思いで地域づくりにまい進するであろうと。そんな思いがいたします。

ご一考をお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併協議会の中では、当然のことながら、忠類の開村記念日をこの後合併後どうしていくかという協議はなされた。

結果的には、幕別町の10月1日の開町記念日に合わせようということで、その場では終わった。

その後、住民会議やいろんなご意見があつて、8月20日の忠類の開村記念日を何とか残したいという地域の皆さんの思いを込めて、8月20日を忠類ふるさとの日とし、その周辺でかつての村民運動会を今の形にして継続していこうと。

そういうことで、今日まできていることだけは間違いのない事実だというふうに思っています。

したがいまして、その式典なり村民の日は、開村記念日が今後ずっと、そのふるさと忠類の日という形につながっていくものかどうか。

その辺の判断は我々は十分ではないかもしれませんが、形としてはそういう形で、合併後の手続きはされてきたのかなという思いで今日まできております。

その辺については、私どもも今お話を聞きましたことについて、十分内部でも検討させていただきますけれども、今までの経緯から見て、そのことを開村記念日として新たに起こすということにはなかなか私は難しい面もあるのかなというふうな思いもありますけれども、ただ、何らかの形で、それらを継続していくことが可能かどうかについては、検討させていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 私はあえて申し上げたいわけなのですが、別に我々が開村記念日をずっと引き継いで、その開村記念日の思いを引き継いでいこうということではありません。

我々はやっぱり、合併後もこの郷土、地域というものをつくり上げていってくれた方々へのそういう感謝の思い、敬愛の思いを何らかの形で表したいというのが、この運動会とは違い、また、忠類ふるさとの日という位置付けをしたそういうことではない思いで、その別の祭事を設けたいという思い

でありますから、誤解していただいては困るのは、忠類村開村記念日をずっと、また、続けていくのだということとは全く違うことをご理解願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 合併から3年、その効果を拙速に期待するとか、そういうまだ時限ではないかと思えます。

今までの経緯を振り返ってみますときに、新町において、実に多岐に渡った忠類地域の配慮をいただいております。これについては感謝絶えません。

我々が今後とも忠類地域の、その地域住民の思いを一つにして、新町づくりに当然のように参画をしていく。このことは当たり前でありますけれども、我々が今まで、まだ合併するに向けて、不十分であったことも、これから出てくるはずであります。

あるいは、幕別本町側の方々にもそれが出てくるはずであります。

それらは絶えず話し合いをしながら、そして、お互いに理解の行くような形の中で、3年以降に向け、また、お互いの共通理解を求め合いたいというふうに思っているところであります。

忠類地域というのは歴史が村としては56年でありましたけれども、長い間、さまざまなことがありながらも、地域が頑張ってまいっているところであります。

今後ともひとつ、名実ともに、幕別町の南玄関として、この地域が、忠類地域が存在するように、地域住民挙げて頑張ってまいりますから、どうか、行政的なご支援もまた、変わらぬご支援のほどよろしく願って、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

この際、16時35分まで休憩いたします。

（16：25 休憩）

（16：35 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、藤原議員の一般質問が終了するまで時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、藤原議員の一般質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

幕別町の危機管理体制について。

自治体の大きな役割のひとつに、危機管理があります。

住民の日々の生活の中の地震、洪水による地震対策は、当然のことながら、最近の世界金融不安による急激な景気悪化など、従来の常識で対応しきれない社会情勢の悪化は、経済災害と言えます。

また、突然の予測不可能な新型インフルエンザや家畜伝染病などによる生活災害。そして、政治の問題としては、日本を変える切り札と言われた三位一体の改革路線は、地方の財政難を押し進めたに過ぎず、地方自治体は国の財政再建のための辻褄合わせによる補助金、交付金削減の前に大きな危機に直面させられた。

本町においても借金と言わされる町債残高が220億という巨額な借金があります。

財政の健全化という美名のもとに、町民からお金が無いという言葉で、さまざまな必要な事業を中止にしている。

しかし、返しても返し切れない国の手の平返しの政策による借金を抱えさせられ、町長のもがく姿

は、町民からいうとまさしく政治災害であります。

特に、官依存の伝統が強い北海道の市町村においては、住民が最も信頼している役場職員にとって、ある日突然に国から借金漬けの町というレッテルを貼られたら、やりたい事業もできない職場として、その中から生まれる気のゆるみ、たるみを原因とする単純な業務ミスが、犯罪を起因とし、住民から見ると行政不信災害が起きる。

今後の心配ごとは、これらの危機災害が同時に複数発生したならば、つまり何が起きても不思議でない時代に突入している。このような時代に求められることは、対策が早ければ早いほど、町民の生命財産を未然に守ることができ、さらには、町財政負担も少なく済むことにつながります。

そこで町長に伺います。

一つ、町行政組織の中に危機管理対策室の常設化の考えは。

二つ目、職員に対する危機管理の意識啓発と研修体制は。

三つ目、マニュアルがあるとすれば、それに基づく訓練の状況は。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「危機管理体制について」であります。

昨今の地方自治体を取巻く環境は、少子高齢化の進展に伴い、市町村合併の推進や後期高齢者医療制度などの新たな取組み、また、公務員制度改革や三位一体改革にみられる地方行財政制度の改革など、目まぐるしい各種制度の改編が行われている状況であります。

こうした状況により、幕別町としては平成 18 年に、最大の行政改革ともいべき町村合併を成就し、将来のための施策を推進するうえで重要な基盤を整えたところであります。

藤原議員から自然災害など色々な災害という表現でご質問をいただいたところでありますが、まさしく国・道の制度改正や経済状況の変化など、町として緊急的な対応を迫られる各種課題に、どう対応していくのかということが大変重要なことであると認識をしているところであります。

さらに、行政改革推進計画や財政健全化推進プランなどに基づき、人件費や公債費の抑制、また、補助金や使用料の見直し、民間活力の導入など取組むべき課題は山積している状況であります。

その中でも、とりわけ喫緊の課題である実質公債費比率改善に向けた起債借入れの抑制や繰上げ償還など、財政の健全化に今後ともより一層進めていかなければならないものと考えております。

ご質問の 1 点目、「危機管理対策室の常設化について」であります。現在、町では地震や台風などのいわゆる「自然災害」に対しては、「幕別町地域防災計画」により、庁舎内において災害対策本部を設置し、各職場がそれぞれの役割を担っているところであります。

ご質問のその他の事柄に対する対応につきましては、その事柄の目的や内容などによって、私や副町長、所管する各部・各課がそれぞれ対応するという役割分担になっておりますが、国政の動きや経済状況などに対し、緊急的対応が必要なものについては、まず所管する担当部局が対処するための準備・方策等を検討し、その案件が他の部局との協議が必要なもの、あるいは財源手当てが必要なものなど、その内容によって随時関係各課が協議・調整を行い、実行に移していくという体制になっております。

さらに、町民に対しての政策的な行政執行が必要なものなどについては、役場庁舎内の体制として庁議や部長会議あるいは課長連絡会議などがあり、必要に応じて随時会議を開催し、各種行政課題の対応に努めているところであります。

このようなことから、危機管理対策室的な組織を設けることについては、現在のところ考えてはおりません。

ご質問の 2 点目、「職員に対する危機管理の意識啓発と研修体制について」であります。

はじめに、自然災害に対する啓発と研修であります。まず研修につきましては、定期的実施することはいたしておりませんが、各課へ防災計画書をすでに配布し、啓発をしているところであり、また、今月中に職員用の防災対応マニュアルを作製し、職員の意識づけや緊急対応の対処の仕方など

説明することで予定をしております。

次に、通常業務での危機管理に対する職員の意識啓発と研修体制であります。まず意識啓発につきましては、日常業務の中での職員同士のコミュニケーションや上司からの指導・助言を行うことが基本であるとの認識から、課内・係内の連携を蜜にすることが大切なことと考えております。

また、研修体制であります。新しい企画や発想なども当然必要でありますことから、職員の資質向上に向けた各種研修参加への取組みにも力を入れております。

一例を挙げますと、国の機関への派遣や北海道との人事交流、また平成 21 年度においては、新たに帯広市、うちの職員は十勝圏振興機構へ行くわけですが、帯広市との相互派遣交流、さらには自治大学校や市町村アカデミーへの派遣研修など毎年実施しているところであります。

職員にはこうした色々な研修に参加させることで、新しい情報や他の市町村職員などとの交流・情報交換、さらには普段の業務においてはなかなか触れることのできない体験なども通して、実務に役立てられるような研修させていただいているところであります。

ご質問の 3 点目、「マニュアルに基づく訓練の状況について」であります。自然災害対応については、先程申し上げましたように、災害時の対応マニュアルにより、今後説明会など実施し、職員の啓発に努める予定であります。

その他の事柄については特にマニュアルというものはありませんが、常日ごろ職員に対して話していることは、例えば予算編成については前年踏襲ではなく、スラップアンドビルドの精神や、各種先進事例の情報収集、さらには国・道の制度改正に伴う町としての対応など、また、議会や監査委員、あるいは公区長などからの意見・要望など、部内・課内で充分協議検討するよう指示をしているところであります。

また、本年 4 月から人事評価制度をスタートさせることといたしました。

今回は管理職を対象として 4 月 1 日から 9 月 30 日までの 6 カ月間の試行という形ですが、まずは試行を実施する中で、問題点や課題を整理・点検することで考えております。

評価の内容としては、職員の能力評価と目標設定に対する実績評価の 2 本立てであります。評価者と被評価者が評価結果について面談を行い、その評価結果の分析をすることにより、認識の共有化が図られ、職員個々が自己能力の開発に活用しようとするものであります。

この人事評価の基本的な考え方として、職員の能力開発や人材育成を主たる目的としており、その目指すべき方向が、組織の活性化と組織力の向上につながるものでありまして、これまで以上に職員の資質向上に向けた取組みとなるよう実践してまいりたいと考えております。

いずれにいたしても、地方自治体にとりましては、各種の制度改正や緊急に対応すべきもの、また中・長期的展望に立って組み立てていく必要があるものなど多岐にわたる課題がありますが、これら十分に精査・検討をする中で、町民のさらなる福祉向上に取組んでまいりたいと考えているところであります。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4 番（藤原 孟） それでは、再質問いたします。

対策室の常設化は考えていないということですが、今日の経済不況、また、政治不信、まさしく同時に起きております。

今日、この来る前に見ました新聞によりまして、金融経済安定化に向けて、郵便資金を活用することを検討に入っているなど、新しい考え方。まさしく一夜にして政策も発言も変わって出てきています。

地方自治体は、そのことについて非常に混迷しているのでないかと、こういうことを含めて、私は危機と捉えております。

その対応に、今までのような縦割りではなく、複数以上の部、課の連携が必要となることは言うまでもありません。

また、所轄する担当部局が対応するというスタイルでは、やはり遅れをとるのではないかと、心配もあります。

こういう時代ですから、常に迅速に中心となって、広範囲に指示を出す人物が必要でないかと。

この役割の人は、常日ごろから同時発生の危機に対し、情報を集め、分析し、対応策を考えていなければならないと思います。

町長の匿名によりまして、百戦錬磨であります忠類担当の副町長に、この職を起用するという考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、今、こうしたいろんな緊急的な課題、あるいは山積する問題等につきましては、まずはやはりそれぞれの担当課がどうするかと。

そして、それらを含めて、全町的に、あるいは横断的に対応していくことが必要なのだろうというふうに思っておりますので、私の方から一人の人間に、それらを情報の収集から、そして、指揮命令というようなことにはなかなかかなりづらいものがあるのではないかと、私自身は思っておりますので、お話ありましたことについては、十分お聞きさせていただきますけれども、税源としてお受けいたしますけれども、今すぐこれを常設化するということはちょっと考えておりませんので、ご理解をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、2番目に入ります。

職員に対する危機管理であります。

最近の町民の意識の中で、やはり社会に対し、非常に高いモラルを求めていると思っております。

特に公務員の不適切な行為が起きた場合、行政不信から行政不安という危機になることが心配されております。

これらを防ぐため、常に危機意識という緊張感を持たせ、職務に取り組むよう教育し、訓練を行うべきだと考えます。

特にこのような中で、町長は高いモラルを求めている町民に対し、年末年始、年度末、こういう場面で常に厳しく法令遵守を職員に生の声で指示し、町民の信頼に応えるべきだと思います。

これからは、町長はひやりはつの事故が起きた場合、前例の則った処置の仕方に従うのではなく、また、心の奥に怒りを納めることなく、町民に対し、よい情報も悪い情報も公開し、行政不信災害につながらないように、また、4月から始まります人事評価制度のスタートもあるということです。

行政の信頼を今以上に得るため、新しい時代に合った対応マニュアルをつくり、研修の機会を、町長は他人任せでなく、町長自らが行う場をできる限り増やすという考えはありませんか。伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私が職員にお話をする機会というのは、信念の御用始に、4月1日の年度初めに、あるいは年末に各部を回って、あるいは各保育所等の施設を回って、いろいろなお話をさせていただく。

そういったことでありますし、あるいは、いろんな交友会なんか主催する町職員全体の行事の中で、いろいろなお話をさせていただいているわけでもあります。

ほかの、例えば、庁議の中で、あるいは部課長連絡会議の中でいろいろなお話をさせていただいております。

特に職員の不祥事なんかにかかわりましては、特にこれからそうなのですけれども、年度が変わるときに、いろいろな問題が発生する。特に私はそのチェック機能を働かさなければだめだと。一人の人間が団体の通帳を持って団体の経理をやって、自分で預金を下ろしてきて、そして決算を出す、予算をつくるという。そして、何々団体の総会を通ったと。こういうようなことではやはりだめだと。

少なくとも、印鑑を持つ人、チェックする人、決済をする人。そうしたチェックを通して、健全な財政、公明な財政運営を町民の皆さんに公開していくことが必要ではないかと。

そんなことは絶えず申し上げているところであります。

私としては、やはり今、公務員であること。役場職員であること。そのことに、今一度、自らが意識を持って町民のために頑張っていただくようにというようなことを、これからも職員には伝えていきたいと思ひますし、自らも実践していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、答弁の中にある財政健全化に今後とも、より一層努めるということがありましたので、お尋ねいたします。

町の借金は、政府の骨太方針によりまして、いわゆる私はこれを政治災害と言いましたが、その最大の被害者はやはり町民であると思ひます。

これ以上緊縮予算を続ければ、町の商工業者は、今現在息も絶え絶えであります。

その状態から息が止まるのではないかと心配しております。

そこで、財政再建の日本の歴史を学習してみました。

そうしますと、江戸時代幕府の三大改革。いわゆる享保・寛政・天保の改革というものが、貨幣の開示。

それから、借金の相対済令だの、いわゆる混じて言うならば、政府紙幣発行だとか、日銀債などという法律。そういうもので対応しようと。

また、当時の地方におきましては、薩摩、長州などが行った、特に薩摩が行った借金返済方法は、250年賦負債無利子償還、当時180年のころでしたから、今日まだ幕府が続いていれば、恐らく年2万両の金は今も薩摩から返したということなのであります。

つまり、平たく言えば、借金踏み倒しの歴史なのです。

踏み倒しの成功した藩が、力をつけて幕府を倒し、明治維新を成し遂げた。

これはもう事実であります。

これが昨日まで逆賊であったのが、今日勝てば官軍と言われる所以であります。

歴史は繰返されます。

今の政府の根っこは、薩長土肥による幕府への借金踏み倒し連合によって、新しい国がつけられたと。そのことを我が町も踏まえまして、やはり地域の経済をだめにすることがないよう、危機管理をして、町村間の競争力を維持できる程度の返済にして、いわゆる積極的な投資、これを地元にするべきでないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 許されるなら私も借金は踏み倒したいと思ひますけども、現実にはやはりそうはならないのだろうと思ひますし、私は健全財政を維持していくということは、いろんな財源を有効に活用して、町民の皆さんの期待にも応えられるように、そして、財政も豊かな中で町が運営されていく。

それが一番理想なわけでありまして。

そういう意味では、先ほど来も出ていますけども、公債比率が高いですとか、地方債の残高が200億を超えている。大変厳しい状況にはありますけども、私は今の厳しさがそう何年も、5年も10年も続くというふうには思っておりません。

ただ、先ほども申し上げましたように、国の動向がありますものですから、はたして交付税もどうなるかとなると、わずか3年、4年、合併前のときといまだに乖離が出ているような状況ですので、一概には言えませんが、少なくともこの220億の借金は、もう2年か3年で200億を切ると思ひます。

予算書見ていただきますように、二十数億の元金を償還して、今年の借入れは9億ちょっとですから、少なくとも10億は1年で減るといふことですから。

ただ、比率はいつも言いますように、分母と分子の関係がありますので、そうはいかないのではないかと。

最近、新聞等で道内のあちこちの町村が、いわゆる25%を超えるということで、順赤字顕在化とい



うようなこと、盛んに言われていますけども、私どもはそこはないと。

恐らく公債比率も今の23.5がピークといったらちょっと極端かもしれませんが、23.9まで上がりましたか、一時。

これがもうこれ以上はないという、今、そのための財政健全化推進プランでもありますが、そうしたことを踏まえながら頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 最後ですけども、返済額が今、約200億を超える時期がやがて来るということで、このめどがついたということです。

つまり、私から言うと、町長は財政再建の忠孝のエースと恐らく町民から称えられる日が近々来るのでないかと思っております。

これから公共資金を優先順位をつけて、積極的に地域経済に投入する。

つまり、経済の血液であるお金を地元へ流すこと。

これが商工業者の前向きな経営心への誘い水となると思います。

他の市町村に負けない地域の経済力を挙げるために、少ないお金なのかもしれませんが、町の生き残りを目指すため、十分管理しながら使っていただきたいと思います。

最後に、町長決意をよろしく願います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、十分健全財政の堅持する中で、少しでも多くの課題を解決し、住民の皆さんの要望に応じていうよう努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で藤原孟議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（17：02 延会）

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成21年 3 月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

13 芳滝 仁            16 大野和政            17 杉坂達男

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第24号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第25号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第26号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第27号 幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第28号 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第29号 幕別町乳幼児等医療費助成条例及び幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第31号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第32号 町道の路線認定について

日程第11 議案第33号 町道の路線変更及び廃止について

日程第12 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 会議録

平成21年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年3月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      14 永井繁樹      16 大野和政  
17 杉坂達男      18 助川順一
- 6 欠席議員 (0名)
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
代表監査委員 柏本和成      会 計 管 理 者 菅 好弘  
総 務 部 長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
民 生 部 長 新屋敷清志      企 画 室 長 佐藤昌親  
建 設 部 長 高橋政雄      忠類総合支所長 川島廣美  
札 内 支 所 長 久保雅昭      教 育 部 長 米川伸宣  
総 務 課 長 川瀬俊彦      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長谷 繁      福 祉 課 長 横山義嗣  
保 健 課 長 羽磨知成      町 民 課 長 田村修一  
商 工 観 光 課 長 八代芳雄      土 木 課 長 角田和彦  
施 設 課 長 澤部紀博      地 域 振 興 課 長 佐藤和良  
保 健 福 祉 課 長 野坂正美      学 校 教 育 課 長 伊藤博明  
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦      学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博  
商 工 観 光 課 主 幹 妹尾 真
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
13 芳滝 仁      16 大野和政      17 杉坂達男

# 議事の経過

(平成21年3月12日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、16番大野議員、17番杉坂議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 14番永井議員より、本日、遅参する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

## [一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問の各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、お許しを得まして、質問させていただきます。

幕別町の雇用対策の実績と今後の対策についてでございます。

昨年来のアメリカに端を発した金融危機は、我が国の経済に深刻な打撃を与えています。

その影響は収まるどころか、さらに失業者を生み出し、3月までには40万人に達するとする派遣業界の試算も出されております。

昨年暮れのGDPは、年換算でマイナス12.7%を記録いたしまして、アメリカのマイナス3%、ヨーロッパのマイナス5%と比べても際立っております。

外需に依存して内需をおろそかにしてきた日本経済の脆弱さを思い知らされる結果となりました。

政府は、「ふるさと雇用再生特別交付金」（2,500億円）、「緊急雇用創出事業交付金」（1,500億円）、「年末年始等における離職者等への対応にかかる特別交付税措置」の雇用対策のほか、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（6,000億円）を予算化するなどしてまいりました。

臨時交付金は、本町に3億5,000万円余りが配分され、有効な活用が求められております。

町では昨年暮れ以来、緊急雇用対策を実施し、本町の実態把握と相談窓口の開設、緊急雇用対策事業等を実施してまいりました。

こうした町の対策と、このたび予算化された政府の対策の本町での具体化が、失業者や町民、町内の中小業者などに歓迎されるものになったかどうかを点検して、今後の対策に生かさなければならぬと考えます。

そこで次の点について伺います。

一つ、本町における正規・非正規労働者の実態、解雇や雇い止めなどの実態をどのように把握しているか。

二つ目、相談窓口寄せられた相談の件数や内容、対処の状況について。

三つ目、緊急雇用対策事業の実施状況はどうなっているか。

四つ目、町有林の枝打ちや路肩の支障木伐採など従来の冬期間の雇用対策事業の実績について。

五つ目、冬期に失業せざるをえない季節労働者対策を一層強化すべきと思うが、その方策について。

六つ目、政府の交付金・特別交付金・臨時交付金などは、雇用や地域の活性化に活かすために、どのような配慮・方針で臨み、具体化されてきたか。

七つ目、今回の臨時的な政府の予算措置によって、町が通常予算で実施しようとした事業が行われた場合には、町として財源的な余裕が生まれます。

これを社会的弱者のための施策に思い切って充てるべきと思うが、どうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「雇用対策の実績と今後の対策について」であります。

ご質問の1点目、「正規・非正規労働者の実態等について」であります。本年2月に実施いたしました雇用実態調査の速報によりますと、回答があった194社の全労働者2,800人のうち、正規労働者は1,652人、率にして59%、非正規労働者は1,148人、41%でありました。

また、昨年来の経済危機に伴う大量解雇や雇い止めなどにつきましては、雇用相談窓口への来庁や電話による相談のほか、企業訪問や商工会などへの照会においても、報告はされておられません。

ご質問の2点目、「相談件数、内容等の状況について」であります。相談件数は1月6日の開設以来2月末までで21名が相談に来庁しており、内訳は一部重複しますが、求職相談が13件、季節労働相談が3件、臨時作業希望が12件、生活相談が2件などです。

なお、相談者のうち、お手元の答弁書には2名となっておりますけれども、昨日、新たに1名判明いたしましたので、3名の方が再就職されたとの報告を受けているところであります。

ご質問の3点目、「緊急雇用対策事業の実施状況について」であります。先の前川雅志議員のご質問でもお答えしましたとおり、2月末で第1次の事業を終えたところであります。実績といたしましては、7名、延べ189人でありました。

なお、今月4日から月末まで第2次の事業を実施いたしているところでありますが、現在のところ6名の方が参加されております。

ご質問の4点目、「従来の冬季間の雇用対策事業の実績について」であります。町道の支障木伐採作業を2月に実施し、実人員で20名、延べ130人の雇用がなされたところあります。

ご質問の5点目、「季節労働者対策について」であります。十勝北西部通年雇用促進協議会における支援事業などの活動をさらに強化することにより、一人でも多くの通年雇用に結びつくよう努めるとともに、どうしても失業せざるを得ない方に対しては、町単独で実施している町道の除雪、清掃、支障木の伐採作業などを実施してまいりたいというふうに思っております。

ご質問の6点目、「交付金等を雇用や地域活性化に生かすための配慮・方針について」であります。

雇用対策に関しましては、「事業ごとに人件費比率が70%以上で、かつ、失業者の雇用比率75%以上」とする国の採択要件を満たしつつ、平易さ・危険性に配慮したうえで、平成21年度緊急雇用創出事業といたしまして、各種資料を電子化する事務に6カ月5人、明渠排水の支障木伐採作業に2カ月4人の失業者を雇用すべく計画をいたしているところであります。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金の事業選定の方針につきましては、過日の補正予算の質疑でもお答えしたとおり、総合計画の3カ年実施計画で位置づけられているもの、平成21年度予算で要求のあったものを対象としながら、その中から優先度の高いもの、投資効果が早期に見込めるもの、通常では財源措置のないものなどを考慮して選定をさせていただいたところであります。

今後は、これら事業の実施により、地域の活性化や町民の生活の向上につながるものと考えており

ます。

ご質問の7点目、「政府の臨時的な予算措置によって生まれた余裕を社会的弱者のために」についてであります。

このたびの国の第2次補正予算、「地域活性化・生活対策臨時交付金」によって取組む事業の選定は、前段申し上げたほか、限られた期間内に手続きを行わなければならない事情にあったことも、先の補正予算の質疑でお答えしたとおりであります。

確かに、通常は見込んでいない財源が得られたわけですから、その分余裕が生じたのではないかとの見方もできることとは思いますが、町政を執行する者といたしましては、そうは言えない厳しい財政状況にあることをご理解をいただきたいと思っております。

当初見込んでおりました平成21年度予算に、臨時交付金に係る今回の補正予算、事業費ベースで4億2,800万円が純増になるかといえば必ずしもそうはならないことは、先に述べたとおりであります。

また、生活対策という点でいいますと、定額給付金をはじめ、一連の雇用対策、さらには町としてこれまでも勤労者福祉資金をはじめとする支援施策を講じておりますが、国が行なうもの、自治体が行なうもの、いろいろな施策を総合的に組み合わせて町民の暮らしを守っていききたいというふうを考えております。

なお、財政運営上のことから申しますと、財政健全化推進プラン、公債費負担適正化計画を進めている最中であり、しばらくは厳しい状況が予想されるところであります。

このようなことから、これらプランや計画に着実に取り組む中で、できるだけ早く健全な財政運営ができるよう対処してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

3月に向けて、さらに非正規労働者などを首切るという状況が生まれてくるのは間違いのないところだというふうに思います。

1点目の町内の実情なども、より詳しく調べる必要があるのではないかというふうに思います。

そのことによって対策が生まれてくるわけであります。

聞くところによりますと、パナソニック電工帯広などでは、ほとんど非正規社員が雇い止めになるでありますとか、正規社員までもワークシェアリングといいますか、出社しなくてもいい日が出てくるというような状況も生まれてきて、相当仕事量も減っているというふうにお聞きしております。

そうした影響は、町内の事業所にも及んでいるのではないかということが十分予想されるわけで、そうした点では、そうした雇い止め解雇などの実態がないと掴んでおられないようでありますけれども、やはりもっと詳しく、これからも調査をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

そうした点で、どうした手法でそうした調査を行っていくかということも非常に大きいと思っておりますけれども、ご答弁の中でも、訪問しても行っているということでもありますけれども、今後、収まる気配がないこの今の経済状況を考えますと、さらにしっかりとした状況調査が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の方針、これからのあり方について、お聞きしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、これからまず年度末を迎えるわけでありますから、さらに企業の厳しい状況の中で、雇用にかかわっての問題は生じてくるのだろうというようなことは、我々も予測はされる、しているところであります。

町内の企業、例えば、今、例に出されたパナソニックの関係、同類の工場なんか町内にありますものですから、一番先にお尋ねして実態をお聞きして、状況を把握させていただきました。

おかげさまでそういうあれはなかったという結果ですから、有難かったわけですが、こういった状況はこれからもいろんな角度から、実態調査、あるいは個別に調査をさせていただく。

あるいはまた、商工会なんかとの協力もいただきながら、現状把握に努めてまいりたいというふう

には思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 非正規労働者の割合も41%ということで、非常に不安定な働き方をしておられる方が4割を超えるということで非常に心配される状況もあります。

そういう状況も考慮しながら、これからのしっかりと実態を調査をして対処していただきたいと思っております。

二つ目でありますけれども、いち早く本町では、こうした雇用問題についての対策をとっていただきまして、相談窓口を設置するでありますとか、雇用の事業創出に努力していただいたところでもありますけれども、この相談して来られた方が、21名ということでありますけれども、いろいろ、時々お聞きしておりますと、これは相談して、開設してわずかの期間にこれくらいの相談者が訪れたということで、その後はあまり増えていないようであります。

考え方によっては、そうした相談をする人が増えていないのだというふうにも取れるわけですが、もう一方では周知の仕方をどうするかという。

2月の広報を見ますと、この相談窓口を設けたよというそういうことが載っておりますけれども、しかしながら、そういう広報を全ての人が丹念に見るといふようなことにはならないというふうに思うのですよね。

そういうことを考えますと、新聞折込でこういう相談窓口を設けていますと。職を失った方は、ぜひ、相談に来てくださいというように、その周知の仕方もいろいろ工夫しながら、そうした町の対応を町民に知らせていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、お知らせ広報、あるいは、日常の新聞報道などで周知をさせていただきました。

商工会の方にも連絡はさせていただいて、何かありましたらというようなことはお願いしているわけですが、お話ありましたような折込ちらしまでは、現実にはまだやっていないのが状況であります。

今後、そういったことも含めながら、状況を見ながら、推移を見ながら、対応について、また十分内部で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そうしたせっかくワンストップサービスの形で、相談窓口を開かれて、そして、新設に対応しているわけですから、そうしたことが、そうした状況に置かれた方々にしっかりと周知されていくことが必要だというふうに思いますので、いろいろな工夫をされながら、周知に努めていただきたいというふうに思います。

次に、3番目の緊急雇用対策事業の関係でありますけれども、2回に分けて行われて、7名、6名の方が参加されているということで、これも決して数は多いとは言えませんが、しかし、そういう立場に置かれた人にとっては非常に救いの手ではなかったというふうに思います。

今回は、砂の袋詰めということでありましたけれども、いろいろな形でそうした方々が救われていくように手を打って、これからも手を打っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

四つ目の従来の冬期間の雇用対策事業の実績ということで、今年は2月に実施して、20名の方、延べ130人の雇用があったという、そういうことでもあります。

いろいろ冬期間、しかも積雪が今年は結構多かったということもあります。

2月になると、その積雪が非常に固くなっていて、なかなか支障木を根本から伐採するということが非常に困難な状況にあったというふうに聞いております。

そうした点で、確かにそういう事業を実施してもらうことが、こういう冬期間の仕事をつくる上で

非常に貴重なことではあると思いますが、しかしながら、その実施時期でありますとか、そういうものも大いに工夫する必要があるのではないかと。同じことを実施しても、十分な成果が上がるような、なかなか難しい課題ではありますけれども、もう少し1月の初旬に出して、早くから取組んで、あまり積雪が多くなる前に実施するでありますとか、ぜひ、工夫をしていただきたいのと、それから、この支障木だとかそういうものは、本町の地域だけにあるのではありませんので、ぜひとも忠類地域のそういうものも、そうした事業で実施していただけるように、これからもお願いしたいと思いますけれども、支障木のこの伐採だけでなく、場合によっては町有林の枝払いでありますとか、いろいろ仕事を増やす努力を今後もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 冬季雇用につきましては、お話いただきましたように、実施時期ですとかいろいろなことを考えていかなければならない。改善していかなければならないものだというふうに思います。

それと、お話ありましたように、私どもとしてはもっとほかにいろいろな事業がないかということについては、これは今までも議会の方でのご提言もいただいたり、いろんなことがあるわけですが、幸い、昨年、平成19年から比べますと、今年は、先ほど言いましたように、路線数あるいは事業数も増えてきているということは、これはある意味ではそういった仕事に就いていただけることで、幸いしている部分があるのかなというふうに思いますけれども、お話ありましたような時期ですとか、あるいは地域ですとか、あるいは新たな雇用の拡大に向けた仕事、これは内部でも、そしてまた、いろいろなご意見をいただく中で、これからも進めてまいりたいと思います。

ただ、ちょっと後になりますけれども、忠類地区については、この後、明渠の伐採なんかが、12地区、今予定をしているということですので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 以前からいろいろ申し上げておりますけれども、なかなか有効な仕事づくりというのが難しいということは承知しているわけですが、今後とも、後に出てきますいろいろな政府の対策でもいろいろ考えていってほしいというものもありますので、ぜひともよろしくおっしゃりたいというふうに思います。

5番目の季節労働者対策でありますけれども、何と言ってもこの本町地域、それから、忠類地域も季節労働者、割合にしたら、非常に大きな位置を占めておりまして、この人たちが、今、90日給付を受けていたころから比べますと、非常に困難な状況に置かれているわけです。

しかも政府は一時金を50日から40日にしてしまったと。

これがいつまで続くのか。

30日まで減らすことに法的にはなっているものですから、それが何とか50日に戻され、最終的には90日給付に戻っていくようなことをしないと、とにかく積雪寒冷地で、冬場仕事なくなるために、季節労働者になっているわけですから。そういう点では、そうした根本的な、以前のような国としての対策をしっかりとってもらうことが季節労働者対策の難しい問題だというふうに思うのですよね。

そこで、やはり今回も意見書も後ほど出されておりますけれども、こうしたことを町の方としても、さらに国に意見を挙げていっていただきたいと。

やはり、こうした積雪寒冷地の特殊な問題として、ぜひ、国に対策をとっていただきたいということとを再度要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 季節労働者対策として、冬期間の給付については、今までもずっと北海道全体で運動を重ね続けてきた。

今、全道の町村会におきましても、当然これらを維持し、ただ、なかなか90日復活というような要請は現状は難しいのかな。

今の制度がなくならないように、なんとか維持をとというような活動は、現在も行っておりますし、町独自の意見書なんかの提出、副じん書というような形で付けさせていただいておりますけれども、そう



いったことでは、我々としてはやはりこの制度をなくさないように、最大、90日に戻れば一番よろしいわけですけれども、少なくとも制度がなくなることについては、我々も要請活動はこれからも続けていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） この国の方の季節労働対策、今、北部の方の7町でやっている、答弁書にもありますけれども、十勝北西部通年雇用促進協議会、こういうものも立ち上げられてはきているのですが、しかしながら、国の対策はなかなか失業した季節労働者に直接支援になるような対策がどんどん削られてきているというのが現実であります。

2、3年前まで行っていた冬季技能講習でありますとか、そういうものもなくなるだとか、そういう50日が40日になるとか、そういう本人に直接支援になるような予算がどんどん削られてきているという状況にありますので、国の対策としては、労働者が直接潤うような形で対策を練っていく必要があるということも、今後ともぜひ国の方に届けていただきたいというふうに思います。

次に、6番7番に関連することについて、お伺いするわけですが、交付金、この間、これだけの不況、金融危機になった関係もあって、国の方でも幾つかの対策を緊急に出してまいったわけでありまして、ふるさと再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金、これらの二つの事業につきましては、2011年までの3年間の事業ということで、道に基金を設置して、道と市町村の事業に活用するという、こういうことになっているようであります。

市町村の活用枠については、都道府県の裁量によって決めると、こういうことになっておりますので、市町村の方から積極的に手を挙げて、この事業をつくり出していくという、そういうことがどれだけ行われるかがやはりその地域に交付金が使われて有効に活用されていくかどうか、跳ね返ってくるのではないかとこのように思います。

そうした点で、ここに回答にありますような、例えば、各種資料、電算課する事務に6カ月5人、明渠排水の支障木伐採作業に2カ月4人と、そういうことが計画されていると。こういう答弁でありまして、しかしながら、国のいろいろな、厚生労働省などが示しているこういうものができるのだよという、そういう事業内容を見ますと非常に多岐に渡っております。

ふるさと再生特別交付金については、それを民間に委託してやるわけですけれども、緊急雇用創出事業交付金については、自らやってもいいし、委託してやってもいいと、こういうことになっておりまして、その事業内容を見ますと、非常にマンパワー事業にも非常に多くの可能性が出てきているのではないかとこのように思います。

そうした点で、もっと積極的な活用を内部で検討すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ふるさと雇用創出の点についておっしゃられているかと思うのですが、これは事業要件としまして、まず原則として1年以上の雇用でなければだめだと。通年雇用に近いような形でなければだめだといった条件があります。

それとあと、既存事業の振替はだめでありまして、これは全て町が委託した事業が対象になる中で、既存事業はだめです。新たに雇用を創出するような事業でなければだめですよといった要件もあります。

さらには、建設土木、あるいは草刈等の軽作業も対象としませんよといったことがありますので、非常に今の段階ではなかなか対象となる事業みつからないなという思いでございました。

しかしながら、一人でも多くの雇用を創出できるような事業が見つければ、それらも対象にしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今の答弁でありますけれども、非常に詳細に国の方では、こういう事業に使います、こういう事業に使いますと出ております。

例えば、今、草刈なんかだめだと言いますけれども、公園美化、側溝の清掃、登山道の整備、林道美化、河川クリーンアップ事業などの清掃を行う事業などにもいいとか、そういう非常に詳細なものになっています。

例えば、昨日、小学校の英語の授業をいかに有効にしていくかという、そういうことも話題になりましたけれども、そういうことにも使えるような、例えば、教育文化分野では、多様な経歴を有する社会人を教員補助者として学校に受け入れるなどのことにも使えると。そういうようなことで、非常に多様な雇用創出に活用していただけるのだと。こういうことは国自身が、この二つの事業にはそれぞれ事業例として挙げているわけですね。

だから、そうした点では、例えば、担当の経済部だけで、それは何かないかということでやるのではなくて、やはり町全体でこの事業に乗るものはないかどうかということで、積極的な町全体としての対応していくことが必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話いただきましたようお願いするものと創生に係るもの。さらにもう一本の緊急雇用創出事業、これらについてはいずれも町全体にかかわるものでありますことから、恐らく6月か、もう少し早ければ5月にでも臨時会を開いていただいて、補正予算という形になっていくのだろうと思いますけども、それらに向けて十分内部で検討させていただき、今、ご提案いただきましたような、教育委員会なんかも声を掛けながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、問題になっているのは、緊急雇用創出の方は大体本町で1,400万ぐらいというようなことも言われておりました。

これが3年間、1年目に6割ですから八百何十万、これは先ほど言った二つの事業で大体そのぐらいになるわけですが、こちらの方は実際どのぐらいになるかといったら、まだはっきりは数字は来ていませんけども、今言うように、同じぐらいのものが来るとすれば、それらを今言うようないろんな事業に充てていくということになりますので、十分内部でそれらについて検討させたいと思いますし、もう一つ、これはちょっと別な話ですけども、国の、変な話、さらに新年度補正予算というように出ているものですから、それらも含めながら、今内部ではいろんな事業等を、さっきの地域活性化生活支援みたく短い期間で積み上げるのではなくて、広く下に下ろした中で積み上げるということ、今、私も指示したところでありますので、十分今のことについても意を用いていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 3年間、しっかりとこの事業を活用するという、そういう姿勢で町全体で取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、7番目に関係することなわけでありましてけれども、地域活性化生活対策臨時交付金、これ、3億5,000万ほど思いがけないといいますか、これが配分されるということで。

合併したということで、旧町村単位の計算されてきた関係で、3億5,000万になったわけです。

小さいとか過疎だとか、いろんな条件、財政力だとかそういうものが加味されておりますので、小さいからといって少ないというようなことがなくて、西興部村なんかは2億円ぐらい配分されているという、そういうことでありますので、そうした配慮がされたということで3億5,000万ということになったわけでありましてけれども。

これは100%国の予算で行われるということで、非常に我が町にとってもうれし配分だったというふうに思うのですけれども、こうした事業、今回幾つかの事業が先の補正予算でも可決されたわけですが、例えば、近隣センターの改修でありますとか、いろいろな味覚工房の改修だとか、こういうものは従来、全額一般財源で行うような事業であります。

こうしたものは、例えば、幕別札内線道路整備工事など、こういういろんな継続の工事などは起債も使ってやっていますので、一般財源はあまり従来も使っていないわけなのですけれども、しかし、そのほかのいろいろな改修工事などは、ほとんど一般財源を使ってやるようなものであると思います。

しかも、総合計画、この町の総合計画で計画されていたようなものもしっかりとこの中に組み込まれているということでもあります。

そうしたことを考えますと、本来であれば、町の平成 21 年度も町単独でそれを実施しなければならなかったわけでもあります。

そうした点からいえば、ここで述べておられますように、それは全額余裕になるわけではないわけですが、しかしながら、一般財源を使ってやっていたものがこれに振り変わるわけですから、いくばっかの余裕は当然生まれてくるのではないかと。

それは財政が苦しんでそういうふうにはならないのだという答弁でありますけれども、しかしながら、苦しい中でもそうした措置が国の方で取られたわけですから、やはりそれを活かして、今まで町民からの切実な要求であったいろいろなことに振り向けていくという、そういう姿勢をぜひとっていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先の補正予算のときの論議にもありましたように、私どもも今回の 3 億 6,000 万の交付金、大変ありがたいというふうに思っております。

そうした中で、今もお話ありましたように、この目的の中に、地域活性化にかかわる部分、いわゆる地域の小規模な、例えば、営繕に係るような工事をやられているようなことについては、これは今まで全く補助もなければ道がない。単独であったと。

それだけに、保育所ですとか味覚工房ですとか、消防庁舎ですとか、いろんなところの営繕が今回これで大分前倒しでやれたということはあるありがたいことだなというふうに思っていますのと、もう一つは生活関連というようなことで、消防自動車ですとか救急車なんかも、早いやつは 22 年ぐらいのやつを前倒しでやった経緯も実はあるわけでありまして、そういった意味では大変ありがたいことなのですが、ただ、実際 21 年度の予算で、これだけ予定していたものが前倒しで全部できたか。100 見ていたうちから 30 は前倒しでできたのだから、30 余裕ができたのかということにはなかなか現実ではならない。

実は 100 しかないところに 130 あったものが、やっとその 30 が前倒しでできたぐらいが精一杯でありまして、実はもっと端的に言えば、歳入歳出つうつうにしている。足りない分を繰入金で補てんしながらやっとな歳入歳出を合わせている。

繰入金が 0 であれば、そういう一つの余裕ということも言えるのでしようけれども、なおかつ足りなくて、繰入金で歳入歳出合わせているというような現状の中ですから、言葉上、余裕ということにはなかなか私も言えないのかなという思いはしていますけれども、助かったことだけ、これだけはもう間違いないですし、そのことが住民の皆さんや地域の活性化へつながったということもこれは間違いないことだというふうには思っております。

この後、先ほど言いましたように、ひょっとして国の新たな補正なんかが出てきますと、さらに今言われたようなことも十分内容を精査しながら、このものを対応をしていきたいというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8 番（増田武夫） なぜ臨時交付金という形で設けられたか。

この臨時交付金の頭についているように、今、町長も言われた地域活性化と。

もう一つは生活対策だと。こうなっているのですよね。

やはり、この生活対策にも活かさなければならない。

それはなぜかといったら、今言ったように、一般財源で本来やらなければならないものがここで多く救われるわけですから、それは 22 年のもの、後年度のものも入ってきているかもしれないけれども、しかしながら、そういう一般財源を使わないで住むような措置が取られて、これはたくさんの事業がこの中に入れられたわけですから、やはりそのことを考慮すれば、生活対策にも、その余裕といったら余裕ないと言われるかもしれませんが、やはりそういう措置が取られたその成果を、生

活対策にもやっぱり活かさなければならぬと。そういうことから言えば、従来からいろいろ言われておりますように、各種料金の減免制度をつかって生活を支えようではないか。

これはいろいろなものが今まで言われておりましたけれども、なかなか進んでいない。

これはやはり、今回の措置がそういうものに振り向けるという大きな機会を与えられたのでないか。

それが地域活性化生活対策臨時交付金だと。

その本来の趣旨だというふうに思います。

そうした点から言えば、今回のこれで、それこそ基金からの繰入が少し減ったとか、そういうことが出てくるのだと思うのですけれども、しかし、その基金の繰入を、1億しなければならなかったものを5,000万円にして、そして、それをいろんな生活支援に活かしていくと。そういうようなことも真剣に考えてみるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、今回の生活給付金ですから、いろんな面に生活関連に充当することが、否だということではない。だめだということではもちろんないわけでありますから。

おっしゃられることも確かに考えていかなければならない問題なのかもしれませんけども。

ただ、一時的なものですから、一つの制度の減免ですとか何かに振り当てるとなると、それでは1回きりでいいのかということには、そうはならないのでしょうかけれども、そういったこともいろいろなことに充てるということになりますと、また難しい問題もあるのかなというふうに思います。

料金を抑制する、使用料等の抑制に充てるために、これらの財源を充当するとか、そういった方法は考えられることなのかなというふうにも思っていますけども。

これらが今度またどのような形で新たな施策が出てくるかわかりませんが、それらについても十分考慮していきたい。検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今回、政府も二次補正までして、このいろんな対策をとらざるを得ないような国民生活であり経済状況だということだと思うのですよね。

だから、そういうことで出してきたこの今の、大きく言えば3本の臨時交付金については、やはりそうした今日の格差がものすごく広がって、いろんな統計でも出てきておりますように、本町でも低所得の人たちがどんどん増えていると。

そういうことに対して、やはり政府がせつかくこういうような形で措置してきたわけですから、それが少しでもそうした支援にまわっていくような努力をぜひともすべきだと。

今、参議院でこれから平成21年度の予算が自然成立していくわけですがけれども、しかし、その補正予算がまだ成立していないのに、政府の中では平成21年度の補正予算を組まなければならないというようなことまで言っている状況ですよ。

だから、そういう意味では、先ほども出ていましたこのふるさと再生の特別交付金、それから、緊急雇用創出事業交付金、これらは3年間ありますので、ぜひ、真剣に検討してもらおうのと、それから、今言った、所長が言うとは言わないかもしれないけれども、しかし、その措置によって、少しは楽になったというような額だと思うのです。

3億5,000万が措置されたわけですからね。

だから、そのことも含めて、今後、ぜひとも補正予算その他で考えていただきたいと思いますけれども、再度。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財政の余裕というのは、いろんな角度から言えるのだらうと思いますけども、先ほども言いましたように、私は今回、3億6,000万プラス幾らかで4億2,000万ほどの補正予算を組んだと。

これは財源的な余裕を得たというよりは、やっぱり住民の要望、あるいは今までの町が課題となっていたものを、そのおかげで前倒しでできたのかな。

あるいは、少しでも地域の活性化、いわゆる商店街寄与、小規模の建設業者の方々にでもいくらかでもそういった面での仕事が増えたのかなど。あるいは、救急車ですとか消防車にすることによって、住民の安全安心に少しでも寄与できるのかなど。そういう意味で大変ありがたいなというふうに思っていますけども、なかなか増田議員さん言われるように、本当にそれでは3億のうちの1割でもいいけど、新年度の予算の中で余裕ができたのかなど。なかなか数字で表すことは難しいのだろうというふうに思いますが、もちろん影響がないということはない。それは間違いない。影響はあったという面で、影響があったというふうに思っていますので、引き続き健全財政も含めながら、運営財政便宜にあたっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 余裕を持つという意味では、例えば、そういう意味では決定されたことでありますけれども、例えば、消防自動車の購入でありますとか、スクールバスの購入でありますとか、こういうものが答弁の中で、過疎債だとか特例債を使ってもできる事業だというお話でしたよね。

本当にこの事業が余裕を生み出すという真剣な考慮をすれば、こうした過疎債だとか特例債というのは、大雑把に言って7割方地方交付税で措置されて、しかもほんのわずかの一般財源で購入できるものですよね。

こういうものに使うよりも、もっと単独でやらなければならない事業をもっと掘り出して、そして、そのことによって一般財源の余裕をもっと生み出す努力もすべきだったのではないかとというふうに率直に思います。

これは議決されたことですし、どうすることもできないのですけれども、そういうことをして、苦しい財政をもっと余裕のあるものにして、それこそ政策支援まで施策を伸ばしていくという、そういう努力もすべきだったのではないかとというふうに思います。

それは率直な意見として申し上げましたけれども、今後、国も平成21年度の補正予算も組もうとしているようですから、ぜひともそういうものも積極的に財政でありますとか、町民生活に役立てるように、ぜひとも使っていただきたいと、そのように申し上げて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(10:50 休憩)

(11:05 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

一つ目は、介護保険の要介護認定の変更による影響についてであります。

介護保険を利用するのに必要な要介護認定の調査項目や判断基準が、2009年4月から変更されます。新方式においても、認定調査員による聞き取り調査と主治医意見書に基づいて認定は行われますが、新方式では調査項目が大幅に削減され、認定調査員が気づいた点を伝える「特記事項」の欄もあわせて減らすことになっています。

聞き取り調査の方法や判断基準を示した「認定調査員テキスト」は大幅な変更が加えられており、「移動」や「移乗」の調査項目では、移動や移乗の機会がない重度の寝たきり状態の人なら、従来ならば「全介助」と判断されていましたが、新テキストでは、介助自体が発生していないとして「自立」を選択するようになっています。

「食事摂取」の項目でも、食べ物を口にできず、高カロリー液の点滴を受けている人の場合、食事の介助が発生していないということで、「全介助」から「自立」へと変更されています。

症状の重い利用者を「自立」と判断する、逆立ちした基準です。

聞き取り調査項目の削減によって、二次判定を行う認定審査会の裁量権も弱められ、コンピュータ

による一次判定結果を変更しにくくなると、そういった批判があります。

サービス利用者の生活実態を反映しない軽度の判定の多発が危惧されています。

認定が軽くなると、サービスの利用限度額も施設への報酬も減額されます。

利用者の生活と事業所の経営に対する深刻な打撃となります。

そこで以下の点についてお伺いします。

一つ目に、厚生労働省が昨年秋に実施したモデル事業によると、2、3割が軽く認定されると結果が出されています。

幕別町においてももの認定結果にどのような影響がでるか、検証が必要と考えますが、調査はされているのかお伺いします。

②、軽度に認定された理由が新方式によることと思われる場合、町としてサービス利用者に対し、サービス継続のための手立てが必要と考えますが町の考えはありますか。

三つ目に、②と同様の場合、サービス事業所に対しても経営を補助する手立てを打つべきと考えますが町の考えはいかがでしょうか。

④、国に対して少なくとも現状の要介護認定制度を継持すべきと訴えるべき。そのように考えますがいかがでしょうか。

二つ目に、介護保険の保険料、利用料の減免制度の拡大についてであります。

今年2月、「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2009」が策定され、2009年度から3年間の高齢者福祉事業・介護保険事業のあり方が示されました。

「ビジョン」策定にあたって昨年町がおこなったアンケート調査に、現在の介護保険料について、「負担を感じる」、「やや負担を感じる」との回答が75.1%になっていました。

サービス利用料については同様に、44.7%の方が負担を感じる、やや負担を感じるというふうに答えています。

それにもかかわらず、第1号被保険者の保険料の値上げが提案されています。

幕別町の年金生活者の50%以上が年収100万円以下。このような実態から、低所得者対策に十分な配慮が必要と考えます。そこで、以下の点についてお伺いします。

①、低所得者に対して、幕別町独自の保険料減免の制度を新設すべきと考えますがいかがでしょうか。

②、幕別町独自で行っている「訪問介護利用者負担額軽減事業」を、他のサービス事業にも広げべきと考えますがいかがでしょうか。

また、「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」を社会福祉法人・市町村が経営するサービス事業所以外でも実施対象とすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「介護保険の要介護認定の変更による影響について」であります。

ご承知のように、介護保険につきましては、平成12年4月の制度発足から9年を経過するところですが、この間、さまざまな見直しが行われてきたところがあります。

特に、制度の根幹を成します「要介護認定」につきましては、平成15年の改正では「動ける認知症」への対応、平成18年には介護予防を重視した観点から「これまでの要介護1が要介護1と要支援2に分割される」など、主に認定の区分についての改正が行われてまいりましたが、今回は、「認定の方式」を変更しようとするものであります。

具体的には、厚生労働省の「要介護認定調査検討会議」におけます検討の結果、調査項目を現行の82項目から74項目に減らし、コンピュータ判定に使用するデータを平成13年のものから平成19年の最新データに改め、一次判定の段階から要支援2と要介護1の振り分けを行えるようシステムの見直しを行うことなどにより、全国一律の基準に基づき、要介護認定の客観性を確保しようとするものであります。

ご質問の1点目、「認定結果による影響調査について」であります。

ご質問の要旨にもありましたように、厚生労働省が昨年秋に全国の市町村の3万817人を対象に実施いたしましたモデル事業では、新たな判定ソフトを用いた場合、現行の判定と一致した人の割合は63.2%、重度に判定された人は16.7%、軽度に判定される人が20.1%であったものの、要介護区分の出現率にほとんど差がなかったこと。

また、全国的にばらつきのあった二次判定での重度・軽度への変更率の標準化や、「要介護1相当」における「要支援2」と「要介護1」の比率の標準化が図られたことなどから、今般の変更になったものというふうに伺っております。

本町におきましては、モデル事業で9件の実施をいたしました。現行の判定方法との比較では、同じ介護度の方が7名、現行より重く判定された方が1名、軽く判定された方が1名でありましたので、現行とほとんど差が出ていない結果となっているところであります。

なお、モデル事業以外の独自の調査は実施いたしておりません。

ご質問の2点目と3点目ですが、「新方式により軽度に認定された場合の、利用者及びサービス事業者への手立て」についてであります。

ご承知のように、要介護認定につきましては、介護の必要度を判断するものであり、その判断は、客観的で公平な判定により行わなければなりません。

利用者の心身の状態や環境等に応じ、本人の選択に基づき、真に必要なサービスが事業者から受けられるよう、審査会におきまして適切に審査を行ってまいりますので、ご意見のような手立ては考えておりません。

ご質問の4点目、「国に対して要介護認定制度の維持を訴えることについて」であります。冒頭にも申し上げましたとおり、今回の改正は、コンピュータ判定に使用するデータを最新データに改めるとともに、一次判定の段階から要支援2と要介護1の振り分けを行うことなどにより、全国一律の基準に基づき、要介護認定の客観性を確保しようとするものと伺っております。

改正は、必要なものというふうに考えております。

なお、今後、新たな認定方式の検証をしていく中で、問題点等が明らかになった場合は、国に対し、意見・要望等を申し述べてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、「介護保険の保険料・利用料の減免制度の拡大について」であります。

先の執行方針でも申し上げましたが、新年度からの介護保険料につきましては、第1号被保険者の負担割合の引き上げに加えまして、介護サービス量の増加や介護報酬の引き上げを見込む一方で、介護給付費準備基金の取り崩しや国からの特例交付金の充当により保険料の軽減を図った結果、月額基準保険料を現行より500円アップの3,850円といたしますとともに、被保険者の負担能力に応じた8段階9区分の所得段階と保険料率を設定させていただいたところであります。

ご質問の1点目、「低所得者に対する独自の保険料減免制度の新設について」であります。これまでも申し上げておりますが、介護保険料につきましては、所得に応じて設定するなど、所得の低い方への一定の配慮を行っているところであり、さらに一定の収入以下の方について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、正確に負担能力を個々具体的に判断しないまま、減免を行うこととなりますことから、公平性を損なうものと考えております。

このように、現行の制度・ルールの中で、最大限に低所得者の方に配慮しながら設定した保険料でありますので、現段階では、本町独自の減免制度を設けることは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の2点目、「『訪問介護利用者負担額軽減事業』を他のサービス事業にも広げることについて」であります。本事業につきましては、いわゆるヘルパー派遣に係る利用者の負担を軽減するものであります。介護保険制度創設前におきましては、一定の所得以下の方については利用者負担が無料でありましたことから、国の激変緩和措置として実施されていたものであります。

このようなことから、現在は、その延長で町の単独事業として取組んでおり、あくまでも特例とい

うことでありますので、現段階では、他のサービスまで範囲を拡大することは考えておりません。

ご質問の3点目、『社会福祉法人等利用者負担軽減事業』の対象拡大についてであります。制度としては社会福祉法人の公益的取組みを、国や自治体が財政的に支援するものであります。一方では、利用者が社会福祉法人以外のサービス事業者を選択せざるを得ない状況も生じておりますことから、検討を要する課題となっていたところであります。

このようなことから、新年度におきましては、低所得者の方の利用料の負担軽減を図るとともに、利用者間の負担の公平性を確保する観点から、社会福祉法人以外の事業所にも適用を拡大いたしたく、所要の予算を計上させていただいたところであります。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、順番の再質問をさせていただきたいというふうに思います。

新しい要介護認定のやり方については、結果としては従来とほとんど変わらない結果が出ているぞということのご答弁でありました。

そしてこの改正は必要なものというふうに考えているということのご答弁もいただいたわけであります。

しかし、実際、私が感ずるに、そして、この認定調査員の新しい認定争議にかかわっての健診を受けた調査員の方や、それから、要介護認定にかかわっている方から聞いている。そういった方との懇談の中では、大変このやり方に対する不安の声は出ているわけであります。

本人の状況が正確に反映される認定制度になってはいないのではないかとということなわけです。

今、初回質問の中では、移動や移乗、それから、食事のことなどを書きましたけれども、ほかにも多々あるわけです。

ちょっと言いますと、座位の保持。10分間継続して座れたらば、自立というふうになっていたものが、今回1分座っていれば自立になると。

移動については、日常的な買い物の外出が評価から外されて、家の中の移動だけで評価がされるようになったと。

排泄は、トイレまでの往復も含めて、介助の必要性を評価していたものが、排泄のときだけに、介助がどうかということになってしまった。

整髪においては、頭髪のない人や短髪の方は、介助の有無を問わず自立になる。結局、実際の介護度の実態よりも軽度で判断される要素は十分にあるわけなのです。

今回の変更について、結果的には、さまざまなデータが厚生労働省の中でもあるわけですが、まずは答弁で示されたデータはほとんど変わらないと。結果は変わらないということでしたけども、子の認定の仕方が、実態により沿わない形になったのではないかと私は思うのですけども、そういう誤認式があるのかどうなのか。お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、モデル調査だけの結果が先ほど申し上げましたような調査結果になっているということからいきますと、そう大きな差がないのではないかと。うふうには認識せざるを得ないのだろうというふうに思います。

ただ、今後、それぞれの個人の方々からすると、今、谷口議員がおっしゃったように、なぜ私が軽度になるのだというような、そういったことについての認識はまだ違ったものがあるのだろうと思いますけども、データの新たな改正ですとか、今お話ありましたようないろんな点検項目が変わってきた。

そのことによって、今まで受けていた介護が受けなくなる。そういったことについて、いわゆる大きな不安要素があるのだろうというふうにも思いますけども、私どもとしては、今、国から示されたこの認定方式をこれから採用されていく。そのことについて、だめであるというようなことは申し上げることにはならないのだろうというふうに思いますし、あと、できることは、例えば、今お話あ



ったように、自分が今までよりも今度の認定方式によって下がったというような方が出た場合については、これ、一次検定の中で出た場合や何かについては、これは当然また、二次審査会の中での協議の中でも十分、なぜ下がったという要因がどこにあるのか。

そういったことの審査なんかは、より詳しくやっていただけるのかなというそういう思いはしておりますけれども、その調査項目が変わったこと。それ自体を町として危機とすることにはならないのかなというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、ご答弁いただいた中での最後のところで、町としてということでありましたけれども、これは国が決めてくれば、全国一律の基準でもって従わなければならない中身ですから、そのようなご答弁になるのはやむを得ないのかなというふうに思いますけれども、それにしてもやはり、サービスを実際に受けている利用者さんの生活を守る。

そして、一つでも認定の結果が下がれば、通所系の事業所ですとか、それから、施設利用者の関係。要介護度ごとに単位数が決まっているわけですが、大体一つ下がれば10%ぐらい報酬が下がる。そういった中身になってくるわけなのですよね。

大変な影響が出ることになってしまうのではないかなというふうに危惧するわけです。

さまざまなデータがありますよというふうに言いましたけれども、全日本民主医療連合会、このデータでは、実際同じく当てはめをする中で、3分の2という数字が出ておりました。

軽度に認定されてしまうのだということになっているわけです。

国が3万なにがしのモデルをやったと。町もそれに旧ケースでもって提出されたということでしたけれども、まだまだケースとしては、数が足りないのではないかなともいうふうに思いますし、これからの実際出てくる結果については、利用者さん、事業者にとって不利益がないように、今、町長がご答弁ありました二次判定のところ、しっかり認定員の方に、下がったケースがあれば、なぜ下がったかということ疑問に思っていたことが必要なのではないかなというふうに思います。

そのことをぜひ徹底していただくことをやっていただきたいというふうに思います。

これからたくさんの方の危惧が声があるわけですが、実際に行われている中で、下がるケース、下がったり上がったりのことが出てくるのだと思うのですが、今の到達点で言えば、利用者さんに対する手立ては、結果的に変わらなかったから、二つ目のことになりまして、利用者に対する手立てはなかったということ。ないのだということの答弁も、この後の減免のことについてのところでもお話ししますが、仕方ないのかなというふうな思いもあります。

三つ目のことになりまして、サービス事業所のところ。ここは本当に経営が大変な実態が、私の方にも届いているところなのです。

今回、3%、介護報酬を上げるということでの改正がなされましたけれども、実際、これよりの根拠となったのが、介護従事者の対応を良くすると。一律2万円の月給が上がるようにということでありましたけれども、やはり、これが今、絵に描いた餅になるのではないかなというふうに聞こえてきています。

実際の経営がすでに、大変厳しい中では、その報酬分は全部人権費にまわらず入ってしまうと。事業所の方での運営費になってしまう。

そういったふうな声が届いています。

ちょっと二つほど事業所談の声を紹介したいというふうに思うのですが、帯広市にあるデイサービスを中心に経営されている事業所でもありますけれども、そこはもちろん、幕別町民の利用者さんがいるところなわけです。

実際、もう人数がめいいっぱいやっているものだから、今回の介護報酬改定に当っては、介護福祉士さんのような資格があれば加算の条件があるわけなのですが、勉強する時間も与えなければ、試験の機会があっても受けに行かすことができないのだと。そのような声がありました。

それから、大樹町のデイサービスや居宅介護支援事業所などを中心に運営されている事業所であり

ますけども、3月末でケアマネージャーさんのお一人がお辞めになるのだそうです。

二人のケアマネージャーさんがいて、70人ぐらいのケアプランを担当したのだけでも、結局一人では見れなくなる。

だから、新規で採用するように、いろいろと広告を出したり、つてをたぐって行って、採用の努力をされたわけですけども、結局誰も来なかったのだそうです。

事業所としては、もう3月になってしまっていますから、結局一人体制であるということを判断された。

そしたら、半分の人たち、自分の事業所から手放さなくてはならなくなるわけですね。

大樹ですから、忠類地区なんかもたくさん、幕別町民の方がいらっしゃるわけです。

介護の仕事になり手が無い。そういった現状があることでもって、利用者さんがまた新たにケアマネージャーと契約してということになっていくわけなのですよね。

1回目の質問では漠然と経済的な支援ができないかということでお尋ねしたのですが、ちょっと具体的にこんなことかということでお話したいのですが、例えば、若い人中心に、やはり郊外の事業所のもあれば、住居も変わらなくてはだめなわけです。家賃の援助をするような。

それですとか、どこか専門的なスキルアップのために、講習を受ける。その講習料に対する援助を出すとか、資格を受ける。その資格受講料の、受験料の援助をするとか、そういったことでの支援ということであれば、支援を検討していただきたいと思うのですが、そういったことではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） サービス事業所に対する町としての補助ということでありまして、これは本来的にはやはり、介護報酬の中で、事業所が運営されていくということが本来であるのだろうというふうに思いますし、それがお話ありましたように、大変厳しい状況にあるから、町でその助成というのはなかなか私は難しいのではないかと。

これは、言葉悪いかもかもしれませんが、いろんな施設なりいろんな福祉法人なり、いろんなところが頑張っているわけですから、お話ありましたように、介護の施設だけ、厳しいのは我々も3%上がって、本当にそれだけで済むのかという思いはありますけども、ただ、それを町費をもっていろんな案分の補助をするということは、ちょっと難しいことではなかろうかというふうに私は思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 厳しいということでしたけども、もう一つ、調査結果。

帯広市が去年の始めに実施した介護労働者実態調査。そのことの結果を紹介させていただきたいと思っております。

帯広市民が実際に利用している介護保険のサービス事業所ということの中では、この幕別町の事業所も、このアンケート調査の中に含まれていますし、私もその一人であります。

どんな就業状況なのか。

平均月収、正社員が19万6,000円という給与だそうです。

非正社員になると19万3,000円。これでいうと年収が200万円未満という方が55.7%にもなると。

もう少し上げて300万円未満、76.6%。

そういったことなのだそうです。

本当に大変なのですね。

どんな悩みがあるのか。

仕事の割に賃金が安いというのが46.6%。

だけどその一方で、就職した理由は、やりたい職種、仕事内容だったからということなわけです。

これにはアンケート調査を出した95.7%の事業所が参加協力していただいています。

ハローワークの帯広の求人情報、ちょっと調べてみたのですが、三つの事業所が介護福祉士さ

んの求人を出しておりました。

一つの事業所は13万2,000円～14万7,840円でどうだと。

B事業所、14万円。

C事業所、14万4,000円～16万1,000円。そういったような、専門学校であれば2年3年という、そういう期間を経て、得る国家資格であります介護福祉士。そういった資格の持っている人に対しても、この程度といたらちょっとあれですけども、そういった給与しか出せないというのが実態で、これが同じ国家資格であります看護師となりますと、求人は、一番安いところで、一月19万3千にながしということでありました。

ものすごく医療現場と比べてもあるわけなのです。差が。

ですから、サービス事業者に対するせいについては、今改めて具体的な数字を申し上げましたけども、ぜひ検討すべきというふうに私は考えるのですけども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国が介護報酬を3%上げて、その部分を事業所へ3%増えた分が納められる。そこで事業所が自分のところで採用し任用している介護士等の給与を決めていくという体系でありますから、私どもがそこへ、安いから町で補助をするということにはやっぱりなかなか、これはなりづらいのだろうというふうに思いますし、逆にどうなのでしょう。ほかの施設、あるいはほかの事業所なんかでも、厳しい中で、現実対応されていらっしゃる方もいるところもあるのだというふうに思っております。

ただ、かってそうした介護士ですとかいろんな資格をとるために、例えば、江陵高校なんかは福祉課程を設けて、あそこでいろいろ勉強をしている。そういった人たちに対する奨学制度みたいなものを考えてはどうかというような提言を前にいただいたこともあります。

そこまでいけば、行政の範囲としては考えられる範囲かなというふうに思いますけども、1事業所、個々の事業所のその給与に対して、あるいは介護方針に対して、町が助成をしてというのはちょっと難しい。我々とすれば、何とか国がもっと増やしていただいて、本当に安心して働いていただける方がたくさんいることが、やっぱり何よりも私どもとしては望ましいのだろうと。そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） なかなか厳しいということのお答えは変わらなかったわけですけども、実際、利用者さんを取り巻く現状、サービス事業者を取り巻く現状。どちらも厳しいものがあって、なかなか住み慣れた町で安心して暮らすこと、継続することができる。そういったことになりづらい条件があるということの共通認識を持って、これからまた、いろいろと議論させていただきたいというふうに思います。

④のところ、要介護認定については、繰り返しになりますけども、今後はとても危惧される条件がある。

そういった中身であります。

ご答弁の中では、問題点が明らかになった場合には、国に対して意見要望を申し述べてまいりたいというふうにお答えいただいたわけですけども、本当に、この言葉のとおり、国に対しての意見、しっかり、きっと問題は出ると思うのですけども、述べていただきたいなというふうに思います。

そうしましたらば、二つ目に行きまして、介護保険料の利用料、保険料と利用料の減免の拡大について、再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、保険料ですけども、減免のことについてはできないということでありましたけども、ご答弁にもありましたように、今回、月額で500円の値上げが提案されているというところでありました。

初回質問の中でも紹介させていただきましたけども、多くの方が、今すでに保険料が大変だという声が圧倒的に多いわけでありました。

これからますます支払いが困難であるということが、非常に値段が上がるわけですから、増えてい

く。

そんなことになっていくことが危惧されています。

幕別町介護保険運営等協議会、昨年7月から3月まで、今年2月まで4回開催されております。

そのうちの2回を傍聴させていただいたのですが、15人の委員の皆さん、本当に真剣に議論に参加してくださっているのを見て、なかなか素晴らしい会議の中身だなということは実感させていただいております。

そういった方々の答申ですので、大事にしなければならないというふうに思うわけですが、その中の、その協議会に出した町の資料のことで、少し私が疑問に思ったところがあったものですから、そのところ、保険料にかかわってきますので、質問させていただきたいというふうに思うわけです。

保険料算出するにあたって、標準給付費見込み額、地域支援事業見込み額、市町村特別給付額、この三つが決まってくれば、あとはその計算式に沿って、そして人数で割って、月額幾らだと。そういったことが出てくるわけなのですけども。

この見込み額についてどのようなお考えがあったのか、お尋ねしたいのですが、具体的には、例えば、第3期を見ますと、結局今のところ4,000万以上の準備基金ができてしまって、それを今、4期の方の保険料に使われていく。そんなわけなのですけども。

この保険料というのは、本来、その今後の3年間のために設定するのであって、ですから、ぎりぎりのところとか、これだけ使う、必要なのだというぎりぎりのところでもって、町民にこれだけくれということをご提案すべきというふうに考えているのですけども。

少し多めに集めておいて、そして基金に回した3年後、まわすような、そんなようなことも良かれというふうにされているそんなような部分がないかどうか。その辺が特に聞きたい中身です。

お願いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 保険料の設定については、給付見込額、サービス給付見込額につきましては、厚生労働省から示されておりますマークシートのようなものに基づいて、そこに一定の18年、19年、20年の数字を打ち込んでいく中で、21年度からの数字が出てくるようになっております。

また、恣意的とおりますか、施設の利用者数については、見込みについては、これは私ども町独自の判定で行っております。

これを併せたものが、総見込量になります。

その中で保険料を設定するわけなのですが、恣意的に、ここで基金を少し残して、第5期に充てようとか、そういうことは全く考えておりません。

むしろいかにこの第4期における保険料を、値上げを軽減するかというところに重点を置いて設定したものであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今の保健課長のご答弁を聞きまして安心したところでありますけども、恣意的ではない。軽減のために、いろいろな努力をされたということでありました。

実際、でも見てみますと、例えば、細かいデータでもって、表でもって介護、保険給付、それから予防給付についての見込み額出されていたのは、町の中でもわかるのですけれども、それらはなかなか協議会の委員の方々も、それを私も見せられてもわからない部分であります。

わかりやすいのはこの市町村特別給付なのなのですが、これはお風呂マットですね。対するそういう助成でありますけども、第3期で見ると、大体8万円から11万円、この3期3年間で30万円の出費だったと。

でも、3期の予算は60万円だったと、このように記憶しています。

4期についても引き続き60万円である。

実績はそこまでないわけです。

でも、そのまま計上されたら。そんなところもあって、そして、経年的に見ても、3期においては

それだけの額になった。だから、その出し方について、そういったお気持ちあったとしても、結果的に少し多めにとっておいて、そんなようなことになってしまっているのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今、市町村特別給付事業、毎年20万、3年間で60万、確におっしゃるとおり、過去3年の実績を見てもそこには至っていないのが現状でございますけれども、あくまでも、一番恐れているところは、基金を取り崩しても、なお第4期中に保険料がそこまで至らなかった場合、この場合については、道の安定化基金の方から借入れをして、次の第5期の方に、またその保険料、その分を償還する分を保険料に上乗せするということがございます。

そのことだけは避けたいという思いはありますから、その今のバスマット特別給付については、金額的にはそんなに多くはないのですが、それだけの利用があってもおかしくない状況ということで、20万円という設定をさせていただいたところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、保健課長のご答弁の中で、その保険料が不足した場合には、財政安定化基金から貸付を受けると。これだけは避けたいということのお話ありましたが、ちょっと私が理解していないのでお尋ねしますが、それを借りることでのどのような不利益が、次の日にそれが足ささって、保険料の値上げになるということは理解しています。

それ以外にもどんなことがあるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今、議員がおっしゃったことのみでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 厚生労働省の老健局介護保険課が1月になって出した文書なのですが、ちょっと短い文書ですので紹介させていただきたいというふうに思うのです。

1月になって、もう保険料も大詰めになって、何でこんな文章がという中身ではあるのですが、ちょっと聞いていただきたいと思います。

第4期の保険料設定について、介護給付費準備基金については、従前からご連絡しているとおおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的に時期計画期間において、歳入として繰り入れるべきものであると考えている。

すなわち、当該基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる譲位金を適切に管理するために設けられているものであること。

介護保険制度においては、計画期間内の給付に必要な保険について、各経過期間において保険料で賄うことを原則として、保険料が不足する場合には、財政安定化基金から貸付金を受け取ることができること。

被保険者は、死亡、転居等により保険料を納めた被保険者の被保険者でなくなる場合があること等から、本来は当該基金が造成された機における被保険者に還元されるべきものであり、基本的に時期計画期間において、歳入として繰り入れるべきものであると。

もうちょっとだけ続くのですが、ここで止めますけれども、安定化基金から借りてくださいよと。足りなくなれば。

そういうことを言っているわけです。

そして、ぎりぎり、今、この3年間の間の人のために使う保険料にしないよということをやっているわけです。

ですから、私はこの財政安定化基金から貸付を受けることを、そんなに恐れるものではないのではないかなというふうに思っているわけです。

ですから、もっとぎりぎり設定しておいてというのは、本当に必要だという、僕はもっと低いのだと思っているわけです。

それは経年的に基金に入れる額があつてきてのものなわけですから。

そして最後、3年間足りなかったときには、私は一般会計から繰り入れる、財政課安定化基金へ借りるのではなくて、そういったことをしていいのだと思うのです。

民生常任委員会の中で、保健課長、60の団体が一般会計から繰り入れていると。

これは60の自治体、それから、広域連合ということの意味だと思うのですが、そういったところがあるわけで、その中の一つに、今、この幕別町の町民の生活が、年金生活者の実態が大変だということのことが明らかなわけですから、一般会計から繰り入れること。それが国がいろいろと押し付けてくる。そういったことに対して町民から守るということにつながっていくのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今、1月の厚生労働省からの文書の中にありましたように、必要最低限を残してという、その必要最低限が幾らかということも一つの焦点にはなるかと思うのですが、現実的に、さっきも常任委員会の方でも申し上げましたように、現在、準備基金4,900万でございます。

そのうち20年度中の取り崩しが、恐らく800万か900万ぐらいになりますので、実質残っているのが4,100万と。

そのうち、3,150万を第3期中に取り崩しますので、残る基金は1,000万ということがありまして、3年間の給付がほぼ45億ぐらいになりますでしょうか。

その例えば1%、2%の上限によって、1,000万もすぐ吹き飛んでしまうというような状況でございますので、私どもの判断としては、その最低必要というのは1,000万という判断とさせていただきます。

それと一般会計の繰入の関係でございますけれども、やはりこれは介護保険を財政的に、安定的に持続的に運営していくためには、やはり決められた割合、国、道、市町村、第1号被保険者、第2号被保険者、それぞれ決められた割合を担っていくことが、安定的に持続的に制度を運営できる一つの大きな根幹だと思っておりますので、一般会計の繰入はふさわしくないものと私は考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 準備基金が0になるまで全部出し切れというようなことを申し上げている。そんなつもりはなかったです。

必要最低限のもの、それがまた幾らになるのか。

今、実際に残る約1,000万ぐらい、それが町の判断としては適当だと。それぐらいがないとあれだということであれば、それはそれで私もやむを得ないのかなというふうに思いますけれども。

結局幾らが町民から介護保険料としてとるのが適切かということなわけですが、経年的にみると、やはり余ってきている。多く取りすぎてきているということが言えるのだというふうに思います。

一般企業でという言い方をさせていただきますけれども、予算をつくるにあたって、どういったことが求められるかということ、結局1年後に決算が出るわけです。

この決算の数字に、100%近い。もういろんな条件を足してみても、そして、100%に近い数字を、それよりも多すぎてもだめだし少なすぎてもだめ。

それを求められるのが予算を立てる。そういったものの役割なのだと思うのです。

例えば、結果的に経費が浮いて、利益がたくさん出だぞと。それはほかの部門の人たち。会社全体としては喜ばしいことではありますけれども、その予想するセクションの、予想する担当者の役割としては、十分ではないということになるわけなのです。

今、そこを担っていただいているのが民生部であり、保健課であるのかなというふうに思いますけれども。

私はまだ保険料については少なく改修することでも、健全な運営ができるのではないかというふうに思っているわけですが、3年後、実際に出たときに基金があつたということでは、基金にする分がいっぱいあつたということではまずいわけですよ。

今のやりとりでいいですよ。

改めて、細かいこと申し上げましたけども、今回のこの保険料について、もっと安くすることができると、約束ができないものか、お考えをお聞きしたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほど、積立金といいますか、残っているのが1,000万ぐらいになりますけども、これは取り崩すことによって、一人当たり月額50円ぐらいの安さにはなると思うのですが、そのことによりまして、先ほど申し上げましたけど、事業が、サービスがどんどん増えて足りなくなった場合には、そのぐらいは保有していきたいということで考えてもいいし、これから、先ほどもお話されていますように、介護保険運営等協議会の中でもいろいろお話をさせていただいておりまして、これからのサービスがどんどん増えてくることもございますし、また、65歳以上の方々も増えてくるということもありまして、今後、またサービス事業料がどんどん増えてくることを予想されておりますので、これについては給付費の増加等も見込んで、このぐらいの保険料というのが必要なのかなと私は今のところは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 保険料については、今、いつとは言いませんでしたけども、これから条例改正の議論がまた、されていくことになっていきますし、そこでの今回の私の質問が少しでも参考になるようなことになっていけばいいかなというふうに期待するものであります。

二つ目、利用料の減免について、利用料の減免についてでありますけども、今回、社会福祉法人減免を、そうでない法人の減免にも広げるという誤解ごとをいただくことは、多いに評価されるべきだというふうに思います。

やはりご答弁にありましたように、実際、例えば、デイサービス、社会法人が二つ町内にありますけども、行きたい曜日には行けない。

そして、例えば車椅子の方、さらに条件が狭まる。

そのようなことがあって、また、その人の特性がそういう比較的大きいところになるわけですけども、人数の。

そうでないところがいいとかということのときには、社会福祉法人でないところを選んでいただくようなことがあったりしたものですから、ずっと求めてまいったわけでありまして、そのことがようやく実現したということで、私自身とても喜んでおります。

そうではありますけれども、引き続き、今回の値上げにそういったことがあるものですから、利用料の減免の拡大については、これからも大きくしていただきたいなというふうに思います。

すいません、ちょっと質問が戻ってしまうのですが、一つ紹介させていただきますけど、保険料のところですね。

帯広市は独自に、保険料についても減免制度を持っています。

大いに参考にさせていただきたいというふうに思うのです。

預貯金などの試算を活用しても、なお生活が困難で、市町村民税が非課税で、そして幾つかの項目に該当することということになるわけなのですけども、民生部長のご答弁にもあったように、保険料の値上げは、維持といういいことにはならないのだと。値上げがなっていくだろうということなわけですから、保険料そのものについても減免の制度を設けていただきたいというふうに思います。

改めて聞きますけども、今の帯広の例など、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 介護保険料の減免につきましては、3原則というのが国から示されておまして、減免にあたっては、一律的な減免は行わないということが一つあります。

正確な負担能力を勘案しないで、具体的な判断をしていかなければならないということで、必要だ

というふうに言われておりました、一律な減免は行わないということと、減免もしした場合、その分についてはほかの被保険者、同じ 65 歳以上の方々が負担していただくということになりますので、そこら辺もほかの人たちのご理解が得られるかということも十分考えていかなければならない。

それから、全額の免除は行わないということで、皆さんには必要な部分については負担をしていただく。

その 3 原則がありますので、私たちもこの制度について守っていきたいということに考えております。

ただ、先ほどもちょっとお話ありましたように、60 の自治体ですね。そのようなことをやっているというところもあるとお伺いしておりますけれども、その部分、昔はペナルティがあるということも聞いていたのですけども、その辺が今実際に重ねているかどうかもちよっと確認してみたいと思うのですけども、一応、現在のところ、介護保険料減免の 3 原則というのを、幕別町におきましては守っていきたいということであります。

○議長（古川 稔） 3 原則がある。そのことは承知しておりましたけども、それを守りつつ、保険料減免については、やはり今後の課題というふうにさせていただきたいなということを、そういうふうにするべきであるというふうに申し上げさせていただきたいというふうに思います。

介護保険制度、10 年目を迎えるわけですが、なかなかさまざまな問題が改修のたびに出てくる。そういった制度であります。

幕別町民、それから、そこのかかわる事業所が、これからも安定して事業が続けられて、そして、自分が住んでいた町で暮らし続けられる。

そのことのために、一緒にこれからも議論し、発言させていただきたいということを述べさせていただきます。質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

(11:59 休憩)

(13:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

障害者自立支援法について。

障害者自立支援法の実施から 4 月で 3 年目となります。

この制度のもとで原則一割の「応益負担」による障害者の負担増、報酬削減による事業所の経営難・人手不足、サービスの利用制限など深刻な事態が大きな問題となってきました。

この 3 年間、障害者の猛反対で利用料を 2 回軽減してきていますが、重い負担や応益は変わりません。

政府は法施行「3 年後の見直し」規定にもとづき、自立支投法の見直しを検討し、基本方針をまとめました。

見直し案は利用者負担について、「負担軽減措置を継続しつつ必要な見直しを行うべきである」としただけで、応益負担を基本にする姿勢は変えていません。

障害を自己責任とする立場で、生きていくうえで最低限必要な支援を受けることを利益とする考え方は変えておりません。

7 月以降も、利用料負担は残すとしています。

憲法第 25 条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定めている生存権の理念に反します。



また多くの事業所が減収となり、経営に打撃を与えてきた報酬の日払い制は維持するとし、抜本的な見直しをしようとはしていません。

自立支援医療にも定率1割の「応益負担」が導入され、通院医療費が2倍になった精神障害者の中で、病状悪化につながる深刻な受診抑制が起きています。

法施行後の障害者や施設の深刻な実態をみれば、部分的な見直しでは人間らしく生きていきたいという障害者に応えることにはなっておりません。

したがって、次の点について伺います。

①、障害が重いほど負担が重くなる「応益負担」は廃止し、「応能負担」に戻し、給食費やホテルコストの負担をなくすこと。

②、事業所の報酬単価を引き上げ、日額制から月額制に戻すこと。

③、地域生活支援事業へ国の財政保障を十分行うこと。

④、自立支援医療は元に戻し拡充すること。

⑤、「障害程度区分」認定は根本的に見直すこと。

⑥、就労支援、「暮らしの場」のあり方を権利保障の視点で見直すこと。

⑦、障害のある子どもの発達を保障すること。

⑧、障害者自立支援法の抜本的改善を含め、新しい法制度の確立を。

以上、8点について国に求めていくこと。

⑨、町として就労支援を行うこと。

⑩、総合相談窓口を設置すること。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「障害者自立支援法について」であります。

障害者自立支援法は、法施行3年で見直しという規定に基づき、去る2月12日、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームにより、抜本見直しの基本方針が示され、今国会での成立を目指しており、一部の内容を除き、改正法公布から1年半の間に施行するとされております。

今回示された改正の基本方針であります。障害者が地域で普通に暮らすことや自立と共生の社会づくりを目標とする「障害者自立支援法」の基本理念を堅持しつつ、障害者福祉の原点に立ち返り、利用者・家族・事業者、そして国民が安心できる制度・仕組みへと抜本的に見直しを行うとしております。

具体的には、知的、精神、身体障害の一元化や就労支援、地域で暮らすための選択可能なサービス体系の多様化などの長所といわれていることについては、必要な拡充を実施するとともに、円滑な移行のための見直しも行うこととされております。

一方、介護保険法との整合性を考慮した仕組みについては解消し、自立支援法に基づく自立生活に必要な十分なサービスが提供されるという考え方に立つとともに、利用者負担については、能力に応じた負担とするなど、更なる改善、わかりやすい制度を構築するとされているところであります。

ご質問の1点目、「応益負担から応能負担に戻し、給食費やホテルコストの負担を廃止することについて」であります。

ただいま申し上げましたとおり、見直しの基本方針では、現在のサービス利用量に応じた「応益負担」から障害者の所得に応じた「応能負担」に切替えることとされ、あわせて、これまでに実施された特別対策や緊急措置により軽減された現行の負担水準を継続するとされております。

また、所得の捕捉に関する資産要件についても撤廃され、現在負担軽減の対象となっていない一般世帯についても、負担限度額の見直しを図るとされております。

なお、現時点では、応能負担に移行した場合の所得階層等が示されておりませんので、具体的なお話は申し上げられませんが、3月下旬ごろには決定されるというふうにご報告しております。

ご質問の2点目、「事業所の報酬単価の引き上げと月額制への変更について」であります。

見直しでは、「事業者の経営安定のため人件費を含めた必要な措置を講ずる」さらに「障害福祉サービス費用を引き上げる」とされております。

報酬の改定は、自立支援法が平成 18 年に施行後初めて行われますが、全体で 5.1%の引き上げとなり、国は、それに伴う必要財源 230 億円を平成 21 年度予算に計上しております。

また、高齢者介護と同様に、障害福祉の現場も人手不足であり、賃金アップも図るとされており、報酬の日払い制に関しては、「日払い方式」を維持しつつ、事業者の安定的な運営が可能となるよう報酬単価を見直し、利用者が欠席した場合においても既に施設において受け入れ態勢を整えているなどにも着目して、一定の欠席回数までは「欠席時対応加算」を設け、事業者を支援するよう改善されると伺っております。

ご質問の 3 点目、「地域生活支援事業に対する国の財政保障について」であります。障害者が地域で暮らすため不可欠な事業で個別給付になじむものは自立支援給付とするほか、移動支援、コミュニケーション支援については充実を図るとされています。

また、市町村の格差を是正するため、国庫負担基準に関し、必要な支援策を講じるとされております。

ご質問の 4 点目、「自立支援医療を元に戻し拡充することについて」であります。見直しでは、利用者負担に関し、障害福祉サービスと補装具・義肢の自己負担については合算し、一般の医療保険や自立支援医療との合算については検討するとともに、自立支援医療の負担軽減についても検討するとされております。

併せて、精神通院医療の申請に必要な診断書を毎年から 2 年に 1 度の提出に簡素化するなど、利用者の申請手続きの軽減を図るとされております。

ご質問の 5 点目、「障害程度区分認定の根本的見直しについて」であります。

障害程度区分については、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう、見直しとされております。

また、障害程度区分により施設の利用が制限され、施設を退所せざるを得ないこととならないよう、また一人ひとりに適切な支援ができる制度と仕組みに見直しとされております。

ご質問の 6 点目、「就労支援、『暮らしの場』のあり方を権利保障の視点で見直すことについて」であります。

見直しでは、一般就労への移行を支援するとともに、工賃倍増計画の着実な実施やハート購入法の成立により福祉的就労を支援する。

また、福祉的就労分野での利用者負担について、工賃控除額を倍増するとともに、施策体系のあり方、事業の名称などは、関連施策との関係を含め見直しとされております。

地域生活の基盤整備については、身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し、入居者への利用する際の助成など支援を充実する。

さらに、利用者負担を支払った後に施設入居者の手元に残る金額については、在宅とのバランスに配慮しながらその増額に努めるとされております。

ご質問の 7 点目、「障害のある子どもの発達を保障することについて」であります。

発達障害、高次脳機能障害が自立支援法の対象となることが明確化され、障害のある児童が人として健やかに成長し、自立できるよう、児童福祉法を基本として、総合的な支援システムを構築することとし、通園事業や身近な相談支援体制、放課後デイサービスの充実等を図るとされております。

ご質問の 8 点目、「障害者自立支援法の抜本的改善を含めた新しい法制度の確立について」であります。

今回の法改正は、多くの障害者の方に負担増を強いたと批判を受けたこともあって、3年で一定の見直しが行なわれ、抜本的改正の基本方針が示されたことについては、評価ができるものと思っております。

特に支援の手が薄かった自閉症などの発達障害のある方を自立支援法の対象とするなどのほか、地

域間格差の是正、人材確保並びに職員の処遇とサービスの質の向上を図るなど、障害者の生活を支えるために必要な見直しが見られるものと期待をしているところであります。

したがいまして、国に対して抜本的な見直しや改善を求めることよりも、現時点では、今回の法改正による新たな制度が一刻も早く円滑に運用され、サービスを利用する方々にとってどのような影響をもたらすかを慎重に見極めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の9点目「町として就労支援を行うこと」についてであります。

先の行政執行方針で述べさせていただきましたが、現在、第2期障害福祉計画の策定を進めており、今月中に策定委員会より答申をいただくこととなっております。

この計画におきましては、障害者の一般就労への支援を基本的な考え方に盛り込み、福祉施設から一般就労へ移行できるよう関係機関との連携のもと努めてまいりたいと考えております。

また、町の独自の施策としては、平成21年度において、障害者の就労体験事業を実施したいと考えております。

本事業は、役場において障害者の方を受け入れ、将来の就労に向け職場体験をしていただくことで、障害者の方の就労意欲を喚起するとともに、町内の企業に対しての雇用促進やご理解をいただくための、啓発事業にもなるものと思っております。

ご質問の10点目、「総合相談窓口の設置について」であります。

今回の見直しの方針では、利用者の意思や家族の意見を尊重しつつ、民間の事業活動も活用しながら、障害者が地域のさまざまなサービス資源を適切に組み合わせ自立した生活ができるよう、相談支援センター等の設置や身体、知的、精神それぞれの分野における相談支援員などの人材の育成を含め、地域での相談支援体制を強化するとされているところであります。

現在、本町では福祉課障害福祉係が窓口となり、障害者個々の実情に合わせ、保健師や福祉施設等の職員と連携し、個別の対応をしており、併せまして、そのご家族についても相談や支援を行っております。

ご質問にあります総合窓口の設置については、現状の担当課を中心にワンストップ窓口を目指し、相談支援体制を強化することで対応してまいりたいと考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、町長にご答弁いただきましたが、今、障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針ということで、国会で今、これがどうなるかというところになっているということで、その法案が通ってから、今後どのようにしていくか考えて対応していきたいということでした。

この見直しの基本方針ですが、この中からやはり今の制度にこれからどのように変えていくか。

そのところはやはり見えてくるところがあると思います。

それで、今一番障害者にとって大変なのは、応益負担から応能負担にしたというところが一番大きな問題になってきております。

けれども、この基本方針のところでは、応能負担にすると言いつつも、基本的には応益負担、それが変わらないのではないかと思います。

それで今、国に対して8項目の要請をとということでしたが、町長のこの考え方をお聞きいたしましたし、それに対して、国に対して、この基本方針が障害者に対してどのような方針になっていくのか。そのところをお聞きしてから国にしっかりと意見を求めていくということも改めて求めていきたいと思っております。

それで、一番目の応益負担のところなのですが、ここでは本当に障害のある方々、この方々の生活の状況がどうかといいますと、障害基礎年金1級では1カ月8万3,000円、2級では6万6,000円、これで1割負担、自宅で生活するとかそういうふうになりますと、経費を抜いても本当に手元に残るお金はわずかだと思っております。

そこからいろいろなサービスを受けるということでは、本当に自立して生活していけないのではな

いかということが、今一番大きな問題になっております。

それで、基本方針のところでは、応能負担に切り替えていくというふうにされておりますけれども、住民税非課税の方も負担を支払わなければならない。

そういう中では、この年金の2級の年金の中では生活保護基準よりも本当に収入が少ない。

そういう中で応能負担とは言いながらも、利用料を支払うというふうになれば、生活がしていけない。こういう状況になるのではないかと思います、その点について1点お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁を申し上げましたけれども、今までの応益負担から応能負担に変わっていくという方向が今示されたと。

ただ、具体的に現時点では応能負担に移った場合に、例えば、おっしゃられたように、所得階層ごとにどういう負担になっていくかというところが、今の段階ではまだ示されていないので、それが先ほども言いましたように、3月下旬ぐらいに決定されてくるのではないかとということでありますので、今の段階でちょっと質問に、幾らになるということの答えは申し上げられないのですが、方針として、今まで要求が強かった応益から応能に変わることについては、これまた一つ、一歩進んだのかなという思いではおりますけれども、詳細については今後だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 私もそれはそのように承知しております。

けれども、その負担がもしサービス料を払う、その限度以上の負担であった場合に、やはりこの点も応能負担だとは言いながらも、考えていかなければならないのではないかと、そういう含みがあるという、そういう心配される場所なのです。

それで、これから決まるということなので、その点も負担が思い、そういう改善されたとはいえ、まだ負担が重かった場合には、国にしっかり求めていくということが必要ではないかということです。

次、2番目なのですが、事業所の報酬単価なのですが、これも改善していくというふうには言われておりますが、日払いから月払い、報酬がですね。それを変えるとはされていないのですよね。

それで、必要財源も230億円、予算組みました。

ということなのですが、今まで応益負担導入する前と導入されてから。この制度ができてから約860億円利用者負担になっているのですよね。

厚生省の試算です。

今から3年前ですけども。

ですから、それで230億円、予算組んだとしても、まだまだ対策としては不十分だというふうに思います。

それで、今、5.1%報酬引き上げると言っているのですけれども、それで試算したとしても、施設では非常に運営が困難だということも予測されております。

ですから、そういう点でも、これもまたこれからなのですけれども、本当にこれでいいのかというところがまだまだあります。

利用料の滞納者がいる施設が今45%にもなっているという調査結果も明らかです。

それで、事業所の97%が減収になっているということです。

ですから、この政府が改善案だといって5.1%引き上げる。230億円予算を組むとしてもまだ不十分。これはもう予測されることなのですよ。

これもまた、そういう状況が起きた場合には、やはり町村として地域に住んでいる障害者に責任を持つ立場として、ここの改善、本当に必要だというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、報酬が改正されたからといって、それで全てが解決されることにはもちろんならないのだろうというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたのは、例えば、日払いから月払いにという要求には応えられなかったけれども、今まで日払いで、例えば4日行こう

としていたやつが、障害者の方が来られなくて、実際1日しか行けなかったと。

そういった場合には、その残り3日間の部分も何らか保障をしようというような改善は出された。

そういう意味では一つ進んだのかなということを申し上げました。

ただ、5%がいいというふうにも思っていないし、現にいろんなところでこの自立支援法にかかわっては、裁判沙汰までなっている部分もあるわけですから、私どもはなお一層、それを障害者の方にとって本当にサービスが受けられる、安心してサービスが受けられるような体制づくり。

これは今回の改正で全て決着したわけではありませんので、先ほど来申し上げておりますように、状況を見ながら、町村会でもずっと取り上げていくことになる。

それは間違いないことだと思いますし、私どももその一員として、これからも要請活動は続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、3番目の地域生活支援事業、これは本当に自治体として大きくかかわってくる財源問題も含めまして、こういう生活支援事業が多く地域にあることが、障害者がこの地域で安心して暮らせる。こういう制度だというふうに考えます。

ちなみに、この幕別町では、ひまわりがそれに該当するのではないかというふうに思います。

それで、幕別町では、障害者に対する施設が少ないというふうに思うのですよね。

そういう点では、自治体だけで責任を持って、そういう施設をつくり、そして利用するというだけでは自治体の財源だけでは不十分だと思います。

それで、国への財政保障を十分行うよう要請していただきたいと思いますと思うのですが、この生活支援事業への国の予算は義務的経費ではなくて、裁量的経費になっています。

そこでは財源がなくなっても補正や何かなかなか組めない。こういう経費、こういうふうになっていますよね。

そうしますと、住民の要求、障害者のそういう要求があっても、拡充していくにもなかなか町独自で支援策というのは拡充には不十分ではないかと思えます。

そこで、そういうところにしっかりと自治体の財政支援をしてほしい。

そして、自治体の財源力によりまして、障害者のサービスも左右されるのではないかと思います。

そこでは本当に幕別町、そういう財源支援をしっかりと行ってほしいということをもっと声を大きくして求めていくことが必要ではないかと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁みんな同じになってしまうのですけれども、今おっしゃられたようなことも、今回の改正の中で、国庫負担基準法に関して必要な支援策を講じるというのは今の方針が出ているわけでありまして、私どもはそれらを今後見ながら、先ほど来申し上げているように、十分内容を精査した中で、要請活動もこれからも続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、障害程度区分なのですが、これは自治体で障害程度区分を進めていくというふうなことであります。

ここでは国で自治体にそういうことをするように定めているということなのですが、ここでも非常に障害を持っている方、家族から疑問が出されているところなのですよね。

そこでは専門的な知識のない方が、認定調査員に配置されているのではないかと。そういう声も多々あります。

そこではやはりきちっとした講習ですとか専門の方、知的、身体、精神と3障害あるのですが、その専門の方がきちっと配置された認定調査を進めていくべきではないかというふうの一つ考えるわけなのですが、その前に、コンピュータの一次判定も、知的、精神にはしっかりした判定が下されていないのではないかという疑問も多く出されております。

ですから、確かに国の制度で79項目は介護保険の段階。この部分は改善されるとはしているのです

けれども、それと同時に、認定調査員のきちっとした講習ですとか、そういうものも併せて必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 障害程度区分の認定に至りましては、現在、幕別町の職員がその必要な研修を受けまして、その調査に当たっております。

その際には、先ほど申しておりますように、身体、精神、知的、発達障害などのことについてみてきておりますけれども、この障害特性を反映するものとなりますようにということで、今、国の方も、先ほどもちょっとお話、町長の答弁からもありますけれども、この法第4条第4項でもあるのですけれども、見直しを含めて抜本的に見直すと言われておりまして、また、その障害程度区分によりまして、今、軽くなった場合の施設を出なければならないというようなことも出てきているのですけれども、そのようなことがないようにということも併せて見直しされているということでもありますので、そのような形で進めてまいりたいと思いますし、検診についても町の職員、実際受けて、調査に誤りのないようにしてまいりたいということで考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この調査員なのですが、町の職員が判定調査員ということなのですが、どのぐらいの時間、期間、講習を受けているのでしょうか。

この知的、精神というところでは非常に難しい判定というか、下さなければならないと思うのですが、そこをしっかりと研修をしていかなければ、公平な判断をしていられないのではないかと思います。それはいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 実際に障害程度区分の研修につきましては、二日間ほどで、その認定のことを受けておりまして、研修を受けているところでもありますけれども、今、進めましてから、年間100件くらいの程度区分の審査、調査をしておりますので、その部分ではいろいろな方の程度を見ておりますので、ある程度の判定はできるものと考えています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 職員の場合には異動というのがありますよね。

そうしますと、また改めてということになりますので、国の制度がこれからどういうふうに変わるかわからないという部分はあるのですけれども、もし町の職員が判定員としてずっと継続していくのであれば、専門の方をその判定員として位置付けていく。

そういうことをしていかなければ、また1から講習を受けてということになりまして、非常に判定が不公平になる可能性大ではないかと思いますが、今後の検討も含めまして、お答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほど申し上げました認定の調査の方の委員でございまして、町で4人の調査員が調査をしております。

それを調査表をもとに判定するのは5人の審査会の委員がおりまして、東部と一緒に5人の認定委員を選びまして、東部十勝4町でやっておりますので、その中から選んでおりますので、ある程度福祉の専門家の方ですとか、医師の方、そういう方も含めて最終的な障害程度区分の認定は行っている。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） では、第1段階は町職員がやりまして、二次判定は専門の方々に委ねているということですね。

わかりました。

それでもまだあるのですよね。認定が。

保護者から見て同じような障害のある方なのですけれども、区分が2になったり6になったりして、

これはちょっと不公平ではないかという地域の障害者の方からの意見もありますので、そのところの是正も今後検討していかなければならない部分でないかと思っておりますので、ぜひそのところ、検討をお願いいたします。

次、6番ですが、暮らしの場のあり方ですね。

これは本当に、今、認定区分によりまして、地域で住まなければならない。施設を出なければならない。そういう方も出ております。

そういう場合には、家族と一緒に住みたいのだけれども、そこから通所するところがない。そういう意見も大変多く、障害者の中から出されております。

それで、本当は自分の親元から、そういう、何て言うのですか、暮らしの場という施設があれば、通所するところがあれば行きたい。そういう声も多く出されております。

今、ひまわりもそうなのですが、やはり3障害一緒になりますと、知的の方と身体という方はなじめるかなと思うのですが、精神の方はやはり特別な3障害一緒と言いましても、精神の方は精神専門のところでも日々暮らしたい。

そして、専門の方に対応していただきたい。そういう声も多く出されております。

そういう点では、やはり、この幕別町では、その施設が大変少ないのではないかなというふうに思うのですね。

ですから、そういう場のあり方も、今後検討していかなければならないということも考えられます。

今、障害者福祉計画の中にも、そういう施設や何か、民間で施設をつくる場合には助成もしていきたいということも書いてありますけれども、そういう手立ても今後、協力に進めていくということが、安心して暮らせる。障害のある方も安心して暮らせるまちづくりにつながるのではないかと思います。これからの方向性としてお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） なかなか町単独でそれぞれの施設を持つということは厳しい現実があるわけでありまして。

そういった中で、私どもの町では、ひまわりの家を中心に、いろいろ NPO の立場でご活躍をいただいている。大変ありがたく思っております。

そのほか、中札内をお願いしている知的の部分ですか。それから、音更、あるいは帯広、それぞれ施設も町村単独でなくて、いわゆる十勝圏的な、広域的な中で、施設利用を行っている。

ただ、現実にはその施設も必ずしも十分でないし、先ほど言ったように、一定度の障害によっては出されてしまうというようなことがあったりということで、いろいろ問題はあるわけでありまして、私どもの今、福祉計画、今度、3月にも新しい福祉計画が出ます。障害者福祉計画が出ますけれども、恐らくその中にも当然、施設の設置については書かれてくるのだろう。

掲載されてくるのだろうと。

その中に、一つが先ほど言われたような障害者の方を対象としたグループホームなどが、今後予測されてくるのかなというふうにはありますけれども、全体的な中で、いわゆる障害者の福祉施設というものを、私どもの町、あるいは広域の中でこれからも配置を考えていかなければならないものというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） また、そういう中で、施設から退所しまして、地域で生活している。そういう意向の方、町としては身体とかそういう方は15人、平成23年度まで目標にするというふう聞いております。

また、精神の方は6人以降していきたいというこの目標計画。それを実現していくという点では、幕別町だけでそういう地域で生活していける施設というのができないのであれば、十勝全域で関係をして、そういうところでもしっかりと障害者が地域で生活できる対策ということもこれから考えていかなければならないと思っております。

それにはやはり財源も必要なわけでありまして、今回の見直しの基本方針の中に、財源問題が十分含まれていなければ、そのところもしっかりと財源を保障してもらえるように、国に働きかけていくことをしっかりと求めていっていただきたい。

それが安心して暮らせるまちづくりになると思いますので、その点もぜひ、これからの検討をしていっていただきたいという部分です。

その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどから申し上げておりますように、施設の配置については、町、あるいは管内的に配置を考えていく。

財源については、これもどうしてもやはり国に求めていくというようなことになっていくのだろうというふうに思います。

あるいはまた、民間の福祉法人ですとか、そういったところが実質、経営、運営するような福祉施設もあろうかというふうにも思いますので、そういったところの連携なり、あるいは、それらに対する国の支援、あるいは、町としての助成。そういったことも含めながら、総合的に考えていかなければならないものというふうに思いますが、まずはやはり、国の財源をしっかりと確保していただいて、それぞれの施設整備に当たっていただくということを進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 7番目なのですが、障害のある子どもたちというところでは、やはり保護者の負担というのは本当に大きなものがあると思います。

ここにもまた応能負担、応益負担、これに戻ってくるのですけれども、施設入所だけではなくて、通園するですとか、それから、異動するですとか、そういうところにも費用が本当にかかるのですよね。

やはり子どもたちは地域で育てる。そういう意味でも、公的な責任で適切なこの福祉サービスを行う。

こここのところは十分に配慮しなければならない部分だと思います。

健常の子どもたちが普通にできること。そういうところにきちっとバリアを外していく。それが公平な発達につながると思うのですね。

ですから、本当に障害のある子どもたちに、そして親たちに負担を重くする、負担を被せるということは、公平な発達にはつながらないと思っております。

そのところは本当にこれから考えていかなければならないというふうに思うのですが、やはり福祉サービス、それは国がしっかりと補償していく。そのところを本当に声を大きくしていかなければならない部分ではあると思っております。

これから制度は基本方針の中では、そういうふうな対策は立てていくとは言っていますけれども、契約制度には変わりはないわけですね。

ですから、そのところのバリアというのを除いていくということも本当に必要だと思いますので、そこも併せて、ぜひ、この基本方針に照らしまして、その部分がまだバリアがあるとすれば、きちっと改善を求めていくということも併せて、求めていきたいと思います。

それとあと、障害者自立支援法、これに変わる新しい法制度ということでは、やはり今、ずっと町長に意見を求めてきましたが、根本にあるのは障害者の生活をしっかりと守っていく。そういう視点に立っていないのではないかと思うのですよね。

基本方針や何かでいろいろ細かな改善はあるのですけれども、その障害のある人たちにしっかりと生きていくための手立てをとっていない。

その根本はやっぱり応益負担なのです。

だから、そのところもしっかりと求めていくということと、やはり子どもたちは大人になる段階をしっかりと上っていく。そういうことを保障していくということと、大人はやはり、人生が終わる



まで人として生きていく。そういう仕組みをつくっていくということがきちっと大事なことではないかと思うのです。

その点もやはり、少しの手直しでは十分ではないというふうに考えておりますので、そこも併せて国に求めていただきたいと思いますということです。

次に、地域の問題で質問したいと思います。

町として就労支援を行うことというふうに質問しておりますけれども、今、町長の答弁の中に、町として体験とかそういうことで、障害のある方に就労の体験を町としてやっていくということなのですが、私はやはり、基本的な考え方として、障害者の方々の就労意欲を喚起する。

こういう答弁されておりました。

障害のある方は働きたくても働くところが少ない。働く場がないということがやはり大きな問題だと思うのです。

働く意欲がないわけではないわけで、基本的な考え方の中に、就労意欲を喚起する。こういうところでは非常に、障害者が聞いたら何と言うのかなというふうに、私ひとつ考えてしまいます。

それで、福祉のまちづくり町民会議、その中でいろんな意見や要望が出ているという新聞報道で見えておりますけれども、その障害者を雇用する企業に、町の事業の優先発注など、こういうことも町の対策としてほしいということも新聞報道でありましたが、そういう対策を、新たな対策も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 障害者の方が社会に出て、健常者と一緒に仕事をする。

私はやっぱり一番それが望まれることなのだろうというふうに思っております。

私どもの町でも、今、障害を町職員として採用している方ももちろんいらっしゃいますけれども、何年前かに、その町職員試験を、障害者のみに限って実施した経緯もあるわけですが、多くの方が受験をされて、大変私も面接なんかして感動をした覚えあるわけですが、なかなかまだ社会全体から見ると、そうした方、就職に就かれる方が少ないのも現状なのかなというふうに思っております。

そういったことで、今、お話ありましたように、障害者の方を採用してくれる。任用してくれるような会社、企業に対して、それなりの支援策を考える。これは必要なことなのかなというふうに思っておりますけれども、今回新たに計画しましたのは、役場に来ていただいて、役場の仕事などを体験していただいて、そこで働く喜びといいますか、働くことの意欲を醸成してもらおう。そんなことで今、大体5人ほどの方を10日間なり何日間、1週間なりに来ていただいて、経験をさせていただく。

それが新たな就職につながれば、私ども一番ありがたいことだなというふうには思っておりますけれども。

これは当然、先ほどからお話ありますように、相手方、企業なりの中のお力がなければ進まないわけですが、

町としては、まずはそうしたことで、役場の仕事を体験してもらおうというようなことを、今年度実施させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、雇用状況が大変厳しいですね。

そういう中で、障害者が働く場もなかなか、それ以上に厳しい状況があると思うのです。

ですから、障害者を受け入れる事業所や企業に対して、町として何らかの保障、そういうことも考えていかなければ、雇用の拡大にはなかなかつながらないのではないかと考えますが、その対策は、今お聞きいただかなかったかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町独自の施策は今まではもちろんなかったのですが、恐らくこれは労政サイド、国なり、道はちょっとわかりませんが、そういったいわゆる障害者サイドと、いわゆる先ほ

どから出ている雇用の関係のサイド。こちら両方の中で、きっと、名称がわかりませんが、そういったものはあるのだろうというふうに思っております。

ただ、それが町村まで下りてきて、それに町もプラスなり、あるいは町独自でということは今の段階ではまだ進められておりませんし、あまり他町村の例も聞いていませんけども、もう少し、これ、内容を十分調べさせていただき、研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、総合相談窓口なのですが、ここでは相談体制を強化するとされておりますけれども、地域の保護者の方の声を聞きますと、役場に行って相談するというのはなかなか敷居が高いというのですね。

それで、相談に行ったらいろいろな問題は解決する方向も見えますよといっても、なかなか敷居が高く行かない。

それで、地域に、例えば、コミセンですとかそういうところに、何曜日には相談員がいますよというそういう形で、窓口を開いていただければ安心して、普段着で行ける。

そして、札内から幕別本町に来るのも遠いし、忠類から来るのもなかなか遠い。そういう点では相談する窓口が多数あった方が、気軽に相談できるので、増やしてほしいという要望があります。

相談支援専門員という資格を持った方が地域にも何人かいらっしゃると思うのですね。

そういう方をそういう場所を設けて設置するというのも一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 障害者相談員という方、町内にいらっしゃるわけですし、もちろん福祉課の中に、先ほど申し上げましたように、障害福祉係もあるわけですから、相談に応じることはもちろん当たり前のことなのですが、今おっしゃられたように、なぜか役場へ来るとちょっと敷居が高いから来づらい。

私は逆に言うのであれば、担当の者が逆にお邪魔するなり、あるいはコミセンでも近隣センターでも、場所を設定して相談を設ける。

そのことは何も不可能ではない。可能だというふうに思います。

ただ、毎月なり毎週決まって何時から何時までやりますよというようなことになってくると、なかなか難しい面もあるのかな。

時間的な拘束もかかるわけですから。

そうではなくて、こういう相談があるのだけでも、どこか来てもらえないとか、どうでしょうかといったときに、職員が行く、あるいは相談員にお願いする。そういう手法からいけば、もっともっとコミュニケーションをとりやすくなっていくのかなという思いはしておりますので。

ぜひ、一番いいのは敷居が決して高いわけではありませんので、役場へ来ていただくことがまず一番いいのでしょうけども、それでもどうしてもということになれば、逆にお電話でも、誰かを仲介してでも、声を掛けていただくことが第1かなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、民生委員、児童委員と自宅に貼ってありますよね。そういうものを町で相談支援専門員の方に依頼して、自宅にそういうものを貼るとか、そういうふうになれば、地域の方は相談に行きやすいとか、そういう方法も一つ考えられるのではないかなというふうに思います。

それと、もう一つなのですが、担当者は変わるたびに、その障害の経過を1から話しなければならないというのですね。

役場の担当者が変わったりとか、そういうふうになると。

そうすると、障害の履歴みたいなものを幕別町に住んでいる場合には、そういうものが一つあれば、担当のところに行けば、すぐ1から説明しなくても相談できるということで、そういうシステムも一つつくってほしいという要望もあるのですが、その二つについてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 相談員という制度は、これは町が委嘱ではなくて、恐らく都道府県ですとかそういうところの委嘱がひとつ、障害者相談員の中にはあると思うのです。

そして、知的の部分の相談員もいらっしゃるというふうに思います。

ただ、看板といいますか、表札みたいなのは、あれは民生児童委員なんかといたら、あれは道で決められた一つの様式のものであります。

そういったことももちろん必要であればいいでしょうけども、民生児童委員さんみたくそう多くはもちろんいらっしゃらないわけですから、各公区に一人ずつということにはなっていませんので、その辺がちょっとどうかなというふうには思います。

それと、今おっしゃられた相談するたびに、係が変わるたびにということは、これは本当におっしゃるとおり、迷惑な話なのかもしれませんから、担当、相談を受けた者は、それなりの履歴なりを含めた物をやはり書類として残しておくというのはこれは職員としてはやっぱり当然のことなのだろうと思いますので。

それらについては、また内部で十分話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、相談員のことなのですが、それは道で、民生委員とか児童委員というのは道でやっているということ。表示するの。

であれば、幕別町でその相談支援専門員という方が、道の委嘱を受けていらっしゃるのであれば、お知らせ広報とかそういうものでしっかりとお知らせする。そういうことも必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 民生常任委員は、国と厚生労働大臣と知事が委嘱をするわけです。

それに併せて、幕別町も福祉委員というような名前で、民生児童員の委嘱をする。

障害者相談員は、身体、知的、精神、3人はいらっしゃるわけですし、毎年、福祉、民生児童員さんの一覧だとか、そういうときには相談員も広報にも掲載しておりますので、1回では十分でないのかもしれませんが。

もちろん、障害者福祉団体だとか、そういうところには周知をしていると思いますけども。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その辺は承知いたしました。

その3人以外に、その資格を持った支援相談員っていらっしゃると思うのです。

そういう方を増やして、周知していくということも必要ではないでしょうか。

町独自として、こういうところに行けば相談できますよということを周知していくということも一つ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられた町独自で支援相談員を委嘱なり配置しているかということになると、そういう制度は今のところのないと思います。

ですから、これらがどういう資格が必要で、どういった役割を担うかというようなことが、新たに構築できれば、そういう制度として考えていかなければならないのかもしれませんが、今の段階ではないので。

結果的には、民生児童委員さんなんかを通じて、役場へつなぐというようなことが、今の民生委員さんたちの役割なのかなというふうに思っていますけども、それは研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 承知しました。

その指導専門員というのは、きちっと講習も受けて、そういう資格もあるということを知っており

ますので、町民の中にそういう方がいらっしゃると思うのです。

そうしますと、3人以外にも相談員を幅広く配置することもできますよね。

ですから、そういうことも今後検討していただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと私わからない。

障害者の相談員、支援相談員。資格というのがどのような資格かとなると、ちょっと私もわからないのですが、それも先ほど言いましたように、十分内部でも研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

（13：54 休憩）

（14：10 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問を行います。

はじめに、地域経済を守るための対策について、お伺いするものであります。

昨年の秋以来、日本の経済はかつてないスピードで悪化を続けています。

地域経済の現状について、日銀の帯広事務所では、停滞感の色が大変濃いという状況が続いている。

また、帯広の財務事務所では、全体としては弱い動きであると、いずれも十勝の厳しい現状を示しています。

具体的な経済指標を見ますと、例えば、公共事業であれば、10年前の1998年には、十勝で総額2,100億円になっておりました。

しかし、昨年の12月末の数字は596億円、実に70%も落ち込んでいます。

同じように、住宅の着工がマイナス8.5%、前年比であります。また、個人消費についてもマイナス1.6%、その上有効求人倍率は、12月で0.52といずれも低い数字であります。

景気回復のためには内需が拡大するように、この幕別においては基幹産業の農業と、また、中小企業をしっかりと支えて、特に雇用と生活の安定を図っていくことが強く求められています。

とりわけ町が発注する公共事業や業務委託、また、業者の支援策は町民全体の雇用にも深くかわり、経済対策の重要な柱と考え、以下の点についてお伺いするものであります。

はじめに、新年度の主な公共事業について伺います。

2点目は、全国的に社会資本の老朽化が進んでいると指摘されています。

災害対策の上でも、施設を大切に、そして長期に活用する上でも、維持や補修の公共事業が重要であると考えます。

一つには、町道や橋を含む公共施設の点検の現状はどのようになっているのか。

二つ目には、国が河川や公営住宅、都市公園なども対象に広げた町寿命化修繕計画というのを位置付けていますが、この策定についてとり行うべきと考えるがいかがであるか。

また、維持補修など、小規模事業に力を入れ、地元業者の受注の機会を増やすことも大切と考えます。

いかがでしょうか。

さらに、融資制度の問題であります。

融資制度を積極的に活用できるように支援をすべきであり、まず、緊急保障の対象拡大を国に働きかけてはどうか。

さらに、一般保障に導入された責任共有制度をもとに戻すことも必要であると思います。

また、各種融資制度の周知や活用、相談の積極的な展開など求めるところです。

4点目は、コスト軽減のために、町はこれまで外部委託を進めてきました。業務委託や指定管理制度の適切な単価契約と、従事者に対する適切な労賃の支払いが求められます。そこで、委託従事者の雇用形態や賃金の実態調査などについて伺います。また、契約時に積算労賃に基く適切な賃金の支払いを、文書で示すなどの指導を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

また、公契約条例制定の取組むについても伺いたします。

2点目の質問は、第3次行政改革大綱についてであります。

平成18年からスタートいたしました第3次行政改革大綱は、残すところ、あと2年となりました。住民サービスの低下や負担増を大変心配してきたところではありますが、特に職員定員の適正化においては、6.6%の削減を目標として進めてきています。

地方分権や国の後期高齢者医療制度、さまざまな保険制度。

また、予算の内容など業務が増えている中で、職員の個人負担はこれも大変増えているものと推察いたします。

職員の毎年中途での退職者も見受けられ、業務遂行や健康面に問題を与えてはいないかとも考えます。

文書全体での連係した業務の遂行や援助。

また、行革大綱の目標のあり方も含めて、町長の認識と対応について、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「地域を守る経済対策について」であります。

ご質問の1点目、「新年度の主な公共事業について」であります。投資的事業につきましては、一般会計総額では約12億5,900万円です。

前年度と比較いたしますと約2億9,400万円の減となりますが、昨日来お話ししておりますように、平成20年度における国の2次補正予算に関連した本町の地域活性化・生活対策臨時交付金事業が実質的には平成21年度に繰り越されることから、この事業費約4億2,900万円を加味しますと約1億3,500万円の増となり、一定規模の事業に取り組めるものと考えております。

新年度の主な事業といたしましては、町道整備事業が10路線で約1億4,000万円、札内西緑化重点地区総合整備事業で約8,500万円、道営畑総事業が4地区で約1億7,200万円、札内中学校大規模改造事業で約1億9,300万円、葬斎場改修工事で約2,400万円などです。

ご質問の2点目、「社会資本の老朽化に伴う維持・補修事業について」であります。

はじめに、「公共施設点検の現状について」であります。

道路・橋梁につきましては、通年の道路維持管理業務において日々の道路パトロールのほか、特に春先の融雪後における路面状況の確認など、安全な道路環境の確保を図っているところであります。

また、都市公園遊具等につきましては専門的知識を必要としますことから、春の一斉点検を委託業務にて実施しているほか、草刈り等、日常的維持管理の中でも点検を行い、公園施設の安全確保を図っているところであります。

次に、「長寿命化修繕計画の策定について」であります。

国土交通省では、高度経済成長期に集中投資した社会資本インフラの老朽化が、今後、急速に進展することから、予防保全的な管理・修繕を目的として、平成20年度に道路橋梁、平成21年度には公営住宅・都市公園などの「長寿命化修繕計画」の策定に対する補助制度が導入されました。

本町の道路橋梁につきましては、本計画の策定に必要な事前調査であります橋梁点検調査委託を平成20年度～22年度に行い、その後、本計画を策定してまいりたいと考えております。

また、都市公園及び公営住宅の「長寿命化修繕計画」につきましては、平成21年度中に策定を行い、予防保全的な維持管理による事故防止と施設長寿命化により、利用者の安全を図るとともに将来的なコスト低減を図ってまいりたいと考えております。

次に、「小規模事業の地元業者の受注機会の増加について」であります。

小規模な維持補修工事としましては、公営住宅、小・中学校、近隣センターなどの施設におけるドアや窓などの建具の補修、内壁・床・天井などの補修、給排水管の補修、畳の表替えなどが考えられるところであり、施設の老朽化などに伴って、修繕が必要となるケースが発生した場合は、適切に対応をしていく考えであります。

また、本町では、昨年の7月から「小規模修繕契約希望登録制度」に取り組み始めたところであり、町の広報紙、ホームページなどを通して制度の周知に努めるとともに登録を呼びかけておりますが、現時点におきましては、8業者の登録実績となっております。

修繕の発注におきましては、その内容に応じて、登録業者への発注に配慮してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「融資制度を積極的に活用できる支援について」であります。

はじめに、「緊急保証の対象拡大を国へ働きかけることについて」であります。対象とならない業種からの認定申請相談があった場合、国に対して、支庁を通じて北海道が取りまとめ拡大の要望をすることとされており、今後も拡大が図られるものと考えております。

なお、対象業種数につきましては、制度開始時の545業種から、追加変更され、2月末現在で760業種となっております。

次に、「一般保証に導入された責任共有制度を元に戻すよう国に働きかけることについて」であります。

責任共有制度は、融資先の企業が破綻した場合などに、保証協会と金融機関が責任を分担し、融資額の20%を金融機関が担うこととなっておりますが、本町が実施しております中小企業融資では、小口零細企業融資保証制度の貸付枠を設定し、1,250万円までの融資に対して、全額保証付きとなっております。これに全額保証付となっている緊急保証制度によるセーフティネット資金と併せますと、現時点におきましては、企業の資金需要に十分応え得るものになっていると認識いたしております。

次に、「各種融資制度の周知や活用、相談など積極的に行なうことについて」であります。今後とも、資金需要の時期などを捉え、商工会や各金融機関と連携しながら、町の広報紙やホームページなどを活用し、PRしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「業務委託や指定管理者制度の適切な単価設定と、従業者に対する適切な労賃の支払いについて」であります。

はじめに、「委託従業者の雇用形態や賃金などの実態調査について」であります。町といたしましては、委託業務の履行にあたり、受託業者は労働基準法をはじめとした関係法令を遵守した上で、従業員に就業させ、その対価としての賃金を支給していると認識いたしておりますが、雇用形態や賃金の実態調査の実施につきましては、今後、他市町村の情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、「契約時に、適切な賃金の支払いを文章で示す指導について」であります。町と受託業者との契約におきましては、「受注業者は従業員に関する諸労働法規上の責任を負うものとする。」と規定しておりますので、契約時には、受託業者に対して、この条項を遵守することを口頭にて促してまいりたいと思います。

次に、「公契約条例制定の取組みについて」であります。

現時点におきましては、先進事例を研究中であります。事例の一つとして、尼崎市におきまして、平成20年12月に議員提案により「尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例」が提出され、現在、継続審査されているとお聞きいたしております。

条例が制定されれば全国初となるものであります。

この条例案では、受託業者が労働者に支払う給与について、「市の行政職の高校卒業初任給基準を下回らないこと」を明記している点に関して、時給に換算すると県が最低賃金法を基に定める最低賃金を大きく上回ることになり、仮に受託業者が最低賃金と条例で定めた賃金との間の賃金で雇用了場合、法的な面で疑義が生じるという指摘がされております。

このことは、先進的な取組みの一例ということになるわけですが、公契約条例制定につきましては、条例を制定することの意義や内容面での課題など、いろいろあると思いますので、今後も継続的に研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、「第3次行政改革大綱について」であります。

ご質問の「部署全体での連携した業務の遂行や、援助、また、行政改革の目標のあり方も含めての認識と対応について」であります。職員数の適正規模につきましては、行政改革大綱推進計画において、職員定数削減の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、定員規模の適正化を図っていく方針としておりますことから、平成19年度に「幕別町定員適正化計画」を策定し、本町の目標とする職員数を246人とし、平成23年度の達成を目指す方向で進めているところであります。

最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則のもと、可能な範囲内の職員数の減少に取り組んでいるわけですが、他方、地方分権の推進や国の制度改正などにより、事務事業が高度化、複雑化、増大化してきていることも事実であり、職員への負担が増えていることも確かなことでもあります。

そこで、職員全体で協力し合い、連携した業務の遂行に努めることが大切なことであると認識しているところであり、必要に応じて職員の理解を得ながら、課内、部内そして他部署からの人的応援体制を敷くとともに、臨時職員も配置するなどして事務事業の遂行に努めており、今後も同様に進めてまいりたいと考えております。

また、職員定員の適正管理につきましては、今後も基本的には行政改革の目標及び定員適正化計画に沿って進めてまいりますが、状況の変化によっては、必要に応じて見直していくことも考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

総額で今年の公共事業は、一般会計で12億5,900万、補正を入れまして、これが4億2,900万ということですから、17億の事業に取り組まれるものと思っております。

これが今年1年間、幕別の住民に応えた仕事になると同時に、このお金がやはり地域の経済の活性化に活かされる。地域の事業者にとってもそれぞれがこの公共事業によって、事業として成り立っていくような支援にもなるような、そして、その雇用者がきちっと働き続けられることができるような、そういう活かされ方が、この公共事業を取組むことによってもたらせていくことを期待したいというふうに思います。

私、今回、公共事業の問題を取り上げたのは、もう今まで、昨日から始まった議会でも、その経済難、それから、大不況、雇用問題、町の経済の問題。これらのことがそれぞれの議員の方たちから問題提起がされておりました。

私も同じ認識であります。

同時に、そういう場合にどういうふうにしてこれを打開していくかということは、もう理事者も、それから、私たちも本当に知恵を絞っていかなければならないことだというふうに思っています。

これまでの公共事業は、どちらかというと、新設、箱物といいますか、そういうものが多かったのですけれども、もうそういうことは、特にうちの町は、平成8年にたくさんの投資したということもありましたから、早くから切り替えて、小規模な事業、それから、維持補修ということに赴きを置いてきたというふうには理解しております。

これは幕別町だけでなく、ようやくここに来まして、国全体もそういう動きになってきたことが、補正予算、二次補正、あるいはこの質問の項目にも挙げましたように、町寿命化の修繕計画等に対して補助をするというようなメニューもつくられてきたというふうに理解しております。

そこで、まず、補修点検の問題からお尋ねするところですが、日常的に町が道路ですとか橋だとか、そういうものの安全をパトロールによって点検してきたということは承知しているところなのですが、

具体的に目視だとかパトロールだけで済まないような痛みというのも出てくると思います。

それが将来的には、かなり投資をしてきちっと施設をつくっていかねばならないということになりますので、このところを掘り下げた点検なども必要になってくるのだろうというふうに思います。

そこで、これは国のデータなのですが、例えば、日本にあります橋、この橋がどれだけ点検されているかというデータが、国土交通省で昨年出しておりました。

この中によりまして、長さ15メートル以上の橋が全国で14万6,000本あるそうなのですが、このうち国の管理は少なく、地方の管理は13万4,410本。実に92%ですね。

これが過去に一度も点検されていないというのが、全体で54%という数字なのです。

地方の管理は、この54%の中の8割以上を占めているということでもありますから、今、災害ですとか、昨日もありましたけれども、そういったときにライフラインと併せていち早くこういうことが問題になってくるのだろうというふうに思うのです。

幕別町も、やはり町で直接管理する橋というのは相当に上と思うのですが、これらがどのぐらいあって、今まではどんな点検されていたのか。

そして、1点目、2点目重ねますが、長寿計画の中でどう位置付けていかれるのか。

はじめに伺います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、橋の数でありますけれども、町内には169の橋がありまして、その中にはボックスカルバートといって、コンクリートの四角い箱状のものが8橋ございます。

ですから、健全たる橋というのが159橋ございまして、その中で今回15メートル、国の方で補助制度に乗ってやっていいですよという部分。15メートル以上の橋なのですけれども、これが82橋ございます。

1橋は十勝中央大橋でございますので、これは音更町との共同管理しておりまして、音更町の方で点検を実施をするということになっておりますので、町としてやるのは、81橋。そのうち2橋については点検をしておりますので、79橋について、平成20年度の補正予算で点検の予算を挙げさせていただいております。

残りについては、87あるのですけれども、ボックスが8橋ありますので、79が15メートル以下の橋ということになっておりまして、それにつきましては、今度は交付金の中で、これは全部、最初は単独費でやりなさいということだったのですけれども、交付金事業の中でやっていいですよということになりましたので、これについては引き続き、平成22年度に点検を行って、それ以降に長寿命計画をつくっていきたいというふうに考えておりまして、国では市町村道につきましては、25年度までに計画をつくりなさいというような言われ方になっております。

それから、内容ですけれども、今までどのような点検をしてきたのかという内容ですけど、町長答弁にあったように、目視等の点検でありまして、詳細にわたる点検というのは根本的にはしていないというのが実情でありまして、阪神淡路大震災の後にも、ある一定規模の橋について見なさいということで指示が来たのですが、そのときにも2橋については点検をしたという経緯はあるのですが、本格的な点検という形はとっていないのが実情であります。

それから、長寿命計画の中でどのようにしていくのかということでもありますけど、それについては、正式な形で点検をして、そして、そのものについて必要があるのかなのか。

それから、今後、例えば、高欄のペンキ塗りは何年に1回していかねばならないだとか、プラークがひどいので、これについてはもう少し、表面を削って、中の構造を見なければならぬだとか、そういった部分については点検の結果を受けて、そういった年次計画をつくって、最終的には寿命を延ばすと。軽易な段階で、病気で言えば、症状が軽いうちに対処して重くしないで寿命を延ばしていこうというような計画の中身になっておりますので。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 詳細な内容についてお知らせいただきました。



自分も求めていた点検の中身というのが、そういうことであつたのでよかつたなというふうに思いました。

ただ、うちの町は、今、橋のことが非常に厳しい状況ですので、それはしっかりとやっていただくと。

ただ、この後段にも、都市公園のこと、あるいは公営住宅のこと、さらに公共施設たくさんございますよね。

いずれも形あるものは壊れていく。

これまではどちらかというと、議会にはそういったものについては、建物なんかそうなのですけども、耐用年数、これはいついつまで寿命がありますよというような形でお知らせいただいたと。

だけど、具体的にその耐用年数に至るまでは、どんな手立てをしていくかというのはあまり見えなかつたのですよね。

今の橋もそうなのです。

それで、国が今回こういう方針をつくつたというのは、大いにそれに乗って、補助があるわけですから、それを活用してやっていって、そのことが地元の方たちの仕事につなげていくと。橋一つでもいろいろな業者がかかわっていくようになると思いますので、そういうふうにしていくことが大事だと思うのです。

そこで、その橋と、あるいは公園だとか公共施設だとか、いろんなものの修繕維持の計画がそれぞれ始まっていくと。

実際に計画は持つが、まず点検から始まっていって計画になっていくと思うのですが、それぞれお金を伴うことになっていきますよね。

そうすると、昨日来からの論議で、税制不足、財政問題が必ず出てくる。

こうなってきますと、私はこういった公共施設のその修繕計画だとか維持補修すべてなのですが、一元化によるストック計画といいますか、そういうものを持っていかなかつたら、なかなかうちの町の規模では全体を進めていくという点では難しいのではないかというふうに思うのです。

現在は、それぞれの施設が担当部署で、今、課長お答えいただいたように、橋であれば土木の方だと。

あと、文化施設であれば教育委員会だとか、いろいろ分かれますよね。

部署部署でやるのですけれども、しかし、お金の出所は同じですよね。

そうなってくると、全体のその一元化したストック計画を持って進めていかなかつたら、長い将来にわたつての維持補修に責任を持つという方向には向いていかないのではないかと思うのです。

その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、それぞれの施設がこれから長寿命化計画を持つわけがあります。

ただ問題は、財政の問題が、おっしゃられるように、これから付いてくるわけですが、まずこの計画を立てなければ、今後、国としては財政支援はしない。

こういうのも一つあります。

それと、教育委員会なんかではすでに耐震化の計画を立てて、それに伴って、今、調査をやり、今年度調査が完了した時点で、いわゆる改修計画を具体的に決めると。

ですから、いろんな部署がそれぞれの計画を、いろいろな制度を活用した中で積み上げをしていったものを、それがいわゆる企画なりどこかの担当のところ、いわゆる実施計画なり総合計画の中で調整をしていくというようなことになっていくのだろうというふうに思いますので、私はまずは担当でいろいろなものの積み上げ、そして、それらを集中して、今おっしゃられるような計画づくりをしていくことがいいのではないかなと。そういうような思いでは、今の段階ではおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 結局これまでもそのような形をとってこられたということだというふうに思います。

ぜひそれが、もっともっと見える形で、私たちにもお示しいただきたいですし、適切な維持補修が行われていくことが本当に望ましいというふうに思います。

細かいことですが、昨年もここでありましたけれども、例えば、道路一つでも、早くに手立てをとって補修をしていけば、こんなに傷まないのに。こんなにお金投資しなくて済むのに。しかし放置されているとか。

あと、開基100年のときにつくった明野ヶ丘公園ですとか、都市公園あちこちにありますが、なかなか朽ちた者があちこちに見えてもきちっとされないとか。

やっぱり心傷むのですよね。

だからそういうものも含めて、台帳に載って、それが順次計画的に改修に向かっていく。ローテーションされていくということ、より力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

お答えは先ほど町長からいただきましたので、よろしいです。

さて、次の質問であります。

この改修の中で、ぜひ位置付けていただきたいとことが一つありますが、地元の業者の仕事づくりという位置付けです。

先ほどもちょっと触れましたけれども、地元のその業者にとって、公共事業が非常に大事だということは、もうこのところ、切々と訴えられています。

その中で、小さくは、ここでは小規模修繕のこともお尋ねしたのですが、なかなか、スタートの段階ですから、一気に業者が増えるという、登録が増えるというふうにはならないとは思いますが、ちょっと増えていないと。

それと、何というのでしょうか。

例えば、土木の仕事をしていると。2、3人の従業員でやっているのだというような人たちが、大きな仕事を、仕事はあった方がいいのですが、大きな仕事は求めても求められない状況であるけれども、せめて年間に、町の仕事がうちの事業の半分ぐらいで、後の半分は頑張っただけで民間をとるからというような形で、2,000万、3,000万の仕事があるといいなというような希望を持って、ずっと事業やっつけられる方もたくさん見受けられるのですよね。

そういう方たちに、仕事がわたっていくように、小規模登録は本当に小規模なものですが、もうちょっと、中規模といいますか、そういった、以前は分離分割の発注なども求めてきたことがあるのですが、そういう観点に立って、業者全体に仕事が行き渡るような政策というのも非常に今、大事であるというふうに思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもにとっても一番頭が痛いのは、業者の皆さんから仕事がないと言われるのが一番辛い思いをするのですけども。

かといってなかなか厳しい状況の中にあっては、十分皆さんに満足していただけるだけの公共事業を用意する。確保するのもなかなか現実には難しい。

そうした中では、今、当然のことながら、町内の指名業者については、ランク付けをしながら、それぞれの範囲内での予定価格で発注をしているわけでありまして。

ですから、これらをさらに割ることによって、業者の仕事が増えるということも一つはあるのですが、ただ、そうなればそうなただけで、また、いわゆるデメリットの部分、一つであれば、これだけの経費で済むのが、割ればまたそれだけの経費が上がるというような問題もありますし。

また、業種によって、例えば、水道事業なんかは第三次拡張事業まで終わってしまうと、なかなか次の仕事が出てこない。

あるいは、建築関係なんかも、先ほど来言われておりますように、もう大きな箱物なんていうことはなかなか少なくなってきた。

せいぜい大規模改修、あるいは今回、補正を組ませていただいた営修繕関係。そういったところでの仕事の範疇というようなことになって、全ての業者の皆さんに同じように仕事が行くということ、なかなか確保するということが難しいのが現実でありますけども、おっしゃられているように、分離発注もそうでありまして、いろいろな角度から、何とか公共事業を確保し、業者の方々に仕事をしてもらうようなことについては、一層意を用いてまいりたい。そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 昨年の決算のときの事業者数聞きましたら、これはもう本当に一人二人のお店をやっている方も含めましてですが、1,039 ということであります。

ここに全部が仕事行くということにはならないとは思いますが、そこをいつも目を向けていただいて、一つひとつの、確かにコストの高くなるという面も場合によっては生まれてくるかとは思いますが、そこも、結局地元の業者が儲かっていかないと税収だって落ちてきますよね。

そういうことも考えて、最終的なトータルまで見て、ぜひ手を打っていただきたい。

このように思います。

また、小規模登録の方ですけれども、8業者ということでありました。

今回、昨年の暮れだったでしょうか。各業者にファックスで、申請の案内文書を送られるというような手立てもとっていられたというふうに聞いております。

これはうちの町がしたというのではなくて、商工会を通してご協力をいただいてやったのだということですが、広報誌やホームページにも載っているのですけれども、実際商工会の組織率というのは、ここも本当に応援して、いろんな努力されていると思うので、バックアップが必要だとは思いますが、今、34%、さっきの1,039に対しまして、これも昨年の決算のときに出していただいた数値なのですけれども、370なのですよね。商工会の会員数。

そうすると、そこには行き渡ったのだけれども、それ以外にはまだ行き渡らないという問題もありますので、そこはぜひ、広げていただいて、町のせつかくの制度が活かされるように、取組んでいただきたい。このように思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょうど今、2月が指名願いの提出時期だったものですから、そんな中でもいろいろなお話をさせていただいて、もう自分のところも指名願いを出さなくても、小規模登録でいいのでないかというようなことの相談があったりしたところもあるわけでありまして。

そういった意味では、広報にも何回か出させてさせていただいておりますし、あるいは、一番いいのは、何とか、さっきの話でないですけども、私どもの声掛けていただければ、こういう制度もあるのだということが一番いいのでしょうか、これもなかなかそうはいつでも、来られない方もいらっしゃるのだらうと思えますけど。

やはり自分の仕事を少しでも確保していくために、町にも何かないかというようなことの声かけをしていただくことはありがたいですし、また、口コミで伝わっていくようなこともあれば、もっと広がっていくのかなというふうに思いますが、絶えず心掛けて、広く住民の皆さん、業者の皆さんに周知されるように、努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、次、融資制度に移りたいと思います。

1点目の緊急融資制度のことではありますが、業種の指定をもっと広げてということで、お尋ねをしました。

ちょうどこの何度か見直されまして、この質問を出している2月の末に、80ほどの事業が拡大されまして、680が760までいったという経過があるのですけれども、この中で、私たちが要望されていた小さな薬を下ろしているところだとか、梱包業の人だとか、そういう人たちが対象にされたということで、非常に良かったなというふうに思うのです。

ここで町長は、必要な人がいたら、十勝支庁を通して国に挙げていくようになるということであり

ますから、こういうふうに、拡大はされたといえども、業種が限定されているという事実は変わっていないので、今後もうちは対象になっていないというのが出てくる可能性はないとは言えないと思うのですよね。

そこはぜひ、お答えいただきましたとおりに、早急な対応を求めたいと思います。

次に、信用保証協会のこの保障の問題であります。

お答えでは、小口零細企業融資制度の貸付枠 1,250 万までが全額保障付になっているから大丈夫なのだ。

十分応えられるのだというお答えでありました。

ただ、現実にはやはり、これは町が頑張っ、て、1,000 万円まで全額保障料、それを超えたら 2 分の 1 ですか。そういう手立てをとって、うちの町としてはバックアップして頑張ってきたのだというふうには、それは理解します。

ただ、これででは、本当にみんなが救われているかという、と、やはり、これは改悪されましたのが 2 年前の 10 月なのですよ。

だから、その 2 年前のその 10 月以前と 10 月以降の融資の状況を数字で追いますと、歴然としたやっぱり、差といいますか、落ちているのですよ。

結局、2 割分自分で持たなければならないというところが多いわけですから。

特にこの枠を超えたらそうなりますからね。

これ、全国的な数字なのですけれども、これまで保障協会で行っていた改訂される前は、大体年間 53 万件から 54 万件の保障がされていたのが、その半年後には 48 万件に下がり、昨年の上半期では 45 万件というふう、に、どんどん落ちてきているのですよね。

そういうふうになってきますと、やっぱり以前の 100% のときは、業者に与えている影響は違、うのだなというふう、に思います。

やっぱり業者の方たちは、運転資金につまづくという、か、資金ショートを起こさないという、ために、本当にご苦労されているのですよね。

ここ、のところに、やっぱりきちと手立てをとって、いくということが、仕事ももちろん、そう、すけれども、仕事をやってもらう、ために、業者はきちと健全で元気でいてもらわなければならない。

そうすると、その融資の問題も生まれてくるということ、でありますから、足りているのだ、という、ことではなくて、やはり 2 年前は全額保障、というのがあったわけ、ですから。そこに、戻すように、ぜひ、国に働きかけて、いただきたい、というふう、に思うのですけれども。

十分間に合っている、というお答えで、ちょっと私不満、なのですが、どう、でしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは 19 年の改正によりまして、金融機関も 2 割の負担をする。責任を持つ、という、ような改正になったわけ、なのでありますけれども、これももともとの、その改正に至って、起因と、いいますか、原因と、いいますのは、銀行がばんばん貸して、しまう。いわゆる貸す方にも当然責任がある、わけ、なのですが、とにかく貸して、しまう、と。

それが結果的に業者を追い詰める、といったこと、になって、いった、ということも、ありまして、やっぱり貸そう、としても、しっかり責任を持って、もらって、その資金制度を運用して、いこう、という、そういう経過、があった、ということ、であります。

そこで、現状においては、確かに小口融資、があります。

それともう一つ、セーフティネットの方も、答弁、させていただいた、のですけれども、現状、この、厳しい、中では、セーフティネット資金、全額保障付、でありますので、そちらの方で十分対応、そちらと、合わせ、まして、対応、をして、いただ、ける、のだ、らう、と思、っております。

ただ、この国の緊急補助制度がなくなったときには、はたして、どう、いう、状況、になって、いく、か、という、こと、を見定めながら、対応、は、して、い、かな、ければ、ならない、な、という、ふう、には、思、って、お、り、ま、す。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番(中橋友子) 銀行の無謀なやり方というのは、そこはそこであるのでしょうけれども、しかし、実際に私たちが業者の方からお聞きするのは、本当に必要なときに、ハードルが高くて借りられないというのがやっぱりあるわけですよ。

このセーフティネットもあるし、うちの町は、先ほども言ったように保障してきたと。保障料の保証をしてきたということですから頑張ってきたのです。

けども、それも枠がありますから、ですから、それ以上はいかないと。

もちろん借りるときには、それは簡単ではないですよ。例えば、1,000万の枠にしても、根抵当とか残金があれば、そこはそこから引かれるわけですから。

そして、必要な融資、求めた分の合計で判断されて、あなたは保障の枠、あなたは外というふうになるわけですから。

そんなやっぱり簡単ではないですよ。

その実態も、やっぱり見ていただきたいなというふうに思います。

○議長(古川 稔) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 中橋議員、一概に全業種共通しているようなお話をされるわけなのでありますけれども、これは業種によって、10億の商売やっているところ、あるいは1,000万の商売やっているところ。それぞれ運転資金、必要となる額というのは違うわけでありまして、私どもとしては、ほぼ町内業者にとりましては、一部建設業については全部対応しているとは言い切れませんが、建設業以外の業種については、ほぼ対応がされているなという認識であります。

ただ、今後、状況を見ながら、またその辺は検討していきたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 中橋議員。

○1番(中橋友子) ぜひ、状況を見ていただきたいというふうに思います。

確かにうちの町の制度で救われているということも聞いておりますから、そこは評価しておりますからね。

それ以外のところについて、経済の変化もありますので、押さえていただきたい。このように思います。

それと、相談活動であります。融資制度の周知と。

これも一つだけです。

これ毎回言うのですが、広報誌やホームページでPR、商工会を通して、金融機関を通してということとずっとやってきました。

やっぱり人間を通しての対応といいますか、町の職員の方の、やっぱり、ここは商工観光が担当されていくのでしょうか、経済部ですね。

やっぱりいろいろ融資においても、前にもお話したことがあります、隣の帯広などの職員の取組みと随分違う面が出てくるのですよね。

町の規模が違うから、いたし方ない面もあるのですけれども、やっぱり悩んでいる業者の資金面まで含めて、相談になるような、そういった支援活動というのも積極的にしていただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 職員には絶えず言っているつもりではおりますけれども、そういった面で不愉快な対応なことがありましたら、今後、適切な対応をするような指導をこれからはしてまいりたいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 中橋議員。

○1番(中橋友子) 頑張ってくださいと思います。

次に、業務委託の関係に入りたいと思います。

4点目のところですね。

まず、適切な単価設定と、それから、従業者に対する適切な労賃の支払いということをお尋

ねするのですけれども、まず、実態調査については、これまでは取組まれてはこなかったのですね。  
特別委託業者としては。

それで、ぜひ、町長のご答弁で、他市町村の情報収集などに努めてまいりたいということで終わっているのですけれども、ぜひ、業者はうちの町だけではないですから、他町村、十勝管内を全体を見回しながら押さえていかなければならないということは理解したいと思います。

ただ、うちの町で発注しているわけですから、うちの町で発注した仕事が、その業者がどんな、そこで働いている労働者の実態がどうなっているかということはやっぱり押さえていただく必要があると思うのですよね。

これも帯広の事例なのですから、帯広は昨年、委託業者について、40社の調査を行ったと聞いています。

その中で、たくさんあるのですけど、一つだけ言います。

労働者の対応がどうなっているかということなのですから、正規社員、非正規社員、どんなふうになっているかというふうに見ましたら、委託業者の正社員はわずかに29.2%しかなかったと。

だから、ほとんどが、7割が非正規なのですね。

こういう状況なのですよ。

結局、今働いても、その生活ができないという、ワーキングプアというのが問題になっているのですけれども、この雇用問題、労働問題というのは、なかなか公の機関としては手が届かない分野だとは思っています。

入口として、どこで調査をし、どこで改善を求めることができるかというふうになると、やっぱり委託業務などが一番身近なところに存在するというふうになると思うのですよね。

実際、うちの町は、労賃の積算単価があって、それに基いて発注するわけですから、それが本当に活かされるのが一番望まれると。その通りに支払われることが望まれると思うのです。

でも、いろいろ昨年来のやりとりもありましたけれども、どんな状況になっているのかというのは、実際やっぱり調査する必要があると思うのですよね。

私、去年ここで、ダンピングが続いて、それが結局労賃に影響して、そして、年収が、町の委託業者のところまで働いて、150万、200万以下だということをお話しましたがけれども、今年はさらに、去年までは1日雇用だったのが半分になってしまったとか、そういうようなことで、もっと下がっている現状が表れてきているのですよね。

それは行政としても、しっかりと調査をしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、この面で、私はやっぱり適切な賃金の支払いということが大事だと思うのです。

契約時に適切な賃金の支払いということを、文章で書いて、そして指導してはどうかということを設定で挙げたのですけれども、お答えでは、それを受注業者は従業員に関する諸労働法規上の責任を負う。

つまり、労働法規を守っていればいいのだということですよ。

先ほどのその低賃金の問題ですけれども、労働法規は守られているのですよ。

最低賃金、先ほど教えていただいたら、北海道はちょっと上がったのですけれども、それでも最低賃金はまだまだ667円なのですよ。

これ、8時間労働で、今、1カ月20日間、それ以上になる方もいるかと思いますが、月額満額の支給で10万です。年額で128万。

こういう実態で、このご時勢ですから、世帯主の方もいらっしゃるし、本当に厳しい状況なのです。

だから、労働法規を守ってほしいという、これは当たり前のことです。法治国家だから。

でも、改善のためには、それをもっと超えて何かできないかというふうに、行政も知恵を絞らなければいけないと思うのですよね。

そこで、一つ、指導という形にしかならないと思うので。拘束力というのがないですからね。

だから、指導という形の一つとして、きちんと文章に明記することも、これは口で言うことと違って、非常に重みのあることでないかというふうに思うのですが、町長どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前回をお話をさせていただきましたけれども、決して私どもは入札に付す段階では、北海道最低賃金を下回ることももちろんありませんし、今までは国の協定等の賃金をもとに、入札に付す。

仮に1日の賃金を1,000円として、入札に付している。

ところが、競争の原理で落札した人は、8割で落札すれば、もうここで200円落ちてしまう。

その業者はそれでもやれると。やりますと。

そこへ我々が、俺達は1,000円で設計をしたのだから、その賃金を守って支払ってもらわないと困るということは、我々はちょっと言えないのでないかと。

ですから、もちろんおっしゃられるように、雇用の形態がありますから、私は扶養から外れたいから、このぐらいの所得でいいですよと。

あるいは、俺は年金もらっているから、もうこのぐらいでいいのだと。そんなようなやりくりや、あるいは、幕別町以外から受けている受託業務を合わせた中で、従業員を回した中で、採用をしなから、与えられた職務をやっている会社。いろいろその方法はあるのだろうと思います。

ただ、私どもつらいのは、今おっしゃられたように、決して安い、北海道最低賃金で積算して、それを下回るような賃金を払えというようなことはもちろんやっていないわけですけども、難しいのは、それでは、もちろん入札も最低基準を設けておりますから、そんなに低い、1円入札みたいなことありえないわけなのですけども、その中で当然競争されて、そういう結果になる。

先ほど、帯広市の話ありましたが、私どもは音更町、芽室町、帯広市から比べると、特別委託業者だけに、うちがこれだけの賃金で設定したやつが、実際どうなっているかというような調査は、これはやっていないというふうに私は押さえた。

ただ、今、中橋議員さん言われているのは、恐らく、これは委託業者のみにかかわらず、いわゆる労働行政という範囲の中では、そういう調査というのはこれは必要なことになってくるのだろうと思いますので。

それでまたこの答弁書も、そういった各町村の実態などを見ながら、動向を見ながら、調査をやるうかと。

あるいは、委託業者に限ってやるとすれば、今お話あったように、協力依頼、そして、それを受けて、我々がその実態を集約する。

ただ、それをまた次の入札のときにどう反映できるか。

もちろん今これだけ払っているのだから、これだけで入札すればいいのでないかなんていうことになりませんから。

あくまでも基準を設けて、積算して、それでまた入札ということになっていくのだろうと思いますけども。

非常に難しい面が確かにあるのだろうと思いますけども、我々は委託に出したその成果が、契約書通りやっただけであれば、それがよしとしなければならないのが、今の契約要綱なものですから。

一人ひとりの賃金がどうあるべきだということころまでは、現実に入っていないのが実体なわけでありまして、もう少し研究させていただきたいと思っておりますけれども、現状はそういう状況であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、研究していただきたい。

今の状況で良しとはしていただきたくない。

そういうふうに思います。

当然そういうことでありますから、公契約条例も求めたものは、まずはそこを改善する。その思いで書きました。

公契約条例は、町長のお答えの通りであります。

ILO で批准されて、でも日本は批准しないというようなこともありますから、法制定ということも同時に求めていかなければならないと思うけれども、この状況を打開するために、各自治体が、北海道では函館が、あるいは、大阪、京都、そして、尼崎もありましたけど、それぞれ研究が進んでいます。

この事態を脱却するために、より深めた研究を求めたいと思います。

最後なのですけれども、第3次行政改革に基く職員の実態であります。

町長はずっと職員は宝だということで、町の仕事を預かる上で、この宝の職員の総力を活かして、2万7,000人の住民の要望に応じていくのだというようなことを、過去何度か私お聞きしたことがあります。

その通りだと思います。

ただ、質問にも挙げましたように、中途退職者が毎年毎年いますよね。

やっぱり気になります。

それで、どうだったのかということも、私たちなりにそれは研究させていただいています。

やっぱりそこには過酷な労働実態があります。

全部だとは言いません。

そういう中で、行革を進めていって職員を減らしていくということに、やはり矛盾を感じざるを得ないのですね。

この辺の認識を再度伺って、改善を求めて質問は終りたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日の杉坂議員のご質問に、忠類地域の総合支所の問題も話しました。

私どもも一つの計画を立てたから、それが絶対だというふうには決して思っておりませんから、その状況を見ながら。

あるいは、退職者の状況も、これは普遍ではありません。

いつ、今言われたように、新たに退職が出てくる場合もありますから、そういった補充も含めながら、これからも対応していきたいと思っています。

ただ問題は、いわゆる一つの部署、あるいは一つの係が急激に忙しくなる。大変なしわ寄せがいく。

今は国保ですとか、後期高齢者医療なんかについての担当は非常にご苦労されている。

教育委員会でも、あるいは子ども課なんかもそういう面では大変みんな頑張ってやっていただいているわけですが、そういったところに、ある程度メスを入れて、今、4月に向けても国保と係を分けようかというようなことも、今内部で検討していますけども、そういったことも含めながら、一つの箇所二人の職員だけに急激に負担を与えないように、いわゆる全体の中で調整ができるものは調整していきたいというふうには思っておりますので。

決して職員を減らすことだけが目標だとは私も思っておりませんし、そうした中で、住民サービスが低下しない中で、十分な職員の適正化計画を進めていきたい。

そういうふうには思っています。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、15時20分まで休憩いたします。

（15：00 休憩）

（15：20 再開）

（15：20 永井議員入場）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。



[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第24号から、日程第14、諮問第3号までの12議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第3、議案第24号から、日程第14、諮問第3号までの12議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第24号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第24号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は9ページ、議案説明資料につきましては1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、現在施行中であります帯広圏都市計画事業幕別町札内北栄土地区画整理事業において、従前の宅地が消滅し、同時に新たな地番が付される、いわゆる換地処分に伴いまして、区画整理区域内における公共公益施設の地番を変更するため、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例、幕別町立保育所条例、幕別町子育て支援センター条例、幕別町都市公園等条例の4本の条例の一部改正を一括して行うものであります。

まず、議案説明資料の1ページになりますが、第1条の改正につきましては、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例第2条の表中、北栄町近隣センターの位置につきまして、「158番地7」とありますものを「23番地2」に改めるものであります。

次に、説明資料の2ページになりますが、第2条の改正につきましては、幕別町立保育所条例の別表中、札内さかえ保育所の位置につきまして、「158番地6」とありますものを「23番地1」に改めるものであります。

次に、議案説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。

第3条の改正につきましては、幕別町子育て支援センター条例第2条の表中、幕別子育て支援センターの位置につきまして、「158番地6」とありますものを「23番地1」に改めるものであります。

次に、説明資料の4ページをご覧くださいと思います。

第4条の改正につきましては、幕別町都市公園等条例の別表第1中、共栄せせらぎ公園の位置につきまして、「162番地16他」とありますものを「10番地」に、北栄せせらぎ公園の位置につきまして、「153番地1他」とありますものを「62番地」にそれぞれ改めるものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、換地処分の効果は、その公告のあった日の翌日から生ずるとされていることから、本条例の施行期日を、帯広圏都市計画事業幕別町札内北栄土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からとするものであります。

なお、当該換地処分の公告につきましては、5月中旬を予定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第25号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、昨年12月26日に公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

法律改正の内容につきましては、民間の労働時間との均衡を図るため、職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に、1週40時間を38時間45分に短縮するものであり、これに伴い、再任用短時間勤務職員や育児短時間勤務職員等の勤務時間についても所要の改正を行う内容となっております。

地方公務員の勤務時間や休暇については、国等との均衡を図ることとされているところであり、本町職員の勤務時間等についてこれらに準じた取扱いとするため、関係条例の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第1項につきましては、職員の1週間の勤務時間について定めたものでありますが、「40時間」を、「38時間45分」に改めるものであります。

同条第3項につきましては、再任用短時間勤務職員の勤務時間について定めたものでありますが、1週間当たり「16時間から32時間」までの範囲内を、「15時間30分から31時間」までの範囲内に改めるものであります。

同条第4項につきましては、任期付短時間勤務職員の勤務時間について定めたものでありますが、1週間当たり「32時間」までの範囲内を、「31時間」までの範囲内に改めるものであります。

第3条第2項につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りについて定めたものでありますが、職員の勤務時間の割り振りを1日につき「8時間」を、「7時間45分」に改め、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割り振りについて、1日につき「8時間」を超えない範囲内を、「7時間45分」を超えない範囲内に改めるものであります。

議案書に戻りまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、附則第1項におきまして、本条例の施行期日を、平成21年4月1日からとするものであります。

附則第2項につきましては、本条例の改正に伴いまして、幕別町職員の育児休業等に関する条例中、育児短時間勤務の形態について、所要の改正を行うものであります。

附則第3項につきましては、同じく本条例の改正に伴いまして、幕別町職員の給与に関する条例中、時間外勤務手当について、所要の改正を行うものであります。

再度、議案説明資料にお戻りをいただき、説明資料6ページをお開きいただきたいと思います。

附則第2項による幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第11条につきましては、育児短時間勤務について条例で定める勤務の形態について定めたものでありますが、1回

の勤務が「16 時間」を超えないものを、「15 時間 30 分」を超えないものに改め、同条各号中 1 週間あたりの勤務時間が「20 時間、24 時間または 25 時間」を、「19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分または 24 時間 35 分」に改めるものであります。

第 16 条につきましては、育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例について、表中、正規の勤務時間との合計が「8 時間」に達するまでを、「7 時間 45 分」に達するまでに改めるものであります。

議案説明資料 7 ページをお開きください。

第 18 条につきましては、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例について定めたものであります。同様に表中、「8 時間」を、「7 時間 45 分」に改めるものであります。

説明資料 8 ページをご覧くださいと思います。

附則第 3 項による幕別町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第 11 条第 3 項につきましては、再任用短時間勤務職員の時間外勤務について定めたものでございますが、正規の勤務時間との合計が「8 時間」に達するまでを、「7 時間 45 分」に達するまでに改めるものであります。

なお、この改正によりまして、職員の出退庁時間につきましては、基本的に現行の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分は変更ありませんが、現在、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの 45 分間の休憩時間を、午後 0 時から午後 1 時までの 60 分間に延長することにより 15 分間勤務時間を短縮するものであります。

なお、休憩時間におきましても、特に窓口業務については、交代制により業務に従事する体制を整え、住民の皆さまにご不便をお掛けすることのないよう配慮してまいります。

また、今回の勤務時間等の改正につきましては、町職員組合の理解を得ているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 26 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 26 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、学校保健法等の一部を改正する法律が昨年 6 月 18 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることとなり、学校保健法が学校保健安全法に題名改正され、引用しております条文の繰り下げが行われますことから、文言の整理を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 5 条につきましては、保育料の減免について規定したものであります。出席停止する場合を規定する根拠条項が第 12 条から、学校保健安全法第 19 条に繰り下がることにより文言整理であります。

議案書にお戻りをいただきまして、議案書の 11 ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、平成 21 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第27号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、学校保健法等の一部を改正する法律が、昨年6月18日に交付され、平成21年4月1日から施行されることとなり、引用をいたしております学校給食法の条文の繰り下げが行われますことから、文言の整理を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第3条につきましては、給食費について規定したものでありますが、経費の負担の根拠法令である学校給食法第6条第2項が、第11条第2項に繰り下がることにより文言整理であります。

議案書にお戻りをいただき、12ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、平成21年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第28号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料11ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、百年記念ホールにございます、講堂に冷却装置を設置したことに伴い、使用料を定める別表を改正するものであります。

別表中講堂の暖房加算の次に冷房加算の額を加えるものであります。

なお、金額に関しましては、他の冷房設備が設置されている箇所と同様、暖房加算額と同額とするものであります。

議案書にお戻りをいただき、13ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、平成21年4月1日からとするとともに、経過措置として、改正後の規定は、この条例の施行の日以降に使用の承認を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 設備が設置されたので、料金の加算ということでありませうけれども、期間の説明がありませんでしたので、冷房加算の期間が、1年を通していつになるのかということと、それから、積算の仕方が、他に準じて暖房と同じということでありました。

多分暖房は、灯油代とかそういうものを勘案して決められると思うのですが、それをもとにしてまた冷房をとということには、ちょっと理解に苦しむところもありまして、もう少し説明を求めたいと思います。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただいまの中橋議員のご質問であります。冷房加算の時期につきましては、7月の1日から8月の31日までというふうになっているものであります。

なお、料金の設定の仕方についてなのですが、これも当初決めたときに、この料金で減価償却できるものではありませんけれども、当然高いものですから。

それで、冷房加算、暖房加算、通常横並びに設定されております。

その関係で、この講堂の冷房加算も暖房加算と同様の金額という形で設定させていただいたものであります。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、幕別町乳幼児等医療費助成条例及び幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第29号、幕別町乳幼児等医療費助成条例及び幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案説明資料は12ページと13ページになります。

まず、説明資料12ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成20年12月3日に公布されました児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法に規定されております都道府県の措置として、要保護児童の通告、送致等を受けた際の委託先について、「里親」に加え、新たに「小規模住居型児童養育事業を行う者」が加えられたことに伴い、幕別町乳幼児等医療費助成条例及び幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例における対象者の規定を一括して改正するものであります。

現在、「里親」に委託された要保護児童の医療費につきましては、公費で負担されていますことから、

町で行っております乳幼児等医療費助成及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成の対象外としておりますが、児童福祉法の改正により、新たに加えられました「小規模住居型児童養育事業を行う者」に委託された要保護児童の医療費につきましても、公費負担となりますことから、町の医療費助成の対象外とするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条の改正につきましては、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部改正であります。第3条第3号は、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、助成の対象外となる乳幼児等について規定しているものであります。

「小規模住居型児童養育事業を行う者」に委託された乳幼児等を加えるものであります。

次に、議案説明資料13ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の改正につきましては、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正であります。第3条第2号は、乳幼児等医療費助成条例と同様に、助成の対象外となる者について規定しているものであります。

同じく「小規模住居型児童養育事業を行う者」に委託された者を加えるものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、平成21年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第31号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第31、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の主な改正内容につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法第7条に基づく、本町を含む管内1市6町で組織した帯広十勝地域産業活性化協議会の基本計画を昨年12月に国が同意したことにより、立地する企業への優遇措置である固定資産税の免除を行うことができることになったための規定を追加するものであり、企業立地促進法第20条の規定の適用を受ける家屋もしくは構築物またはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を3年間免除するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第8条につきましては、課税免除の対象を規定するものであり、従来「農村地域工業等導入促進法」第10条の規定の適用を受けるものを対象としていたしましたが、企業立地促進法第20条の適用を受けるものを対象に加えるものであります。

第9条につきましては、課税免除の措置を規定していますが、細かな規定は政令で定めていることから、全文を改正し、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降課税免除の措置を行うこととするものであります。

議案書に戻りまして、17 ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 32 号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 32 号、町道の路線認定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 18 ページ、議案説明資料の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

今回認定しようとする路線は 4 路線であります。

①の猿別環状線、延長 457.56 メートルにつきましては、幕別大樹線踏切除却工事に伴います猿別橋の取り付け道路部の副道部分であり、北海道から本町へ移管されることに伴いまして、今回認定するものであります。

②の寿町 22 号、延長 244.6 メートルにつきましては、幕別大樹線踏切除却工事により、旧道道の一部移管による新規認定であります。

③軍岡北線、延長 266.66 メートルにつきましては、幕別大樹線踏切除却工事により、既存の町道であります南町団地道路 10 号が立体交差道路となりましたことから、副道部分につきまして北海道から本町へ移管されることに伴いまして、今回認定するものであります。

説明資料の 20 ページをお開きいただきたいと思います。

④緑町東団地南通、延長 138.28 メートルにつきましては、地域の生活道路としてこれまでも使用されてきており、町道としての認定要件を満たしておりますことから、今回認定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 33 号、町道の路線変更及び廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 33 号、町道の路線変更及び廃止につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

今回変更しようとする路線は3路線、廃止しようとする路線は1路線であります。

議案説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

⑤軍岡鉄道沿線につきましては、幕別大樹線踏切除却工事によります旧道道の一部移管により、終点を⑥のとおりに変更するものであり、路線を336.82メートル延長するものであります。

議案説明資料の22ページになりますが、⑦軍岡22号線につきましても、幕別大樹線踏切除却工事によります旧道道の一部移管により、起点点を⑧のとおり変更するものであり、路線を75.4メートル延長するものであります。

次に、説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

⑨しらかば線につきましては、現在、行止まり道路となっております、これまでも忠類北12線への接続による交通の利便性が求められておりましたことから、今回⑩のとおり終地点を変更し整備するものであり、路線を80メートル延長するものであります。

次に、説明資料24ページをお開きいただきたいと思います。

⑪猿別線につきましては、立体交差事業により整備されました道道明倫幕別停車場線の道路区域と重複いたします全区間について、廃止するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります西田久さんにつきましては、平成21年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の25ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第13、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。



議案書の 21 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります高橋 礼子さんにつきましては、平成 21 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 26 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

諮問第 2 号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第 14、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります印牧 洋子さんにつきましては、平成 21 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 27 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

諮問第 3 号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[休 会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 13 日から 24 日までの 12 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって 3 月 13 日から、3 月 24 日までの 12 日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 3 月 25 日、午後 2 時からです。

（ 15：58 散会）

# 第 1 回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第 1 回幕別町議会定例会  
(平成21年 3 月 18 日 16時20分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）

議事日程の報告（会議規則第 21 条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

18 助川順一          19 千葉幹雄          1 中橋友子

（諸般の報告）

日程第 2 議案第 34 号 平成 20 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 3 陳情第 5 号 障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書の提出を求める陳情  
の取下げについて

日程第 4 陳情第 9 号 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の提出を求める陳情

# 会議録

平成21年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年3月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月18日 16時20分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 齊藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      16 大野和政      17 杉坂達男  
18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)  
14 永井繁樹
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
会 計 管 理 者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
札 内 支 所 長 久保雅昭      教 育 部 長 米川伸宣  
総 務 課 長 川瀬俊彦      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長 谷 繁
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
18 助川順一      19 千葉幹雄      1 中橋友子

# 議事の経過

(平成21年3月18日 16:20 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） 本日は休会の日ですが、急施案件により会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番、助川議員、19番、千葉議員、1番、中橋議員を指名致します。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局から致させます。

○事務局長（堂前芳昭） 14番、永井議員より本日欠席する旨の届け出がございましたのでご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告は終わります。

## [付託省略]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

日程第2、議案第34号から、日程第4、陳情第9号の3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第2、議案第34号から日程第4、陳情第9号の3議件については、委員会付託を省略することに決定致しました。

## [議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第34号、平成20年度、幕別町一般会計補正予算、第10号を議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第34号、平成20年度幕別町一般会計補正予算、第10号についてご説明申し上げます。

昨日、3月17日、幕別町名誉町民並びに忠類農業協同組合名誉組合員、小原吉雄氏がご逝去されました。こころよりご冥福をお祈りしご遺族に対し哀悼の意を表するものであります。

名誉町民のご逝去に伴い、幕別町名誉町民条例の規定に基づき、葬祭についてご遺族にご相談を申し上げたところ、幕別町及び忠類農業協同組合並びに西当公区の合同葬として施行することといたしましたことから、所要の経費について補正するものであります。

補正予算書の1ページであります。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、144億5千446万8千円と定めるものでございます。

補正後の款項の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、16目諸費、353万円の追加であります。

8節報償費から14節使用料及び賃借料まで、3月19日、20日に忠類コミュニティーセンターにおいて施行される合同葬に対する所要経費でございます。

次に歳入の説明を申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、176万5千円の追加でございます。

現年課税分でございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、176万5千円の追加でございます。

幕別町、忠類農業協同組合、西当公区の合同葬という形になりますことから、忠類農業協同組合と幕別町で所要経費を2分の1ずつ負担するということになりましたことから、忠類農業協同組合から2分の1の176万5千円について、雑入として負担金を受けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第3、陳情第5号、障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書の提出を求める陳情の取下げについてを議題と致します。

お諮りいたします。

陳情第5号については、お手元に配布した取下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第5号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第4、陳情第9号、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の提出を求める陳情を議題と致します。

只今、議題となっております、陳情第9号、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の提出を求める陳情は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議事の都合により明19日から24日までの、6日間は休会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、3月19日から、3月24日までの6日間は休会することに決定致しました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会致します。

なお、議会再開は3月25日、午後2時からであります。

(17:24 散会)

# 第1回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第1回幕別町議会定例会  
(平成21年3月25日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟  
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第2号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則  
日程第3 発議第3号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書  
日程第4 議案第1号 平成21年度幕別町一般会計予算  
日程第5 議案第2号 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算  
日程第6 議案第3号 平成21年度幕別町老人保健特別会計予算  
日程第7 議案第4号 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第8 議案第5号 平成21年度幕別町介護保険特別会計予算  
日程第9 議案第6号 平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算  
日程第10 議案第7号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算  
日程第11 議案第8号 平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算  
日程第12 議案第9号 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算  
日程第13 議案第10号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算  
日程第14 議案第11号 平成21年度幕別町水道事業会計予算  
(以上、予算審査特別委員会報告)
- 日程第15 議案第21号 幕別町介護保険臨時特例基金条例  
日程第16 議案第22号 幕別町地域福祉計画策定員会条例  
日程第17 議案第23号 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例  
日程第18 議案第30号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例  
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第19 陳情第1号 [公契約に関する基本法の制定を求める意見書]の提出を求める陳情書  
日程第20 陳情第3号 [所得税法第56条の廃止を求める意見書]採択についての陳情書  
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第21 陳情第2号 [雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書]の提出を  
求める陳情書  
日程第22 陳情第6号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情  
日程第23 陳情第7号 農水省の[農地改革プラン]でなく農業再生の役立つ農地制度を求める意見書の  
提出を求める陳情  
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第24 陳情第4号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求  
める意見書提出を求める陳情書  
日程第25 陳情第5号 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の提出を求める陳情  
(以上、民生常任委員会報告)

- 日程第25の2 発議第4号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書
- 日程第25の3 発議第5号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書
- 日程第25の4 発議第6号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書
- 日程第25の5 発議第7号 農水省の[農地改革プラン]でなく農業再生の役立つ農地制度を求める意見書
- 日程第25の6 発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書
- 日程第25の7 発議第9号 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書
- 日程第26 各常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第27 閉会中の継続審査の申し出(産業建設常任委員会)



# 会議録

平成21年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年3月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月25日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      16 大野和政      18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)  
14 永井繁樹      17 杉坂達男
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教 育 委 員 長 林 郁男      代 表 監 査 委 員 柏本和成  
会 計 管 理 者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 川島廣美      札 内 支 所 長 久保雅昭  
教 育 部 長 米川伸宣      総 務 課 長 川瀬俊彦  
税 務 課 長 姉崎二三男      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長 谷 繁      地 域 振 興 課 長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟

# 議事の経過

(平成21年3月25日 14:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番谷口議員、3番斉藤議員、4番藤原議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 14番永井議員。

17番杉坂議員より、本日欠席をする旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

## [付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議第2号及び、日程第3、発議第3号については会議規則第39条第3項の規定によつて、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第2号及び、日程第3、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

## [議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第2号、幕別町会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○議員（中橋友子） 1番中橋友子。

発議第2号の提案説明をさせていただきます。

発議第2号は、幕別町議会会議規則の1部を改正する規則について、提案の理由を説明させていただきます。

今回の会議規則の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律において、全員協議会を会議規則に規定することにより、正規の議会活動として位置づけさせることになったため、議会活動の範囲の明確化と、拡大を図ることを目的として提案するものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

発議第2号。

平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員、大野和政。

同じく賛成者、幕別町議会議員、乾邦廣であります。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則、上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により、提出いたします。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則、幕別町議会会議規則、昭和62年、議会規則第1号の一部を次のように改正する。

お手元に、新旧対照表の資料が配布されているので、同時にご覧ください。

第16章中、第122条を第123条とし、同書を第17章とする。

第15章中、第121条を第122条とし、同書を第16章し、第14章の次に、次の1章を加える。

第15章、全員協議会。

全員協議会の設置。

第121条、項第100条、第12項の規定により、議案の審査または、議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2、全員協議会は議員の全員で構成し、議長が招集する。

3、全員協議会の運営、その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則、この規則は交付の日から施行する。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第3号、市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持・存続を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中野敏勝議員。

○議員（中野敏勝） 発議第3号。

平成21年3月25日。

幕別町議会議員、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、中野敏勝。

賛成者、幕別町議会議員、牧野茂敏。

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持・存続を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（案）。

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字である。

現在多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネ

ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっている。

また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。

特に不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要である

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされた。しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のような医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出るとは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

以上のことから、地域医療は住民にとって、無くてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記。

1、療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。

2、公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところであるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること

3、地域の実情に合わせて医療療養病床を維持するとともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣、厚生労働大臣。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算から、日程第14、議案第11号、平成21年度幕別町水道事業会計予算の11議案を一括議題といたします。

予算審査特別副委員長の報告を求めます。

副委員長、堀川貴庸議員。

○議員（堀川貴庸） 報告をさせていただきます。

平成21年3月18日。

幕別町議会議長、古川稔様。

予算審査特別委員長、杉坂達男。

予算審査特別委員会報告書。

平成21年3月3日、本委員会に付託されました事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月17日及び18日の2日間

2、審査事件。

議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算。

議案第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算。

議案第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計予算。

議案第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算。

議案第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算。

議案第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算。

議案第8号、平成21年度幕別町公共要事取得特別会計予算。

議案第9号、平成21年度幕別町特別排水処理特別会計予算。

議案第10号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算。

議案第11号、平成21年度幕別町水道事業会計予算。

3、審査の結果。

原案を可とすべきものと決しました。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、討論を行います。

まず、議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算に対する原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○議員（中橋友子） 議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算に対する、反対討論を行います。

平成21年度の一般会計予算は、総額125億6,049万円。

前年度対比、マイナス6.1%で提案されました。

初めに、現時点における地方財政状況において申し上げたいと思います。

地方財政状況は昨年までとは違った様子を見せています。

2000年以来、続いてきた構造改革路線は、国民全体と地方自治体、地域社会に耐えがたい痛みを与え、貧困と格差を広げ、地域の衰退をもたらしてきました。

そのうえ、昨年秋、アメリカ初の経済破綻が地球規模での金融危機となって急速に広がり、労働者、業者を初め、多くの国民に大打撃を与え、今なお、深刻さを増しています。

これらの現状から、政府与党は構造改革の基本路線には固執しながらも、国民の支持を得るための、手直しを余儀なくされ、20年度末には地方交付税が、特別20年度補正予算では、地域活性化や雇用対策のための予算が、約1兆円生まれ、また、21年度は地方交付税が特別枠で1兆円の増額となりました。

したがって、新年度の予算については、20年度補正予算と、21年度の財政措置を一体として捉え、雇用喪失や地域活性化など町民の暮らしの安定を支えるために、有効に活用されなければなりません。

派遣切りや経営難、貧困は町内にも確実に広がっており、これらの支援が最も重要な課題として、特に求められています。

具体的な政策の中身で申し上げます。

今予算案では支援策として、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、10路線の町道整備事業や昨年に引き続き、札内中学校大規模回収、公共施設の維持・補修など、業者の受注機会を増やし、雇用喪失につながる事業や、農業支援として生産資材価格の高騰に伴う緊急対策資金の利子補給や、生乳増産支援、また、子育て支援として病後時保育の実施、無料の妊婦検診の回数増などの実施が計上され、これらはいずれも、町民要望に応えたものと評価するところであります。

しかし、住民要求と乖離する内容も含まれており、以下、次について申し上げます。

第1に国民投票、投票任命簿調整システム改修予算が初めて計上されました。

これは平成19年5月に施行された日本国憲法の改正手続きに関する法律に基づき提案されたものですが、この法律は国民の十分な議論と合意がないまま、与党の数の力で強行されたため、昨年の12月の法制審議会では、18歳という投票年齢に賛否両論併記の中間報告がされるなど、いまだ、関係する300以上の関係法令の整理の方向性も出されていないという現状にあります。

このようなことで、国民の生存権や戦争の放棄を定めた、いわば国民の羅針盤である憲法の改正手続きに踏み切るとは、大変危険なことであり、市町村が担うとされた、この手続きについては、国に対して中止の声を挙げていくことが必要であると考えます。

第2は滞納整理機構にかかわり申し上げます。

税や徴収の使用料についてであります。

町民の所得は昨年9月の時点で、年間所得200万円以下が、全体の70.0%を占め、年金収入だけでは200万円以下の収入が、79.5%となっています。

所得200万円以下の町民は、1年前に比べて、実に16.8%の増加となっています。

そのうえ、国のゆがんだ税制改正により、膨大な利益を上げている企業や株売却所得への減税がされている一方で、住民税の平民化による庶民増税が行われ、使用料の改定なども加えて負担が増え、生活は大変厳しくなっています。

租税の原則は、能力に応じて課税されるものであり、憲法25条の最低限の生活を維持するための生活費は非課税が原則です。

しかし、現状では、後期高齢者保険料や介護保険料など、無収入であっても負担が義務付けられており、当然、担税能力を超えた負担となり、このことが滞納の大きな原因になっていると考えます。

国税徴収法、第153条には、このような現状の救済のために、滞納処分を停止を定め、また、国税通速報では納税の猶予が定められています。

その最終判断は町長にあり、徴収にあたっては町民の実情を正確に把握することと併せ、法に基づく救済の適用も必要に応じて行っていかなければなりません。

職員の手を離れ、滞納整理機構に委ねては、これらの対応は困難になります。

もっと町民に寄り添った対応を行うべきであり、滞納整理機構への委託は中止すべきと考えます。

関連して、水道、上水道の給水停止も行っています。

生きていく上で欠かせない水を滞納の制裁処置として停止するという事は、行政として行うべきことではないと考えます。

基本的に収納率向上のための制裁処置を行うことは、実施すべきではない。このように思います。

第3に、給食費の値上げについてであります。

就学援助の対象者が、20%にも上ると予測されていること、また、何らかの支援がなければ学校に通えない生徒が6割にも上っている高校があることなど、子育て世帯の経済の困難さが浮かび上がってきている現状があります。

今回の引上げは食材費の高騰を理由に、給食費の大幅な値上げを決めています。学校給食費の、学校給食法の付帯決議にもあるように、食材費の支援を行政が行って応援することは、子育て支援の位置づけからも、大切であり、生活困難な子育ての現状にある家庭に対して、大きな支援となります。

それらの手立てを取っていけば、値上げは避けられたものと考えます。

最後であります。

忠類村と合併をして新町になって、3年を経過しました。

その効果については十分に検証を行い、今後の町づくりに生かさなければなりません。

当初の計画から見て積算の基礎とされている人口は、予定では毎年、250人の増加とされていましたが、現実には減少となっています。

地方交付税も予定通りの収入にはなっておりません。

一昨年だけでも、3億円の減収となっています。

今回の特別交付税や、第2次補正予算で多く配分されたとも言われていますが、もともと二つの町の分の合算と考えるなら、決して多い額とは言えません。

合併は財政の効果が一番とされてきた以上、現状について詳しく検証し、町民に説明していく責任があると考えます。

以上、平成21年度の予算に対する、反対討論であります。現状の経済危機は100年に1度とも言われています。

困難な状況にある町民をしっかりと支え、守ることは地方自治体の責務でもあります。

そのことを強く求め、討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大野和政議員。

○議員（大野和政） 16番、大野和政。

議案第1号、平成21年幕別町一般会計予算について、私は委員長の報告に対して、賛成の立場で討論を行います。

平成21年度予算額は、125億6,049万円で、前年度、当初予算との比較では、約80億円の減。

率にして6.1%の減となっておりますが、平成20年度の国の第2次補正に伴う、町の補正予算において、約4億円の追加補正をされたことを考えますと、厳しい歳入確保という状況の中で、町民の付託に応えるべく、工夫された予算になっているものと評価をしております。

本予算については予算特別審査委員会で充分議論をされましたところから、細部については申し上げることはいたしません。特徴的なものについて、述べさせていただきたいと思っております。

民生費では、社会福祉法人以外の法人が行うサービスに対する利用者負担を軽減することや、衛生費では妊婦一般健康審査に対する情勢を拡大すること。

農林業費では、農業経営緊急対策として、借入れ利息に対する利子補給を行うなど、また、商工費では、商店街活性化に向けた店舗開店等、支援事業を創設したこと。

学校給食では、幕別産の地場産食材を活用して、給食を子どもたちに提供するなど、町民の暮らしに密接なことがらに対し、新たなる施策を盛り込んでいることについて、町民の要望にキメ細やかに対応をされているものと確信をしたところであります。

さらに、葬祭場の改修工事。

農業基盤整備である道営畑総事業。

町道整備事業や公園施設、町寿命化事業、小・中学校耐震診断事業など、建設事業についても幅広く、予算がされているところであります。

このように多種多様な住民要望に応えるため、限られた財源の中で、本予算を組み立てたことに対して、改めて、敬意を表するものであります。

昨今の、地方自治体を取巻く環境は、国の三位一体以降、さらに厳しい財政状況をしいられており、本町においても、地方交付税の減少や、交際費比率の問題など、両財政運営において、いくつかの課題があるのも実情であります。

こうした厳しい財政環境の中において、歳入の一般財源の確保はもちろんのこと、職員数削減による人件費や繰上償還を含む交際費。

そして、経常経費の削減にも力を入れ、多様化する住民ニーズに最大限の配慮がなされているものと、評価をしております。

国の経済情勢や地方自治体の財政状況の将来を見通すことは、非常に難しいものと思われませんが、最大の行政改革と言われる、市町村合併を成就させた我が町では、今後、ほかの市町村よりも、財政基盤の安定が見込まれることから、町民の皆さんが住んでよかったと思える町になるよう、総合契約を始め、各種の計画を基本に、町民の目線に立って、さらに推進していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も、厳しい経済情勢が続くものと思われませんが、将来の見通しを踏まえた本予算が、町民との共同の精神に基づき、町民のための最善の予算であると、確信できるものであり、私は委員長、報告の通り、可とすることについて賛成するものであります。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、議案第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○議員（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して、平成21年度、幕別町国民健康保険特別会計予算に対する、反対討論を行います。

昨年暮れ、国民総生産は、年率換算でマイナス12.7%を記録し、さらに悪化する状況が進行しています。

一方、国民生活を支えるための国のセーフティーネットはずたずたになり、安心して暮らせる社会から、ますます遠ざかろうとしております。

国民健康保険法は、その第1条で、この法律は、国民健康事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。

しかし今、国保税が払えず、資格者証が発行され、医療機関にかかれないうで死亡するなど、報道が後を絶ちません。

この制度の目的化から大きく逸脱した状況となっていると言わざるをえません。

生活苦に陥ったときに安心して医療を受けられる制度にしていかなければなりません。

本町におきましては、国保担当者や、税、徴収担当者の努力にもかかわらず、平成19年度、537世帯12.2%が、また、所得100万円以下の世帯にあっては、316世帯に滞納があるという現実を考えますと、国保税が町民の担税能力を超えて、高すぎる結果だと言わざるをえません。

国保加入者は多くの年金生活者と、失業者や非正規労働者など、低所得者を多く抱えていることから、国のしっかりとした財政支援が不可欠であります。

しかしながら国は1984年の国保法改定で、国保への国庫負担率を45%から38.5%に削減し、その



後も財政支出を減らしてまいりました。

その結果、市町村国保総収入に占める、国庫支出の占める割合は 1984 年度の 49.8%から 2005 年度には、30.4%にまで、約 20%減少しています。

この結果、この間の一人あたりの国保税は、3万9,000円から8万円へと2倍以上になってしまいました。

所得に占める国保税率を比べますと、国保は 11.6%に対し、政管健保 7.4%、組合健保は 5.1%となっており、国保世帯はもっとも所得が低いにもかかわらず、もっとも高い保険料率がかけられています。

その結果、全国的にも滞納世帯の増加と資格者証発行による、受信遅れと、死亡にいたる事例が社会問題になっているところであります。

国保特別会計予算の反対理由は次のとおりであります。

第 1 は、安易な資格者証発行はあってはならないという点であります。

2月17日現在の、十勝管内の資格者証発行状況を見ますと、広尾・更別・中札内など、7町村が発行していないほか、帯広市 32 世帯、芽室町 30 世帯、足寄町 14 世帯のほかは、音更町 2 世帯など 1 桁以下の発行となっています。

本町の発行は、29 世帯であり、目立って多い数となっています。

今年 1 月の、我が党の小池あきら参議議員の質問趣意書に対して、政府は閣議決定した答弁書で、一つは医者にかかりたいのに医療費の一時払いが困難な場合、世帯主が市町村窓口はその旨を申し出れば、その世帯に属する被保険者に短期保険証を交付することができる。

もう一つは医療費の一時払いが困難だと申し出る状況は、保険証を取り上げることのできない、特別な事情に順ずるという見解を示しました。

こうした政府の公式見解に照らしても、経済的に困難を抱えて滞納している場合には、資格者証の発行を行わないということを原則とすべきであります。

第 2 番目には、全体の 12.2%にあたる、537 世帯が滞納する事態は、被保険者の担税能力を超えた保険税にあると言わなければなりません。

低所得者に対する保険税の減免制度を、町独自に充実させることが待ったなしの状態にあると考えるところであります。

所得 100 万円以下の世帯から、順次、減免制度を充実拡大させることを求めるものであります。

その第 3 は、本腰を入れて、国庫負担の拡大を政府に要求することを求めたいと思います。

国庫負担の拡大なしには被保険者の負担軽減と、国保特別会計の収支の改善はありえません。

このまま放置すれば、進行する国民皆保険制度の崩壊がさらに進むこととなります。

財源はあります。

政府に対して、アメリカの領土である、グアムの米軍基地建設に日本国民の 3 兆円もの税金投入をやめること、費用最効果の低い、大型公共事業などを中止をすること。大きな企業や資産家への減税の中止などを通じて、財源を生み出すことができます。

この財源を国保会計に対する国民負担を元に戻すよう、町村会を挙げて協力を運動することを求めたいと思います。

以上、平成 21 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○議員（前川雅志） 議案第 2 号、平成 21 年度幕別町国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は社会保険に加入できない自営業者、農業者及び 75 歳未満の高齢者を対象とする健康保険で、日本の国民皆保険制度を支える制度であります。

本町の平成 21 年度、加入者数は、8,850 人。

率にして、32.4%。

4,400世帯。

率にして39.2%を見込み、算定されています。

町内に4割弱の世帯が加入している状況であり、町民の命を守り、健康な暮らしを支える大きな役割を担っています。

しかし、国民健康保険を取巻く環境は、アメリカの金融危機に端を発する大不況から、町民の所得の伸びが見込めず、税収確保に苦慮されることが予測される大変厳しい状況にあると思われま

す。また、国民健康保険は被保険者に高齢者が多いという構造から、医療費は依然として増加傾向にあり、他の健康保険と比べ、医療費の伸びが大きいという実態があります。

滞納による減収は、他の善良な納税者の負担増につながっており、公平性の確保の観点からも、納税額の減少に努める必要があります。

滞納者に対しては、これまでも、納税を促す努力をされておりますが、滞納者とお会いできて初めて、何らかの対応ができることから、さらに、キメ細かい対応に努めていただきたいと思います。

また、低所得者に対しては、法定軽減という制度を設けており、均等割額及び平均割額の7割、5割り、2割を軽減しており、平成20年度では、4割以上の世帯が適用されています。

さらに、国民健康保険の特別会計の健全財政維持のために、国の基準に基づく繰入れのほか、財政支援的な基準外繰入れを、平成20年度は2,200万円。

平成21年度は2,290万円の予算が計上されています。

この、低所得者対策、基準外繰入れは、町全体で国民健康保険特別会計を支援していくという姿勢であり、この町の取組みを評価いたします。

平成20年度より、義務付けられました、特定健康審査への取組みは、生活習慣からなる肥満や、高血圧などに起因する疾患、いわゆる、メタボリックシンドローム防止と予防のためであり、自身の健康管理の必要性を理解していただいた上で、受診率の向上と同時に町民の健康増進に努めていただきたいと思います。

以上のことから、今後も、町民の健康で明るい暮らしを守るため、国民健康保険特別会計の健全な運営に努めていただくことを期待いたしまして、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対し、可とした委員長報告を賛成することを申し上げ、討論を終わります。

○議長（古川 稔） ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成21年度幕別町老人保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長(古川 稔) 次に、議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番(谷口和弥) 私は、日本共産党議員団を代表して、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

介護保険制度は、平成12年4月に創設され、9年が過ぎようとしています。

介護保険法の第1条では、要介護状態となった人がその有する能力に応じて、自立した日常生活営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うため、介護保険制度を設けると書かれています。

介護保険創設時より、介護保険サービスの提供基盤が整備され、要介護認定者やサービス利用者は増加していますが、サービスが必要な高齢者にとって、介護保険制度の目的がどの程度達成されているか、検証が必要なのではないのでしょうか。

幕別町高齢者保健福祉ビジョン2009が策定され、2009年度から3年間の高齢者福祉事業・介護保険事業のありかたが示されました。

ビジョン策定にあたって、昨年、町が行った、高齢者生活アンケート調査の結果では、現在の介護保険料について、負担を感じる、やや負担を感じるとの回答が75.1%。

サービス利用業については44.7%という結果がでています。

保険料を滞納すると、医療用が1割負担から、3割負担になったり、保険給付が差し止められたりすることになります。

所得の少ない人ほど、高齢期に介護の必要性があることは、研究者の調査から明らかになっています。

高齢者を取巻く経済的な状況は、年々厳しくなっています。

昨年9月現在で、幕別町内における年金受給者のうち、年収200万円以下が約80%。

さらに、100万円に以下の人の割合が、56%となっています。

年金制度は2004年度の制度改革によって、厚生年金、国民年金とも2007年まで、自動的に掛け金が引上げられる一方で、給付額は2023年までに、約15%引き下げられていきます。

現在の介護保険では、所得の少ない人が事実上、公的介護から排除され、厳しい生活に陥ってしまうことになります。

幕別町第5総合計画では高齢者福祉に関して、生きがいを求める高齢者福祉の推進と謳っています。

幕別町高齢者保健福祉ビジョン2009においても、表理念に、安心・安定・安定が掲げられています。

その実現のためにも、高齢者が実現している、生活の困難や、暮らしの不安の解消に目を向け、高齢者の立場に立って、国や道に介護保険制度の改善を求めることに加え、町独自に介護保険料やサービス利用料の減免制度を拡充するなどといった施策で、困難さの打開を図ることに重きを置くべきではないでしょうか。

介護保険特別会計に反対する理由は、次の2点であります。

第1は、介護保険料の標準額の値上げが提案されていることにあります。

第3期では、基準額が月額3,350円でしたが、第4期においては、月額3,850円と500円の値上げとなっています。

激変緩和措置の終了により、急激な保険料値上げにならないよう、保険料を6段階から、8段階、9区分としたことと、介護給付期準備基金を最低限必要とされる金額だけを残して、取り崩したことは、評価ができます。

また、介護保険認定者数、増加によって、給付サービスが増えること、第一号被保険者の給付費の負担割合が国の方針で、1%アップしたことなど、値上げにつながる理由があることも、承知をしています。

しかし、保険料値上げは、負担に頼らない低所得の年金生活者の増加につながります。

保険料を払いたくても払えない、サービスを利用したくても利用できない、もしくは、回数を制限しなくてはならない、そういうケースがますます増えていくと予想されます。

先ほどの町民アンケートでも明らかのように、保険料、利用料の負担は第3期の保険料ですら大変な負担となっています。

介護保険料の値上げを抑えるのに、町の一般会計からの繰入れが必要な額に、すでになっているのではないのでしょうか。

一般会計からの繰入れを早急に検討していくべきと考えます。

また、収入が、生活保護世帯を対象にした、町独自の、保険料の減免制度の新設をするべきと考えます。

介護保険制度の国庫負担の引き上げを全国市長会、全国町村会も要求していますが、幕別町においても、さらに、強気に運動を進めていくことを求めたいと思います。

第2は、介護保険サービス提供基盤の整備の遅れにあります。

特別養護老人ホームの待機の人数が、解消されていません。

全道で2万4,000人以上。

十勝全体で、2,000人以上の人が入所待ちになっているなど、深刻な状況が続いています。

介護保険事業者に向けて行った介護サービス参入意向調査の結果を見ても、幕別町への特別養護老人ホームへの参入は平成24年以降となっています。

在宅での介護のために、家族の負担が介護保険制度創設後も重たいものがあり、全国で1年間に14万人の人が家族介護のために仕事を辞める、そんな事態になっています。

介護を苦しめた痛ましい事件も続いています。

今、誰もが、安心できる介護保険制度を見直すことは、高齢者の生活権威を守るだけではなく、介護分野に新たな雇用を生み出し、介護を利用とした、介護を理由とした、移植者を減らすなど、町としても経済効果の見込まれるものではないのでしょうか。

町の指導で、十勝高齢者保健福祉における近域市町村との計画との整合性をはかり、早急に特別養護老人ホームなどの入所施設の整備を進めていくべきと考えます。

以上、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算の反対討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算について、私は、委員長の報告に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

ご承知のように、介護保険制度は、平成12年4月からの導入からはや9年を過ぎようとしておりますが、社会全体で介護を必要とする、高齢者を支えていく仕組みとして、着実に定着し、世界一の長寿国を支える、我が国の保険福祉施策の大きな一翼を担っているところであります。

しかし、一方では平均寿命の延びに伴い、高齢者人口は今後も増加を続け、平成27年には国民の4人に1人以上が高齢者という、超高齢者社会を迎えるとともに、認知症高齢者や、一人暮らしの高齢者世帯の増加が見込まれております。

本町においても、本年、2月末現在で高齢者人口は6,568人。

高齢化率では、24.0%であり、全国平均を上回るペースで、高齢化が進んでいるところであります。

こうした状況の中、提案されております、本町の平成21年度介護保険特別会計予算につきましては、住民の皆さんで構成する、介護保険運営等協議会で審議された、第4期介護保険事業計画の内容が充分反映されているとともに、現状と向こう3年間の状況を的確に捉えており、介護保険制度を将来にわたって、持続的に運営できるものとして、高く、評価するところであります。

まず、介護保険料についてであります。月額基準保険料を現行より、500円アップの3,850円とするものであります。保険料の設定は、サービス給付の総量により、算出されるものであり、必要なサービスが提供されることの結果として、このように設定されたものと認識しております。

サービス給付の自然増に加えて、介護報酬の引上げや、第一号被保険者の負担割合が上がるなど、厳しい状況の中、所得段階において、第4段階に特例として、0.9の算定基準を設定するなど、被保険者の負担能力に応じた、8段階、9区分の保険料を新に設定するとともに、準備基金の取り崩しなど、保険料の軽減に努力された姿勢が伺えるものであります。

次に、低所得者の家庭の対策についてであります。ただいま申し上げました、保険料の軽減に加えて、町独自の訪問介護利用者、負担軽減事業の継続。

さらには、課題となっておりました社会福祉法人等、利用者負担額軽減事業の対照事業所を拡大するなど、低所得者の負担軽減と、負担の公平性の確保を図るものとして、評価するものであります。

次に、介護基盤の整備についてであります。グループホーム、小規模多機能型居宅事業所、認知症多様型通所介護事業所のなど、地域密着型サービスの参入の促進。

介護予防事業の充実など、施策として掲げており、必要とする介護サービスを安心して利用することができる、環境づくりへの努力が伺えるところであります。

前段、申し上げましたが、超高齢社会の到来に伴い、介護保険の果たす役割はますます重要になってまいります。

社会保障制度は、国全体としての対応が基本ではありますが、住民にもっとも身近な市町村として、制度の基本、原則を遵守しつつも、住民本意の対応が必要なことは言うまでもありません。

住民の皆さんから、ご意見、ご要望、さらには議会の場での審議を真摯に受け止め、今後の施策の展開に十分、反映していかれることを充分期待するところであります。

終わりに、厳しい財政状況に加え、住民の負担は軽く、サービスは手厚く、相反することが求められている中で、全体的なバランスに配慮しながら、本予算を編成されたご労苦に敬意を表し、同時に、介護保険制度のさらなる充実を図れることを強く期待するものであります。

以上、議員の皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論ありませんか。

（なしの声）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするも

のであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長(古川 稔) 次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮りいたします。

議案第 11 号、平成 21 年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、15時20まで休憩いたします。

（15：05 休憩）

（15：20 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括議題・委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第 15、議案第 21 号、幕別町介護保険臨時特例基金条例から、日程第 18、議案第 30 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の 4 議件を一括して議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 朗読をもって報告いたします。

平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成21年3月3日、本委員会に付託された事件、議案第21号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月3日及び13日、2日間。

2、審査事件。

議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、平成21年の介護報酬の改定に伴う保険料の急激な上昇を抑制するための基金の設置を定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を可とすべきものと決した。

平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成21年3月3日、本委員会に付託された事件、議案第22号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月3日及び13日、2日間。

2、審査事件。

議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、幕別町地域福祉計画の策定に関し必要な事項について協議する委員会の設置についてを定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を可とすべきものと決した。

平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成21年3月3日、本委員会に付託された事件、議案第23号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月3日及び13日、2日間。

2、審査事件。

議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議する地域協議会の設置についてを定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を可とすべきものと決した。

平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成21年3月3日、本委員会に付託された事件、議案第30号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月3日及び13日、2日間。

2 審査事件。

議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、介護保険料の額の見直し等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

結果、保険料を算定する際の所得段階の細分化による軽減措置については評価されるが、保険料の減免制度の創設についての意見も出され、起立採決により結論をみた。



4 審査の結果。

原案を可とすべきものと決した。

以上。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を認めます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第 21 号、幕別町介護保険臨時特例基金条例に対する委員長の報告は、原案を可とするもの  
あります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 22 号幕別町地域福祉計画策定委員会条例に対する委員長の報告は、原案を可とするもの  
あります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 23 号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例に対する委員長の報告は、原案を可とす  
るものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 30 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とす  
るものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[一括議題・委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第 19、陳情第 1 号及び日程第 20、陳情第 3 号を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川敏春議員。

○10 番（前川敏春） 平成 21 年 3 月 25 日。

幕別町議会議長、古川稔様。

総務文教常任委員長、前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成 21 年 3 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 21 年 3 月 12 日、1 日間。

2、審査事件。

陳情第 1 号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

厳しい財政状況を背景に、公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、国や地方自治体から民間事業者への公共工事や委託事業等における低価格・低単価の契約や受注が増大している。

このため受注先である民間企業の経営悪化や労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるより良い社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善し、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要であり、地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のための公契約基本法の制定が急務である。

政府は、公契約に関する基本法の制定を実現するよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

平成 21 年 3 月 25 日。

幕別町議会議長、古川稔様。

総務文教常任委員長、前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成 21 年 3 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 21 年 3 月 12 日、19 日、2 日間。

2、審査事件。

陳情第 3 号、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書採択についての陳情書。

3、陳情の趣旨。

中小業者は地域経済を支え、活力を与える不可欠な存在である。

所得税法第 56 条は家族が従業している場合、どんなに長時間働いても、その給料は税法上では必要経費に認められず、全て事業主の所得に合算され、家族従業者は、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっており、このことは、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告をすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働者に対し、青色と白色で差をつける制度自体矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費として認めている。

政府は、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止するよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第1号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、陳情第3号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についての陳情書についての討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 所得税法、第56条の廃止を求める意見書の提出を求める、陳情書に対する賛成討論を行います。

所得税法、第56条は業分用紙に配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に参入しないとなっています。

家族が従業している場合、どんなに長時間働いても、その給料は税法上では、必要経費に認められず、すべて事業主の所得に合算されることになっています。

事業主の所得から、控除される働き分は配偶者の場合は、年間86万円。

家族の場合は、年間50万円で、家族従業者は、いくら働いても所得は認められず、他の経費と同じく、控除の対象にしかなっていません。

したがって、社会的にも、経済的にもまったく自立できない状況になっています。

融資、保証、資格取得などで、差別を受けている実態は深刻です。

保育所、入所申告のとき、所得証明書が取れないので、民生委員の資料が必要になる地域もあります。

子供たちが、家族従業者の場合、独立するための住宅ローンも組めません。

最低賃金から見ても、低単価、低工賃の原因であり、中小業者が加入する国民年金の平均は、5万2,000円と老後の年金は暮らせないほど、低い原因にもなっています。

そのため、家業を手伝いたくても、手伝えないことが後継者不足に拍車をかけています。

税法上では青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、税務署庁が記帳の不備など理由に認められないとし、青色申告を繰り返せば、給料は経費から除外されます。

事業専従者の給料は正確には労働に対する、報酬と認められていないので、同じ労働に対しても、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

青色申告は1947年に導入された、申告納税制度を定着させる役割を担ってきました。

白色申告書は原則として、簡易な記帳を採用できますが、青色申告は、記帳の省令という目的のもとに、一定の記帳義務が課せられています。

青色申告が導入されてから、半世紀を越えた現在では、会計知識の向上、パソコン会計の普及、各

種、同業者団体が作成する、工夫された記帳ノートなどが行き渡っていることなど、青色申告者と白色申告者との間に実質的な差異は、見られなくなっています。

56条は戦前の家族主義に基づく、世帯単位家庭の名残であり、個人所得課税原則に反するとともに、親族の人権を尊重しないものになっています。

きんき青年税理士連盟が、所得税は個人課税を大原則とするものであり、当条例のごとき、世帯単位課税は、その原則に大きな例外をもたらすものであり、適切ではないと廃止意見を述べているように、所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択すべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） これより、採決をします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第3号、所得税法第五十六条の廃止を求める意見書採択についての陳情書は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立、少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

[一括議題・委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第21、陳情第2号から日程第23、陳情第7号までの三議案を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 平成21年3月25日

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月4日、1日間。

2、審査事件。

陳情第2号、雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

米国発の金融危機による世界的不況は、我が国においても企業経営の急激な悪化をもたらし、派遣労働者の解雇・雇止め、採用内定の取り消しなど深刻な雇用問題が発生している。

このような中、年度末を控えて一段と雇用不安が高まっており、雇用対策の強化が急がれている。

雇用の維持・安定は、経済社会の健全な発展に不可欠であり、国は雇用対策を充実するとともに生活不安を解消しセーフティネットを拡充整備するよう強く求める。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

平成 21 年 3 月 25 日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成 21 年 3 月 3 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

##### 1、委員会開催日。

平成 21 年 3 月 4 日、1 日間。

##### 2、審査事件。

陳情第 6 号、国の季節労働者対策の強化を求める要望書、要望意見書採択に関する陳情。

##### 3、陳情の趣旨。

季節労働者の冬季間の雇用と、生活を支えてきた冬季、技能講習など国の季節労働者、冬季弁護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が削減され、連冬季の季節労働者の生存を危ぶまれる深刻な事態となっており、健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、命と朗報、おびやかすことになりかねない。

国は通年、雇用促進支援事業など実施しているが、予算規模が少なく、労働者の所得保障に関わるものは、認められていないため、有効な対策となっていない通年雇用化が必要だが、厳しい雇用状況のもとでは冬季間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっている。

政府は抜本的な雇用、失業対策が求められている中、季節労働者対策においても、必要な措置を講ずるよう強く求める。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

平成 21 年 3 月 25 日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成 21 年 3 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

##### 1、委員会開催日。

平成 21 年 3 月 4 日、1 日間。

##### 2、審査事件。

陳情第 7 号、農水省の農地改革プランでなく、農業再生に役立つ農地制度を求める、意見書の提出を求める陳情。

##### 3、陳情の趣旨。

農水省は食料供給力の強化をかかげ、一般の株式会社による農地の貸借をすすめる農地改革プラン

を本国会に提出しようとしている。

今回のプランは耕作者主義の原則を掘り崩し、利潤第1の株式会社に農地の貸借を求めるものである。

企業参入が自由になれば、有利な作物から家族経営が駆逐され、採算を理由にした耕作放棄や、利潤の見込める用途への転用など、地域農業を阻害する懸念が強まり、農地農村を地層荒廃させかねない。

政府は40%まで下落した食料自給率の向上を急務とし、耕作放棄の解消や、農産物の輸入拡大と価格暴落を野放しにして、農家の経営意欲を奪ってきた。

農政を根本的に見直すよう、強く求める。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

#### [採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第2号、雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第6号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第7号、農水省の農地改革プランでなく農業再生に役立つ農地制度を求める意見書の提出を求める陳情についての委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

#### [一括議題・委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第24、陳情第4号及び日程第25、陳情第9号を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成21年3月3日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月3日、13日、2日間。

2、審査事件。

陳情第4号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅な増額を求める意見書提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

急激な少子化の進行のもと、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、保育・学童保育・子育て支援施策の整備・拡充に対する国民の期待が高まっている。

現在、国が行っている、保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や、最低基準の廃止・引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、こうした改革が進めば、経済効率の優先や、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により、子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになる。

よって、国においては、この保育制度改革の議論をすすめるにあたり、現行保育制度を基本にしつつ、これを拡充し、この分野における予算枠を大幅に改善するよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

平成21年3月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成21年3月18日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年3月18日、1日間。

2、審査事件。

陳情第9号、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

今年、障害者自立支援法に規定された見直しの年にあたるが、国が示した見直し案では、応益負担を基本にする姿勢は変えず、問題の根幹には手をつけないもので、国民の願いに応えるものではない。

法施行後の障害者や施設の深刻な実態を見れば、制度の抜本的見直しが必要である。

現行の障害者自立支援法は、政府が批准を予定している、国連の障害者権利条約にも真っ向から反している。

政府は、障害が重い人ほど負担が重くなる、応益負担の制度を廃止し、障害者が人間らしく生きる権利を真に保障する制度にするよう強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第4号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第9号、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の提出を求める陳情の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（15：57 休憩）

（15：59 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布致しました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第25の2、発議第4号公契約に関する基本法の制定を求める意見書案から日程第25の7、発議第9号、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書案の6議件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に報告のありました総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び民生常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略しただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第5号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第6号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第7号、農水省の[農地改革プラン]でなく農業再生に役立つ農地制度を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第8号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第9号、障害者自立支援法の抜本の見直しを求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

日程第27、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

産業建設常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布致しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣言]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 21 年、第 1 回、幕別町議会定例会を閉会いたします。

(16 : 04 閉会)